

令和7年度調査委託研究

インターネット上の権利侵害における 損害賠償請求に係る外国司法判断の 実情に関する調査研究報告書

令和8年

公益社団法人商事法務研究会

は し が き

インターネットの普及まで、不特定多数の人に対する情報伝達の方法による名誉・プライバシーの侵害は、もっぱら、新聞・雑誌・テレビなどマスメディアを通じて行われた。今日では、インターネット技術を利用した新たな情報伝達手段が一般化し、ソーシャルメディアを通じた個人による情報発信や広範囲のコミュニケーションが活発になっている。これに伴い、名誉・プライバシーの侵害もインターネット上の流通情報によるものが急増し、誹謗中傷による深刻な被害例もみられる。

このような名誉・プライバシー侵害に対する私法上の救済手段としては、差止請求（削除請求）と損害賠償請求（慰謝料請求）の2つが存する。後者における慰謝料の額は、裁判所が諸般の事情を考慮して裁量によって算定するところ、裁判所による認容額については、時に、水準が低すぎるとの批判も向けられる。過去にはマスメディアによる名誉毀損をめぐって、現在はインターネット上の誹謗中傷をめぐって、再び、適正な賠償額の在り方が問題とされている。

本報告書は、このような状況を背景として、インターネット上の流通情報による名誉・プライバシー侵害に対する損害賠償について、その賠償額や算定方法を中心に、外国における司法判断の実情を調査したものである。日本の裁判例における損害賠償額（慰謝料額）の実情については、既に「インターネット上の名誉権侵害等の損害賠償額等に関する調査報告書」（令和8年4月、法務省民事局）が公表されており、本報告書はこれと対をなす。

本報告書では、対象国として、ヨーロッパから、イギリス、ドイツ、フランスの3か国を選んだ。また、調査方法の面では、各国における実情を把握するため、判例や文献に基づく調査とともに、研究者や実務家に対するインタビューを組み合わせている。

3か国の報告においては、まず、前提となる法制度に関して、名誉・プライバシー侵害の要件やその効果としての損害賠償についての説明がされる。続いて、損害賠償額の算定に当たって考慮される要素や、インターネット上の匿名の発信者を特定するための手続費用の負担等について、インタビューによる知見も踏まえた説明がされる。最後に、インターネット上での名誉・プライバシー侵害のモデルケースにおける賠償額やその考え方について、インタビュー調査の結果が報告される。

インタビュー調査は、各国の研究者・実務家に対し、7つのモデルケースに基づき、当該ケースでの賠償額や額算定における考慮要素を問う方式とした。モデルケースは、インターネット上の流通情報による権利侵害に対する損害賠償の額について、名誉・名誉感情・プライバシー侵害の場合の賠償額や考慮要素を相互に対比するだけでなく、出版による名誉毀損や交通事故による負傷の場合とも比較することができるよう設定されている。

ここでは、対象国の横断的な観察から、以下の総論的指摘をするにとどめる。

まず、3か国の共通点として、名誉・プライバシー侵害による損害賠償の額について、算定表類似のものは存在しない。いずれの国でも、裁判所が個別事件ごとの具体的事情を評価して適正な額を算定するものとされている。

これに対して、名誉・プライバシー侵害の場合において損害賠償という救済手段に期待さ

れる機能は、3か国の間で相違がみられ、賠償額への影響がありうる。イギリスでは、名誉侵害による一般損害賠償につき、名誉を回復し、これを将来に向けて保護する機能が重視される。他方、フランスでは、象徴的な1ユーロの損害賠償請求が多くみられる。また、ドイツでは、非財産的損害の賠償は、非金銭的救済手段による回復が困難な場合にのみ認められ、また、満足機能が前面に立つ。

さらに、名誉・プライバシーの侵害行為が利益獲得を目的とする場合への対応にも、国ごとに相違がある。フランスでは、賠償額の算定にあたって、収益目的は特に考慮されない。他方、イギリスでは、加重的損害賠償の要素となるほか、懲罰的損害賠償の可能性も排除されない。また、ドイツでも、人格権侵害による損害賠償には予防・抑止の機能もあるとされ、利益追求の側面が額算定に反映される。

本報告書を基礎資料として、インターネット上の流通情報による名誉・プライバシー侵害に対する損害賠償について、実務・理論の両面からさらに検討が深められることを期待する。

2026 年

橋本 佳幸

目 次

賠償額の比較検討のためのモデルケース及び設問の設定について	1
-------------------------------------	---

第1章 イギリス（イングランド及びウェールズ）	9
-------------------------------	---

第1 前提となる法体系	9
-------------------	---

Ⅰ. イングランド法の概観	9
---------------------	---

Ⅰ. 名誉侵害・私的情報の不正利用・ハラスメント・データ保護	9
--------------------------------------	---

Ⅱ. 名誉侵害	11
---------------	----

Ⅰ. 名誉侵害法の基本構造	11
---------------------	----

2. 名誉侵害と人権法	14
-------------------	----

3. 法的救済	17
---------------	----

4. 損害賠償の内容	19
------------------	----

Ⅲ. 私的情報の不正使用	24
--------------------	----

Ⅰ. 不法行為類型としての承認	24
-----------------------	----

2. 現行法の概要	24
-----------------	----

3. 法的救済	27
---------------	----

4. 損害賠償の内容	28
------------------	----

Ⅳ. ハラスメント	30
-----------------	----

Ⅰ. 1997 年ハラスメント防止法	30
--------------------------	----

2. 法的救済——損害賠償と差止め	31
-------------------------	----

3. ハラスメントと名誉侵害	32
----------------------	----

Ⅴ. データ保護法	33
-----------------	----

Ⅰ. 概観	33
-------------	----

2. 個人データ保護法制の枠組みと適用対象	33
-----------------------------	----

3. 法的救済	34
---------------	----

4. データ保護と名誉侵害	37
---------------------	----

第2 賠償額の算定に当たって考慮される（されない）要素等について ...	38
--------------------------------------	----

Ⅰ. 賠償額の算定に当たって参照する指標等について	38
---------------------------------	----

2. 賠償額の算定に当たって考慮される（されない）要素について	40
---------------------------------------	----

3. 賠償請求に要した費用	51
---------------------	----

第3 モデルケースにおける賠償額等の考え方	53
-----------------------------	----

Ⅰ. ケース 1	53
----------------	----

2. ケース 2	53
----------------	----

3. ケース 3.....	54
4. ケース 4.....	54
5. ケース 5.....	54
6. ケース 6.....	55
7. ケース 7.....	55
第4 その他、当該国の名誉毀損訴訟の特徴等	55
1. イングランド法における損害論の要点	55
2. イングランド法における救済制度のあり方	56
3. イングランド法が直面する課題——司法アクセス格差やスラップ訴訟対策	56
4. その他の関連規制との関係と近時の動向	56

第2章 ドイツ.....59

第1 前提となる法体系等	59
1. 概論	59
(1) 要件効果の概観	59
(2) 人格権侵害にかかる請求根拠	60
(3) 法的救済	63
(4) 人格権侵害による非財産的な損害に対する金銭補償（慰謝料）の概要	65
2. 人格権の保護と表現（言論・報道・放送・芸術）の自由との衡量及びその 限界	69
(1) 比較衡量——人格権の保護と表現の自由	69
(2) ドイツにおける多層的規範構造——基本法・EU 基本権憲章・欧州人権条約	70
(3) 表現内容の確定と正当化	71
(4) 表現の自由のもとで保護されない表現	73
3. 侮辱表現が特に保護される場面	79
(1) 職務中の警察官に対する侮辱	79
(2) 親密な家族関係又は親密な信頼関係における侮辱表現	79
(3) 権利のための闘争、権利行使	80
4. 肖像・画像	80
(1) 肖像権の保護——本人の同意と比例原則	80
(2) 親密領域に関わる肖像侵害	81
(3) 親密領域の絶対的保護の例外	81
(4) その他	82
5. インターネットにおける人格権侵害の増幅リスク——いじめ・嫌がらせ	83
(1) サイバー空間におけるいじめやハラスメント	83
(2) インターネット上でのさらし行為	83

6. アルゴリズム型表示による人格権侵害——検索エンジンのオートコンプリート機能	84
7. データ保護基本規則違反に基づく非財産的損害の賠償	84
(1) 前提	84
(2) 要件	84
第2 賠償額の算定に当たって考慮される（されない）要素等について ..	85
1. 賠償額の算定に当たって参照する指標等について	85
(1) 名誉権・プライバシー侵害に関する指標等	85
(2) 生命・身体に対する侵害に関する指標等	86
2. 賠償額の算定に当たって考慮される（されない）要素について	87
(1) 侵害の意味と影響範囲	87
(2) 加害者側の事情	94
(3) 被害者側の事情	98
3. 賠償請求に要した費用	100
(1) 弁護士費用の負担に関する規律	100
(2) 匿名の投稿の発信者を特定するための費用	101
(3) 保険制度	102
第3 モデルケースにおける賠償額等の考え方	102
1. ケース1	102
(1) 後遺障害がない場合	103
(2) 後遺障害がある場合	103
2. ケース2	103
(1) 基本的な枠組み	103
(2) 本件における金銭補償の可能性と水準	103
3. ケース3	104
(1) 基本的な枠組み	104
(2) 金銭補償の可否・評価	104
(3) 補足	104
4. ケース4	104
(1) 違法性の評価	105
(2) 金銭補償の可否・水準	105
(3) 補足——小規模 SNS 事案における訴訟戦略	105
5. ケース5	105
6. ケース6	105
7. ケース7	106
第4 その他当該国の名誉毀損訴訟の特徴等（本報告の要旨を含む）	107
1. 人格権侵害による金銭補償の法的性質	107
2. 人格権侵害における領域モデルと利益衡量	107
3. 人格権侵害による金銭補償の水準	107
4. 人格権侵害による金銭補償額の算定要素	107

5. 人格権侵害をめぐる近時の動向	108
【別表Ⅰ】ドイツにおける名誉関連の裁判例	109
【別表Ⅱ】ドイツにおける肖像権関連の裁判例	127
 第3章 フランス	137
第Ⅰ 前提となる法体系等	137
1 民事責任の一般規定	137
2 私生活の尊重を求める権利の侵害	137
(1) 民法典9条	137
(2) 「私生活」概念	137
3 名誉毀損および侮辱	138
(1) 1881年法および刑法典上の「名誉毀損」および「侮辱」	138
(2) 名誉毀損・侮辱に関する罰則	139
(3) 1881年法上の名誉毀損罪・侮辱罪の成立が阻却される場合	139
(4) 責任追及の方法	140
(5) 1881年法と民法典9条・1240条との関係	140
第2 賠償額の算定に当たって考慮される（されない）要素等について	141
1 賠償額の算定に当たって参照する指標等について	141
(1) 名誉毀損・私生活侵害に関する指標等	142
(2) （参考）生命・身体に対する侵害に関する指標等	142
2 賠償額の算定に当たって考慮される（されない）要素について	143
(1) 媒体	143
(2) 拡散の程度	143
(3) 当事者の属性	143
(4) 具体的事実の摘示の有無	144
(5) 差別的意図	144
(6) 収益目的	144
(7) 私生活侵害の場合	144
3 賠償請求に要する費用の扱い	144
(1) 弁護士費用の負担に関する規律	144
(2) 匿名の投稿の発信者を特定するための費用	145
(3) 保険制度	146
第3 モデルケースにおける賠償額等の考え方	146
1 ケース1について	147
2 ケース2について	147
3 ケース3について	147
4 ケース4について	147

5 ケース5について	147
6 ケース6について	147
7 ケース7について	148
第4 その他フランスの名誉毀損訴訟の特徴等	148

監 修

橋 本 佳 幸 京都大学大学院法学研究科教授

諸外国調査・執筆者（掲載順）

若 林 三 奈 龍谷大学法学部教授（イギリス／ドイツ）

村 田 健 介 名古屋大学大学院法学研究科教授（フランス）

賠償額の比較検討のためのモデルケース及び設問の設定について

本調査研究に際しては、国内外の賠償額の動向を比較検討するため、7件のモデルケースと、これらに関する10個の質問を設定した。

これらのモデルケースは、ケース1・7を除き、法務省民事局「インターネット上の名誉権侵害等の損害賠償額等に関する調査報告書¹」（令和8年4月）（以下「賠償額報告書」という。）の別表Ⅰ・Ⅱに掲載した裁判例の中からモデルケースの基礎となる事案を選択し、事案を具体化するために適宜事実関係を補足的に設定したものである。したがって、基礎とした裁判例の事案とモデルケース記載の事実関係は完全に一致するものではない。

モデルケースの設定の趣旨並びに基礎とした裁判例及び同裁判例における認容慰謝料額は、下記の□囲み欄記載のとおりである。

インタビュー対象者に対しては、下記の内容（□囲み欄及び脚注を除く。）を現地の言語に翻訳したものを事前に示した上で、インタビューを実施した。また、モデルケースの基礎とした裁判例における認容額は、インタビュー対象者から尋ねられた際にはこれを示した。

記

【モデルケース】

○比較事例

ケース1（身体に対する侵害ケース）

歩行者Xが、信号が青になるのを待って交差点を横断しようとしたところ、信号が赤になったのを見落としたバイクが交差点に進入し、Xと接触した。Xは、転倒し、右足の大腿骨を骨折した。Xは、骨折の治療のため、1か月入院し、続いて2か月の通院をした。骨折は完治し、後遺症は「①生じなかった／②1か所に神経症状が残存した」。

人格権侵害による慰謝料と身体への傷害による慰謝料（後遺障害慰謝料を含む。）を比較するために設定したモデルケースである。実務上広く用いられている（公財）日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準 2026年版』においては、上記事案のうち①の入通院慰謝料は98万円、②の入通院及び後遺障害慰謝料の合計額は208万円とされている。

¹ 法務省民事局ウェブサイト [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00373.html]

ケース 2（出版物、名誉毀損ケース）

Xは、人口約30万人のA市の市長である。Yは、新聞社であり、Yが発行する日刊新聞の発行部数は50万部である。

A市が計画するゴミ焼却場の建設をめぐって、5社の建設業者の社員が、入札談合の容疑により逮捕された。

Yは、発行する新聞の記事において、入札談合の容疑で逮捕された者が、警察・検察による取調べに対して、Xが受注を希望する建設業者から頻繁に高級レストランで接待を受けており、また、Xは入札談合の事実についても知っていたであろうと供述している旨を、詳しく報じた。この記事は、社会面のトップ記事であり、半ページ分を占めるものであった。

当該記事において摘示された事実（Xが関係者から頻繁に接待を受けていたこと、Xが入札談合の事実を知っていたであろうと関係者が供述していたこと）が真実であることは、証明されなかった。また、Yは、事実の確認のために十分な取材調査を行っていないかった。

大阪地判平成24年6月15日判時2166号80頁〔賠償額報告書別表II-7〕（認容慰謝料額600万円）を基礎としたモデルケースである。賠償額報告書の調査対象期間中の事案のうち最も高額な慰謝料額が認められた事案であり、原告が公職者という特徴がある。

○ネットの名誉毀損・プライバシー侵害事例

ケース 3（ネット、名誉毀損、著名人ケース）

Xは、著名な企業経営者であり、多数の著書を出版し、また、約300万人のフォロワーがいるツイッターアカウントを保有している。Yは、実業家であり、ブログのほか、約5万人のフォロワー数を有するツイッターアカウントを保有している。

Yは、自らのツイッターアカウント上で、「ここ数日、日本国内で出資詐欺などを繰り返してトラブルを起こしていた反社会的勢力が、インターネットを利用して怪しいビジネスを始めている件が、テレビで盛んに報道されている。これは、Xのようなカルトビジネス（反社会的又は犯罪的なビジネスを意味する。）を政府が規制するきっかけになると思う。」との投稿をした。この投稿において摘示された、Xがカルトビジネスをしているとの事実は、裏付けのない、虚偽のものであった。

この投稿は、約500回リポストされ、約1000回いいねがされた。

東京地判令和4年8月4日判例集未登載（令和4年（ワ）第1104号）〔賠償額報告書別表I-51〕（認容慰謝料額10万円）を基礎としたモデルケースである。原告・被告双方が著名人であるという慰謝料額の増額要素になり得る事情がある一方、認容慰謝料額

は10万円とインターネットによる名誉権侵害の事案の中で相対的に低額であったという特徴がある。

ケース4（ネット、名誉毀損、一般市民ケース）

母Xと同居していた14歳の女子Aが家出をした上で自殺した。この事件は、テレビ・新聞やネットニュースで報道されて注目を集めた。ツイッター上では、この事件に関する投稿が、「#14歳女子凍死事件」、「#A」、「#A家庭環境」等のハッシュタグを付けて多数なされ、関係する投稿を容易に検索して閲覧することができた。

Yは、一般市民であり、フォロワー数10のツイッターアカウントを保有している。Yは、ツイッターに、上記のハッシュタグを付して、XによるAの養育態度や家庭環境が問題をはらむものであり、それがAの自殺の一因となったとする趣旨の10件の投稿をした。投稿は、第三者によってリポストはされなかったものの、上記Yのフォロワーのほか、ハッシュタグ検索をした者も閲覧した可能性がある。

Yがした投稿は、例えば以下のものである。いずれの内容も、真実でなく、Yがうわさ又は自らの想像に基づいて書いたものである。

- ・ Aは、家出を繰り返す等によって母親XにSOSサインを発していた。多くの人が、Xは不倫をしていたがAにもっと寄り添ってあげればよかったと言っている。
- ・ Aは何度も家出をしたり、夜遊びをしていたのに、XはAを探すこともせず、Aの同級生の親に対し、Aが不良になったと笑いながら話していた。
- ・ Aは、家庭の事で悩んでAの同級生等に相談していた。

Xは、弁護士に対し発信者を特定するための法的手続をとることを委任して30万円の報酬を支払い、Yが上記投稿をしたことを特定した。

旭川地判令和5年6月15日判例集未登載（令和4年（ワ）第125号）〔賠償額報告書別表I-91〕（認容慰謝料額120万円）を基礎としたモデルケースである。一般市民である原告が交友関係のない第三者からSNS上で誹謗中傷を受けた事案であり、認容慰謝料額が120万円とインターネットによる名誉権侵害の事案の中では相対的に高額であるという特徴がある。

ケース5（ネット、名誉感情侵害ケース）

Xは感染症専門医である。Yは、一般市民であり、自己が保有する匿名のツイッターアカウント上で、コロナワクチンに反対する自らの見解を発信していた。

Yは、「Xは犯罪者！ワクチンを推奨し承認した政治家も犯罪者だ！」と投稿した。YによるXに関する投稿は、この1回のみであり、投稿はこれが全文である。

この投稿は、50回リポストされた。

Xは、弁護士に対し発信者を特定するための法的手続をとることを委任して15万円

の報酬を支払い、Yが上記投稿をしたことを特定した。

大阪地判令和5年12月19日判例集未登載（令和5年（ワ）第6875号）〔賠償額報告書別表I-114〕（認容慰謝料額30万円）を基礎としたモデルケースである。ケース2～4と異なり、名誉感情侵害が問題となった事案であり、一般市民である被告による拡散（リポスト数）はそれほど多くなかった点に特徴がある。

ケース6（ネット、名誉感情侵害ケース）

Xは在日外国人であり、Yは、一般市民である。

Yは、ブログに自身の在日外国人に対する考え等を頻繁に投稿していたところ、同ブログにおいて、Xの「在日外国人が住みよい社会になってこそ、日本人も暮らしやすくなる」という発言が掲載された記事を引用した上で、「日本国は我々日本人のものであり、お前らのものじゃない」、「敵国人め、さっさと祖国へ帰れ」などと記載した記事を投稿した。YによるXに関する投稿は、この1回のみであり、投稿はこれが全文である。

この投稿は、500回程度閲覧されたものと推測される。

横浜地裁川崎支判令和5年10月12日判時2610号79頁〔賠償額報告書別表I-100〕（認容慰謝料額100万円）を基礎としたモデルケースである。名誉感情侵害が問題となった事案であるが、特定の国籍の者に対するいわゆるヘイトスピーチ的な言動が特定の者（原告）の名誉感情を害すると認められた点、認容慰謝料額が100万円とインターネット上の名誉感情侵害の事案としては相対的に高額であった点に特徴がある。

ケース7（ネット、プライバシー侵害ケース）

Xは、心理援助職（スクールカウンセラー）として活動する者である。Yは、心理療法師であり、自身の雑感を日々投稿するブログを開設している。

Yは、ブログに掲載した性犯罪やストーカーをテーマとする記事の中で、合計10回にわたり、Xの自宅の室内の写真（Xの自宅住居を管理する不動産会社Aのウェブサイト上に物件紹介として掲載されていたXの入室前の写真）を掲載し、併せて「これはXの家の写真ではありません。」など、これらの写真がXの自宅住居の室内の写真であると受け取られるおそれのあるコメントを記載した。

これらの記事は、500回程度閲覧されたものと推測される。

東京地判令和5年6月9日判例集未登載（令和2年（ワ）第12774号）（認容慰謝料額30万円）を基礎としたモデルケースである。プライバシー侵害が問題となった事案であり、名誉権・名誉感情侵害との比較のためにモデルケースとしたものである。

【質問事項】

全ケース共通

日本においては、交通事故による死傷についての損害賠償額は、裁判例の集積を踏まえた一定の指標（弁護士会系の団体作成）が存在し、毎年更新されたものが公刊されており、裁判においても用いられている。一方で、名誉権及びプライバシー侵害については存在しない。

〔質問１〕

名誉権及びプライバシー侵害（ケース２から７まで）に関する非財産的損害²の賠償につき、権限ある当局、実務家又は研究者等が作成した指標（算定表など）は存在するか、存在する場合にはご教示いただきたい。

また、比較の観点から、生命・身体に対する侵害行為についても同様に存在するか、ご教示いただきたい。

ケース１関連

ケース１の損害賠償額について、日本では、上記の交通事故の事案における指標によれば、交通事故により受けた傷害に関する非財産的損害（慰謝料）の賠償額は、入院及び通院した期間に応じて算出される。

〔質問２〕

貴国において、傷害を受けた場合の精神的損害について損害賠償が認められるとすれば、ケース１のような傷害が発生した場合に、どの程度の非財産的損害の賠償が認められるか（治療費・入院費、入院・通院期間中の収入減少等の財産的損害は含めない。）。

ケース２と他のケースとの比較

日本では、個々の事案の判断によるものの、一般に出版物（新聞、雑誌など）による名誉毀損の賠償額が相対的に高く、インターネット（SNS等）上の名誉毀損の方が賠償額が低い傾向にある。その理由として、出版物と比較し、インターネット上に流通された情報は、一般に信憑性に乏しく、名誉毀損により相手方が受ける社会的信用性の低下の程度が、出版物による場合と比較して高いとはいえない点を挙げる考えもある（一方で、インターネット上の情報流通は拡散力がある上、削除しない限り情報が残り続けるという特徴もあり、被害者が受ける不利益は大きいという指摘もある。）。

〔質問３〕

貴国において、新聞や雑誌等の出版物による名誉毀損の場合とインターネット上の名誉毀損と比較して、賠償額に相違があるとの傾向はあるか。また、その理由としてはどのようなものがあるか。

² 慰謝料などの損害の概念が対象国により異なるため、共通の概念として「非財産的損害」との文言を用いている。

ケース 3 及び ケース 4 について

インターネット上の名誉毀損において、日本の裁判例では、SNSにおけるリポスト数やいいね数、閲覧数、加害者のフォロワー数といった要素が考慮されている。これは、情報の拡散が、被害者が受ける不利益の程度に影響を与え得るとの考えによるものと考えられる。また、被害者（原告）が著名人であるか一般市民であるかについても、同様に考慮されている。著名人の場合、名誉毀損によって受ける不利益の程度が大きいとの考えによるものと考えられる。一方で、著名人であり、被害者のフォロワー数等も多いケース 3 の非財産的損害の賠償額が 10 万円にとどまっていることから分かるように、これらの要素が、必ずしも賠償の認容額に直結するとも限らない。

〔質問 4〕

貴国において、上記各要素は、非財産的損害の賠償額の算定に影響を与えるか。

ケース 4 について（関連質問）

日本において、SNSで匿名で情報を流通させた者に対して損害賠償請求をするための手続と、その費用の負担については、次のようになっている。なお、日本においては、いずれの手続においても弁護士による代理は強制ではなく任意である。

段階	手続・相手方	弁護士費用の負担
第一段階	発信者情報開示請求手続 （相手方：プロバイダ）	この手続の中では加害者に負担させることができない。第二段階の訴訟において被害者が勝訴したときに、加害者にこの費用の全部又は一部を負担させるか否かは、裁判例によって分かれている。
第二段階	損害賠償請求訴訟 （相手方：加害者）	法律上の敗訴者負担は定められていないが、賠償請求が認容された場合には、財産的損害として、加害者に弁護士費用相当額（ただし、実額ではなく慰謝料等の認容額の 1 割程度）の支払が命じられるのが一般である。

〔質問 5〕

貴国において、①匿名の発信者を特定するための手続はどのようなもので、弁護士費用は、法令又は判例等において誰がどのような範囲で負担するものとされているか。また、②損害賠償請求訴訟の弁護士費用は、法令又は判例等において誰がどのような範囲で負担するものとされているか。

〔質問 6〕

関連して、名誉毀損等の被害者に関して、被害回復のために活用することのできる弁護士費用等の保険はあるか。ある場合、どのような内容の保険か（カバーされる被害の

対象・範囲はどのようなものか。上記①と②はカバーされるか。費用の上限額はいくらか。)。上記保険は、市民の間でどの程度普及しているか。

ケース5及び6について

日本においては、「名誉権侵害（名誉毀損）」とは、具体的事実を摘示して他人の社会的評価を低下させる行為であるとされ、「名誉感情侵害」とは、具体的事実を摘示しないで社会通念上許される限度を超えて他人を侮辱する行為であるとされており³、一般に、名誉感情侵害は、名誉毀損の場合と比較して賠償額（慰謝料の額）が低い傾向にある。ケース5及び6は名誉感情侵害であるとされる。ただし、ケース6類似の裁判例は、流通させた情報が、相手方に対する差別的なものであることを考慮していると考えられる。

〔質問7〕

貴国においては、具体的事実の摘示の有無により法的なカテゴリーは区別されるか。また、具体的事実の摘示の有無により非財産的損害の賠償額の相場は異なるか。また、ケース6のように、相手方に対する差別的なものである場合については、非財産的損害の賠償額の判断に当たり、考慮要素となるか。

ケース6について（関連質問）

〔質問8〕

例えば、ケース6において、SNS上で、閲覧数を稼ぎ、広告収入を得ることを目的として、ある者に対する差別的な情報を流通させ、実際に収入を得た場合、その得た利益の額は、非財産的損害の賠償額に影響するか。

ケース7について

日本の裁判例では、ケース7のようなある者の住所を特定できる情報をインターネット上で流通させた場合、プライバシー侵害になり得るものと判断されている。ただし、プライバシー侵害については、名誉毀損と比較して非財産的損害の賠償額がより低額な傾向にあるとの指摘がされている。

〔質問9〕

プライバシー侵害と名誉権侵害について、投稿の手段、方法等が同様である場合に、一般にどちらかの賠償額が他方よりも高額であるという傾向はあるか。あるとして、その理由についてはどのようなことが論じられているか。

³ 判例上、名誉権侵害は、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害した場合に成立し（最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁）、事実の摘示のほか、意見ないし論評の表明によっても成立するが（最判平成9年9月9日判時1618号52頁）、ここでは比較を単純化するために、名誉権侵害の類型の大半を占める事実の摘示の有無により区別する記載をしている。

全ケース共通

〔質問１０〕

ケース１から７までについて、実務上認容されている非財産的損害の賠償額の傾向、相場についてご教示いただきたい。

第1章 イギリス

(イングランド及びウェールズ^{*1})

若林三奈

第1 前提となる法体系

I. イングランド法の概観

1. 名誉侵害・私的情報の不正利用・ハラスメント・データ保護

(1) イングランドでは、本調査の主たる対象となる名誉侵害およびプライバシー侵害（私的情報の不正使用^{*2}）は、主として不法行為法のもとで規律されている。いずれの分野も近年、大きな改正および発展を遂げている。

(2) イングランドの名誉侵害は、伝統的にライベル（*libel*：永続形態による名誉毀損）とスランダー（*slander*：一時形態の名誉毀損）とに分けられる^{*3}。名誉侵害による不法行為は、20 世紀半ばまでは、主として裁判例によって形成されたコモン・ローのもとで発展してきた。しかし、1952 年、1996 年、さらに 2013 年の各名誉侵害法（*Defamation Act*）により、重要な変更がもたらされている。中でも 2013 年法は、イングランドへのライベル・ツーリズム等を背景に、イングランド法が名誉の保護に傾きすぎ、表現の自由を軽視しているとの批判のもと、そのバランスを適正化することを目的に制定された^{*4}。

^{*1} 英国には、イングランド及びウェールズ、スコットランド、北アイルランドという三つの法圏が存在し、それぞれに名誉侵害法に関する独自の法制度が置かれている。本稿では、イングランド及びウェールズに適用される名誉侵害法体系（以下「イングランド法」という）のみを調査対象とし、スコットランド及び北アイルランドの法制度は検討対象に含まれていないことを付記しておく。

^{*2} イングランド法には、一般的なプライバシー侵害の不法行為はないが、信認関係における衡平法上の守秘義務違反から発展した個人的又は私的情報の不正使用という枠組みの中で一定の保護が実現している（*McGregor on Damages*, 22nd edn, Sweet & Maxwell, 2024（以下、*McGregor*） para 48-001）。

^{*3} ライベルは文書名誉毀損、スランダーは口頭名誉毀損との定訳もあるが、ライベルは文書に限られず、書面や印刷物でなくても、永続的な形態をとる表現が対象となる。彫像、風刺画、看板、絵画、さらには蠟人形も、ライベルとなり得る（*Monson v Tussauds Ltd* [1894] 1 QB 671 (CA)）。放送（1952 年名誉侵害法 1 条）も含まれる。演劇・舞台も台本に基づき反復継続して上演される場合にはライベルである。したがって、本調査の対象とするインターネット上の記事、動画、投稿等は、基本的にライベルの問題となる。

^{*4} 2013 年名誉侵害法による改革では、表現の自由に対する萎縮効果への懸念から、その緩和策として規定が見直され、ライベル・ツーリズム対策として管轄権が厳格化された（9 条）。とくに改革以前の名誉侵害訴訟では、陪審裁判が一般的であり、陪審のもとで数百万ポンド（数億～十数億円）に達する極めて高額な賠償額が認定される傾向にあった（そのため、控訴院にて裁判官によって減額されることが少なくなかった）。2013 年名誉侵害法の制定以後は、陪審裁判は事実上廃止され、損害賠償額は、担当裁判官によって決定されている（同法 11 条。賠償額の判断基準に変更はない）。なお、2013 年名誉侵害法の制定に至る経緯とその概要・翻訳については、岡久慶「イギリスの 2013 年名誉毀損法」外国の立法 261 号（2014 年）3 頁以下に詳しい。また山田慧「イギリスにおける名誉保護法制（1）」法時 97 巻 10 号（2025 年）117 頁以下も参照。刑事規制及び民事規制の改正経緯についても、「同（3・完）」法時 97 巻 12 号（2025 年）122 頁以下に詳しい。

(3)名誉侵害不法行為と密接に関連し、これと重なり合うことがある不法行為群のうち、本調査が対象とする非財産的損害の賠償が中核となるものに、私的情報の不正利用 (*misuse of private information*)、ハラスメントがある^{*5}。

私的情報の不正利用による不法行為は、欧州人権条約および 1998 年イギリス人権法 (*UK Human Rights Act*) における私生活の尊重および表現の自由に関する規定を基礎として、2004 年の貴族院 (*House of Lords*) 判決である *Campbell v Mirror Group Newspapers Ltd* [2004] UKHL 22 において、初めて独立した不法行為として明確化され、承認された。

ハラスメントは、1997 年ハラスメント防止法 (*Protection from Harassment Act*) により創設された独立の不法行為類型である。同法は、個人に対する反復的かつ抑圧的な行為又は表現によって、その人格的平穏や安全を侵害することを禁止している。同法は形式的には英国 (UK) 法であるが、ハラスメントという不法行為の要件や法的救済は、主としてイングランド法の判例によって形成・発展してきた。現行実務においては、ハラスメントは、名誉侵害および私的情報の不正使用と並び、人格的利益を保護する重要な私法上の救済手段として位置づけられている。

(4)イングランド法では、名誉侵害であれ、私的情報の不正使用であれ、またハラスメントであれ、いずれの不法行為についても、原則として被害者に生じた損害の填補を目的とする損害賠償 (*compensatory damages*) が主要な救済手段とされている^{*6}。

もっとも、各不法行為類型が保護する利益には相違があることから、それに応じて損害評価の視点や重点が異なる。名誉侵害では、主として、虚偽又は名誉侵害的な表現によって害された名誉／社会的評価 (*reputation*) を回復し、その侵害が正当ではなかったと宣言することにより、将来に向けて名誉を保護すること (*vindication of reputation*) が中心的な目的となる^{*7}。これに対して、私的情報の不正使用では、合理的なプライバシー期待を有する情報が不当に公表されたことによって生じる私的情報コントロール権の喪失やそれによる精神的苦痛、尊厳への侵害が主要な損害内容とされる。ここでは、欧州人権条約第 8 条に基づく私生活の尊重と同 10 条に基づく表現の自由との衡量が中核を成し、損害賠償の金額についても、当該人格的侵害の性質と程度に応じて評価される^{*8}。他方、ハラスメントでは、虚偽性や社会的評価の低下の有無を問うことなく、反復的かつ抑圧的な行為又は表現によって個人の人格的平穏や精神的安全が侵害されたことが問題となる。この点でハラスメントは、情報の内容そのものよりも、行為の継続性や態様に着目する点に特色があり、損害賠償も、被害者に生じた不安や苦痛、生活上の支障といった精神的損害を中心に評価される^{*9}。

(5)以上の名誉侵害、私的情報の不正使用、ハラスメントといった各不法行為と並んで、データ保護法もまた、個人の私生活の尊重に対する侵害が生じるのを防止するという、欧州人権条約 第 8 条に由来する国家の責務を履行するための法的手段の一つとして位置づけられている^{*10}。ただし、データ保護法は、不法行為法とは異なり、制定法に基づく規制法的な制度として構成されており、その全体像を網羅的に検討することは本調査の範囲を超える。そこで本調査では、第三者への情報の公表という文脈において、名誉侵害、私的情報の不正使用を中心に、近接する制度と交錯し得る若干の論点を指摘するにとどめる。

^{*5} なお、悪意の虚偽 (*malicious falsehood*)、過失による虚偽陳述 (*negligent misstatement*)、詐称通用 (*passing off*)、著作権に基づく特定の違法行為の不法行為類型は、原則として、経済的損失等の財産的損害の賠償に軸足をおくため、本調査の対象とはしていない。

^{*6} *Campbell v MGN Ltd* [2004] UKHL 22 ; *Majrowski v Guy's and St. Thomas's NHS Trust* [2006] UKHL 34.

^{*7} *Jameel v Wall Street Journal Europe Sprl* [2007] 1 AC 359 ; *Defamation Act 2013*, s 1.

^{*8} *Campbell v MGN Ltd* [2004] UKHL 22 ; *Gulati v MGN Ltd* [2017] QB 149 ; *M. Jones, Privacy and Media Law*.

^{*9} *Majrowski v Guy's and St. Thomas's NHS Trust* [2006] UKHL 34 ; *Hayes v Willoughby* [2013] UKSC 17.

^{*10} *Wainwright v Home Office* [2003] UKHL 53 ; *Law Society v Kordowski* [2011] EWHC 3185 (QB).

(6) 現在、名誉侵害、私的情報の不正使用、公表を伴うハラスメント、データ保護に関する高等法院での提訴は、メディア・コミュニケーション・リスト (*Media and Communications List*; MCL) のもとで係争される(民事手続規則 *Civil Procedure Rules* (CPR) *Part* 53. 1)。MCL とは、イングランド・ウェールズ高等法院の王座部(女王在位時は女王座部)の中に設けられた、メディア・コミュニケーション関連事件を名誉侵害・プライバシー侵害等に関する事件を専門的に扱うための事件管理枠組みをいう。

名誉侵害訴訟について、高等法院への提訴が法律上義務づけられているわけではない。しかし、将来の公表を禁止する差止命令^{*11}や、既存の掲載内容の削除を含む衡平法上の救済を求める場合、あるいは名誉に対する深刻な被害を伴う現代の典型的な名誉侵害事案では、専門的な争点整理や裁判所による厳格な手続運営の必要性から、高等法院、とりわけ MCL における提訴が実務上、通常の選択となっている。

なお、表現行為に差別的言動を伴う場合には、平等法 (*Equality Act* 2010) も関係する可能性はある^{*12}。同法にも制定法上の私法的救済として損害賠償(非財産的損害も含む)等を含むからである。もっとも平等法に基づく請求は、原則として MCL の対象事件には含まれず、別個の管轄(雇用審判所又は郡裁判所等)で扱われている。

II. 名誉侵害

1. 名誉侵害法の基本構造

(1) 名誉

名誉侵害法の中心的な役割は、名誉に対する不当な侵害を抑止し、これによって発生した損害に救済を与えることにある。イングランド法における「名誉」とは、原告が他者からどのように見られているかを言う。しかし、この点は、必ずしも判例により明らかにされているものではない。ヒアリングでは、ここに、栄誉、尊厳及び財産といった価値が含まれることが指摘された。

(2) 名誉侵害法における深刻な被害要件

名誉侵害には、永続形態によるライベルと一時形態によるスランダーがある。いずれの場合でも、ある者が原告の名誉を害する虚偽の事実の摘示を含む言葉や事柄を第三者に対して公表したときに成立する。両者の違いについて、一般的には、公表が永続的な形態で行われるか、放送によってなされる場合、あるいは劇場での公演の一部である場合には、ライベルに該当する。これに対し、公表が一時的な形態をとる場合には、スランダーとなる^{*13}。

コモン・ロー上、両者の間の最も重要な相違点は、ライベルは「それ自体で提訴しうる *actionable per se*」点にある。すなわち、ライベルの場合、原告は、当該公表によって財産的損害(いわゆる特別損害賠償)や非財産的損害を生じたことを証明する必要がある(スランダーの場合にはこの証明が必要となる)。

^{*11} イングランド法において「削除」は、名誉侵害訴訟では損害賠償が主たる救済とされるため、通常は、差止命令の履行の一内容として付随的に問題となるにとどまる。他方、私的情報の不正使用やデータ保護法のもとでは、削除それ自体が独立した主要請求として構成される(*Bonnard v Perryman* [1891] 2 Ch 269; *Campbell v MGN Ltd* [2004] UKHL 22)。そのため、私的情報の不正使用では、中間差止命令とともに、情報の非公開化や削除に相当する措置が訴訟係属中に命じられることがあり、そのような運用は実務上広く認められている(*PJS v News Group Newspapers Ltd* [2016] UKSC 26)。なお、データ保護法では、削除は救済ではなく、データ主体に帰属する実体的権利として位置づけられている(*UK GDPR* 17 条)。

^{*12} 平等法は、2010 年に、性差別法 (*Sex Discrimination Act* 1975)、人種関係法 (*Race Relations Act* 1976)、障害者差別法 (*Disability Discrimination Act* 1995) の三法を廃止し、制定された。廃止された三法には、いずれも、感情損害に対する填補が損害賠償に含まれ得る明文規定があり、これは平等法 119 条 4 項に継承されている。

^{*13} *Gatley on Libel and Slander*, 13th edn, Sweet&Maxwell (以下、Gatley) para 1-005.

もっとも、イングランド法では、2013 年名誉侵害法 1 条により、現在では、原告は、提訴要件の一つとして、問題となる公表によって自身の名誉に対し深刻な被害が生じたこと、又は生じる現実的な可能性が高いことを証明することが求められている（コモン・ロー上の伝統的な区別は依然として維持された上で、深刻な被害が新たな提訴要件として導入された）。深刻な被害要件を充足する以上、非財産的な損害を否定するのは困難とされる。

（３）公表

名誉侵害が成立するためには、問題となる言明が、名誉を侵害された本人以外の少なくとも一人（第三者）に対して「公表」されていることが必要である。これは、ここでの誹謗中傷が原告の名誉への侵害を対象とする不法行為であって、単なる侮辱とは区別されることを示す要件とされる。

コモン・ロー上は、当該言明が第三者一人に対して公表されたにすぎない場合であっても、不法行為の成立要件としては足りるとされる。また、「公表」とは、当該言明が書籍や新聞に掲載されたり、放送によって伝達されたりすることを必ずしも要するものでもない。口頭による伝達その他の態様によるものであっても差し支えない。しかし、「深刻な被害」要件（2013 年名誉侵害法 1 条）が加わったことにより、コモン・ロー上の意味における公表の証明だけでは、名誉侵害の成立に十分ではなくなった。このことから、公表の規模は、深刻な被害の存否を判断するうえで重要な考慮要素となり得る。

（４）名誉を害することの意味

日常語の用法では、ある言明が他者の名誉を害し、又は害する傾向がある場合に、その言明は名誉を害するものとされる。しかし、コモン・ロー上、名誉を害するという意味について十分に満足のいく包括的な定義が確立されているわけではない。

従来判例では、主として、次の 3 つの定式が用いられてきた。第 1 に、当該言明に含まれる摘示内容が、社会一般の良識ある人々の評価において、原告を貶める傾向を有するものか、第 2 に、その摘示内容が、他者に原告を忌避させ、又は避けさせる傾向を有するものか、これは軽蔑を伴わない場合であっても、人々が原告から距離を置くような状況（例えば伝染性疾患に罹患しているとの摘示）を含む。第 3 に、その言葉が、原告を憎悪、軽蔑又は嘲笑にさらす傾向を有するか、という基準である。これらのうち、判例上、最も一般的に用いられてきたのは第一の定式とされる^{*14}。

もっとも、ある言明が名誉を害すると評価されるためには、上記の各定式のいずれかに形式的に該当するだけでは足りない。コモン・ロー上は、さらに一定の「重大性」要件を満たすことが求められる。すなわち、その摘示内容は、人々が原告と接する態度に実質的に不利な影響を及ぼす傾向を有する程度に重大なものでなければならない^{*15}。

イングランド法では、2013 年名誉侵害法第 1 条においてこれを明確に立法化し、原告に対し、問題となる公表が自己の名誉に対して「深刻な被害を与えた、又は与える現実的可能性が高い」ことの立証を求めている。この規定は、何が名誉侵害的であるかを判断するコモン・ロー上の判定基準に取って代わるものではなく、これに新たな要件を加えるものである。したがって、言明が真実である場合であっても、それが社会的評価を低下させる性質を有するのであれば、名誉を害し得る。逆に、言明が虚偽であるというだけで、直ちに名誉侵害が成立するわけではない。それが原告の社会的評価を低下させるものでない限り、名誉を害するものとは言えない。他方で、そのような虚偽の言明により財産的利益又は営業上の信用に対する侵害が問題となる場合には、悪意の虚偽 (*malicious falsehood*) に基づく請求が問題となる^{*16}。

^{*14} Gatley, para 2-001.

^{*15} Thornton v Telegraph Media Group Ltd [2010] EWHC 1414(QB); [2011] 1 W.L.R. 1985 [98].

^{*16} 悪意の虚偽 (*malicious falsehood*) の成立には、虚偽の言明が悪意をもってなされ、原則として特別損害の立証を要する (Gatley, Chp. 22)。なお、営利目的で取引を行う団体については、名誉侵害においても、深

（５）厳格責任と悪意

イングランド法の名誉侵害は、原則として厳格責任の不法行為である^{*17}。公表者の動機や意図、過誤の有無は、通常、責任の成立に影響しない。ただし、一定の職務上又は社会的義務に基づく情報提供については限定的免責が認められる。もっとも、その言明が、正当な目的を逸脱し、不適切な目的のためになされた場合には、この免責は否定される。この意味で、悪意（*malice*）は、名誉侵害責任の一般的要件ではないが、限定的免責が問題となる場合に限り、責任の成立に影響を及ぼす。

（６）社会的評価の保護と損害の特質

名誉侵害では、名誉／社会的評価それ自体を直接の保護対象とし、その侵害それ自体を損害として評価する点に、その核心がある。この点において、名誉侵害は他の関連する不法行為類型と本質的に異なる。悪意の虚偽や、*Spring v Guardian* 事件に代表されるいわゆる情報提供型の過失不法行為は、名誉や社会的評価そのものではなく、虚偽又は不正確な言明によって生じた経済的利益への侵害を保護対象とする。もっとも、1952 年名誉侵害法 3 条に基づく悪意の虚偽の訴えにおいては、現実の経済的損失の発生まで証明されなくとも、そのような損失が生じる蓋然性が認められれば、一般損害賠償が認められる余地がある。しかし、この場合であっても、保護されるのは、あくまで経済的利益であって、名誉や社会的評価それ自体ではない。

（７）抗弁（コモン・ロー上の免責を含む）

名誉侵害の被告には、一定の要件の下で免責のための抗弁が認められている。イングランド法では、これらの抗弁は、2013 年名誉侵害法によって相当程度再編成された。同法は、とりわけ、従来のコモン・ロー上の抗弁を整理しつつ、①**真実性**〔旧称：正当化〕、②**誠実な意見**〔旧称：公正又は誠実な論評〕、および③**公共の利益に関する事項の公表**〔旧称：レイノルズ免責〕を主要な抗弁として明文化している（2～4 条）。併せて、ウェブサイト管理者の抗弁（5 条）や科学・学術雑誌等における査読を受けた声明の抗弁（6 条）等も定めている。

もっとも、2013 年名誉侵害法は、名誉侵害に関するすべての抗弁を制定法により置き換えたものではない。言明がなされた場面に着目して責任を免除するコモン・ロー上の特権は、引き続き重要な役割を果たしている。すなわち、社会にとって特に重要な制度との関連でなされた表現については、言論の自由が名誉の保護に優越すると判断され、特権による責任免除が認められる。中でも、議会での発言や司法手続における陳述など、言論の自由を最大限保障する必要がある場面では、**絶対的免責**が認められている。その結果、当該言明が虚偽であり、かつ被告がその虚偽を認識していたとしても、名誉侵害責任は生じない。

これに対し、**限定的免責**は、名誉侵害的な言明であっても、それが一定の正当な関係の下で、情報を伝達する社会的必要性に基づいて公表された場合に限り、責任を免除する制度である。この抗弁は、名誉の保護と情報伝達の必要性との調整を目的とし、その適用が一定の義務又は利益関係が認められる場面に限定される点で、あらゆる場合に完全な免責を認める絶対的免責とは異なる。また、限定的免責が成立する場合であっても、被告に悪意が認められる場合には、その適用が否定される。

この抗弁が適用されるのは、典型的には、第 1 に、言明が社会的又は職務上の義務の履行としてなされた場合、第 2 に、被告がその伝達事項について正当な利益を有する場合である。いずれの場合にも、情報の受領者側にも、それを受け取ることにについて対応する利益又は義務が存在しなければならない。

刻な財政的損失が要求される（2013 年名誉侵害法 1 条 2 項）。

^{*17} 名誉侵害は厳格責任である（行為者の過失等は成立要件ではない）点で、他の不法行為群とは異なる（相手方が一応の抗弁を出しうる場合に、被害者側が悪意等を立証する必要があるにすぎない）。

したがって、限定的免責は、情報の提供者と受領者との間に、このような関係が認められる場面を前提とする。他方、マスメディアによる一般公衆への公表は、不特定多数の受領者を対象とするため、各受領者について対応する利益を個別に認定することが困難である。そのため、伝統的には、このような公表は、コモン・ロー上の限定的免責の適用対象には含まれないと解されてきた。

以下、2013年名誉侵害法の抗弁（2～4条）について補足しておく。

（ア）名誉侵害的言明の内容が**真実である場合**、当該言明がたとえ原告を害する意図や悪意をもって公表された場合であっても、原則として完全な抗弁となる（例外として、1974年更生者保護法により、公表等が制限された過去の有罪判決がある）。もっとも、訴えの対象となる言明は虚偽であると推定されるため、その推定を覆す真実性の証明責任は被告が負う。また、被告は、原告の既存の社会的評価の低さを証明することにより、損害の軽減を主張することもできる。ただし、絶対的免責や公共の利益に関する事項の公表など、言明の真偽を問題としない抗弁に依拠する場合には、この限りではない。

（イ）**誠実な意見（意見・評価の誠実性）**の抗弁は、入手可能な事実に基づき、誠実な人物が抱き得る意見を表明した場合に認められる。原告が、被告が当該意見を実際には抱いていなかったこと（被告の悪意）を証明しない限り、この抗弁は成立する。ただし、その対象は意見又は事実に基づく評価に限られる。純然たる事実の摘示については、真実性の立証等によるほかない^{*18}。

（ウ）**公共の利益に関する事項の公表**は、コモン・ローの下で限定的免責の枠組みを基礎に発展してきたものであり、その典型が、レイノルズ事件（1999年）における「公共の利益に関する事項に関する責任ある公表」である^{*19}。この考え方は、その後の判例法の展開を経て、2013年名誉侵害法4条において制定法上の抗弁として明文化された。なお、コモン・ロー上の限定的免責は無制限に認められるのではなく、原告は、被告の悪意（当該機会を濫用し、不適切な目的のために言明を公表したこと）を証明することにより、この抗弁を排斥することができる。

以上のほか、同意や期間制限など、不法行為一般に適用される抗弁は、原則として名誉侵害にも適用される。また、1843年ライベル法（*Libel Act 1843*）に基づく謝罪の抗弁も、今日ではほとんど用いられないものの、制度上は存続している。

2. 名誉侵害と人権法

（1）1998年人権法

名誉侵害法の設計および運用において、立法者および裁判所が直面してきた中心的課題は、表現の自由と名誉の保護という二つの価値の間で、個人の権利と社会的利益をいかに適切に調整するかという点にある。1998年人権法3条1項の下、国内の制定法は、可能な限り、欧州人権条約上の権利と適合する方法で解釈、適用されなければならない。また、公的機関には、同法第6条により、条約の権利に適合して行動する義務が課されており、裁判所もその対象に含まれる。もっとも、欧州人権裁判所の判例は、国内裁判所を形式的に拘束するものではない。しかし、その解釈は強い規範的影響力を有する。その結果、名誉侵害法は、制定法、コモン・ローのいずれに由来する規律であるかを問わず、欧州人権条約上の権利に整合的な態様で解釈・適用されることが求められている。

（2）欧州人権条約の第8条と第10条

この文脈で重要なのは、欧州人権条約第10条1項が保障する表現の自由の権利と、第10条2項において正当化され、また一定の場合には第8条1項に基づいて保護される名誉の利益とが、ともに人権的価値を有するものとして認識されるようになった点である。ただし、名誉侵害訴訟においては、人権的な枠組みに基づく分析が、従来の国内法およびコモン・ローに内在していた価値判断に比べて、結論において決定的な違いをもたらす場合は必ずしも多くないことにも留意する必要がある。

^{*18} *Joseph v Spiller* [2010] UKSC 53.

^{*19} *Reynolds v Times Newspapers Ltd* [2001] 2 AC 127.

もっとも、名誉が欧州人権条約第8条「私生活及び家族生活の尊重を受ける権利」の保護領域に含まれ得るとの認識^{*20}は、名誉侵害法の分析枠組みにおいて、極めて重要な方法論上の変化をもたらしたとされる。従来の国内的手法が、原則として表現の自由に優越的地位を置き、その制限が必要不可欠であることを立証する責任を国家又は原告側に課していたのに対し、人権法の枠組みでは、第8条と第10条という競合する条約上の権利を相互に衡量する作業が不可欠となる。この衡量においては、双方の権利はいずれも原則として等しい価値を有することが出発点となっている。

さらに、第8条は、国家に対し、私人間関係においても権利の実質を確保するための積極的な義務を課している。その結果、名誉侵害訴訟において敗訴した原告は、国内法が名誉に対する権利を十分に保護していないとして、ストラスブール裁判所に申立てを行う理論的可能性を有することになる。他方で、名誉侵害の責任を負わされた被告が、国内法による表現の自由への制限が不均衡又は不当であると主張する場合には、英国政府は、第8条に基づく名誉保護の必要性を根拠として、これに対抗する主張を行うことも原則として可能である。

(3) 欧州人権裁判所の判断

a) メディアと「公共の監視機関(public watchdog)」としての役割

表現の自由および私生活・名誉の保護をめぐる欧州人権裁判所の事件の相当部分は、メディアによる公表を対象としている。裁判所は、報道の自由とメディアの「公共の監視機関」としての役割を極めて重視してきた。この役割は、メディアに限定されるわけではない。市民社会は公共の事柄の議論に重要な貢献をしており、NGO（非政府組織）など、他の主体もまた、公共の、あるいは社会の監視機関として機能し得る。そのような主体も、メディアと同様に第10条の保護に値することが、繰り返し確認されている。

裁判所はまた、政治的言論、政治的論争、公共の関心事に関わる問題の領域では、第10条2項の下で表現の自由を制限し得る余地は「狭い」と繰り返し述べてきた。加えて、政治家やその他の公的人物については、私人と比べて許容される批判の範囲がより広いとされる。これは、公的人物が、自らの言動がメディアや公衆の厳格な検証の対象となることを認識した上で、そのような立場を引き受けているからである。さらに、欧州人権裁判所は、何を公表し、どのように提示するかを最終的に決めるのは裁判所ではなくメディア自身であることも強調している。ただし、それは無制限の自由を意味するものではなく、表現の自由は「義務と責任」を伴う。第10条は公共の関心事について情報・意見を公表する自由を保障するが、その前提として、メディアが誠実に行動し、正確な事実的基盤に依拠し、ジャーナリズムの倫理に従って、信頼できる情報を提供することが求められる。もっとも、公共の関心事に関する報道においては、ジャーナリズムの実務上の制約にも照らし、一定の誇張や不正確さが含まれ得ることも考慮される^{*21}。

^{*20} *Duncan and Neil on Defamation* (6th edn, Sweet & Maxwell, 2025) 以下、*Duncan*) para 2.08 によれば、比較的最近まで、名誉は、欧州人権条約第8条に含まれる権利とは認識されず、表現の自由（10条）の制限が正当化される正当な目的の一つとして扱われていた。しかし、現在では、欧州人権裁判所とイングランドの裁判所のいずれもが、個人の名誉に対する重大な侵害は、第8条の権利侵害となり得ることを認めている（*Delfi AS v Estonia* (ECtHR, GC), no 64569/09, 16 June 2015 [129]）。また名誉を保護される権利は、第8条に基づく積極的権利であって、表現の自由（10条）と同等の地位にある。これら両条が対立する場合の判断について、欧州人権裁判所は11の一般原則及び衡量基準を示している。その代表例として、*Axel Springer AG v Germany* (ECtHR, GC), no 39954/08, 7 February 2012 がある。

^{*21} 欧州人権裁判所は、公共の関心事の報道において、他者の発言や既存の言説に依拠せざるを得ず、その言説の存在を伝達するにとどまる場合には、その内容の真実性について厳格な立証を求めることは不合理であるとする（*Thorgerirson v Iceland*, no 13778/88, 1992）。また、他者の疑惑や主張を報じるに当たり、ジャーナリストに対し、常にそれらから明確に距離を取ることを義務づけることは報道の役割と両立しないともさ

b) 事実の陳述と意見（価値判断）との区別

欧州人権裁判所は、事実の陳述と意見（価値判断）とを区別することの重要性も繰り返し強調してきた。この点は *Petrenco v Moldova* に明確に示されている^{*22}。事実の存在は立証可能であるが、価値判断の真実性は立証の対象にならないため、価値判断の真実性の立証を要求することは表現の自由の核心を侵害する。もっとも、価値判断であっても、それを支える十分な事実の基盤を欠く場合には、限度を超えたものと評価され得る。両者の区別は、第一義的には国内裁判所の裁量に委ねられる。なお、裁判所は、公共の関心に関わる議論においては、公的人物は、一般私人に比べて、批判が及ぶ範囲がより広いとする。

c) オンラインでの公表

欧州人権裁判所は、インターネットを表現の自由に不可欠な基盤と捉える一方、オンライン特有の危険性に応じて、責任の所在・リンクの意味・コメントの重大性を文脈的に評価する柔軟な枠組みを採用している^{*23}。

①欧州人権裁判所は、インターネットがもつ二面性を踏まえ、第10条上の「義務と責任」は、オンライン環境においては、伝統的な印刷媒体とは必ずしも同一に捉えられないとする立場をとっている。

②欧州人権裁判所は、利用者が生成した情報を保存・提供する情報社会サービス提供者について、原則として第三者発信コンテンツの内容そのものについて責任を負わせるべきではないと考えている。特に、当該提供者がコンテンツの違法性を認識した後に、速やかな削除またはアクセス遮断を怠ったのではない限り、責任を肯定することは第10条との関係で問題となる。

③もっとも、欧州人権裁判所は、すべてのオンライン事業者を一律に免責しているわけではない。*Delfi AS v Estonia* において大法廷は、商業的インターネット・ニュース・ポータルが、ユーザー生成コメントについて責任を負っても第10条違反には当たらない場合があることを認めた。この事件では、当該ポータルがコメント数に応じた広告収入という経済的利害を有し、掲載内容の管理に一定程度関与していたこと、さらに、コメントの中にヘイトスピーチや暴力扇動といった明白に違法な表現が含まれていたことが重視された。ここでは、事業者が単なる受動的・技術的な提供者にとどまらず、事実上の編集主体として機能していた点が決定的であった。

④欧州人権裁判所は、ハイパーリンクの掲載について、それ自体が伝統的な意味での「出版」に当たるわけではないとの立場を明確にしている。リンクは、他所に存在するコンテンツへ利用者を導くにすぎない。また、インターネットの円滑な運用を支える不可欠な技術でもある。加えて、リンク先の内容は、リンク作成後に変更され得る点でも、通常の出版とは本質的に異なる。そのため、リンク掲載が責任を生じさせるかどうかは個別具体的に判断されるべきであり、裁判所は、当該内容を是認したか、反復したか、単にリンクを示しただけか、違法性の認識の有無、善意や職業倫理・調査義務の履行状況など、複数の要素を総合的に考慮すべきであるとする。

⑤さらに 欧州人権裁判所は、オンライン・コメントの性質にも着目している。インターネット上では、日々膨大な数のコメントが投稿され、その中には不快、攻撃的、あるいは名誉を害する可能性のある表現も少なくない。しかし、その多くは内容が些末であったり、公表範囲が限定的であったりするため、他人の名誉に「深刻な被害」を及ぼす可能性は低い。とりわけ公的人物については、低俗な罵倒や感情的表現は、読者によって真剣な事実主張として受け取られない場合も多く、一定の受忍が期待される。このため、第8条が適用されるためには、コメントの内容や文脈、公表の影響の程度といった点を踏まえた、質的・実質的な評価が必要とされる。

れる (*Thoma v Luxembourg*, no 38432/97, 2001)。このような考え方は、イングランド法におけるルポルタージュ抗弁と共通する発想を有すると指摘されている。

^{*22} *Petrenco v. Moldova*, no. 20928/05, ECtHR, 30 Mar. 2010.

^{*23} *Duncan*, para 2.15.

3. 法的救済

(1) 削除及び流通の防止——1996 年及び 2013 年名誉侵害法における救済

原告勝訴の判決を下した裁判所は、被告に対し、名誉侵害的な言明の削除その他の是正措置を命ずることができる。また、2013 年名誉侵害法 13 条は、当該言明が掲載されたウェブサイトの運営者に対する削除命令や、当該言明の著者、編集者又は公表者ではない者に対する流通停止命令（資料の配付、販売又は展示の中止）を認めている。これにより、既存の公表状態を是正するため、被告以外の第三者に対しても必要な措置を明示することができる^{*24}。

なお、1996 年名誉侵害法の下では、名誉侵害に係る請求について、裁判官は、勝訴の現実的な見込みがない場合には却下しうる反面、被告に現実には有効な抗弁が存在せず、略式救済によって原告の被害を十分に填補できる場合には、略式手続による救済を原告に付与することができる（8 条・9 条）。この手続では、上限 1 万ポンドとする損害賠償に加えて、裁判所は、虚偽性の宣言、訂正・謝罪又は判決要約の公表、限定的な差止命令が可能である。しかし、この手続は、現在では、欠席判決の申立てと併用される場合を除き、実務ではほとんど活用されていない^{*25}。これに対し、同じ 1996 年法に基づく訂正・謝罪を含む賠償の申出（*offer of amends*）制度は、訂正や謝罪を含む柔軟な名誉回復手段として現在も実務で活用されており、その履行状況は一般損害賠償額の算定における重要な考慮要素となる。

(2) 損害賠償及び差止め

コモン・ロー上の主たる救済手段は、他の不法行為と同様、名誉侵害でも損害賠償である^{*26}。将来の再公表を防止するための差止めは、伝統的には付随的な救済として理解されてきたが、一定の場合には、重要な役割を果たす。差止めは、もともとは衡平法上の救済として発展してきたが、現在では、裁判所に一般的な差止権限が付与されている（1981 年上級裁判所法[*Senior Courts Act 1981*] 37 条）。

a) 差止め

名誉侵害訴訟において、原告は損害賠償請求とともに、将来における名誉侵害的表現の公表の差止めを求めるのが通例である。実務上は、和解により終結する場合（それが多数）や原告が勝訴した場合には、被告が、将来同様の公表を行わない旨の誓約（*undertaking*）を与えることが多く、これが履行される限り、裁判所による終局的差止命令は不要となる。他方、被告がこれを拒否する場合には、裁判所は差止命令を発する（上級裁判所法 37 条）^{*27}。

これに対し、名誉侵害を理由とする中間差止命令（*interim injunction*）（出版前差止め等を含む）は、表現の自由への配慮から極めて慎重に運用されている。いわゆる *Bonnard* 原則により、被告が真実性その他の抗弁を主張する意向を示した場合には、原則として、これを命じることは認められないとされる。そのため、名誉侵害訴訟において中間差止め（事前差止め・出版差止め）が認められるのは極めて例外的であり、人権法 12 条 3 項を考慮に入れてもなお、当該言明が虚偽であって被告の抗弁に成功の余地が全くないことについて圧倒的な確実性が認められ、請求者が本案で成功する見込みが高いことが原則として要求される^{*28}。

これに対し、私的情報の不正利用を理由とする請求においては、差止命令は、より中心的な救済手段に位置付けられている（→詳細は、Ⅲ3（2））。

b) 損害賠償の類型

財産的損失は、要件を充足し、証明される限り、特別損害賠償として賠償対象となる（完全賠償原則）。しかし、前述のように、コモン・ローの下では、ライベルについては、原告が具体的な財産的損失や現

^{*24} Gatley, para. 10-001.

^{*25} Gatley, para. 1-010, 10-001.

^{*26} *Bonnard v Perryman* [1891] 2 Ch 269 (CA).

^{*27} *John v MGN Ltd* [1997] QB 586, 607.

^{*28} *Bonnard v Perryman* [1891] 2 Ch 269 (CA) ; *Greene v Associated Newspapers* [2005] EWCA Civ 1405.

実の精神的苦痛を証明できない場合でも、名誉に対する損害が当然に発生すると推定され、相当な一般損害賠償が裁定され得る。これは、名誉侵害に内在する非財産的損害を填補するものである。

他方で、2013 年名誉侵害法 1 条により、原告は提訴要件として、名誉に対する深刻な被害又はその高度の蓋然性を立証することが求められるようになり、名誉侵害による損害が当然に推定されるという枠組みは修正された。しかし、現行法においても、「深刻な被害」要件が満たされる以上、原告にそれ相応の非財産的損害が認められることを前提として、一般損害賠償が裁定されることに変わりはない。

現在、イングランド法での名誉侵害に対する損害賠償は、以下の枠組みに整理されている。

- ①一般損害賠償 *general damages*
- ②加重的損害賠償 *aggravated damages*
- ③特別損害賠償 *special damages*
- ④懲罰的損害賠償 *exemplary damages* または *punitive damages*

一般損害賠償とは、主として名誉侵害そのもの及びそれに伴う精神的苦痛に対する賠償として位置づけられるのに対し、特別損害賠償とは、名誉侵害によって生じた具体的な財産的損失を対象とする。

名誉侵害の場合にも、他の不法行為類型と同様に、損害賠償は填補を原則として評価される（填補原則）。ただし、名誉侵害における一般損害賠償は、単なる慰謝にとどまらず、不当に侵害された原告の名誉を回復し、これを保護する（*vindicate*）という機能を有する（権利保護）^{*29}。併せて、これは将来の名誉侵害を抑止するための実効的な手段として位置付けられている（抑止）^{*30}。

次に、加重的損害賠償として、裁判所は、名誉侵害の公表時から判決に至るまでの被告のあらゆる言動を考慮し^{*31}、これが原告の精神的苦痛を増大させた場合には、賠償額を増額することができる。例えば、謝罪や撤回の欠如、又はその不十分さ、侵害の反復、不誠実な応訴態度（原告の訴訟遂行を妨げる言動、原告に対する長期的又は敵対的な反対尋問、予備手続や裁判そのものに世間の注目を集めること等）、明らかに根拠のない真実性の抗弁の提出等がこれに当たる^{*32}。

もっとも、加重的損害賠償は、かつては一般損害賠償とは別に認められていたものの、現在では、一般損害賠償の評価の中に包摂され^{*33}、上述の原告の心情を害する被告の態様は、一般損害賠償の金額の加重要因として考慮され、賠償額の増額要素となる^{*34}。これは、名誉侵害訴訟では、その性質上、一般

^{*29} そのため、理由付けのある判決や訂正・謝罪を得ることが、損害賠償額にいかなる影響を与えるのかが問題となり得る。判例上、これらは名誉回復を部分的に果たしうるにすぎず、その効果は事案ごとに評価されるものであって、原則として一般損害賠償を代替するものではないとされる（*Purnell v Business F1 Magazine Ltd* [2007] EWCA Civ 744; [2008] I W.L.R. 1.）。また、認められる損害賠償額が低額であること自体が、手続濫用を直ちに基礎づけるものではない（*Jameel v Dow Jones & Co Inc* [2005] EWCA Civ 75; [2005] QB 946.）。ただし、名誉回復という名誉侵害訴訟の主要目的がすでに他の手段によって実質的に達成されており、残る損害賠償が金銭的にも象徴的にも、それ以上の価値を与えるものではない場合には、訴訟を継続する実質的意義が失われ、濫用と評価されうる（*Hays Plc v Hartley* [2010] EWHC 1068 (QB).）。

^{*30} *Gatley*, para.10-004, *Gleaner Co Ltd v Abrahams* [2004] 1 AC 628, [55].

^{*31} *Praed v Graham* (1889) 24 QBD 53, 55, per Lord Esher MR, approved in *Cassell & Co Ltd v Broome* [1972] AC 1027, 1071.

^{*32} *Gatley*, para 10-016.

^{*33} *Lachaux v Independent Print Ltd* [2021] EWHC 1797 (QB): [2022] EMLR 2, [227]; *Gatley on Libel and Slander*, 13th, para 10-016.

^{*34} *John v MGN Ltd* [1997] QB 586, 607-608; *Gleaner Co Ltd v Abrahams* [2003] UKPC 55, [2004] 1 AC 628; *Cairns v Modi* [2012] EWCA Civ 1382, [2013] 1 WLR 1015 [29], [32]-[33], [41]. なお、*Cassell* 事件では、感情侵害に対する損害賠償について、「通常の部分」と「加重的な部分（被告の態度によって増幅された部分）」とを区別することの難しさが指摘されている。

損害賠償の内容と加重的損害賠償とを明確に区別することが困難なこと、また、一般損害賠償が包括的な裁量に委ねられていることに鑑みれば、原告が自然人であるかぎり、そこに感情損害も含むものと理解されるからである。このことは、被告に悪意が認められる場合でも同様である^{*35}。

他方で、加重的損害賠償は、被告の言動により原告の感情を追加的に侵害したことに対する填補であることから、法人原告には認められない^{*36}。また、その性質上、被告の制裁を目的とする懲罰的損害賠償とは性格を異にする。

以上に対して、特別損害賠償は、金銭的損失そのもの、又は金銭に換算できる具体的な不利益（損害項目群）を指す。たとえば、名誉侵害的な公表が原因で、職や契約（顧客）を失ったことによる収入の減少等である。これらは、特別損害賠償として賠償の対象となるが、これらの財産的損害は、本調査の対象外であるため詳細には立ち入らない。

最後に、懲罰的損害賠償が認められるのは、極めて例外的かつ限定された状況に限られているものの、非財産的損害を賠償する制度の一つであるから、以下では、一般損害賠償（加重的損害賠償を含む）及び懲罰的損害賠償について概観する。

なお、算定に際しては、名誉侵害に対する損害賠償は、名誉の正当な保護に必要な範囲を超えて、表現の自由を不当に萎縮させる水準であってはならない。損害賠償は表現の自由への制約である以上、欧州人権条約第 10 条に照らした比例性が求められ、不相当な高額認定は許されないからである。高額であっても比例的であれば違反とはならないが、過大な裁定は控訴院によっては是正されることがある。裁判所は過去の裁判例や実務上の水準を参照し、場合によっては人身傷害賠償額を比較の手がかりとして用いる^{*37}。

4. 損害賠償の内容^{*38}

（1）一般損害賠償（加重的損害賠償を含む）

a) 填補原則（原状回復原則）

コモン・ローでは、損害賠償は損害の填補を原則とする。填補とは、金銭的に可能な限り、不法行為が行われなかったならば原告がおかれていたであろう地位を回復させることをいう（原状回復原則 *restitutio in integrum* という）。多くの不法行為訴訟では、被った損害が財産的損失に関係づけて評価できるため、この填補原則が損害評価の十分な指針となる。しかし、名誉侵害や人身損害では、名誉への損害や身体的・精神的苦痛等を金銭に換算することができないことから、この損害評価には主観的要素が相当に含まれることになる。

b) 損害填補の内容と填補目的の内実——権利保護と抑止

名誉侵害における損害填補に際して考慮される要素は、次の 3 つである^{*39}。

第 1 に、名誉／社会的評価の侵害に対する填補、第 2 に、原告の社会的な評判を回復・証明し、それを保護すること（*vindication*）^{*40}、第 3 に、公表による苦痛等に対する慰謝であり、感情損害である。以

^{*35} *Gatley, para 10-019*. したがって、加重的損害賠償を別途認定する必要はなく、実務では、一般損害賠償の加重的事由として、それを加重したと表現される。

^{*36} *Collins Stewart Ltd v The Financial Times Ltd (No. 2)* [2005] EWHC 262 (QB); [2006] EMLR100. 法人に加重的損害賠償を認めた例（*Messenger Newspapers* 事件）はあるが、それは実質的には懲罰的損害賠償とみるべき事案であるとされる（*Gatley, para 10-18*）。

^{*37} *Gatley, para 1-010, Duncan, para 25.31*.

^{*38} 賠償額の一般的な算定基準を確立したとされる裁判例として、*Rantzen v Mirror Group Newspapers* [1994] QB 670; *John v MGN Ltd* [1997] QB 586, 608,611; *Cairns v Modi* [2012] EWCA Civ 1382, [2013] 1 WLR1015 [34].

^{*39} *John v MGN Ltd* [1997] QB 586, 607 (CA), *McGregor, para 47-031*.

^{*40} 名誉侵害的な表現は（いったん流出すると）「地下水脈を通して浸透し、隠れた水源を汚染する」（*Suttle*

上の3つの要素は、多くの事件で再確認されている^{*41}。

もっとも、第1の名誉侵害に対する填補は、結局、将来に向けた名誉回復と名誉侵害によって生じた感情損害という上記の第2、第3の要素に吸収されるという。3つの各類型は、いずれも名誉侵害の個人的・社会的帰結から生じる現在及び将来の非財産的損失をそれぞれ異なる方向から捉えたものにすぎない^{*42}。このように3つの要素は相互に重なりあう上に、いずれも無形の（算定不能の）性質のものである。そのため、その重点は事案によって異なるものの、ここでの金額は包括的に判断される^{*43}。

したがって、以上の3要素は、現在の実務では、①名誉を回復し、保護すること（*vindication*）と②感情損害への慰謝料という2つの観点に整理されることになる^{*44}。

（ア）感情損害に対する慰謝料

名誉侵害から生じる非財産的損失に感情損害が含まれる。これには、社会的な評判、心理的苦痛の他、将来における他者からの扱い等が含まれる。これらの点は当然の前提であるがゆえに多くが語られることはない^{*45}。裁判所によれば、填補的損害賠償は、その損害額が広範な裁量の下で評価される場合、被害を受けた原告に対する様々な補償を含み得る。それには、現実の金銭的損失や予想される金銭的損失だけでなく、その不法行為によって現に生じ、又は将来生じる可能性があると認められる社会的不利益も含まれ得る。また、感情を傷つけられたことによる自然な精神的損害、すなわち名誉毀損的な言辭で言及されたことから生じる当然の悲嘆や苦痛も含まれる。さらに、被告の横柄な、抑圧的、侮辱的又は侮蔑的な態度が名誉侵害による精神的苦痛を増大させ、原告の自尊心や自信を傷つけた場合、そのような事情も、広範裁量的に評価される損害額の算定において考慮されるべき要素となる^{*46}。したがって、法人には感情損害は否定され、もっぱら名誉回復と将来の保護（→イ）に対する賠償が与えられる^{*47}。

（イ）名誉の回復と（将来の被害からの）保護（*vindication*）

およそ損害賠償には、侵害された権利の正当性を確認する副次的な機能がある。それゆえ、名誉侵害においても、勝訴した原告が、自己の名誉を回復しこれを保護する（*vindicate*）ために損害賠償を求めることは当然とされる。この場面で、コモン・ローは、象徴的な少額の賠償を与えることによって、名誉回復が達成されるとは考えていない^{*48}。それ相応の金額を伴った損害賠償（傍観者に名誉侵害が根拠のないものであったと納得させる金額）によって、被告の言明が根拠のないものであることを社会に示

v Walker [2019] EWHC 396 (QB) [21]) ことがしばしば指摘される。ここでは、名誉侵害の結果、他者から将来軽んじられることによって原告に将来生じうる不利益な帰結を除去又は防止することに焦点がある（*McGregor, paras 47-036, 47-044*）。

*41 法人の場合も同様である。ただし、法人の場合、感情損害は考慮されない。またこのことから、法人は加重的損害賠償を請求することはできない。

*42 *McGregor, para 47-031*.

*43 *Cairns v Modi* [2012] EWCA Civ 1382, [2013] 1 WLR 1015.

*44 *Broome v Cassell & Co Ltd* [1972] AC 1027 [1071]は、*Uren v John Fairfax & Sons Pty Ltd* [1966] 117 CLR 118, 150 における次の説示を引用している。「名誉を毀損された者は、傷ついた名誉に対する『埋め合わせ（填補）』を受けるのではないと私は考える。その者が損害賠償を得るのは、その名誉を侵害されたから、つまり公然と辱められたからである。ゆえに、損害賠償による「填補」は二つの方法で機能する。まずは、公衆に対する原告の『潔白を証明し権利を保護すること *vindication*』である。もう一つは、行われた不正に対するその者の『慰謝 *consolation*』としてである。」

*45 *McGregor, para 47-034*.

*46 *McCary v Associated Newspapers Ltd (No.2)* [1965] 2 QB 86, 104. したがって、原告がキャリアを成功させ、公の賞賛を受け続けているという事実は、当然、賠償額に影響する（*Rantzen v Mirror Group Newspapers (1986) Ltd* [1994] QB 670, 696.）。

*47 *Metropolitan International Schools Ltd v Designtecnica Corp* [2010] EWHC 2411 (QB); *Cooper v Turrell* [2011] EWHC 3269 (QB).

*48 *Gatley, para 10-004*.

す機能が果たされるとする^{*49}。ここでは、名誉侵害の結果として将来生じ得る損害の除去・防止が重視される。名誉回復のための賠償が十分であるほど、（将来さらなる賠償を必要とする）侵害が生じる可能性は低減する。

したがって、とくに、被告が名誉侵害の内容について真実であると主張し、撤回も謝罪も拒否する場合には、被告が虚偽と認めて公に遺憾の意を示す場合と比べて、原告の名誉を回復・保護する必要性はより一層重大な意味をもつ^{*50}。情報が大量に流通するデジタル時代においてはなおさら重要となる^{*51}。

以上のことから、この類型の賠償額は、①被告の主張の深刻性、その定着力や波及効果^{*52}、②判決の将来的な公表^{*53}、③被告による謝罪の有無及び謝罪の公表又は拡散の程度、といった要素に左右される^{*54}。

c) 一般損害賠償の評価指標

賠償額の算定に当たって考慮される要素については後述する（→第2）。その際、実務上の出発点とされているのは以下の *John v MGN Ltd* 事件で示された主要原則である^{*55}。

「名誉侵害（ライベル）による損害の程度を評価するにあたって最も重要な要素は、名誉侵害の重大性である。それが原告の人格的完全性、職業上の名誉、栄誉、勇気、忠誠、およびその人格の核心的特性（*the core attributes*）にどれほど密接に触れるものであるかによって、その深刻さは増すことになる。また公表の範囲も極めて重要である。数百万人に向けて公表された中傷は、わずかな人数にしか伝わらなかった名誉侵害と比べて、より大きな損害を生じさせる潜在力を有する。勝訴した原告は、自己の名誉を回復・保護するために損害賠償の付与を期待することが正当である。ただし、その意味合いは、被告が名誉侵害の真実性を主張し、訂正や謝罪を一切拒む場合においては、掲載内容が虚偽であることを認め、公に遺憾の意を表明した場合と比べて、はるかに大きくなる。填補的損害賠償は、被告の訴訟遂行態度によって原告の感情に加えられた追加的侵害をも賠償し得るし、また賠償すべきであるということは、十分に確立された法理である。例えば、被告が、公表内容が真実であったという根拠のない主張を執拗に続けた場合、あるいは謝罪を拒否した場合、あるいは、原告を傷つけたり侮辱したりする態様で反対尋問を行った場合などがこれに当たる。」

また、以上の判例原則に、（填補賠償額の加重的[増額]要素あるいは減額要素となる）追加的な要素

^{*49} *Broome v Cassell & Co Ltd* [1972] AC 1027, 1071.

^{*50} *John v MGN Ltd* [1997] QB 586, 607.

^{*51} *McGregor*, para 47-037.たとえば近年急増している *Twitter*（現在の「X」）の事案では、将来の財産的・非財産的損害を回避するという意味での名誉回復・保護が、賠償額の中核を占めているとされる（*McGregor*, para 47-042）。

^{*52} 例えば、児童虐待を含む根拠のない発信に、加重要素£10,000を含め合計£75,000認めた事例（*Glenn v Kline* [2021] EWHC 468 (QB) [95].）ではツイート、保存されたウェブページ、電子メールによる将来的な影響を含む苦痛や拡散が考慮された。また数十万規模に達しうるツイート記事及び動画の潜在的読者数に鑑みて£75,000と認めた事例（*Packham v Wightman* [2023] EWHC 1256 (KB); [2023] EMLR 18）、さらに、*Twitter*による144,000人のフォロワーに向けた、原告が常習的レイプ犯であるとの発信に、加重要素を含め£110,000を認めた事例がある（*Aaronson v Stones* [2023] EWHC 2399 (KB).）。

^{*53} 裁判官は、理由付判決が原告の名誉回復にどの程度資するかを考慮要素として、一般損害賠償の額を定めることができるものの、その判決のみで原告にとって十分な名誉回復が達成されたといえるか否かは、侵害の内容や公表の態様など、事案固有の事情に左右される（*Cairns v Modi* [2012] EWCA Civ 1382; [2013] 1 WLR 1015, [30]–[32]）。

^{*54} *McGregor*, para 47-037.

^{*55} *John v MGN Ltd* [1997] QB 586, 607-608 (CA) .

を付け加えた以下の *Barron v Vines* 事件での整理も実務ではよく引用される^{*56}。

「(1) 損害賠償算定の出発点となる基準は、名誉侵害がなかったなら原告が享受していたであろう地位に原告を回復する額である (*Steel and Morris v United Kingdom* (2004) 41 EHRR [37], [45]) 。

(2) 名誉／社会的評価に対する損害の有無及び程度は、証拠によっても立証することも、推認によることもできる。実務上は、推認によることが多いが、実際にその者が忌避され、敬遠され、又は嘲弄されたことを示す証拠は関連性を有する。また、名誉侵害（ライベル）後においても、他者から従前と同程度又はそれ以上に良い扱いを受けていたことを示す証拠も関連性を有する。

(3) 名誉侵害が個人の名誉に及ぼす影響は、以下の事情に左右され得る。

a) 社会における当人の役割。たとえば *Esther Rantzen* の事件では^{*57}、当人が著名な児童保護運動の担い手であったため、ライベルの影響はより重大であった。

b) 名誉侵害的な意味内容を公表した者の権威性及び信用性の程度。その主張を行った者が、その事実を知り得る立場にあるように見えるか、それとも信頼性に欠ける情報源と受け取られるか。

c) 公表の相手方の属性。家族・友人・同僚への公表は、見知らぬ者の間で流布される場合と比べて、より大きな損害や精神的な苦痛を生じさせることがある。他方で、原告に近い者は、当該主張を信じにくくさせる知識や見解を有している場合もある。

d) 名誉侵害的な言明は、地下水脈を浸透するように広がり、目に見えない泉の汚染を拡大させる傾向にあり、この問題は、インターネット及びソーシャル・ネットワーキング・サイトによって、とりわけ公衆の注目を集める立場にある原告において顕著である (*C v MGN Ltd (Cairns v Modi* と併合報告) [2013] 1 WLR 1051 [27]) 。

(4) 被告が悪意をもって行動した場合には、損害賠償は加重され得るとよく言われる。この場合に填補されるべき損害は、原告の感情損害である。

(5) 名誉侵害を受けた者は、公表時点で実際に有していた名誉への侵害に対してのみ填補される。したがって、その者が、その生活領域の関連分野において、すでに悪評を有していたことが証明された場合には、そのことが損害を減少させ、結果として賠償額を抑制する方向に作用する。しかし、損害額の軽減のために、原告の特定の非行や、問題となっている名誉侵害的言明が真実であることを示唆する噂や報告を証明することは認められない (*Scott v Sampson* (1882) QBD 491) 。この点については後で若干補足する。このような立証の試みは、*Sir Thomas Bingham* が示した諸要素のうち、(d) に沿って、かえって損害賠償を加重する要因となり得る。

(6) 悪評以外にも、損害賠償を抑制又は減輕し得る要素として、以下のものがある。

a) *Burstein v Times Newspapers Ltd* [2001] 1 WLR 579 及びその後の裁判例がいう「直接に関連する背景事情」。これには上記(3)の諸原則に修正を加える場合がある。

b) 問題となる名誉毀損（ライベル）と同趣旨の第三者による公表。ただし、原告が別件の名誉侵害訴訟でそれらを訴えている場合、または本件公表に起因する損害を他の公表による損害から切り分ける目的に必要な場合に限る。

c) 1996 年名誉侵害法に基づく賠償の申出。

d) 理由付判決の存在。もっとも、その効果は、事案の事実関係及び性質によって異なる。

(7) 損害賠償額の算定に当たっては、次の諸事情を参照することが相当である。(a) 控訴院が是認した

^{*56} *Barron v Vines* [2016] EWHC 1226 (QB) [20]-[26]. 中でも本文中に示した [21] 。

^{*57} *Rantzen v Mirror Group Newspapers (1986) Ltd* [1994] QB 670, CA. 本判決では、虐待に悩む子どものためのホットラインを立ち上げた原告に対し、被告紙が、原告は当時、ある原告への協力者の虐待事実を隠蔽していた偽善者だという虚偽の報道を行った。原告の社会的立場を考慮し、陪審は £250,000 を認めた（なお、控訴院は、賠償額が表現の自由との関係で過大であってはならないとし、£110,000 に減額した）。

陪審評決 (*Rantzen* 694、*John* 612)、(b)人身傷害事件の損害賠償水準 (*John* 615)、(c)陪審なしで審理した裁判官による従前の賠償額裁定 (*John* 608 参照)。

(8)いかなる認定額も、正当な目的である名誉の保護に照らし、民主社会におけるその目的追求のために必要で、かつ当該必要に比例する範囲を超えてはならない (*Rantzen v Mirror Group Newspapers (1986) Ltd* [1994] QB 670)。この制約は、現在では 1998 年人権法によって法定されている。」

(2) 懲罰的損害賠償

a) 基本原則

イングランドのコモン・ロー上の損害賠償の目的は、原則として被害の損害の填補にあることから、懲罰的損害賠償は例外にしか認められていない。これが認められ得る場面として、判例法上、二つの主要な類型が確立している^{*58}。

b) 懲罰的損害賠償が認められる 2 類型

上記の判例において、デヴリン卿は、懲罰的損害賠償が認められ得る主要な類型として、第 1 に国家公務員による圧政的・恣意的・違憲の行為を挙げ、第 2 に、被告が、原告に支払うことになる賠償額を上回る利益を得られると計算したうえで、意図的に不法行為を行った場合を示した(利益獲得型不法行為)。後者については、他人の社会的評価を自己の利益のために利用することは許されず、被告が原告の権利を冷笑的に無視し、不法行為は割に合うと計算した場合には、法はその行為が責任を免れないことを示す必要があると述べる^{*59}。この類型は、主として金銭的利益を念頭に置くが、通常的手段では得られない財産その他の利益を、原告の不利益を代償として取得しようとする場合も含む^{*60}。

以上の原則は、その後 *Cassell & Co Ltd v Broome* において再確認され、名誉侵害事件の文脈においても一定の場合に懲罰的損害賠償が認められることが明らかにされた^{*61}。

c) 現在の到達点

現在、名誉侵害における懲罰的損害賠償について、次のように整理される^{*62}。

第 1 に、被告が公表時に自らの行為が不法行為であることを認識していた又は違法性を認識しつつ無視してこれを顧みず、かつ、財産的利益の見込みが原告への支払を上回ると判断して公表に及んだことが立証されなければならない。第 2 に、単に営利目的の事業活動の過程で名誉侵害が行われたという事実のみでは、懲罰的損害賠償を正当化するには足りない。第 3 に、まず損害賠償額(加重的損害賠償の要素を含み得る)が、原告の損害填補に加えて被告の制裁としても十分かが検討され、不十分な場合に限り、必要最小限の追加額が付加されるべきである。

損害賠償額は、原則として単一の金額とされるが、実務上は填補部分と懲罰部分の内訳が示されることが多い。懲罰的損害賠償は、その公共目的、すなわち被告の処罰及び抑止を達成するために必要な限度にとどまるべきである。この要請は、欧州人権条約第 10 条の比例原則とも整合する。被告の資力は填補的損害賠償の算定においては考慮されないが、懲罰的損害賠償の額を決定する際には考慮され得る。また、複数の被告がいる場合には、懲罰的損害賠償の可否および金額は、最も非難可能性の低い被告を基準として判断される。なお、実務上、名誉侵害事件において懲罰的損害賠償が請求・付与される

^{*58} *Rookes v Barnard* [1964] AC 1129, [1964] 1 All ER 367, HL. なお、イギリスにおける懲罰的損害賠償制度については、「不法行為に基づく損害賠償制度に関する調査研究報告書」(商事法務研究会、2025 年) 25 頁以下〔大西邦弘〕も参照のこと。

^{*59} [1964] AC 1129, 1226-1227.

^{*60} [1964] AC 1129, 1226-1227.

^{*61} *Cassell & Co Ltd v Broome* [1972] AC 1027 (原告の名誉を侵害する書籍につき、出版社と著者に一般損害賠償 £15,000 [加重的損害賠償を含む] と懲罰的損害賠償 £25,000)；なお、この点の整理につき、*Sixth Report of the Justice Committee (House of Commons) on the Draft Civil Law Reform Bill (March 2010)* [150]-[158]を参照。

^{*62} *Riches v News Group Newspapers Ltd* [1986] QB 256, 269-270, CA (Stephenson LJ) and *John v MGN Ltd* [1997] QB 586, 616-617.

例は今日では稀である^{*63}。

Ⅲ. 私的情報の不正使用

1. 不法行為類型としての承認

イングランドでは、プライバシー侵害に関する独立した訴訟原因はなく、伝統的には、信認関係における守秘義務違反のもとで、私的な情報が一定程度保護されてきたにすぎなかった。ところが、2000年10月2日の1998年人権法の施行を契機として状況は変化した（むしろ、その背景には、欧州人権条約第8条による強力なプライバシー保護との整合性への要請があった）^{*64}。

Campbell v MGN Ltd において、貴族院は、従来の守秘義務違反では十分に捉えきれない人格的侵害に対応するため、「私的情報の不正使用」という独立の訴訟原因を創設した。その核心は、「合理的なプライバシーの期待を有する情報の同意なき公表」にある^{*65}。

2. 現行法の概要

（1）判断枠組み——二段階審査

私的情報の不正使用による不法行為の判断枠組みについては、*McKennitt v Ash* において、メディアとの関係でいわゆる二段階審査が明確にされた。これによれば、第1に、当該情報について、請求者が合理的なプライバシーの期待を有するかが検討され（第8条の保護領域該当性）、これが肯定される場合には、第2に、欧州人権条約第8条によって保護される私生活の尊重と、同第10条に基づく表現の自由との間で、当該事案の具体的事情に照らして、いずれの権利が優越するかが比較衡量される^{*66}。

a) 第1段階：合理的なプライバシーの期待

第1段階の本質的争点は、当該情報について「合理的なプライバシーの期待」があるといえるか、にある。具体的な事案のあらゆる事情が考慮される。これには、請求者の属性、請求者が従事していた活動の性質、その活動が行われた場所、侵入行為の性質及び目的、同意の不存在、同意が存在しないことが知られていたか又は推認可能であったか、さらには請求者に与えた影響、情報がメディアの手に渡った状況及びその目的が含まれる。

最高裁は、通常（ただし常にではない）合理的なプライバシーの期待を生じさせる、つまり私的なものと評価される情報類型に関する例示的なリストを承認している^{*67}。これには、個人の身体的又は精神的状態や過去の犯罪行為への関与等が含まれる。他方で、通常はそうように評価されない情報類型として、会社の情報や、公に行われた刑事裁判の審理から得られる情報などが示された。

一般に、住宅内やその他の私的な場所における活動については、合理的なプライバシーの期待があると認められやすいとされる。しかし、路上等、公の場所での行為についても、合理的なプライバシーの期待が認められる場合がある。また、情報がどの程度、公知（パブリック・ドメイン）となっているか

^{*63} *Duncan*, para 25.37.

^{*64} 信認義務違反が情報の「必要な秘密性」を中核とし、その喪失によって原則として保護が失われるのに対し（*Attorney-General v Guardian Newspapers Ltd (No 2)* [*Spycatcher*]）、私的情報の不正使用は、公知性や些末性といった形式的区分に拘束されることなく、当該情報について合理的なプライバシーの期待が存するか、ならびに再公表によって質的に異なる侵襲や精神的苦痛が生じ得るかを、事実および程度の問題として評価する点に本質的な特徴を有する（*McKennitt v Ash* ; *PJS v News Group Newspapers Ltd* ; *ZXC v Bloomberg LP*）。

^{*65} *Campbell v MGN Ltd* [2004] UKHL 22, [21], [51], [134]。一般損害賠償 £2,500 + 加重的損害賠償 £1,000 = £3,500。これは後に *Vidal-Hall* 事件により不法行為として確立された（*Vidal-Hall v Google Inc* [2015] EWCA Civ 311, [2016] QB 1003, [51]）。

^{*66} *McKennitt v Ash* [2008] QB 73 ; *In re S (FC) (A Child)* [2004] UKHL 47.

^{*67} *ZXC v Bloomberg LP* [2022] UKSC 5, [2022] AC 1155, [52]–[53].

も考慮される。かつては私的であった情報であっても、広く知られるに至れば、もはや私的な情報とはいえなくなる場合がある。さらに、裁判所は、8条が適用されるためには、「一定レベルの深刻さ」が必要であるとする^{*68}。

ところで、イングランドでは、原則として、公の法廷において、公開の刑事裁判で議論された事項については合理的なプライバシーの期待はないことが最高裁において確認されている^{*69}。ただし、これには重大な例外がある。すなわち、刑事有罪判決が、犯罪者更生法 1974 年 (*Rehabilitation of Offenders Act 1974*) に基づき、一定の期間が経過し、法律上「抹消された」ものとして扱われるに至った後には、当該有罪判決に関して、合理的なプライバシーの期待が生じ得るとされる^{*70}。

また、起訴前の刑事捜査に関する情報については、合理的なプライバシーの期待が存在するとの命題を「正当な出発点 (*legitimate starting point*)」として検討を開始すべきであるとの一般原則が、最高裁によって是認されている^{*71}。その理由として、最高裁は、そのような情報は、通常、その人物の名誉につき損害を生じさせるのみならず、人格的発展の権利 (*right to personal development*)、並びに他者及び外部世界との関係を構築・発展させる権利など、身体的及び社会的アイデンティティの複数の側面に害を与え得ることを指摘する。これらはいずれも 欧州人権条約第 8 条によって保護されるものであり^{*72}、このような損害は、場合によっては回復不能かつ深刻なものとなり得るからである。

もっとも、この一般原則には例外もある。例えば、行為の公的性格によっては、そのような期待は「時に完全に消滅するほどにまで」減殺され得ることも指摘されている^{*73}。

b) 第 2 段階：衡量テスト

合理的なプライバシーの期待が認められ、欧州人権条約第 8 条が適用される場合には、第 2 段階として、プライバシーの保護と表現の自由との間で衡量が行われる。ここでは、8 条および 10 条のいずれもがそれ自体として優越的地位を有するものではない。裁判所は、当該事件において主張されている両権利の重要性の比較に対する「集中的な検討」を行い、公表による干渉を正当化する理由の有無および程度を考慮したうえで、比例原則に照らした最終的判断を下すことになる^{*74}。

この衡量は、裁判所による具体的な事実の慎重かつ詳細な分析に依存することが不可避となる。裁判所は、問題となる情報が私生活の「核心」にどの程度近いのか、当該表現が社会一般にとっての正当な関心事についての議論にどの程度寄与するか、公表の方法・態様およびその結果などを総合的に考慮する。一般論として、情報が個人の私生活の「核心」に位置する、またはそれに近い場合には、公表が許容されるためには、より強い正当化が必要とされる。公職者や公的人物、あるいは著名人であっても、すべての人は私生活を享受する権利を有する。しかし、公職者や公的役割を担う者は、他者であれば甘受する必要のない侵入を一定程度受け入れなければならないことがあるとされる^{*75}。さらに、個人が、私生活に関する情報を自ら開示したとしても、同一の私生活上の「領域」に属する他の情報についてまで合理的なプライバシーの期待を失う（または大きく減少させる）とは限らない^{*76}。また、将来いずれかの

^{*68} *Duncan*, para 28.04.

^{*69} *Khuja* (旧名 *PNM*) v *Times Newspapers Ltd* [2017] UKSC 49, [2019] AC 161, [34].

^{*70} *NT1 & NT2 v Google LLC* [2018] EWHC 799 (QB), [2019] QB 344, [44]–[49].

^{*71} *ZXC v Bloomberg LP* [2022] UKSC 5; [2022] AC 1158.

^{*72} *Niemietz v Germany* [1992] 16 EHRR97.

^{*73} *ZXC v Bloomberg LP* [2022] UKSC 5; [2022] AC 1158, [84] (例えば暴動罪や選挙詐欺等).

^{*74} cf. *In re S (A Child)* [2004] UKHL 47; [2005] 1 AC 593.

^{*75} *Von Hannover v Germany* [2005] 40 EHRR 1; *X v Persons Unknown* [2006] EWHC 2783 (QB), [2007] EMLR 10, [22]–[31], [42]–[46].

^{*76} *McKennitt* (脚注 1) [53]–[55] (請求者が、慈善事業資金調達の文脈で、婚約者らの事故死について限定的開示を行っていた事例)。また、*X v Persons Unknown* [2006] EWHC 2783 (QB), [2007] EMLR 10 において、裁判所は、「自己宣伝を求める人物 (*publicity seeker*)」と、製品やサービスの宣伝のために契約上イン

時点で当該情報を公表する意図を有していたとしても、そのことにより、当該情報に対するプライバシー保護が失われるわけでもない^{*77}。

私的情報の不正使用に基づく請求は、当該情報について合理的なプライバシーの期待が認められた場合であっても、その公表が十分な公共の利益によって正当化される場合には認められない。もっとも、ここでいう公共の利益は、名誉侵害のように独立した抗弁（2013 年名誉侵害法 4 条）を構成するものではなく、欧州人権条約第 8 条と第 10 条との間の第 2 段階の衡量テストにおいて、表現の自由側を正当化し得る核心的評価要素として機能するにとどまる^{*78}。

公表が公共の利益によって正当化されるかという点について、裁判所は、単に公表内容が「公共の利益に関する事項」に触れているという理由だけでは足りず、すべての事情を考慮した上で、当該私的情報を公表すること自体が公共の利益にかなうかを問うとする立場を一貫して採用している。とりわけ、信認関係のなかで取得された情報については、公共の利益の存在と、公表によって信認義務が破られることの正当性とを区別して検討すべきであるとされている^{*79}。

公共の利益の有無を判断するにあたって、決定的要因とされるのは、当該公表が社会における一般的な関心事にかかる議論にどのような貢献をするかであり、著名人の私生活の詳細や純粋なゴシップが多数の読者の好奇心を満たすという事実のみでは、公共の利益を基礎づけることはできないとされている^{*80}。このため、不貞行為や私的な性的行為に関する情報については、特段の事情が存在しない限り、法的意味での公共の利益は否定されるのが出発点である^{*81}。他方で、犯罪、不正行為、または重大な社会的影響を有する行為の暴露や、虚偽の公的イメージが自ら作り出されている場合は是正については、文脈次第で公共の利益が認められ得る^{*82}。

（２）私的情報の不正使用と名誉侵害

私的情報の不正使用では、公表された内容が請求者の名誉を侵害するものであることは要件ではない。また、公表された私的情報が真実であることの証明は抗弁とならない（これに対して、名誉侵害では、真実性は完全な抗弁となる）。

かつて虚偽情報の公表については、守秘義務違反の請求は認められず、その救済は、名誉侵害又は悪意の虚偽に限られると考えられていた。しかし、現在では、真実であるかのように装われ、又は真実として提示された虚偽情報の公表であっても、請求者のプライバシー権（*right to privacy*）を侵害しうることが認められている（当該情報は真実ではないことを被告が証明することに意味はない）。

このように、プライバシー法は、その機能の一部として名誉の保護を担うものとして理解されている^{*83}。適切な事案においては、請求者は、名誉侵害と私的情報の不正使用とを重ねて主張することができ

タビユーに依拠している者とを区別した（[28]–[29]）。*AAA v Associated Newspapers Ltd* [2013] EWCA Civ 554, [21]–[37]（母親による過去の公表行為を考慮）；*Weller v Associated Newspapers Ltd* [2015] EWCA Civ 1176, [2016] 1 WLR 1541, [76]（著名な父親が家族について語っていたとしても、同意なき写真公表に対する保護は失われない）も参照。

^{*77} *HRH Duchess of Sussex v Associated Newspapers Ltd* [2021] EWHC 273 (Ch), [2021] 4 WLR 35 [91].

^{*78} *Campbell v MGN Ltd* [2004] UKHL 22.

^{*79} *HRH Prince of Wales v Associated Newspapers Ltd*.

^{*80} *HRH Duchess of Sussex v Associated Newspapers Ltd* [2021] EWCA Civ 1810, [2022] 4 WLR 81, [103].

^{*81} *PJS v News Group Newspapers Ltd*.

^{*82} *X v Persons Unknown* [2006] EWHC 2783 (QB), [2007] EMLR 10.

^{*83} *Khuja*（旧名 *PNM*）*v Times Newspapers Ltd* [2017] UKSC 49, [21] (*per Lord Sumption*). *Campbell* 判決において貴族院は、信認義務違反に欧州人権条約第 8 条・第 10 条の価値を取り込み、限定的なコモン・ロー上のプライバシー保護を（合理的なプライバシー期待のもとで）承認するに至ったが、このようなプライバシーは名誉保護を主たる機能とする名誉侵害法より射程が広く、真実の事実についても名誉を保護する代替手段となり得る旨を述べる。

る^{*84}。もっとも、私的情報の不正使用に基づいて訴える請求者は、不満の核心が当該情報の公表による名誉の侵害である場合には、中間差止命令を得ることが通常困難である。

（３）私的情報に対するその他の保護

私的情報を保護しようとする請求者は、データ保護法に基づく救済（損害賠償を含む）を利用できる場合がある。また被告が公的機関であって、請求者の欧州人権条約第 8 条に基づく私生活の尊重と両立しない態様で行為した場合には、1998 年人権法に基づく請求を提起することができる（同法 6 条（1））。さらに、1997 年ハラスメント防止法の下で救済が認められる場合もある。

もっとも、*Wilkinson v Downton* [1897] 2 QB 57 に由来する不法行為理論を用いて私的情報の保護を図ろうとした試みは、*Rhodes v OPO* において否定されている^{*85}。

3. 法的救済

（１）損害賠償とその他の救済

私的情報の不正使用の請求者は、損害賠償（詳細は→4）および差止めを得ることができる。和解による場合には、当事者は、共同して、または一方的に、公開法廷での声明（*statement in open court*）を行う許可を申請することができる（民事手続規則・実施細則 53B 第 3A 項）。

（２）差止め

名誉侵害においては、一定程度、損害賠償による事後的な名誉の回復が観念できるのに対し、私的情報の不正使用の請求では、私的情報は一度公表がなされると侵害が不可逆となるため、事後的な損害賠償のみでは十分な救済とならない。このため、判決前に公表又は拡散を防止することを目的とする「中間非開示命令（*interim non-disclosure orders*）」と称される判決前の中間差止命令（*interim injunctions*）が、1998 年人権法 12 条の枠組みのもと、表現の自由との衡量を経つつ、比較的広く用いられる傾向にある^{*86}。また、すでに一定の情報が流通している場合であっても、さらなる拡散による侵害の拡大防止をする観点から差止めが認められることがある^{*87}。ここでの侵害は、不可逆かつ累積的な性質を有するため、さらなる公表の防止に独立の意義が認められるからである。

2011 年 8 月に発出された実務指針^{*88}は、公表又はさらなる流布を差し止めるために中間差止命令を求

^{*84} 例えば、*LJY v Persons Unknown* [2017] EWHC 3230 (QB), [2018] EMLR 19; *Appleton Applause Store Productions Ltd v Raphael* [2008] EWHC 1781 (QB) 参照。

^{*85} *Rhodes v OPO* [2015] UKSC 32, [2015] 2 WLR 1373, [73]–[89], [122]. 同事件では、控訴院は、私的情報の不正使用を理由とする中間差止命令の申立てを退けた（当該情報は著者自身の幼少期および個人的困難に関するものであった）（[38]–[47]）。しかし異例なことに、同裁判所は、*Wilkinson v Downton* に基づく不法行為を根拠として、本案審理までの間の差止命令を認めた。すなわち、当該書籍の公表は、著者の子である請求者に対して、意図的または無謀に精神的損害（*psychiatric harm*）を生じさせる不当な情報公表となるであろうと判断したのである（[58]–[93], [117]–[120]；*OPO v MLA* [2014] EWCA Civ 1277, [2015] EMLR 4）。しかし、最高裁はこの判断を覆し、当該書籍の公表が *Wilkinson v Downton* 不法行為を構成するという、論証可能な主張は存在しないとして、上訴を認容した。

^{*86} 名誉侵害類型での *Bonnard* 原則（原告勝訴が明らかになるまで事前差止めは認めないとするルール）は、私的情報の不正使用の事案には適用されない。ただし、請求の核心が名誉の保護にある場合はこの限りでない。

^{*87} *PJS v News Group Newspapers* [2016] UKSC 26, [2016] AC 1081（海外及びインターネット上で公表されていた情報につき、英国管轄内での報道を防ぐため[44]–[45]）。

^{*88} *Practice Guidance (Interim Nondisclosure Orders)* [2012] 1 WLR 1003. なお、同実務指針は、2010 年 4 月に設置されたスーパー・インジャンクション委員会の報告書を受けて発出されたものであり、実体的判断枠組みを変更するものではなく、申立て・審理の実務を整理することを目的とする。

める場合について、申立ての方式や審理のあり方に関する推奨実務を整理したものである。同指針は、申立てを非公開で審理できる場合や、必要に応じて、請求者の身元^{*89}や私的情報を保護するための付随命令（*ancillary orders*）についても扱っている。

終局的差止命令（*final injunctions*）も、被告が誓約しない場合には認められ得る^{*90}。裁判所は、当該情報を含む文書または写しの返還または破棄を命ずることもできるほか、事案によっては、既に公表された情報の削除又は非公開化に相当する措置が問題となり得る^{*91}。

4. 損害賠償の内容

（1）一般損害賠償

私的情報の不正使用での損害賠償額の算定について参照される現在の判例は、*Gulati v MGN Ltd* とされる^{*92}。これによれば、一般損害賠償（非財産的損害賠償）の主要な構成要素は、実務上、次のように整理されている。

a) 私的情報の不正使用それ自体に対する損害（情報コントロール権の喪失損害）

まず、私的情報のコントロール権喪失それ自体の賠償である。ここでの損害賠償は、「かつて私的であった情報の管理権を喪失し又は減殺され、及び私的情報が悪用されたことにより請求者が正当に感じたであろう精神的苦痛を賠償するものであり、その喪失を基準に算定する」^{*93}。

ここでは、開示された情報が、より侵襲的であり、かつ広範に及び、さらに（文言のみならず画像を伴う点で）視覚的であって、また、予見しうる帰結が深刻さを増すほど、認容額は高額化する^{*94}。

b) 精神的苦痛および請求者への不利益な影響に対する損害

感情侵害や精神的苦痛が含まれることに異論はない。被害者の健康への影響、尊厳及び地位への損害も対象となり、これらには、将来の苦痛や生活様式への悪影響等、数値化するのが難しい様々な帰結が含まれる^{*95}。

名誉に対する損害が、私的情報の不正使用の請求において、果たしてかつどの程度賠償の対象とする

^{*89} *ABC v Telegraph Media Group Ltd* [2018] EWCA Civ 2329, [2019] 2 All ER 684：同判決は、守秘義務契約の違反に基づく中間差止命令の申立てにおいて、2011年実務指針の趣旨に則り、本案判決前の情報流出と原告の特定を防ぐ目的で、非公開での審理（*in camera*）の実施、および当事者の匿名化（匿名命令）や裁判書類の閲覧制限といった「付随命令」を実際に認めた。

^{*90} 例えば、*Campbell v MGN Ltd* [2004] UKHL 22; [2004] 2 AC 457; *McKennitt v Ash* [2006] EWCA Civ 1714; [2008] QB 73。裁判所に対する約束（*undertaking*）の提供を正当な理由なく拒否した場合には、差止命令の発令が正当化され得る。*Weller v Associated Newspapers Ltd* [2015] EWCA Civ 1176, [2016] 1 WLR 1541, [88] 参照。*Duncan*, para 26.15 も参照。

^{*91} 例えば、*Imerman v Tchenguiz* [2010] EWCA Civ 908, [2011] Fam 116, [69]（文書及びコピーの返還・破棄）；*PJS v News Group Newspapers Ltd* [2016] UKSC 26, [2016] AC 1081（さらなる公表を防止する差止救済）。

^{*92} *Duncan*, para 28.16. *Gulati v MGN Ltd* [2015] EWHC 1482 (Ch), [2017] EWHC Civ 1337.

^{*93} *Gulati v MGN Ltd* [2015] EWHC 1482 (Ch)；on appeal [2017] QB 149, [39]–[49], esp [48].

^{*94} *McGregor*, para 48-015.

^{*95} 例えば、*Richard v BBC* [2018] EWHC 1837 (Ch), [2019] Ch 169, [347]–[359]（感情侵害、健康被害、私的情報使用管理権の侵害、尊厳、地位、名誉への侵害等）；*ZXC v Bloomberg LP* [2019] EWHC 970 (QB), [2019] EMLR 20, [147]–[155]（なお、最高裁までの上訴 [2022] UKSC 5, [2022] AC 1158 は、損害額の問題を対象としていない）。*FGX v Gaunt* [2023] EWHC 419 (KB) では、ポルノサイトに密かに撮影された裸体写真が掲載された事案において、原告が中程度の心的外傷後ストレスを発症したことが立証されたため、性的加害に関する精神的損害の司法カレッジ・ガイドラインを参照して損害額が評価された。身体的接触はなかったが、その影響が性的加害に類似すると判断されたことに基づく（加重的損害を含め£60,000）。

ことが許されるのかについては相反する判例があり、未解決である^{*96}。

c) 加重的損害賠償

被告の行為が、原告の苦痛や尊厳の喪失を増大することは十分に考えられることから、私的情報の不正使用においても、加重的損害賠償が必要に応じて認められ得る。一般損害賠償と別立てて認めることもあるが^{*97}、近時は一般損害賠償における加重要素として処理されている事例も多い。

(2) 特別損害賠償

財産的損害については、一般的な損害賠償法上の要件を満たす限り、特別損害賠償として填補の対象となる。しかし、原告の私的情報の不正利用において財産的損失はあまり問題にならないとされる^{*98}。

他方で、以下の費用が特別損害賠償として認められている点は重要である。

まず、他社による再公表記事の削除を求めるために要した費用及び将来の費用が認められる^{*99}。*Richard v BBC* 事件では、被告が原告の自宅搜索を大々的に報道した同日に立ち上がった敵対的な Facebook グループを削除させるために要した法的費用、被告報道がなければ生じなかったであろう印刷物および放送にかかる公表を防止又は訂正するための法的費用、脅迫等への対応費用、さらには出版契約の前払金の喪失も認められている。その他、不正に頒布された医療・訴訟鑑定報告書を回収するための費用^{*100}、無断撮影された結婚式の写真を正規契約していた雑誌に早期に掲載するために負担した費用が認められた例がある^{*101}。

(3) 懲罰的損害賠償

懲罰的損害賠償は、私的情報の不正使用においては原則として利用できないとの判断も見られるが^{*102}、問題となることはあまり想定されないとしても、利益獲得を計算に入れた行為に関するコモン・ロー第 2 類

^{*96} *Khuja* (旧名 *PNM*) *v Times Newspapers Ltd* [2017] UKSC 49, [2019] AC 161, [21], [34]は、プライバシー法は、個人の自律、尊厳及び人格的完全性を対象とし、一定の場合には名誉と重なり合うとする (*McGregor* 48-013 も参照)。しかし、私的情報の不正使用の一般損害賠償に名誉も含めることができるのかは、見解が分かれている。裁判所は、*Sicri v Associated Newspapers Ltd* [2020] EWHC 3541 (QB), [2021] 4 WLR 9, [145]–[163] において、*Richard* 事件での判断 ([334]–[346]) および *ZXC* 事件 ([148]–[154]) を限定的に解釈し、実質的に真実であるが名誉侵害的な情報の公表によって生じた名誉損害については、私的情報の不正使用では回復できないとし、仮にそのような損害の回復を求めるのであれば、請求者は名誉侵害等が賠償対象となる不法行為によるべきであるとした ([163])。最高裁は *ZXC* 事件 ([71]) において、損害額自体は争点でないとしつつも、名誉侵害の算定手法が私的情報の不正使用の損害算定に与える影響については判断を留保した。*Pawnbroker Duru Jones & Co Inc v Dow Jones & Co Inc* [2024] EWHC 1709 (KB) [107]判決は、*Richard*、*ZXC* 事件、および *Sicri* 事件を含む多数の先例を踏まえ、名誉侵害以外の請求における名誉(社会的評価)損害の回復可能性に関する法の現状を「不確定かつ流動的」と評価する。なお、*Sicri* [170]事件では、名誉由来の精神的苦痛(填補外)と、公表が請求者の尊厳や社会的評価に与えた影響から生じる精神的苦痛(填補対象)とを区別の上、評価されている。

^{*97} *Campbell v MGN Ltd* [2002] EMLR 30, 617.は、極めて侮辱的な続報記事につき £1,000 の加重的損害賠償を別に認定(合計 £3,500)。*Richard v BBC* [2018]では、BBC がこの番組を賞に応募したことが、反省せず自らの行為を賞賛し侵害を拡幅したとして £20,000 の加重的損害賠償が認められた (EWHC 1837 (Ch); [2019] Ch. 169, [365])。

^{*98} *McGregor*, para 48-024.

^{*99} *Sicri v Associated Newspapers Ltd* [2020] EWHC 3541 (QB), [2021] 4 WLR 9, [187].

^{*100} *Cornelius v de Taranto* [2001] EMLR 12, 329 (£3,750)。

^{*101} *Douglas v Hello! Ltd (No 6)* [2003] EWHC 2629 (Ch); [2004] EMLR 13 (約 £7,000)。

^{*102} *Mosley v News Group Newspapers Ltd (No 3)* [2008] EWHC 1777 (QB), [2008] EMLR 20 [172]–[173]。ただし、*PJS v News Group Newspapers Ltd* [2016] UKSC 26, [2016] AC 1081, [92] は、上記判断を最終的な結論として位置づけることを避け、重大なプライバシー侵害を抑止し、十分な保護を確保するために、懲罰的損

型による懲罰的損害賠償の可能性についてはなお否定されていない^{*103}。

IV. ハラスメント

1. 1997年ハラスメント防止法

1997年ハラスメント防止法 (*Protection from Harassment Act 1997*) により、ハラスメントという新たな不法行為が創設された^{*104}。本法1条1項は、次のように規定する。「何人も、次のような一連の行為を行ってはならない。(a) 他者に対するハラスメントに該当するもの、かつ(b) それが他者に対するハラスメントに該当することを、当該者が知っている、又は知るべきであるもの。」

第1条1項の目的上、「一連の行為」とは、同一の個人に関して少なくとも2回以上の行為を含むものでなければならない(法7条3項a)。「行為」には言論も含まれる(法7条4項)^{*105}。本法にハラスメントの定義はない。ただし、第7条2項は、「その人をおびえさせることまたは苦痛を与えることを含む」と規定する。裁判例では、この用語は、「特定の個人を対象とした行為であって、警戒、不安または苦痛を生じさせるように意図され、かつ実際にそれを生じさせるもの」^{*106}、「単に不都合、不合理、あるいは遺憾であるにとどまるものではなく、抑圧的かつ容認できない行為」^{*107}、また「2条に基づく刑事責任を基礎づける程度の重大さを有するもの」^{*108}と説明されている。ただし、請求者が実際に警戒、不安または苦痛を被ったことは、ハラスメントの成立要件ではなく、むしろ、請求者が被告による一連の行為を認識し、その影響を受けた時点でハラスメントによる不法行為は成立する。

その際、行為が特定の対象に向けられていること(ターゲティング)が必要である。一般に反社会的または不快ではあっても、特定の個人を対象としていない行為は、ハラスメントには該当しない。原理的には、一連の報道記事の公表が、ハラスメントを構成することもあり得る。しかし、一般論として、たとえ厳しいものであっても、報道による批判は、通常はハラスメントという概念の自然な意味の範囲には含まれない、とされる。報道による公表がハラスメントに該当し得るためには、制裁の付与および

害賠償が必要かつ比例的な救済措置となる可能性を否定しなかった。

^{*103} *McGregor*, para 48-029.; 近時の判例も、懲罰的損害賠償は「極めて例外的」としつつも、可能性自体を否定していない (*Underground v Huntly UK Ltd* [2022] EWHC 888 (QB), [55])。なお、2013年犯罪・裁判所法第34条により、私的情報の不正使用についても特定の要件下で懲罰的損害賠償をメディアに命じる規定が導入されているが、この規定は一度も適用されていない。

^{*104} 本法には、刑事規定も含まれる(2条、2A条、4条、4A条)。

^{*105} *Crawford v Jenkins* は、被告の警察や捜査機関に対する申立て(それが仮に虚偽や悪意であったとしても)のような司法制度への正式な関与については、名誉侵害における証人免責規則(絶対的免責)が及ぶ以上、当該行為を切り出してハラスメントの一環と評価することも許されないと判示した (*Crawford v Jenkins* [2014] EWCA Civ 1035, [2016] QB 231, [70])。他方、*Allen v Southwark LBC* は、訴訟制度が嫌がらせの手段として濫用された場合には、その提起および追行自体がハラスメントを構成し得ることを明示し、ハラスメント概念が制度的行為の「正当性」によって限界づけられることを示した (*Allen v London Borough of Southwark* [2008] EWCA Civ 1478)。これに対し、通常の手続利用については、たとえ悪意があったとしても、制度的保護のもとで直ちにハラスメントと評価されるものではない (*Crawford*[56])。

^{*106} *Thomas v News Group Newspapers Ltd* [2001] EWCA Civ 1233, [2002] EMLR 4, [30]; *Hayes v Willoughby* [2013] UKSC 17, [2013] 1 WLR 935, [31]。これらの原則の要約としては、*Hayden v Dickinson* [2020] EWHC 3291 (QB), [44] が有益であり、同要約は *R (on the application of Swallow) v Crown Prosecution Service* [2020] EWHC 3421 (Admin), [2021] 1 WLR 1828 において区分法院 (*Divisional Court*) により是認された。

^{*107} *Majrowski v Guy's and St. Thomas's NHS Trust* [2006] UKHL 34, [2007] 1 AC 224, [30]; *Veakins v Kier Islington Ltd* [2009] EWCA Civ 1288, [41]。

^{*108} *Majrowski* [30]。もっとも、民事裁判所が、検察当局が実際に起訴を行ったであろうこと、または当該刑事訴追に現実的な成功の見込みがあったことまで認定する必要はない (*Veakins*[12])。

それに伴う表現の自由の制限を正当化するような、例外的事情が必要であるとされる^{*109}。なお、ウェブサイト、電子メール、ソーシャルメディアを通じた継続的または反復的な公表が、ハラスメントに該当し得ることは明らかであるとされる^{*110}。

ハラスメントの請求は、自然人によってのみ提起される。これに対して、自然人、法人および事業体 (firms) はいずれもハラスメントの被告となり得る^{*111}。ハラスメントの抗弁は、以下の3つである。(a) 当該行為が、**犯罪の防止又は発見**を目的として行われたものであること、(b) 当該行為が、法令若しくは法の一般原則に基づいて行われたもの、又は、法令に基づきいずれかの者から課された条件若しくは義務を履行するために行われたものであること、(c) 当該行為が、具体的な事情に照らして合理的なものであること (法1条3項)。

2. 法的救済——損害賠償と差止め

(1) 損害賠償

第1条1項違反 (ハラスメント) の請求において、本法は、「(他の事項に加えて) ハラスメントによって生じた不安 (anxiety) およびハラスメントに起因する金銭的損失について、損害賠償を命ずることができる」と規定している (法3条2項)。

不安に対する損害賠償の算定にあたって、裁判所は、*Chief Constable of West Yorkshire Police v Vento* において示された指針を参照してきた。同事件は差別請求に関するものであり、控訴院は、事案の重大性に応じて適用される「感情損害」の3つの賠償区分を示している^{*112}。

請求者はまた、ハラスメントによって生じた精神医学的損害についても損害賠償を求めることができる。事案によっては、感情損害に対する賠償とは別個に、この項目について独立の賠償額を特定することが、適切かつ有益である場合もある。ただし、過剰賠償を回避するよう配慮することが必要である^{*113}。

なお、名誉に対する損害は、ハラスメント訴訟では原則として回復されないと考えられている。これは、本法が名誉の保護を目的とするものではなく、私生活および家庭生活の尊重に対する権利の他の側面を保護することを趣旨としていることによる^{*114}。

被告の行為が請求者の感情に対する侵害を増大させた場合には、原則として加重的損害賠償が認められるべきとされる。しかし、ハラスメントでは、請求者の感情損害それ自体が、通常、一般損害賠償の中核的構成要素となるため、裁判所としては、加重的要素を考慮に入れた単一の損害賠償額を算定する方が望ましい場合があるとの見方もある^{*115}。

2013 年犯罪・裁判所法 (*Crime and Courts Act*) 34 条により、裁判所は、「報道関連資料」の公表に関してハラスメントの責任を負うとされた一定の印刷・オンラインメディア被告に対し、懲罰的損害賠償

^{*109} 記事が人種差別的であり、請求者に苦痛を与えた可能性があるとして、請求続行が認められた例として、*Thomas v News Group Newspapers Ltd* [2001] EWCA Civ 1233, [2002] EMLR 4[32]–[33]。

^{*110} 例えば、*Law Society v Kordowski* [2011] EWHC 3185 (QB), [2014] EMLR 2 (ウェブサイト)；*Royal Brompton & Harefield NHS Foundation Trust v Shaikh* [2014] EWHC 2857 (QB) (電子メール等)；*Hourani v Thomson* (複数媒体) 参照。

^{*111} *Iqbal v Dean Mason Solicitors* [2011] EWCA Civ 123, [55]–[65]。

^{*112} *Vento v Chief Constable of West Yorkshire Police* [2002] EWCA Civ 1871, [2003] ICR 318 (CA)。例えば、*Maisto v Kyrgiannakis* [2012] EWHC 4084；*WXY v Gewanter* [2013] EWHC 589 (QB)；*Royal Brompton & Harefield NHS Foundation Trust v Shaikh* [2014] EWHC 2857 (QB) 参照。

^{*113} *Choudhary v Martins* [2008] 1 WLR 617。

^{*114} *Duncan*, para 30.13。これに対して、私的情報の不正使用の請求や、1998 年データ保護法に基づく請求においては、名誉に対する損害が賠償対象とされた例もある。

^{*115} *Choudhary v Martins* において、控訴院は、この方法がより満足すべきアプローチであるとの見解を傍論として示した (*Choudhary v Martins* [2007] EWCA Civ 1379; [2008] 1 WLR 617, [20], [27])。

を命ずる権限を有する。

(2) 差止め

裁判所は、ハラスメントを防止するため、中間差止命令及び終局差止命令を発令することができる(1997年法3条及び3A条)。ハラスメントは、単発の侵害ではなく、反復継続的な行為によって構成されることが多いため、将来の侵害を防止する差止めが重要な役割を果たしている。もっとも、当該ハラスメントが、記事、投稿等の公表行為から構成されている場合には、被告の欧州人権条約10条に基づく表現の自由との調整が必要となる。このため、とりわけ本審理前に公表を差し止める中間差止命令については、請求者は、本案において高度の勝訴見込みがあることを証明する等、1998年人権法12条の要件を充足することが求められる^{*116}。なお、被告が差止命令に違反してハラスメント行為を継続した場合、法廷侮辱として制裁を受ける可能性がある。

3. ハラスメントと名誉侵害

ハラスメントと名誉侵害という二つの不法行為は、異なる目的をもつ一方、両者は一定重なり合うものである。両者の相違点について、実務では、次のように整理されている^{*117}。

(1) ハラスメントでは、法人は損害賠償を請求することはできない。従業員等の個人を保護する目的で差止命令を求めることができるにとどまる。これに対し、名誉侵害では、法人は自己の名において、損害賠償および差止命令の双方を請求することができる^{*118}。

(2) ハラスメントでは、代表者として当事者となることが認められる場合があり得る。これに対し、名誉侵害では、このような請求は実行可能性が示されてこなかった。これは、指名された当事者と、その者が代表するとされる他者との間に必要とされる利益の同一性を立証することが、より困難であるためである。

(3) ハラスメントでは、名誉侵害とは異なり、第三者への公表や、当該表現が名誉侵害的であることを立証する必要はない。また、表現が真実であることや被告の誠実な意見が、それ自体として抗弁を構成するわけではない。もっとも、ハラスメントの請求には独自の厳格さがある。すなわち、請求者は、複数回にわたる行為から構成される一連の行為であって、抑圧的かつ容認できないと正当に評価し得るものが存在することを立証しなければならない。報道記事の場合には、たとえ請求者に多大な苦痛を与えとしても、そのハードルをクリアすることは稀である。また、被告側の認識(少なくとも推定的認識)を立証する要件も存在する。

(4) 一連の名誉侵害的言動を公表する被告に直面した請求者は、2013年名誉侵害法1条の「深刻な被害」の要件を、個々の表現ごとに満たすことを立証するのに困難な場合がある。ところが、連続する公表を全体として捉えれば、それがハラスメントに該当する一連の行為を構成すると立証できる場合がある^{*119}。

(5) 他者が過去に同一の主張をすでに公表しているという事実は、名誉侵害における責任の成否の判断には通常ほとんど影響しない。しかし、ハラスメントにおいては、一定の関連性を有し得る^{*120}。

(6) 中間差止命令は、名誉侵害よりもハラスメントの方が、より容易に認められる。形式上はハラスメントとして構成されていても、請求の核心(*nub of the claim*)が名誉の保護にある場合には、名誉侵害

^{*116} *Merlin Entertainments plc v Cave* [2014] EWHC 3036 (QB), [2015] EMLR 3, [17]–[42]; *Duncan*, para 30.16.

^{*117} *Duncan*, para 30.18.

^{*118} ただし、深刻な被害のテストを満たす必要があるため、営利法人の場合には、現実的又は蓋然的な「深刻な経済的損失」の立証が必要となる(2013年名誉侵害法1条)。

^{*119} *Hayden v Dickinson* [2020] EWHC 3291 (QB), [44]. 「根本的な問題は、当該行為が、発言内容それ自体とは別個の、抑圧性、持続性又は不快性という追加的要素を有しているかどうかである……」

^{*120} *Goodwin v News Group Newspapers Ltd* [2018] 1 WLR 5767 参照。

と同様に、より高いハードルが用いられる。

(7) ハラスメントに対する損害賠償額は、一般に、名誉侵害における賠償額より小さくなる傾向がある。これは、名誉侵害においては、請求者の感情損害に対する填補に加え、名誉侵害に対する損害の填補および名誉の回復と将来に向けた保護 (*vindication*) を目的とする要素が含まれるためである。

V. データ保護法

1. 概観

名誉侵害、私的情報の不正使用及びハラスメントが、主として不法行為による救済の対象となるのに対し^{*121}、個人データ保護は、英国一般データ保護規則及び2018年データ保護法を中心とする成文法体系によって規律されている。これは、個人データの「処理」を通じて生じ得る人格的利益への侵害を包括的かつ体系的に規律するものである。その保護対象は、必ずしも名誉や私生活への侵害に限定されず、情報に対する自己コントロールや人格的自律といった、より広範な情報的利益を含む点に特徴がある。近時、とりわけ、オンライン公表や検索エンジンを通じた情報流通の拡大により、同一の事実関係が、名誉毀損訴訟・プライバシー侵害訴訟・個人データ保護請求として並存的に問題となる事例が増加している。ここでは、その救済、とりわけ損害賠償との関係に焦点を当て、個人データ保護との関係を整理しておきたい。

2. 個人データ保護法制の枠組みと適用対象

(1) 個人データの処理

現在、英国における一般的な個人データ処理は、英国一般データ保護規則 (UK GDPR) 及び2018年データ保護法 (DPA 2018) により規律されている。

UK GDPR 4条1項は、「個人データ」を「特定された又は特定可能な自然人 (データ主体) に関するあらゆる情報」と定義し、識別可能性は文脈や合理的に用いられ得る外部情報を考慮して判断される。また、同条2項は「処理」を、収集、記録、保存、検索、利用、第三者への開示、頒布、消去等を含む極めて広範な概念として定義している。このため、新聞やウェブサイトへの掲載、オンライン・アーカイブの公開、検索結果としての表示も、原則として個人データの「処理」に該当する。

この点は、名誉侵害法における「第三者への公表」と、データ保護法上の「処理」とが完全には一致しないことを意味する。名誉侵害法上の「公表」要件を充足しない場合であっても、個人データ保護法の適用対象となり得る余地がある。

^{*121} 名誉毀損については、現在、2013年名誉侵害法をはじめとする制定法が存在するものの、それらは、伝統的なコモン・ロー上の不法行為構造を前提として、その要件や抗弁、訴訟手続を修正・補完するものであり、不法行為そのものを創設したものではない (*Derbyshire County Council v Times Newspapers Ltd* [1993] AC 534; *Lachaux v Independent Print Ltd* [2019] UKSC 27; [2020] AC 612)。私的情報の不正使用は、欧州人権条約8条が保障する私生活の尊重および人格的自律への侵害を防止するために、裁判所が判例の積み重ねによって形成・発展させてきた、典型的なコモン・ロー上の不法行為である。これに対し、ハラスメントについては、1997年ハラスメント防止法により、民事責任および刑事責任を伴う新たな不法行為が制定法として創設された点で、制度的起源を異にする。しかし同法は、「ハラスメント」や「一連の行為」といった中核概念について、あえて抽象的かつ開放的な文言を採用しており、その具体的要件、射程および限界は、個別事案ごとの判例法の展開に委ねられてきた。最高裁も、同法に基づく不法行為について、その「実質的内容は裁判所によって発展させられることが予定されている」と明示しており (*Majrowski v Guy's and St. Thomas' NHS Trust* [2006] UKHL 34, [30]; *Thomas v News Group Newspapers Ltd* [2001] EWCA Civ 1233; *Hayes v Willoughby* [2013] UKSC 17, [14]参照。)、今日では、制定法に基づきつつも、その内容形成が本質的に判例法に依拠する不法行為として理解されている。

（２）個人データ処理原則——適法性と正確性

a) 原則の概観

UK GDPR 5 条 1 項は、管理者に対し、6 つの原則の遵守および説明責任を課している：①適法性・公正性・透明性、②目的の制限、③データの最小化、④正確性、⑤保存期間の制限、⑥完全性・機密性である。公表を伴う事案では、とりわけ①適法性と④正確性が中心的な意味を有する。

b) 適法性（6 条）

公衆に向けた出版や報道目的の文脈においては、データ主体からの同意に依拠することが実務上困難であるため、個人データ処理の適法性は、主として UK GDPR 6 条 1 項(f)の「正当な利益」に基づいて判断されることが多い。同号は、その処理が正当な目的を追求し、その目的の達成のために合理的に必要であり、かつ、その利益がデータ主体の利益又は基本的権利及び自由に優越する場合に限り、処理の適法性を認めるものである。この判断は、欧州人権条約 10 条に基づく表現の自由との衡量を不可避免的に含む。

c) 正確性（5 条(1)(d)）と単一意味ルール

正確性は、個人データが「正確であり、必要に応じて最新の状態に保たれる」ことを要求する。2018 年データ保護法 205 条は、「不正確」とは、「事実に関して誤っている、又は誤解を招く」データと定義している。

これに対して、名誉侵害では、問題となる表現の意味を一義的に確定する単一意味ルールが用いられる。*NTI v Google LLC* において裁判所は、正確性判断において、記事の通常かつ自然な意味を考慮する点で、同ルールを参照し得ることを認めた。もっとも裁判所は、データ保護法と名誉侵害法を同一視すべきではなく、より柔軟な評価が許容されると明言している。したがって、記事全体の意味が真実であっても、個別に抽出された個人データが不正確と評価され得る点に、データ保護法の独自性がある。

（３）「特別目的」による例外と報道の自由

UK GDPR 85 条に基づき、2018 年データ保護法附則第 2 第 26 項は、ジャーナリズム等の特別目的（*special purposes*）のための処理について、GDPR の一部規定を適用除外とする制度を設けている。

この適用除外制度が適用されるためには、①処理が公表又は公表を見据えて行われていること、②公表が公共の利益にかなうと管理者が合理的に信じていたこと、③GDPR の各規定の適用が特別目的と両立しないと管理者が合理的に信じていたことが必要である。この構造は、2013 年名誉侵害法 4 条の公共の利益抗弁と機能的に類似する。

3. 法的救済

（１）救済規定

UK GDPR は、データ主体に対して、その個人データに関する権利侵害に対処するために多様な権利及び救済手段を付与している。とりわけ、名誉・プライバシー侵害等との関係では、①個人データの訂正・補完を求める訂正権（16 条）^{*122}、②個人データの削除を求める消去権（17 条）、③処理に対する異議申立権（21 条）^{*123}、④データの違法な取扱いによって損害を受けた場合の損害賠償請求権（82 条）

^{*122} 訂正権は、不正確な個人データの訂正及び補完を求める権利であり、その「不正確性」は誤解を招く表現を含むと解される（DPA 2018 第 205 条）。正確性の判断にあたっては文脈が重視され、とりわけ当該データの評価の性質が問題となる（*Aven v Orbis Business Intelligence Ltd* [2020] EWHC 523 (QB)）。なお、報道・出版に関しては特別目的の例外により適用が制限され得る（DPA 2018 附則第 2 第 26 項）。

^{*123} 異議申立権は、正当利益または公的任務に基づく処理に対し、データ主体が自己の状況に基づいて異議を述べることを認めるものであり、異議がなされた場合、管理者は、当該処理を正当化する優越的利益（*compelling legitimate grounds*）を立証しない限り、その処理を中止しなければならない。出版・報道の文脈では、表現の自由や公共の利益との衡量が問題となる（*Duncan, para 31.30*）。

が重要である^{*124}。以下では、とくに除去（差止め）及び事後的な賠償につき中心的役割を果たす②と④を取り上げる。

加えて、データ主体の権利侵害が認められる場合、裁判所は、2018年データ保護法167条に基づき、遵守命令（*compliance order*）を発することができ、管理者又は処理者に対し、一定の行為の実施、又は差止めを命ずることができる。このような命令は、データ処理の是正を直接的に確保する点において、差止的救済として機能する。

（２）消去権（「忘れられる権利」17条）

一定の場合に、データ主体は、自己に関する個人データの消去を、過度の遅延なく管理者から得る権利を有し、管理者は、同条が定める理由がある場合、過度の遅延なく当該個人データを消去する義務を負う（UK GDPR 17条）。この消去義務は、適法に処理されてきた場合であっても、データ主体が「自己の特別な状況に関する理由」に基づき異議申立てを行い、処理を継続すべき優越的な正当理由が存在しない場合には、認められる（17条1項(c)）。

消去権は、個人情報の継続的流通を制御する機能をもつことから、名誉・プライバシー侵害との関係で重要である。Google等の検索エンジンの他^{*125}、ニュース・メディアのオンライン・アーカイブや、ソーシャルメディア・サービスの運営者にも適用され得る^{*126}。情報の性質、経過時間、公共的関心の有無等を踏まえた衡量が行われる。

消去権は、絶対的なものではない。処理が表現の自由及び情報の自由の行使に必要な限度では消去義務は生じない（17条3項(a)）。報道・出版事案では、公共の利益や特別目的の例外（DPA 2018 附則第2項第26項）が重要な制約として機能する。消去が行われた場合、管理者は、可能かつ比例的な範囲で、当該データを受領した者に通知し、また、データ主体の求めに応じて、当該受領者に関する情報を提供しなければならない（19条）。したがって、消去は、情報流通のあり方を将来に向けて調整する救済として位置づけられる。

（３）損害賠償請求権（82条）

本条の非財産的損害には、感情損害が含まれ、名誉に対する侵害も含まれ得る。例えば、開示された個人データが不正確かつ「著しく名誉を害する」と評価される場合には、名誉侵害法の原則を参照して、損害が算定されることがある。他方で、このような評価については、情報の性質や文脈に応じた慎重な検討が必要であるとされ、その適用範囲はなお確定していない^{*127}。

この非財産的損害には、**侵害の結果に対する恐怖（fear）**も含まれ得る。これは、不正に第三者に開示された個人データが将来悪用される恐れに対する精神的苦痛をいう。ただし、この恐怖は、客観的に合

^{*124} *Duncan, para 31.25.*

^{*125} *Google Spain SL v Agencia Española de Protección de Datos* (C-131/12, EU:C:2014:317) 検索結果の削除請求の可否が問題となった事案で「忘れられる権利」を初めて明確に認めた。

^{*126} *Camera di Commercio v Manni* (CJEU, C-398/15, EU:C:2017:197) 会社登記情報の公開および保存期間との関係で、消去権の適用範囲が問題となった事案。

^{*127} *Aven v Orbis Business Intelligence Ltd* [2020] EWHC 1812 (QB), [195]–[197]。不正確な情報が著しく名誉を害する場合には名誉損害を認め得るとした。*ZXC v Bloomberg LP* [2019] EWHC 970 (QB), [147]–[152]. ; *Sicri v Associated Newspapers Ltd* [2020] EWHC 3541 (QB), [145]–[163] も参照。もっとも名誉損害の位置づけについてはなお議論があり、*Pacini & Anor v Dow Jones & Company Inc* [2024] EWHC 1709 (KB) [107]は、本分野は不確定かつ流動的と評している。

理的根拠を有するものでなければならず、単なる仮定的又は憶測に基づくものでは足りない^{*128}。

請求者は、何らかの財産的又は非財産的損害を実際に被ったことを証明しなければならない。単にデータ保護法違反が存在するというだけでは足りない。自己の個人データに対するコントロールを失ったことそれ自体が直ちに損害となるわけではない。名目的損害賠償も認められない^{*129}。他方、何らかの関連する損害が立証されれば、その重大性を示すことまでは要求されない。この点において、名誉侵害、私的情報の不正使用、ハラスメントとは異なることが指摘されている。

なお、裁判所は、低額のデータ保護請求の訴訟管理において、比較的厳格な姿勢を示しており、多くの場合、費用回収が制限される郡裁判所の少額訴訟トラックに振り分けられている^{*130}。

（４）その他

ア）情報コミッショナーの役割^{*131}

UK GDPR の執行については、独立の公的監督機関である情報コミッショナー（*Information Commissioner*。以下、ICO）が、個人データの処理に関する規則の適用を監視し、その遵守を確保する役割を担う（UK GDPR 51 条）。加えて、自己に関する個人データの処理が同規則に違反していると考えられる場合には、裁判手続によらずに、ICO に対して苦情を申し立てることができ、ICO は適切な範囲でこれを調査する権限を有する（UK GDPR 77 条；DPA 2018 第 165 条）。このような監督機関への苦情申立ては、私人による裁判外の救済手段として重要な意義を有する。

もっとも、ICO は、是正を命ずる執行通知や制裁金の賦課等を通じて行政的監督権限を有する一方で（UK GDPR 83 条；DPA 2018 第 142～154 条）、損害賠償を命じる権限はなく、データ主体に対する金銭的救済は裁判所による民事手続に委ねられている（DPA 2018 第 165 条）。

なお、個人データが報道、学術、文学等の「特別目的」のために処理されている場合には、表現の自由との調整の観点から、ICO の調査および執行権限は制限され、執行通知又は制裁金通知を発するためには、裁判所の許可を得ることが必要とされる（DPA 2018 附則第 2 第 26 項）^{*132}。この許可は、当該違反が「実質的な公共的重要性」を有する疑いがある場合に限り付与される（DPA 2018 第 155～159 条）。

イ）検索エンジン^{*133}

Google Spain 判決において、欧州司法裁判所は、検索エンジン運営者を個人データの「管理者」と位置づけ、氏名検索に基づく検索結果の提示が個人データの処理に当たると判示した。同判決は、検索エンジンがリンク先情報へのアクセス可能性を著しく高めるのみならず、当該個人に関する情報を「構造化された全体像」として提示する点に着目し、元の報道記事が適法であっても、検索結果の提供それ自体が私生活（プライバシー）への干渉を独自に増幅し得るとした（*Google Spain* C-131/12 [80], [87]）。そのため、情報の経過時間や私生活上の感度等を踏まえ、一定の場合には、検索結果からの非表示

^{*128} *Farley v Paymaster (1836) Ltd* [2025] EWCA Civ 1117 [75]。同判決は、非財産的損害には将来の悪用に対する合理的な恐怖が含まれ得るとしつつも、一過性の不快感や苛立ちはこれに当たらない可能性を指摘する。

^{*129} *Lloyd v Google LLC* [2021] UKSC 50; [2022] AC 1217. *Trump v Orbis Business Intelligence Ltd* [2024] EWHC 173 (KB), [122]–[129]。欧州連合司法裁判所（CJEU）も、*BL v MediaMarktSaturn Hagen-Iserlohn GmbH* (C-687/21) [62]–[69] において、コントロール喪失それ自体と、そこから生じる損害とを区別している。他方、*GP v juris GmbH* (C-741/21) [41]–[42] では、コントロール喪失自体を非物的損害と評価し得るとの判断も示されている（前文 81 項参照）。

^{*130} *Cleary v Marston (Holdings) Ltd* [2021] EWHC 3809 (QB); [2022] Costs LR 1451.

^{*131} *Duncan*, para 31.32.

^{*132} なお、実質的な公共的重要性を有する特別目的訴訟においては、例外的に、ICO が当事者に対して訴訟費用の負担等の援助を提供し得ることを定める（DPA 2018 第 175 条）。

^{*133} *Duncan*, para 31.34.

(*de-referencing*) を求める権利が認められるが、その可否は、個人の基本的権利と公衆の情報アクセス利益との衡量に依存するとされた（同[81], [98]）。

続く *GC v CNIL* 判決では、この枠組みが特別類型データや犯罪データにも及ぶことが確認され、検索エンジン運営者の義務は、その機能・能力との関係で評価され、非表示請求を受けて初めて具体的に作動するものと整理された（*GC v CNIL* C-136/17 [34]–[48]）。とくに、刑事手続に関する情報については、その後の無罪判決等の経過を検索結果が適切に反映するように求められるとされた（同[78]）。

Google Spain 判決以降、検索結果の非表示措置申請は一般化し、裁判所や監督機関の指針の下で衡量枠組みが定着している。非表示措置は、元記事の削除を伴わない点で限界はあるものの（問題となる資料は元のウェブサイトには引き続き存在し、他の検索語を用いれば、資料が引き続き容易に見つかる可能性がある）、検索による名誉やプライバシーへの侵襲的影響を、迅速かつ比較的低コストで緩和する手段として、この分野の不法行為訴訟を補完する役割を果たしている^{*134}。

4. データ保護と名誉侵害

当初は、データ保護法に基づく請求を、名誉侵害訴訟を補完するもの、又はその代替として機能し得るものと認めることには、消極的であったとされる^{*135}。しかし、現在では、これら二つの法分野は、広範に重なり合うこと、また場合によっては、名誉侵害よりもデータ保護請求の方が適切である状況が存在することも指摘されている^{*136}。

例えば、請求者の主要な関心が、インターネット上に公表された自己に関する不正確な記述の削除にある場合には、UK GDPR 17 条（消去権）又は同 21 条（異議申立権）に依拠する方が、名誉侵害訴訟を提起するよりも有利となり得る。というのも、名誉侵害で救済を得るためには、当該公表が請求者の名誉に「深刻な被害」を生じさせた、又は生じさせるおそれがあることを立証しなければならないからである（2013 年名誉侵害法 1 条）^{*137}。

加えて、もう一つの重要なメリットとして、検索エンジン運営者に対しても、本法の下で救済が利用可能である点がある。一般に、検索エンジン運営者は、名誉侵害法の目的における「公表した者 *publisher*」とはみなされないと考えられているからである^{*138}。もっとも、公共の利益に関する事項の公表の抗弁（2013 年名誉侵害法 4 条）を成立させ得る公表者については、データ保護法に違反していると評価され

^{*134} WP 225 ; *NTI v Google LLC* ; *Google LLC v CNIL*.

^{*135} 例えば、*Quinton v Peirce* [2009] EWHC 912 (QB), [2009] FSR 17, [87]。

^{*136} 例えば、*Law Society v Kordowski* [2011] EWHC 3185 (QB), [2014] EMLR 2。同一ウェブサイトに関し、データ保護法、1997 年ハラスメント防止法、名誉侵害の各救済が併存して認められた。とりわけ、名誉侵害とは異なり、他の請求は民事訴訟規則 19.6 に基づく代表訴訟として提起することが許容された点が注目される（10.14 参照）。同様に、*Prince Moulay Hicham Ben Abdallah Abdullah Al Alaoui of Morocco v Elaph Publishing Ltd* [2017] EWCA Civ 29; [2017] 4 WLR 28 においても、名誉侵害請求とデータ保護請求とを並行して追行することが認められたが、控訴院は、「不正確性の是正を装って、批判を封じる手段として訴訟が用いられないよう、慎重な訴訟管理が必要である」と警告した（[45]）。*Pacini v Dow Jones & Co Inc* [2024] EWHC 1709 (KB), [84]–[91] では、名誉侵害請求が提起されなかった（又は困難であった）事情の下で、記事の撤回を求めるデータ保護請求が、手続濫用として却下されることは否定された。

^{*137} これに対し、私的情報の不正使用については、データ保護法に基づく請求が、請求者にとって特段の追加的利点をもたらしてこなかったと指摘されることがある（例えば、*Weller v Associated Newspapers* [2014] EMLR 24, [16]）。もっとも、データ保護請求について、「重大性」という厳格なハードルが要求されないと控訴院が判示したことにより（*Farley v Paymaster (1836) Ltd* [2025] EWCA Civ 1117）、この評価は将来変わる可能性が指摘されている（*Duncan*, para 31.31）。

^{*138} *Metropolitan International Schools Ltd v Designtecnica Corp* [2009] EWHC 1765 (QB); [2011] 1 WLR 1743, [48]–[64]. 8.13 参照。

る可能性は低いと考えられている。それでもなお、公表に基づくデータ保護請求を判断するにあたり、どの程度、名誉侵害の法理を適用すべきかについては、議論が分かれており、判例の展開が待たれている^{*139}。とはいえ、現在では、適切な事案においては、名誉侵害に対する賠償をデータ保護請求において求めることが可能であることに疑いはない。その算定は、名誉侵害法において適用されるのと同じの原則に照らして行われ得る^{*140}。

第2 賠償額の算定に当たって考慮される（されない）要素等について

1. 賠償額の算定に当たって参照する指標等について

（1）名誉権・プライバシー侵害に関する指標等

名誉侵害・私的情報の不正利用等の損害賠償額について算定表やガイドラインは存在しない^{*141}。身体侵害とは異なり、事案の個別性が高く、定型的な算定方法に馴染まないとの理解が、実務家、研究者において共有されている。陪審制度の廃止後は、損害額は、裁判官があらゆる関連事情を考慮して判断するものとされている^{*142}。

その際、裁判官は、これまでの司法判断とともに、損害賠償の付与は表現の自由に対する制約となることから欧州人権条約 10 条 2 項の下で正当化しうる金額であること^{*143}、さらには、一般損害賠償の名目上の「上限」にも留意する傾向にあることが指摘されている^{*144}。この上限は、法定されたものではなく、人身損害における身体的苦痛、精神的苦痛、生活の楽しみの喪失の慣行的な最高額を基準として設定される。2021 年 7 月時点で 35 万ポンドとされる^{*145}。

以下、ヒアリングによれば、弁護士は、請求に際し、過去の司法判断を参照しつつ^{*146}、近似的・相対

^{*139} *Duncan*, para 31.37. 例えば、公衆向け公表に含まれる個人データの正確性を評価する際に単一意味ルールが適用されることは認められている（31.17 参照）が、その前段階として、当該表現が請求者の個人データを含むか、含むとすればどのデータかを判断する場面で、名誉侵害の法理（とくに特定・同定の原則）がどこまで妥当するかについては議論の余地がある（31.04、ならびに第 7 章参照）。これらの問題の一部は、*Pacini v Dow Jones & Co Inc* [2024] EWHC 2714 (KB) において検討されている。

^{*140} もっとも、これはおそらく、不正確性が争われている事案、特に、単一意味ルールに照らして不正確と評価される場合に限られる可能性が高い（*Duncan*, para, 31.17, 31.31 参照）。

^{*141} 人格権侵害の領域での唯一の例外は、平等法にかかる請求である。雇用審判所が差別事案で 10 万ポンドを認めたことを懸念し、控訴院が平等法にかかる（精神医学上、その他の人身損害を除く）感情損害に対する填補額についてガイドラインを示した（*Vento v Chief Constable of West Yorkshire Police* [2002] EWCA Civ 1871）。その後、改訂を重ね、2020 年 4 月 6 日以降に提起された請求については、極めて深刻な事案（長期間かつ継続的な、性別や人種を理由とする差別的ハラスメント）につき、£27,000 から £45,000（極めて例外的な事例は除く）、中程度に深刻な事案につき、£9,000 から £27,000、比較的軽微な事案（単発的又は 1 回限りの差別行為）につき、£900 ポンドから £9,000 とする。また軽微な事案とはいえ、ガイドラインの最低額を下回る裁定は、感情損害に対する正当な評価としてあまりに低すぎると受け取られるため、原則として避けるべきとされる。

^{*142} *Gulati v MGN Ltd* [2015] EWHC 1482 (Ch) [77]. 私的情報の不正使用に関する損害賠償について固定的な基準を設けることの困難性や、事案ごとの差異が大きい以上その有用性は乏しいことを指摘する。

^{*143} 不適切な損害賠償額の裁定は、同条約 10 条 1 項の違反を構成する。ただし、極めて高額な損害賠償であっても、あらゆる事情に照らして比例的であると判断されれば、10 条違反とはならない。

^{*144} *Duncan*, para 25.04.

^{*145} *Gatley on libel and slander, First supplement to 13 th., 2025, 10-005*. 物価調整等があり、2026 年 3 月時点では、約 36 万ポンドとの回答を得ている。

^{*146} 参照される文献として、*Gatley on Libel and Slander (13th, Sweet&Maxwell) 2022; Duncan and Neill on*

的な判断により請求金額を決め、選択した過去の裁判例の認定額を提出する。過去の裁判例における金額については、いずれも現在に至るまでの物価上昇率を考慮する。また、身体侵害の金額と比べて不均衡はないか、「クロス・チェック」することもある。しかし、この種の事案は、個別具体的な事情が様々であることから、裁判官は提出した過去の裁判例との類似点をあまり重要視しないという。さらに、人身損害の上限はおよそ 35～36 万ポンドであるから、一般的な名誉毀損・プライバシーの上限は 20 万ポンド程度と見て、少なくとも名誉毀損の賠償額が人身損害を超えないように調整するという。過去に名誉侵害事例で 100 万ポンド近い賠償額が出て、社会問題となったことが背景にある。

名誉侵害においては、勝訴判決によって名誉の回復はある程度達成される面はある。だからといって名目的損害賠償で足りるとは考えられていない。名誉（社会的評価）を回復し、将来的な侵害から名誉を保護するためには、それ相応の金額の賠償金が与えられることが前提となっている。研究者によると、名誉侵害における近時の典型的な賠償額の水準は、全国規模のメディアによる極めて重大な名誉侵害の場合で 10 万ポンドを超えることがある一方、SNS 等による名誉侵害で公表範囲が限定されていたり、侵害内容が比較的軽微な場合には、5,000 から 25,000 ポンド程度の範囲に収まることが多いとされる。なお、これらの填補対象には感情損害も含まれるが、感情損害部分は、せいぜい 5,000 から 10,000 ポンド程度であって、比較的少額であるとの指摘もあった。他方、私的情報の不正使用についても、一部の高額事例を除けば、5,000 から 25,000 ポンドの相場感があるとされるが^{*147}、むしろこれを超えてくることはあり得る^{*148}。このことから、名誉侵害とプライバシー侵害とで、いずれかの請求が必然的に高額な損害賠償につながるといった経験則はない、というのが共通認識である。

この点については、次のような見解も示された。たしかに、イングランドでは、伝統的に、名誉侵害における損害賠償額は高額となることが多かった。これは歴史的に、個人の名誉がその経済力を支える上で社会において強く尊重されてきたことにある。このことは、今日でも著名人がひとたびスキャンダル報道によりその名誉を失墜させれば、現代のキャンセルカルチャーとも相まって、多額の経済的損失を生じることに典型的である^{*149}。このような理由から、今後も、イングランドの名誉毀損訴訟では、高額な損害賠償が認められる可能性はある。他方、現代社会では、私生活（自律・尊厳）への侵害の重大性が明確に認識され、人格権の保護を重視する傾向を強めている。その結果、親密な情報の公開、監視行為、個人データの不正利用といった事案では、賠償額が高額化しており、名誉侵害の損害賠償を上回る例も見られる。

（２）生命・身体に対する侵害に関する指標等

1992 年以降、人身損害に関する損害賠償額は、「司法カレッジ・ガイドライン」という公式の指針があり、定期的に更新されている^{*150}。本ガイドラインでは、人身損害における一般損害賠償（すなわち非財産的損害）につき、①身体的苦痛、②精神的苦痛（不安、恐怖、抑うつ等）、及び③生活の質の低下（趣味・日常活動・社会生活の喪失）を中核に据えつつ（いわゆる *PSLA: Pain, Suffering and Loss of Amenity*）、精神医学上の障害、外見の損傷、性機能や生殖能力の喪失等も含めて総合的に評価する枠組

Defamation (6th, Sweet&Maxwell) 2025 がある。

^{*147} *McGregor, para 48-014*.

^{*148} 例えば、原告の性的な動画及び静止画像が知人及び見知らぬ多数の者に意図的に暴露され、さらに原告の性的行為を露骨に描写した記事をオンラインで公表したことにつき（請求額がその額に限定されていたため）「少なくとも」として 25,000 ポンドを認めた事例（*Reid v Price* [2020] EWHC 594 (Ch)）。

^{*149} このような背景として、名誉侵害が社会的評価の毀損と結び付けられ、歴史的には、個人の名誉が生計を立てる上で、今日よりも強く尊重されていたこと、たとえば、個人の経済力や婚姻の可能性が、現在よりも大きな程度で名誉に依存していたとの見方が示された。

^{*150} 現在は、2026 年の第 18 版が最新である。*Mrs Justice Lambert DBE and Lisa Sullivan, Guidelines for the Assessment of General Damages in Personal Injury Cases, 2026*.

みを採用している。そのうえで、判例により形成された水準を参照しつつ、裁判所の裁量によって決定されるおおよその賠償額の幅が提示されている。評価にあたっては、①傷害の性質・重症度、②回復の見込み（完治か後遺障害が残るか）、③痛み・苦痛の強度及びその期間、④生活・仕事及び余暇への具体的影響、⑤精神医学的疾患（PTSD 等）の有無（医学的診断及び因果関係）といった要素が考慮される。なお、被害者が傷つきやすい体質であっても、被告は被害者をあるがままに引き受けるのが原則である（エッグシェル・スカル原則）。

なお、2013 年に実施された民事手続におけるジャクソン改革の結果、大半の人身損害訴訟において条件付き報酬契約（CFA）に基づき弁護士が依頼者に請求する成功報酬を相手方から回収できなくなったことから、主にこの損失に対する原告の補填を目的として、控訴院は（*Simmons v Castle* [2012] EWCA Civ 1288）、2013 年 4 月 1 日以降に判決が下されたすべての事件について、一般損害賠償額を 10%増額すべきであることを決定している（2012 年法律扶助・量刑・犯罪者処罰法 44 条 6 項に該当する原告は改革の影響を受けないため除外）。さらに毎年、インフレに対応するため小売物価指数（*Retail Price Index*）を基準とした更新が行われている（裁判所から新たな指針が出れば変更する可能性はある）。ガイドラインの数値はこれらを反映したものとなっている。その結果、四肢麻痺および極めて重度の脳障害の裁定額の幅は、当初のガイドラインではいずれも 120,000 から 150,000 ポンドであったものが、最新版では前者が 428,850 から 533,720 ポンド、後者が 372,570 から 533,720 ポンドとなっている。この間の急激な物価上昇もあり、名誉毀損訴訟において慣行的に用いられてきた名目上の上限との乖離も見られる。

2. 賠償額の算定に当たって考慮される（されない）要素について

（1）侵害の重大性

a) 侵害の強度・深刻さ

ア) 名誉侵害の場合——人格の核心的特性、人格的完全性、原告の社会的役割や従前の評判

①人格の核心的特性や人格的完全性への侵害の程度

名誉侵害に対する損害賠償額（填補額）の評価にあたって、最も重要な要素は、**名誉侵害の重大性**である^{*151}。なかでも最も重大とされるのが、原告の「**人格の核心的特性**」を害する内容である^{*152}。最も深刻な部類として、例えば、原告が殺人やテロ、あるいは集団暴行や児童虐待、性的虐待等の重大な犯罪に関与したと公表される場合である^{*153}。

②当事者の社会的地位及び経済的地位

判例によれば、「名誉侵害は、原告個人の人格的完全性、職業的名誉、栄誉、勇気、忠誠、及び人格の核心的特性に接近すればするほど、その侵害は通常、より重大になる」^{*154}。ここでいう人格的完全性

^{*151} *John v MGN Ltd* [1997] QB 586, 607 [一般私人に関する虚偽の内容を大衆紙が掲載した事例。なお、本件では、原審が認容した懲罰的損害賠償 £275,000 は取消され、填補損害賠償 £75,000 のみを認めた。]。なお、*Lachaux v Independent Print Ltd* [2019] UKSC 27, [2020] AC 612 は、責任成立段階の「深刻な被害」要件の段階で考慮される要素として、以下のものを挙げている。①公表の範囲、②媒体の信頼性と到達層や・到達層の地位、③読者・視聴者の性質、④原告の置かれた状況、⑤受け手の反応、⑥原告に生じた具体的影響等である。

^{*152} *Gateley, para 10-004*.

^{*153} 国際的実業家である原告が、海外ウェブサイトにて、殺人、テロ（資金提供）、とくに娘の殺害への関与の告発まで受けた事例（*Al-Amoudi v Kifle* [2011] EWHC 2037 (QB) [45], £175,000）、数百人から数千人規模の読者を有する刊行物でテロリストとされた事例（*Harrath v Stand for Peace Ltd* [2017] EWHC 653 (QB) [23], £140,000）、当時 15 歳の少年に、学校内での少女への集団暴行動画が拡散した後、これに関与したとされ激しい中傷の対象となり転居を余儀なくされた事例（*Hijazi v Yaxley-Lennon* [2021] EWHC 2008 (QB) [162]-[163], £100,000）等がある。

^{*154} *John v MGN Ltd* [1997] QB 586, 607.

には、誠実性や道徳的廉潔性といった性質が含まれる。これらは特に社会的信頼を基盤とする職業（政治家、弁護士、教師等）においては、その社会的評価に直結する^{*155}。その意味で、社会的地位あるいは経済的地位が高い原告ほど、名誉侵害によって被る被害は大きくなりやすい。加えて、社会的地位の高い被告の言明は、より重みをもって受け取られるため、社会的地位の低い人物の言葉よりも原告にとって被害が大きくなりやすい^{*156}。

③原告の社会的役割

原告の名誉に与える影響は、**原告の社会的役割**によっても左右され得る^{*157}。児童保護運動を展開する者に対して、むしろ児童虐待を擁護しているとの非難をするような場合である。

④原告の悪評(減額要素)

他方で、名誉侵害においては、名誉侵害が行われる以前に**原告がいかなる社会的評価を有していたか**は、損害賠償額の算定においても重要となる。原則として、原告の社会的評価は良好であることが推定されることから、原告の悪評は、減額要素となる。コモン・ロー上、名誉侵害による損害額を判断する陪審にとって、原告が名誉や社会的評価を欠く人物であるか否かを知ることは極めて重要であることから、原告の評判に関する証拠の提出は許容されている^{*158}。ただし、許容されるのは原告を長期間知り、日常的に接してきた者の観察と知識に基づくものでなければならず、特定の非行を直接立証する証拠は、原則として許されない。さらに、この証拠は、常に問題となる名誉侵害と関連する「適切な領域」に限定されるべきであるとの要請と結びつき、現在に至るまで実務上維持されている^{*159}。

イ) 私的情報の不正使用の場合——尊厳侵害の重大性、情報の私的性・重要性

私的情報の不正使用に関する損害賠償額の評価にあたっては、結果としての精神的苦痛の程度ではなく、当該情報の私生活上の性質およびその不正使用が原告の人格的自律・尊厳に対していかに深刻な侵害をもたらしたかが重要となる^{*160}。

そこで、適切な賠償額は、まず、①**情報の性質**、②**私的情報としての重要性**、③**その開示が被害者に与えた影響に依存する** (*Gulati v MGN Ltd*)。公表された情報の性質や内容が、より私的なもので、かつ重要であるほど、その主体に与える影響は大きくなる。特に**性的な私生活や親密な人間関係は**、尊重されるべき私生活の核心に属する情報とされる^{*161}。また**逮捕前の段階での捜査対象情報の不正使用も**、同

^{*155} 例えば、政治家等について、政治家の虚偽の不祥事疑惑のブログでの拡散で£40,000 (*Barron v Vines* [2016] EWHC 1226[84][88])、選挙の不正疑惑について£75,000 (*Turley v Unite the union* [2019] EWHC 3547(QB))、不動産コンサルタントに対し不誠実や信用ならないといった投稿を21件行ったことにつき£45,000 (*Gooderson v Qureshi* [2022] EWHC 2977 (KB))、労働組合に対する詐欺・腐敗・小児性愛への関与等について元組合員によるFacebookの投稿につき£50,000 (*Unite the Union v Freitas* (2022) EWHC 666 (QB) [14]-[19])等。

^{*156} *McGregor*, para 47-078.

^{*157} *John v MGN Ltd* [1997] QB 586, 607.

^{*158} *Scott v Sampson* (1882) 8 QBD 491 (Div Ct).

^{*159} 以上は、いわゆる *Scott v Sampson* ルールとして知られる。このルールに対する最も重要な例外は、原告の過去の前科を損害額の減額のための証拠として提出し得る点にある。ただし、そのような証拠は、当該前科が、争点となっている名誉侵害と同一の「関連領域」に属し、かつ1974年犯罪者更生法の下で消滅扱いされていないものに限られる。またさらなる例外として控訴院は、損害賠償額の減額目的に限定して、「直接に関連する背景事情」に関する証拠の提出も認めている (*Burstein v Times Newspapers Ltd* [2001] 1 WLR 579 (CA))。ただし、その証拠は、当該名誉侵害の主題又は原告の評判に関する「関連領域」に直接関係するものに限られ、無関係な性格評価や一般的悪評を持ち込むことは許されない (*Duncan & Neil*, paras 25.21-25.27)。

^{*160} *Gulati v MGN Ltd* [2015] EWHC 1482 (Ch), [108], [132].

^{*161} *Mosley v News Group Newspapers* [2008] EWHC 1777 (QB), [101]-[105], [131]-[132]. 著名人の性的私生活が、同意なく撮影・公表された事件である。裁判所は、情報が高度に私的かつ性的性質を有し、原告が世界的な屈辱を受けたことを重視し、精神的苦痛、屈辱、尊厳の喪失を填補し、権利回復 (*vindication*) にも

様に人格的尊厳と自律を直接に侵害する。これらの情報には、いずれも高額な損害賠償が認められている^{*162}。

その他の私的情報については、*Gulati v MGN Ltd* 事件において、対象となる情報の類型のみから賠償額が一義的に決定されるものではないものの、以下の特定の情報類型は、他の類型に比べて「より重大」とであると評価されやすいことが指摘されている。

(1) 医療情報（精神的または身体的健康に関するもの）は、低額ではなく、比較的高額になりやすい。もっとも、情報の具体的内容は重要であり、医療情報にも幅があるため、すべての医療情報の開示が同じ程度に重大に扱われるわけではない；

(2) 重要な私的財務事項に関する情報は、一般に、他の情報よりも高いプライバシー性、ひいてはより高額な賠償が付されやすい；

(3) 個人的な関係の内部事項に関する情報で、その取得・開示が関係を破壊的に攪乱した場合、あるいは当事者が関係修復を試みていたならば、その試みを不利に影響させるおそれがある場合には、深刻な侵害として扱われ、相当額の賠償額が与えられやすい。その際、私的情報の性質、もたらされた精神的苦痛や動揺の程度、関係への影響はいずれも関連要素となる。

b) 公表の範囲と公表の体裁——拡散性、受け手の属性、公表元の信頼性、特定可能性

名誉侵害であれ、プライバシー侵害であれ、**公表の範囲**は、損害賠償の査定においても重要な要素となる。一般に、「何百万人に公表された名誉侵害は、数人に対する名誉侵害よりも、損害を生じさせる潜在性が高い」ことが指摘される^{*163}。例えば、**全国紙、テレビ、ラジオにおける公表**は、非常に多数の人々、原告の友人・知人を含む多くの者の目に触れる可能性が高いため^{*164}、非常に大きな損害賠償額に至り得る。**被害者の知名度**は、それ自体で広範な流布(拡散)が通常、見込まれることから参照指標となる。加えて、**公表の体裁**(見出しの大きさや表現、紙面上の位置、写真やレイアウト等)も賠償額に影響する^{*165}。目立つ位置に、またセンセーショナルな見出しで記事が掲載されれば賠償額は高くなる^{*166}。

しかしながら、公表・流布(拡散)の範囲のみによって、事案の重大性が常に評価できるわけではない。公表の対象人数と損害の深刻さが比例するという直接的な関係は認められていない。例えば、流布の程度が極めて狭い範囲に限られている場合であっても、それが雇用主への書簡(による公表)や、原告の友人の限られたサークルへの公表等、**受け手の属性**によっては、新聞の記事で類似の内容が広く公表される場合と同程度、あるいはそれ以上に原告にとって被害が生じることから、公表された内容の重

資するものとして£60,000の損害賠償を認めた。

^{*162} *Sir Cliff Richard v BBC* [2018] EWHC 1837 (Ch). 有名な歌手に対する警察による家宅搜索をBBCが事前通報を受けて生中継し、ヘリコプターからの映像を含めて世界的に報道した。裁判所は、性的犯罪捜査の被疑者であるとの情報は極めて高度に私的であり、報道態様が扇情的であったとして、一般損害賠償£190,000と加重的損害賠償£20,000(計£210,000)を認めた。

^{*163} *John v MGN Ltd* [1997] QB586, 607; *Cairns v Modi* [2012] EWCA Civ 1382 [24].

^{*164} ただし、インターネット上で公表された場合であっても、それだけで広範な公表があったとの法的推定は生じない(*Al Amoudi v Brisard* [2006] EWHC 1062 (QB), [2006] 3 All ER 294, [2007] 1 WLR 113, [31]–[37]; *Metropolitan International Schools Ltd v Designtechnica Corp* [2009] EWHC 1765 (QB), [2011] 1 WLR 1743)。

^{*165} *John v MGN Ltd* [1997] QB 586, 607.

^{*166} この点につき、プライバシー侵害との関係においても、裁判所は、侵害の重大性は、公表の範囲と公表の態様の双方に左右され、特に広範な流布や過度に刺激的な提示方法は、侵害の影響を増幅させ得ると指摘している(*Sir Cliff Richard OBE v BBC* [2018] EWHC 1837 (Ch), [350]。併せて *ZXC v Bloomberg LP* [2019] EWHC 970 (QB), [147]も参照)。

大性によっては、多額の賠償金が認められ得る^{*167}。

また、当初は限定的な規模でなされた発信であっても、インターネットによって浸透 (*percolate*) し、「拡散する (*go viral*) 」ことで、急速に広範な流通を得ることがある(クチコミ効果 *grapevine effect*)^{*168}。これらの事実も、責任成立と損害評価の両面で評価される^{*169}。

他方で、公表・拡散の範囲が広範となる場合であっても、裁判所は、当該名誉侵害的な公表が受け手からどの程度信用を置かれたかを考慮し、その程度に応じて原告の名誉に対する損害の程度を査定することがある^{*170}。その意味で、公表元(加害者・媒体)の信頼性が賠償額に影響を与えることがある。併せて、被害者の実名ではなく匿名で報じられた場合等、被害者本人の特定可能性の程度が賠償額の算定に影響を与える例もある^{*171}。

なお、現在のメディアの多くは、インターネットも併用することが多く(*Web* サイト、*YouTube*, *SNS*)、イングランドの裁判所が、伝統的なメディアによる名誉侵害とインターネット上の名誉侵害との間で形式的な区別をすることはしない。むしろ、公表の規模・期間、態様や発信者の信頼性が重要となる。その結果、インターネットのみを通じて行われる公表については、全国紙への掲載などと異なり、実際の閲覧数や二次拡散の状況が証明されない場合には、公表範囲が限定的であったとして、相対的に低く評価されることもある^{*172}。

^{*167} 注釈書では、被告が診療所の待合室で、原告医師が性的嫌がらせをしたと口頭で非難した事例が掲載されている(*Houston v Smith (CA)*, 16 December 1993, 未公表。陪審は£150,000を認めたが、控訴院はこれを£50,000に減額)。 *Gur v Amiupa (= Avrupa) Newspaper Ltd* [2008] EWCA Civ 594 は、原告が有力なメンバーとなっているトルコ系コミュニティに向けてトルコ語の新聞が詐欺等の重大な非難を掲載し、発行部数、言語圏等限定的であったがコミュニティ内部での影響は甚大として、£85,000を認定した。また *Cooper v Turrell* [2011] EWHC 3269 (QB) は、公表範囲は限定的であったものの、被告(元原告会社のCEO)が解任後、秘密録音で得た取締役・顧問弁護士間の会話や虚偽の事実を悪意で流布した事例であることから、侵害の重大性、悪意、継続性、受け手への影響の重大性等を踏まえ、原告個人に私的情報の不正使用£30,000、名誉侵害£50,000(悪質・報復目的等による加重)、会社に信認義務違反£10,000と名誉侵害£30,000の高額の損害賠償が認められた。

^{*168} *Cairns v Modi* [2012] EWCA Civ 1382, [27]: 著名なクリケット選手に対するクリケットの八百長に関する扇情的な告発が、わずか65人のフォロワーへのツイートをきっかけに、その後(メディア等を通じて)極めて広範囲に拡散した事例で、加重的要素£15,000を含む£90,000が認容された。判決では、インターネットのパーコレーション現象を指摘する。

^{*169} *Mosley v News Group Newspapers* [2008] EWHC 1777 (QB) でも、プリント媒体による報道を発端としつつ、記事および映像がウェブサイトを通じて閲覧可能となったという公表態様を前提にしている。もっとも、同判決において賠償額算定の決定要因とされたのは、インターネット上での流通規模ではなく、もっぱら性的私生活という私生活の中核領域に対する侵害の質にあったとされる([2]、[17]–[19]、[101]–[105])。

^{*170} *Appleyard v Wilby* [2014] EWHC 2770 (QB)。極めて重大かつ犯罪的な内容を含む虚偽の内容を *Twitter* 等で繰り返すものであったが、被告は信頼性の乏しい告発者にすぎないとして、£60,000とされた。

^{*171} *KC v MGN Ltd* [2012] EWCA Civ 1382, [48] (*Cairns v Modi* と併合審理) では、過去に14歳の少女を強姦した罪で有罪判決を受けたという重大な虚偽の告発について、匿名(「*Baby P* の父」)で報じられたことから、特別な背景知識を持つ者にしか原告を特定できないとして、発行部数ではなく、原告を特定できた限定的な範囲を重視すべきとして、原審での£150,000の評価が£100,000に減額された(ただし、いずれも被告からの訂正の申出が考慮され、それぞれの金額を起点に50%減額されているため、最終的に認められているのは£50,000である)。

^{*172} *Bowman v MGN Ltd* [2010] EWHC 895 (QB): *Mirror.co.uk* というウェブサイト原告俳優の交際に関するゴシップ記事が掲載されたが、約27時間で削除された。被告は早期に賠償の申出を行ったことから賠償額は約£8,500から£4,250となった。

c) 反復・継続性

名誉侵害に際し、被告が原告に対する名誉侵害的な内容を繰り返し公表した場合、その反復・継続性は、原告の感情損害を増大させるものとして、損害額の加重要素となり得る。また、名誉侵害的な公表、あるいはその名誉侵害の核心部分 (*sting*) が**第三者によって反復された場合にも**、原告は当該再公表を損害額の加重事由として主張できるとされている^{*173}。他方で、訴えの対象となっていない記事を増額要素として考慮し得るかについては、なお未解決である^{*174}。

私的情報の不正使用においても、**反復的な公表**による私生活への侵入が累積することにより、損害は増大し、賠償額の増額事由となることが指摘されている^{*175}。上記の *Gulati v MGN Ltd* 事件において請求者らに認容された損害賠償額は、72,500 ポンドから 260,250 ポンドの範囲に及んだ。裁判所は、これらの賠償額が、従来報告されてきたどの私的情報の不正使用訴訟よりも著しく高額であることを認めつつも、それは、組織的かつ広範に行われた電話盗聴 (*systematic and extensive “phone hacking”*) によって、請求者らに加えられた違法行為の性質および程度に起因するものであること、他方で、賠償額が過大とならないよう慎重に検討したことを強調している^{*176}。控訴院も *Gulati* 事件では、請求者らに対する賠償額は、「把握し、数え上げることが不可能なほど多数の私的情報の不正使用」が存在し、私的情報が多数の者に流布され、かつ、一部請求者の人生の最も親密な領域にまで及んで、当然ながら甚大な精神的苦痛をもたらしたという、例外的状況から生じたものであると指摘している^{*177}。

したがって、*Gulati* 事件において賠償額の高額化を引き起こした各種の要因は、多くの請求において生じるものではない^{*178}。しかし、私的情報の不正使用に基づく請求もまた、名誉侵害訴訟と同様、非常

^{*173} 例えば、*Slipper v British Broadcasting Corporation* [1990] EWCA Civ 525 では、名誉侵害的な内容を含む番組それ自体に加え、第三者によるこの番組のレビューが同一の名誉侵害的な評価を増幅するものとして、賠償額の加重要因となることが認められた。このような第三者による疑惑の反復、特にインターネット上での拡散は、しばしば「クチコミ効果」と呼ばれ、被害を深刻化させ得る。その他の例として、*Turley v Unite the Union* [2019] EWHC 3547 (QB); *Dhir v Saddler* [2018] 4 WLR 1; *Brett Wilson LLP v Persons Unknown* [2015] EWHC 2628 (QB); *Cairns v Modi* [2012] EWCA Civ 1382。

^{*174} *Gatley*, para 10-017 参照。 *Collins Stewart Ltd v Financial Times Ltd* [2005] EWHC 262 (QB) は、訴訟係属中の再掲載等については、原則として別個の訴訟原因として取り扱うべきと判示しており、その後の *ZAM v CFW* [2013] EWHC 662 (QB) もこれと同様の構成を採ると解されている。他方、名誉侵害訴訟における損害評価は、判決時までの一切の事情を考慮し得るとの一般原則に照らせば、反復継続行為を加重要素として包括的に考慮すべきであるとの見方もあり、議論がある。これに対して、私的情報の不正使用の場合、私生活の核心に属する情報への侵害は、1 回の公表であっても重大な侵害となり得るが、事案によっては反復継続が損害の深刻化要因として考慮される (*Mosley v News Group Newspapers Ltd* [2008] EWHC 1777 (QB); *Gulati v MGN Ltd* [2015] EWHC 1482 (Ch), [132]; *Sir Cliff Richard OBE v BBC* [2018] EWHC 1837 (Ch))。

^{*175} *Gulati* 事件では、携帯電話に紐付く通信事情者が管理するボイスメール (留守番電話) が、不正に傍受された。裁判所は、このような私的通信に対する秘密裏かつ反復的な侵入について、人格的尊厳と自律を持続的に侵害するものとして、私的情報の不正使用の中でも特に重大な侵害であると評価した。携帯電話は生活の全領域と結びついており、長期間にわたる反復的な介入は、生活全体が常時覗かれている状態に等しいとされた。

^{*176} *Gulati* [70]。

^{*177} *Gulati v MGN Ltd* [2015] EWCA Civ 1291, [109]。

^{*178} 例えば、*Ali v Channel 5 Broadcasting Ltd* [2019] EWCA Civ 677, [115]。同判決において裁判所は、電話盗聴事件 (違法性を明確に認識しつつ行われた行為) に対する賠償と、*Ali* 事件におけるような、善意で公共の利益に関する報道を行おうとした事案でのプライバシー侵害との間に、「実質的な差異 (*real distinction*)」が存在すると指摘した。*Ali* 事件では、2 名の請求者それぞれに £10,000 が認容された。

に高額な損害賠償を帰結し得ることが明らかとなり^{*179}、この点への警戒感も示されている。

d)被害者の理解力や健康状態

損害賠償は、原告の精神的苦痛を填補するために付与されるものであり、その認定にあたって医学的証拠は必ずしも要求されていない^{*180}。また、乳幼児等、被害者の理解力や認識能力に制約がある場合であっても、そのことがただちに損害賠償の付与を妨げる理由にはならない^{*181}。

もっとも、精神的苦痛に対する損害の評価にあたっては、原告本人が法廷で述べる主観的苦痛の証言に特に重要な意味が認められている。したがって、個々人の感受性の違いが賠償額を増額する上で影響することは認められている^{*182}。この意味で、同一の侵害であっても、他の者よりも敏感である者（いわゆる「傷つきやすい」人）がより大きな苦痛を受けた場合には、その程度に応じた賠償額が認められ得ると理解されている。このような損害評価のあり方は、いわゆるエッグシェル・スカル原則（被害者があるがままに引き受ける原則）に通じる発想として説明されている^{*183}。

とりわけ私的情報の不正使用の類型では、損害の中心が私生活への侵入及び情報コントロールの喪失とそれに伴う精神的苦痛であることから、PTSD 等の重篤な精神疾患が増額事由として広く考慮されている。名誉侵害においても、当該公表の直接的結果として診断可能な精神的疾患が生じた場合には、被害者の脆弱性を考慮して損害額が増額され得る可能性は否定されていない^{*184}。しかし、その評価は、表現の自由との衡量のもとに位置づけられるため、私的情報の不正使用の場合と比較して、より厳格な因果関係や医学的証拠が求められる傾向があると考えられる。

^{*179} 例えば、*Sir Cliff Richard v BBC* [2018] EWHC 1837 (Ch), [2018] 3 WLR 1715, [2018] EMLR 26 では、合計£210,000（うち£20,000 は加重損害）。他方、非メディア事案では賠償額が比較的低額にとどまる場合もある（*TLT and others v Secretary of State for the Home Department* [2018] EWCA Civ 2217, [2018] 4 WLR 101）。

^{*180} *Richard v BBC* [2018] EWHC 1837 (Ch)：「彼（原告）の健康は損なわれ、帯状疱疹を発症した。彼自身はそれをストレスの結果であると受け止めている。その因果関係について医学的証拠は提出されていないが、私は、当該期間を通じて彼が深刻なストレスにさらされていたこと、そしてそのストレスが、仮に本件が公表されなかったとしても捜査そのものによって不可避免的に生じていたであろう不安や一定程度のストレスを、はるかに上回るものであったことを認める」[330]。「以上を総合すると、約2年にわたり、彼の人生は、公的地位や名誉の喪失、当惑、ストレス、憤り、精神的苦痛、さらにそれに伴う一定の健康上の影響によって、甚大な影響を受けていたことが明らかである。これらはすべて、完全に理解可能なものである。いずれも原告の過度に神経質な反応によるものではない」[333]。

^{*181} *AAA v Associated Newspapers Ltd* [2012] EWHC 2103 (QB) [127]は、乳幼児に対して記者が継続的に張り込み、原告の写真と実父が有名政治家であるとの推測記事が掲載された事件である。裁判所は、子どもの権利、とりわけ幼い子の権利を極めて重視すること、その子が侵害の重大性を理解できないとしても、私生活及び家族生活に対する干渉は、それ自体が重大な問題であるとして、モザイクのない写真3点の公表に対して£15,000を認めた。

^{*182} *Weller and Others v Associated Newspapers Ltd* [2014] EWHC 1163 (QB)は、著名人の子らのモザイク処理のない写真が無断公開された事件である。裁判所は、16歳の娘については公表内容を理解し羞恥や当惑を実際に経験し得た点を考慮して£5,000を認める一方、生後10か月の双子については当時その意味を理解できなかったことから主観的な影響は限定的と評価し、各£2,500とした。ただし、乳幼児であることを理由にプライバシー侵害の重大性自体を低く評価することは明確に否定している。

^{*183} *McGregor, para 48-014; Gulati v MGN Ltd* [2015] EWHC 1482 (Ch). なお、*Clifford v Burrell* は、損害算定において「より頑健な人物であれば同様の苦痛を受けなかったであろうという事情は考慮すべきではない」としつつ、その適用範囲についてはなお未確立であることを示唆する（[2016] EWHC 294 (Ch) [140]-[142]）。

^{*184} *Duncan, para 28.17*; 例えば、*Aaronson v Stones* [2023] EWHC 2399 (KB)：SNS（X/Twitter、YouTube）で原告を「連続強姦犯」等と非難する虚偽の投稿で、原告の精神的健康への深刻な影響も考慮し、加重要素含めて£110,000を認定。

（２）加害者側の事情

イングランドの名誉侵害訴訟は、原則として加害者の故意・過失を問わない厳格責任による不法行為であり、その賠償は損害填補を原則とする。しかしながら、填補対象には感情損害が含まれることから、損害賠償額の算定にあたっては、原告の苦痛や屈辱感（感情損害）を増幅させる加害者の悪意は増額要素となる。これは、一般損害賠償の加算要素となり、あるいは別途、加重的損害賠償として考慮される（さらに計算された利益獲得の意図が認められる例外的な事情のもとでは懲罰的損害賠償が認められよう）。

このような加重的損害を求めるにあたって、原告は被告の主観的な悪意を証明する必要はない。判例によれば、「問題は被告の実際の主観ではない。問題は、被告の外形的行動の結果として、原告が合理的に被告が悪意を持って行動したと信じ、その結果感情に追加的な損害が生じたかどうかである。それが認められるのであれば、それで足りる」^{*185}。したがって、被告の主観の問題を、主張書面や証拠開示によって詳細に探求することは、必ずしも必要でも相当でもないと言われる。加重要素として典型的に考慮され得るのは、加害者の行為態様や動機、訴訟上の対応である。なお、名誉侵害訴訟で蓄積されてきた判例法理のうち、他の不法行為類型においても転用され得るものは、適宜参照される^{*186}。

a) 加害者の侵害時の態様——故意・悪意、高圧的・抑圧的・侮辱的又は侮蔑的な態度

行為の動機が、被害者への復讐や加害目的にあった場合、また名誉侵害では加害者が公表した情報が虚偽であることを知っていた場合、これらの事情はすべて加重要素として、賠償額の算定にあたって考慮される^{*187}。

判例によれば「被告により、高圧的、抑圧的、侮辱的又は侮蔑的な行為が行われ、それが名誉侵害によって生じた精神的苦痛を増大させ、原告の自尊心や自己評価を傷つける場合、それらは損害賠償が包括的に認定される際に考慮されるべき適切な要素である」^{*188}。

b) 加害者の侵害後の行為、訴訟対応

以上のような被告の行為は、侵害後の行為や訴訟対応において見られることもある（高圧的・侮蔑的な訴訟態度や侮辱的な反対尋問等）。また、謝罪の欠如、開き直りや正当化、侵害の称揚・軽視（違法な番組の賞への応募行為）や法的保護の尊重の欠如等の被告の態度や対応、さらに名誉侵害訴訟では、何らの根拠なく真実性の主張（抗弁）に固執すること^{*189}、これらのいずれもが原告の苦痛（感情損害）を増幅させ、加重的損害賠償（加重要素）となる^{*190}。

^{*185} *Barron v Vines* [2016] EWHC 1226 (QB) .

^{*186} *McGregor*, para 47-052.

^{*187} *Cooper v Turrell* [2011] EWHC 3269 (QB) では、被告が原告に報復する動機から、秘かに録音した会話や私的・機密情報を、虚偽と知りつつ反復的かつ広範に公表した点が重大な加重要素とされ、私的情報の不正使用について £30,000、名誉侵害については加重要素を織り込んだ一般損害賠償として £50,000 が認容された。また、被告が専ら被害者を害する目的で、極めて侵襲的な私的画像をポルノサイトに投稿した事例（いわゆるリベンジポルノ）で、被害者の重度 PTSD への影響も考慮し、加重的要素を含む £60,000 の一般損害賠償を認めた（*FGX v Stuart Gaunt* [2023] EWHC 419 (KB) ）。

^{*188} *McCarey v Associated Newspapers Ltd* [1965] 2 QB 86 (CA) .

^{*189} *John v MGN Ltd* [1997] QB 586, 607. 例えば、*Cairns v Modi* [2012] EWCA Civ 1382 = [2013] 1 WLR at 1015. は、被告が根拠を欠く虚偽の主張に固執し、原告を貶める攻撃的な反対尋問を行ったことを考慮し、賠償額 £75,000 に £15,000（20%）を加算し £90,000 とした。

^{*190} 被告である地方自治体は、侵害後及び訴訟過程において不誠実かつ遅延した情報開示を重ね、プライバシー及びデータ保護上の法的要請に対する尊重を欠いた態度を指名した結果、原告の精神的苦痛を増幅さ

謝罪の拒否または不履行は、一般的に言えば、原告への侮辱を増大させ、加重要素となることから、逆に、完全かつ迅速な謝罪は、原告の感情損害（精神的苦痛や屈辱の程度）を緩和するものとなり、原告の名誉侵害への損害をも軽減し得るものと考えられている（ただし、謝罪が責任成立の抗弁となることはない）。したがって、多くの事案では、謝罪は、被告にとって損害賠償額の減額を得るための最も重要な手段となる。ただし、単なる形式的謝罪に意味はなく、遅すぎる謝罪や不誠実な謝罪はかえって損害を増大させることになる^{*191}。

加えて名誉侵害訴訟では、加害者の撤回・訂正拒否、被害者の反論掲載の拒否等も加重要素となりうる。謝罪や撤回・訂正等が行われなければ、原告の潔白を証明し、その名誉を実質的に回復し、権利を保護することが困難となる。そのため一般損害賠償に含まれる名誉回復と（将来の被害からの）保護という観点からも金額を増額させる要因となる^{*192}。他方で、被告の善意（錯誤や過失）あるいは誠実な信念は、悪意を否定する事情として損害賠償額の減額要素となる場合もある^{*193}。

c)利益獲得目的（意図的に計算された行為）——懲罰的損害賠償（第2類型）

前述したように、イングランド法では、懲罰的損害賠償は、例外的救済として厳格に限定されている。懲罰損害賠償の第2類型によれば、加害者の公表行為は利益獲得を意図し計算された行為であることが必要である^{*194}。

名誉侵害の分野では、第2類型（意図的・計算された行為による利得）が実際に適用された判例に *Broome v Cassell & Co Ltd* [1972] AC 1027 (HL) がある。同事件では、被告出版社が名誉侵害の申立て後も、営利目的で出版を継続し、違法であることを承知の上で利益を得る姿勢を示した点が重視され、違法行為による利得の剥奪を目的として懲罰的損害賠償が認められた（本件では、実際に損害賠償額が利益を下回ると正確に計算していたことの証明までは求められなかった）。

もっとも、同判例は現在においても例外的存在にとどまり、近時の名誉侵害実務では、被告に悪質性や利得追求の動機が認められても、懲罰的損害賠償は原則として否定される。*John v MGN Ltd* [1997] QB 586 (CA) では、陪審が懲罰的損害賠償を含む高額評決を下したが、控訴院は名誉毀損賠償の本質は填補にあるとして懲罰的要素を排除し、以後は、加重的損害賠償によって被告の悪質性や動機を反映させる実務が定着している。この背景には、過度に高額な賠償が、報道の自由に対する萎縮効果を生む危険にある。

せたものと評価され、裁判所は、この侵害後・訴訟対応を理由に加重的損害賠償を認め、私的情報の不正使用、情報コントロール権の喪失、GDPR 違反による苦痛と併せ総額£6,000 認容した（*Bekoe v London Borough of Islington* [2023] EWHC 1668 (KB), [69][73]）。

^{*191} *Duncan, para 25.17*. 謝罪の迅速性は重要とされる。*Campbell-James v Guardian Media Group plc* [2005] EWHC 893 (QB), [13-14]は、著名な軍人に対するイラク収容施設での虐待疑惑につき、被告ガーディアン紙が3ヶ月経過後にようやく、通常の「訂正及び説明」欄に目立たず掲載した点につき迅速・十分な謝罪がなかったとしてこの事情を一般損害賠償（£90,000）の中で考慮している。また、*Sir Cliff Richard OBE v BBC* [2018] EWHC 1837 (Ch), [361]は、BBCが原告に遺憾の意を表しただけでは謝罪はなかったとして、むしろ捜査を報道する義務があったと主張した点も含めて加重的損害賠償の一要素として挙げている（本件では、求償関係の判断のため真に加重的損害賠償に該当する部分を一般損害賠償と区別して判断する必要があったとする[368]）。

^{*192} *The Gleaner Company Ltd and another v Abrahams* [2003] UKPC 55, [55]. 元観光大臣に対する不正・汚職疑惑が新聞に掲載された事件で、名誉回復（vindication）という機能を踏まえて、最終的に約3,500万ジャマイカ・ドル（当時約£530,000相当）の一般損害賠償額を是認した。

^{*193} *Duncan, para 25.29*. 他方で、単に、名誉侵害的な言明が第三者の発言を引用・再掲したものである（被告自身が作成したものではない）という事情は、損害軽減事由として考慮されない（*McGregor, para 47-066*）。

^{*194} *Rookes v Barnard* [1964] AC 1129 (HL) [1227].

近時の判例においても、虚偽性の認識、復讐的・攻撃的動機、侮辱的訴訟態度が認定された事案では、これらは原告の精神的苦痛を増幅させる事情として、一般損害賠償の加重要素として評価されており、懲罰的損害賠償は否定されている^{*195}。

加えて、私的情報の不正使用では、利益獲得目的や極度にセンセーショナルな報道態様が問題となった場合であっても、懲罰的損害賠償が認められた事例はない。*Mosley* 事件は、悪質な隠し撮り映像が公表された事件であったが、認められたのは一般損害賠償にとどまり、懲罰的要素は否定されている^{*196}。また、電話ハッキング事件で高額賠償を認容した *Gulati v MGN Ltd* [2015] EWHC 1482 (Ch) でも、賠償対象は、不正使用それ自体による尊厳侵害であり、懲罰的損害賠償を導入するものではないとされている^{*197}。このことはその後の判例でも維持されている^{*198}。

d) 加害者の資産状況

加害者の資産状況は、填補的損害賠償においては原則として考慮されない。欧州人権裁判所において、名誉侵害に際しての損害賠償額の比例性判断においては、加害者の経済状況も考慮に入れるべきであるとする 2005 年の判決があるが、上記のイングランド法上の原則を改めるには上院の判断が必要とされる。

他方、懲罰的損害賠償額の算定に際しては、加害者の資産状況を考慮することができる^{*199}。懲罰的損害賠償の目的は、加害者に制裁を課し、再発を防止することにあることから、経済制裁の実効性が重視される^{*200}。

e) 名誉侵害訴訟における賠償の申出（減額要素）

名誉侵害訴訟では、和解とは異なり、被告が責任を認める場合、迅速（かつ低コスト）な紛争解決を実現する制度として、訂正・謝罪を含む賠償の申出制度（*offer to amend*）が法定されている（1996 年名誉侵害法 2～4 条）。これにより、被告が支払うべき賠償額は、申出自体や早期の訂正公表等の減輕要素に照らして割引され得る。

被告の申出には、以下が含まなければならない。①適切な訂正及び十分な謝罪、②訂正・謝罪の合理的かつ実行可能な方法による公表、③賠償金及び諸費用の支払である（法 2 条 4 項）。この申出は、答弁書の提出前または同時に行われなければならない（法 2 条 5 項）。

被害者がこの賠償の申出を受諾した場合には、当該名誉侵害についてはもはや訴訟を提起、継続することはできないが、これに代わって申出内容の履行請求権を得る（法 3 条 2 項）。賠償金額につき当事者間で合意が成立しない場合には、裁判所が金額を定める。その算定基準は通常の名誉侵害訴訟におけるものと同一とされる（法 3 条 5 項）。

ここでの賠償額に、原則として上限はない^{*201}。もっとも、賠償の申出に基づく賠償額の算定においては、抑止の観点を中心的な考慮要素とはならず、考慮されるとしても従属的な位置づけにとどまると

^{*195} *Cairns v Modi* [2012] EWCA Civ 1382; [2013] 1 WLR 1015, esp [34]– [36]; *Cooper v Turrell* [2011] EWHC 3269 (QB), esp [103]; *Thompson v James* [2013] EWHC 515 (QB), [417] .

^{*196} *Mosley v News Group Newspapers Ltd* [2008] EWHC 1777 (QB) [131]– [132].

^{*197} *Gulati v MGN Ltd* [2015] EWHC 1482 (Ch) [132].

^{*198} *Sir Cliff Richard OBE v BBC* [2018] EWHC 1837 (Ch) [350] 等。いずれも一般損害賠償での加算を認めるが、懲罰的賠償は認められていない。

^{*199} *Broome v Cassell & Co Ltd* [1972] AC 1027 (HL) [38] : 一般損害賠償 £ 15,000、懲罰的損害賠償 £ 25,000 を認めた。

^{*200} *Rookes v Barnard* [1964] AC 1129 (HL) [1228].

^{*201} *Abu v MGN Ltd* [2002] EWHC 2345 (QB) [22].

解されている^{*202}。むしろ、賠償の申出制度の趣旨に照らせば、迅速かつ十分な訂正・謝罪が行われた場合には、通常の名誉毀損訴訟において支払うべき損害賠償額よりも、相当程度の割引が認められる^{*203}。その割引幅については、被告の事後対応の誠実さ、とくに謝罪公表の時期が重要となる^{*204}。

他方で、申出があったとしても、なお加害者の行動が十分な減額理由を与えない場合^{*205}、侵害の強度が著しいと評価される場合には、必ずしも大幅な減額に結びつくわけではない^{*206}。

なお、この申出手続における賠償額も、司法審査の対象となる^{*207}。

（３）被害者側の事情（減額要素）

α）被害者の言動——挑発的言動、自己開示

名誉侵害訴訟では、原告が自ら挑発的な発信を行い、それが被告の名誉侵害の表現を誘発した場合には、名誉侵害の成立は肯定されつつも、原告の**先行する挑発的言動**を理由に損害賠償額が減額され得ることがある^{*208}。このような事情のもとで他者と同程度に深く傷つけられたとは主張できない、とされる。また原告の行動が被告を公然と貶めることを目的とするものであった場合、あるいは虚偽の陳述によって裁判所の真実発見を妨げた場合等、係争中の原告の言動が、損害賠償額の減額要素となることもある^{*209}。

他方で、私的情報の不正使用においては、被害者の従前の社会的評価（悪評）や道徳的に非難され得る私生活上の行為は、それ自体として損害賠償額を減額する理由とはならない^{*210}。しかしながら、たとえば私生活に関して公言していた内容（**自己開示**）が、合理的なプライバシーの期待の判断に影響を与えることがある^{*211}。さらに、被害者が、第三者から監視されているとの警告を受けていたにもかかわらず、

^{*202} *Nail v News Group Newspapers Ltd* [2004] EWHC 647 (QB)[39]。

^{*203} この手続では、賠償額の算定は二段階で行われる。まず、裁判官が、減額・増額要素を考慮しない基準額（starting point）を定め、その上で、申し出内容総合的に考慮して、これを一定割合減額する。

^{*204} 例えば、*Bowman v MGN Ltd* [2010] EWHC 895 (QB)は、早期の謝罪、ウェブサイトから名誉侵害内容の削除に応じる姿勢、さらに迅速な賠償の申出を理由に 50%減額。*Nail v News Group Newspapers Ltd* [2004] EWHC 647 (QB)[76]も、同様に£45,000 から£22,500 へ 50%減額。*Turner v News Group Newspapers* [2005] EWHC 892 (QB) [60]は、£15,000 から£9,000 へ 40%減額。*Angel v Stainton*[2006] EWHC 637 (QB)[33]は、£40,000 から£24,000 へ 40%減額。

^{*205} Cf. *Veliu v Mazrekaj* [2006] EWHC 1710 (QB), [50]-[52]; *Campbell-James v Guardian Media Group plc* [2005] EWHC 893 (QB) [14], [21]-[22]。

^{*206} *Campbell-James* 事件では、賠償の申出および謝罪が大幅に遅れたとして 35%減額にとどめた（£58,500）。また *Veliu v Mazrekaj* [2006] EWHC 1710 (QB)では、2005 年のロンドン同時爆破テロ事件への関与を示唆する虚偽の記事について、約 5 か月後に行われた謝罪は十分な減額理由とはならないとされ、£180,000 を出発点として減額は限定され、発行者に£120,000 が命じられた（なお、賠償の申出がなく欠席判決となった編集者には£175,000 が認容された）。

^{*207} *KC v MGN Ltd* [2012] EWCA Civ 1382 [49]。

^{*208} *Trumm v Norman* [2008] EWHC 116 (QB) [52-53]では、原告が事前に自らのウェブサイト等で、被告や関係者に対して攻撃的・挑発的な内容を発信していた。被告は、それに触発されて、回覧文書を出したところ、その文書中の表現が名誉を侵害するとして争われた。判決では、原告自身の先行する挑発行為が自ら名誉侵害を誘発し、また議論水準の低下を招いたとして半額の£7,500 とした。本判決は、上述の *Burstein v Times Newspapers Ltd* 事件で確立された原則（直接に関連する背景事情による減額）を適用した例とされる。

^{*209} *Trumm v Norman* [2008] EWHC 116 (QB) [39]。原告の初期投稿は「不必要に挑発的かつ攻撃的」であり、それが被告の反論を誘発したこと、原告自身が過激な議論を許容していた等として、賠償額は半減（£7,500）とされた。

^{*210} *Mosley v News Group Newspapers Ltd* [2008] EWHC 1777 (QB) [233]。

^{*211} *Campbell v MGN Ltd* [2002] EWHC 499 [64],[141]は、原告が違法薬物の使用を公には一貫して否定し続

性行為パーティーの開催を継続していたことから、自らのリスク負担という要素を含めて、控えめな減額を行ったものがある^{*212}。

b) 利用・商品化の意思

被害者の公開された私的情報にかかる**商業的な利用意思**が賠償額に影響を与えることもある。著名な映画俳優夫妻の結婚式の写真が、無断撮影・無断公表された事件で、原告夫妻が結婚式の写真につき独占提供契約を締結し、その商業利用を予定していたことから、純粋な私的平穩ではなく、情報公開を管理する利益が侵害されたにすぎないとして損害賠償額が限定的に評価された^{*213}。むしろ、原告が過去にモデル活動等を通じて一定のメディア露出や商業的イメージ利用に関与していたとしても、それ自体が私的情報の不正使用における損害賠償額を減額する理由にはならない^{*214}。

(4) その他の減額事由

a) 正当な理由のない賠償の申出の拒否

原則として、人格権侵害の被害者においても、人格権侵害から生じる損害を抑止又は軽減するために合理的に期待される措置を講じる義務があるとされる^{*215}。そのため、名誉侵害の被害者が、加害者による訂正・謝罪を含む賠償の申出手続を正当な理由なく受け入れなかった場合には、そのことが賠償額の減額要素として考慮されることもありうる。

b) 原告が同種の公表に関して受領した金銭

被告は、原告が同一または類似の内容の名誉侵害について、すでに損害賠償を受領している、又は請求している事実を根拠として、本件における損害賠償額の軽減を主張することができる(1952年名誉侵害法12条)。とりわけ、同一又は類似の名誉毀損が同日に複数の新聞紙上で別個に公表され、賠償額が個別に評価される場合には、裁判所は、各公表に単独で帰属する損害と、複数の公表が共同して生じさせた損害とを区別して検討しなければならない。後者については、同一損害について二重の填補は許されない。もっとも、別訴が和解により解決された場合であっても、その和解が本件の損害賠償額に及ぼす影響は限定的にとどまり、場合によっては全く影響しないこともある^{*216}。

c) 理由付判決、または判決要旨の公表命令?

実名による理由付判決や判決要旨の公表それ自体が、原告に名誉回復をもたらす場合がある。そのため、損害賠償において別途の名誉回復要素を反映させる必要性が低下することがある。ただし、その減額効果は事案により、判例上、一般に限定的にとどまるとされている。

けてきたにもかかわらず、被告紙が原告の治療施設通所を写真付きで報じた。同判決は、治療施設に関する具体的情報や写真の掲載については合理的なプライバシー期待を侵害するとしつつも、原告が自己の生活について公に誤解を招く情報発信を行っていた事情を考慮し、損害賠償額を£3,500にとどめた。

^{*212} *Mosley v News Group Newspapers Ltd* [2008] EWHC 1777 (QB) [225].

^{*213} *Douglas v Hello! Ltd* [2005] EWCA Civ 595. 原告両名に対し、無断公開による精神的苦痛につき各£3,750、データ保護法に基づく賠償として各£50、無駄になった経費として£7,000を含め、合計£14,600を認めた。なお、原告夫妻から結婚式写真の独占提供を受ける契約を締結していた雑誌(OK!)社も、その経済的損失について被告から£1,033,156の賠償を得た。

^{*214} *Weller v Associated Newspapers Ltd* [2014] EWHC 1163 (QB) [110]–[112], [133]は、原告A(16歳)に£5,000、生後10ヶ月の双子BCに各£2,500を認めた。

^{*215} *Allen, Hartshorne & Martin, Damages, para 4-067.*

^{*216} 詳細は、*Duncan, para 25.30.*

とりわけソーシャルメディアの事案では、（紙媒体による長文かつ形式的な）理由付判決自体が実際に読まれる可能性が低いことが指摘される一方、2013 年名誉侵害法第 12 条に基づく判決要旨の公表命令は、実質的な名誉回復手段として機能し、損害賠償額の減額につながり得ることも指摘されている^{*217}。

3. 賠償請求に要した費用

（１）弁護士費用の負担に関する規律

イングランドにおける民事訴訟の弁護士費用は、原則として敗訴者が勝訴者の合理的費用を負担する敗訴者負担原則である（民事手続規則 44 条）。もっとも、資力格差による司法アクセス阻害を避けるため、条件付成功報酬契約（CFA）や第三者による訴訟資金提供（*Third-Party Litigation Funding*: TPF/TRF）が発展してきた。1999 年司法アクセス法の下では、勝訴原告の成功報酬や ATE 保険料を敗訴被告が負担する構造が採られたが、過度な負担が表現の自由を萎縮させるとの批判を受け、法律扶助、量刑及び犯罪者処遇法（*Legal Aid, Sentencing and Punishment of Offenders Act*: LASPO 2012）により、これらの費用の敗訴相手方への転嫁は原則として廃止された（44 条、46 条）。ただし、名誉侵害・出版・プライバシー訴訟では、一部、例外的な取扱いが存続し、議論されている（詳細は→（3））。

なお、イングランドでも本人訴訟は可能である。その場合、費用負担は軽くはなるが、実際には容易ではない。英国最高裁は、本人訴訟者に対する裁判官による支援は許されるものの、その支援が中立性を失い当事者間の公平を損なうときには裁判の正当性そのものが否定されることを示している（*Serafin v Malkiewicz* [2020] UKSC 23）。

（２）匿名の投稿の発信者を特定するための費用

ア）イングランドにおけるインターネット上の匿名発言者を特定するための主要な手段は、いわゆるノーウィッチ・ファーマカル命令（*Norwich Pharmacal order*）である。これは、第三者、例えばインターネット・サービス・プロバイダーやオンライン・プラットフォームに対し、不法行為者を特定する情報の開示を命じる裁判所命令である。

この種の命令に至る典型的な手順は、次のとおりである。

- ①申立人が NPO の申立てを行う。
- ②裁判所が争点となる不法行為が一応成立し得るか、及び情報開示が必要であるか否かを審査する^{*218}。
- ③裁判所が、サービス・プロバイダーに対し、IP アドレス等の識別情報の開示を命ずる。

イ）当該申立てに要する費用は、事案の複雑性にもよるが、通常 5,000 ポンドから 20,000 ポンド程度であるとされる。原則として、これらの費用は申立人がいったん負担するが、その後に提起される訴訟において、裁判所が被告に対し費用の返還（*reimbursement*）を命じることもあり得る。

その後の訴訟においては、一般的なイングランド法の原則が適用される。すなわち、敗訴当事者は、勝訴当事者の弁護士費用等の法的費用の相当部分を負担しなければならない。

（３）保険制度

^{*217} *Duncan*, para 25.30.

^{*218} ノーウィッチ・ファーマカル命令については、たとえば、*Collier v Bennett* [2020] EWHC 1884 (QB)[Ⅲ]において、この命令によって取得し得る情報（削除された名誉侵害投稿や加害者特定に必要な最小限の情報）が具体化されるとともに、その命令に至るための 4 要件（法的に認められる不法行為であることの相当の見込み、相手方が当該不法行為に「故意・過失を問わず、促進・便宜提供等を含み」関与していること、真の加害者を追及するのに必要な情報・文書を保有し得ること、開示命令が比例原則に照らし必要最小限であること）等の手続原則が示されており、これが一つの典型例とされる。

イギリスでは、法律費用保険（*Legal Expenses Insurance*、LEI）が利用可能である。これは、住宅保険の付帯特約として販売されることが一般的である。その補償内容には、弁護士費用、裁判費用、専門家証拠に要する費用、名誉侵害やプライバシー侵害訴訟を含む民事請求を進行するための費用等が含まれる。補償限度額は保険契約の内容によって異なる。通常は 50,000 ポンドから 100,000 ポンド、あるいはそれ以上に設定される場合もあるという。

しかしながら、すべての個人がこのような保険に加入しているわけではない。多くの訴訟は、個人の資金によって賄われるか、あるいは弁護士との条件付成功報酬契約（*conditional fee arrangements*、CFA）によって遂行される。CFA は、勝訴した場合にのみ、基本費用に対する成功報酬（*success fee*）として、一定の割合による上乗せした金額（最大で 100%まで）が、訴訟当事者の代理人である弁護士に支払われることを定めるものである。この契約は一般に、「*no win, no fee*」と呼ばれることがあるが、この表現は必ずしも正確ではない。

というのも、CFA は、敗訴時には、弁護士の通常報酬も請求されない点では「*no win, no fee*」と言っても、その場合でも、実費（裁判所費用、専門家費用等）及び相手方費用の負担リスクは残るからである。そのため、CFA を利用する場合、名誉侵害訴訟等では、敗訴時の破滅的な経済リスクを回避するため、併せて事後保険（*after the event insurance*、ATE 保険）に加入するのが通常であり、これによって当事者は敗訴時に発生し得る費用リスクに備えることとなる。

もっとも、上述したように、一般民事事件については、2013 年 4 月 6 日以降、いわゆるジャクソン改革により、勝訴時であっても成功報酬及び ATE 保険料の敗訴相手方への転嫁が原則として廃止され（LASPO 2012 第 44 条・46 条）、依頼者自身の負担となった。名誉侵害・プライバシー侵害訴訟類型を含む一部の訴訟類型は、当初、この制度の適用から除外されていたが^{*219}、2019 年 4 月 6 日以降は、成功報酬については、これらの訴訟類型にも適用されている（LASPO 2012 第 44 条）。しかし、司法アクセス上の懸念から、名誉侵害及びプライバシー侵害訴訟では、勝訴当事者が負担した ATE 保険料については、なお（合理性・比例性の範囲で）敗訴相手方への転嫁が認められている。

その結果、現在、原告は勝訴した場合であっても、成功報酬は自己負担しなければならず^{*220}、完全な費用回復は得られない（たとえ勝訴したとしても、その経済的負担は、認容される損害賠償額をはるかに上回る可能性がある）。他方で、ATE 保険料については、引き続き敗訴相手方への転嫁が認められるため、被告に重い費用負担を課し得る構造が残存している。そのため、イングランド法では、原告の司法アクセス上の懸念と、被告側の費用負担（それによる報道の萎縮）との双方に関わる課題に直面している。なお、名誉侵害訴訟等は、公的資金による法律扶助制度の対象となっていない。

^{*219} そのため原告が CFA 契約と ATE 保険を利用する場合には、敗訴当事者は、通常の訴訟費用に加えて、原告弁護士への成功報酬と ATE 保険料を追加的に負担することになる。訴訟の実質的コストが膨れ上がり、壊滅的な経済的リスクをもたらす。その結果、敗訴を恐れるメディアの表現の自由に強い畏縮効果が生じていることが指摘されている。なお、英国最高裁は、*Times Newspapers Ltd v Flood* [2017] UKSC 33 において、CFA と ATE の利用が、表現の自由と報道活動に深刻な負担を課していることを明示的に認めつつも、過去の制度に基づいて当事者が形成した「正当な期待」を理由に、制度自体を違法・不相当とはしなかった（これを批判的に検討するものとして、*Mariette Johns, Defamation and the Right to Freedom of Expression*, III）。なお、国際人権裁判所は、*Associated Newspapers v UK* (ECtHR, 12 Nov. 2024), App no 37398/21.において、*Flood* 判決が是認した費用回収構造のうち、成功報酬の転嫁について明確に欧州人権条約第 10 条違反と判示している。ATE 保険料の回収は、比例性の範囲で引き続き容認された。

^{*220} *The Legal Aid, Sentencing and Punishment of Offenders Act 2012 (Commencement No. 13) Order 2018 SI 2018/1287 (C.92)* .

第3 モデルケースにおける賠償額等の考え方

1. ケース1

大腿骨骨折と類似する事案では、後遺障害のない完全な回復が認められる場合には、具体的な状況によって、約 8,000 から 20,000 ポンド程度の非財産的損害が認められ得る一方、神経学的症状が残存する場合や永続的な機能障害が生じた場合には、約 30,000 から 70,000 ポンド程度の非財産的損害が認められるとの回答を得た。

なお、司法カレッジ・ガイドライン 2026 年発行版（18 版）58 頁によると、「（c）比較的軽度の脚の損傷について」は、以下が賠償の目安幅として示されている：

「(i) 「不完全な回復に終わる骨折、または重度の軟部組織損傷」は「23,730 ～ 36,680 ポンド」が目安となる。これは、「骨折の場合、被害者には合理的な回復が見込まれるものの、金属インプラントの装着が残り、または異常歩行（足をひきずる等、不自然な歩き方）・跛行、可動域の低下、感覚障害や不快感、筋力低下、持続する不快感または痛みなどが残り、結果として軽度の障害を負う場合がある。金属インプラントの装着や歩行障害・跛行・可動域の低下、感覚障害、筋力低下、痛み、または軽度の障害が残る」場合をいう。

（ii）関節面に損傷がない大腿骨の単純骨折の場合 11,120 ～ 17,180 ポンド

（iii）脛骨または腓骨の単純骨折、もしくは軽度の軟部組織損傷の場合 ～ 14,450 ポンド」

2. ケース2

本件は、公職者（市長）の汚職（入札談合関与）の疑惑について、新聞社が取材不十分なまま詳細に報道した事案である。

（1）損害算定の基本的な考え方

まず、プリントメディアとオンラインメディアの間で本質的な差はない。ただし、マスメディアとソーシャルメディアを比較すると、一般に後者の損害額は低く評価される。その理由は、拡散規模が相対的に小さいこと、内容の信頼性が低いこと（編集を経ていない）、また一過性の「流れる会話」として受け止められやすいことにある。

損害額の算定にあたっては、以下の要素を中心に評価する。もっとも、重要なのは、①公表内容の重大性である。犯罪行為や不正行為（特に汚職、性犯罪、詐欺等）の摘示は極めて重大と評価される。次に、②公表範囲（拡散規模）であり、どの程度広く読まれたかは重要な要素である。③原告の属性・社会的地位であり、社会的地位が高い者ほど、誠実性・信用性への要求が高いため、名誉毀損の影響は大きくなる。この点、プライバシーの文脈とは異なり、公職者であることは減額要因ではなく、むしろ増額要因となる。④流布先との関係性であり、記事が原告の職務・生活と密接な関係者に届く場合、影響は大きく評価される。⑤再拡散可能性であり、特に SNS では再拡散の容易性が考慮される。

他方、以下の事情があれば損害額は減額されうる。①原告に既存の悪評や前科がある、②被告による迅速な謝罪、③原告側の挑発的行為である。

（2）本件の評価

①非難内容の重大性：本件は、市長に対する汚職疑惑（接待および談合関与）の摘示であり、公職者の職務の公正性に直接関わる重大な内容である。したがって、名誉侵害としては極めて深刻な部類に属する。②原告の地位：Xは市長という公職者であり、社会的信用・廉潔性に対する期待が高い地位にある。この点は損害額の増額方向に強く作用する。③公表範囲：発行部数 50 万部の新聞で、社会面トップ記事（半ページ）という事情から、広範かつ強い影響力を持つ公表と言える。④真実性・取材状況：摘示事実は真実と証明されていない。十分な裏付け取材もなされていない。これらは被告にとって不利な事情である。

以上を踏まえると、イングランド法における名誉侵害の中でも重い類型に属し、極めて深刻な名誉毀損に該当する。想定される損害額は、10 万から 15 万ポンド程度である（3 万ポンド程度では明らかに低額である）。

3. ケース 3

本件は、虚偽の犯罪的なビジネスの疑惑の事例と理解できる。

①Xが「カルトビジネス」を行っているとの指摘は、それが反社会的・犯罪的行為を示唆するものであれば、重大な名誉侵害にあたる。②Xは著名な企業経営者であり高い社会的評価は有すると考えられるが、公職者ではないことから、その影響は大きいものの、公職者ほどの増額要素とはならない。③公表範囲（フォロワー約 5 万人、リポスト約 500 回、いいね約 1000 回）については、一定の拡散は認められるが、全国紙等と比べれば規模は限定的である。④また SNS 上の投稿であり、主としてフォロワーを基盤とする限定的なコミュニティ内での流通にとどまっている。以上を総合すると、ケース 2 に比べれば金額は下がる。それでも数千から数万ポンド程度にはなるのではないか。日本の賠償水準は低すぎる。

4. ケース 4

本件は、真実性の裏付けのない虚偽の事実をもとに、母親の育児上の落ち度が SNS で批判されたものと理解する。

（1）本件の評価

①Xの養育態度や家庭環境を非難し、それが娘の自殺の原因になったとする投稿は、人格非難として深刻である。②Xは一般私人ではあるが、子の自殺という重大事件の当事者として社会的関心事の対象となっている。③フォロワー数は極めて少数でリポストもない。ただし、ハッシュタグにより事件に関心をもつ者への到達可能性は認められる。④同趣旨の投稿が 10 件繰り返されており、反復・継続性がある。これにより、Xは感情を害する内容を繰り返し目にしなければならなかった。⑤これらのことから、本件の投稿内容は、Xへの感情損害（精神的苦痛）が特に大きいと考えられ、この点を考えれば相応の額になる。以上を総合すると、10,000 から 50,000 ポンド程度になるのではないか。5,000 から 6,000 ポンドでは低すぎる。

（2）発信者情報開示費用

発信者情報の開示について、イングランドでは、SNS 企業は通常、裁判所の命令なしに情報開示を行わない。発信者特定には開示命令（Norwich Pharmacal Order）を用いる。この申立費用は原告負担であり、本訴請求にて、勝訴時に相手方から回収可能である。もっとも、発信者情報の開示を請求しても、偽名・捨てアドレス等により特定困難な場合も多い（この点において費用を回収できないリスクはある）。

発信特定のために要した費用は、特別損害として請求の対象になり得る。被告特定のために必要であり、費用が合理的な範囲であること、被告の不法行為により直接生じた費用であることが前提である。本件では、SNS 上にて匿名で発信されたため、被告を特定するために、Xは 30 万円の費用を要したのであって、実際、それによりYを特定している。この手続は本件では必要であったと言える。費用も 30 万円であれば過大と言えない。したがって、本件費用については、名誉侵害訴訟の中で特別損害として加害者に請求することができ、勝訴することにより加害者から回収可能である。

5. ケース 5

感染症専門医Xに対し、匿名の Twitter アカウントからコロナワクチンに反対する趣旨で「Xは犯罪者だ」とする投稿が一般市民より 1 回行われた事例と理解する。

（1）基本的な考え方

まず、イングランド法では、名誉侵害は「社会的評価を低下させる表現」により成立するが、誠実な意見は抗弁となる。その成立要件は、概ね、①意見の表明であること、②意見の対象が示されていること、③一般人であれば当該意見を持ち得ることである。近時は人格・尊厳の観点や人権法的枠組みも考慮されるが、同時に表現の自由との均衡が重視される。

また、SNSの事案では、表現の即時性・低コスト性、多様な意見の流通といった特性から、金銭賠償よりも投稿削除、拡散防止措置が重視される傾向にある。

（２）本件の評価

本件投稿は「犯罪者」との表現を含むものの、コロナワクチンに関する社会的・政治的論争の文脈における発言であって、価値判断・意見表明としての性質が強い。投稿は１回のみ、短文であって、拡散規模も限定的で、継続的・組織的な人格攻撃ともいえない。コロナワクチンについては様々な意見がありうる。１回だけの投稿でこれを「人格攻撃」と認める枠組みはイングランドにはない。これがSNSで繰り返し投稿されるような場合には、ハラスメントの問題になり得る。事案によっては、名誉侵害、私的情報の不正使用、ハラスメント等が同時に成立しうることもある。不法行為が成立しない以上、発信者特定のための費用も回収できない。本件については、おそらく受任する弁護士はいないのではないかと推察される。

６．ケース６

日本に住む外国人であるXの発言を引用した上で、一般市民であるYが、それに対して、「敵国人め、さっさと祖国へ帰れ」などと記載した記事を１回投稿し、約500回閲覧された事例。

（１）基本的な考え方

社会的・政治的文脈における投稿は、誠実な意見として保護され得る。もっとも、近時は、尊厳の尊重、差別的言動か否か、といった観点は重視されている。差別的な侮辱は、名誉侵害というよりも、ハラスメントとして把握される傾向にある。一定の場合には刑事規制の対象ともなり得る。繰り返し執拗に個人攻撃される場合には、ハラスメントとして請求する。その場合の請求額は、個別具体的な事情や社会的背景等にもよる。

（２）本件の評価

本件投稿は、国籍に基づく排斥、「敵国人」などの強い侮辱表現を含む。意見表明というより差別的言動、侮辱表現ともいえる。しかし、投稿は１回のみで、拡散規模も限定的である。繰り返し、執拗に、といった事情も見られない。そのため、ハラスメントについても認めにくい（反復性が必要）。仮に、被告が違法性を認識しつつ、経済的利益を見込んで差別的投稿をした場合には、例外的に懲罰的損害賠償が認められ得る余地はある。もっとも、具体的に収益を上げることにについて計算していたことの立証が困難となろう。広告収入目的のみでは通常足りない。

７．ケース７

公開された私的情報の内容がさほど重大ではないため、賠償額が高額となる可能性はあまりないものと考えられる。日本の裁判例で30万円（1400ポンド）の賠償が認められているところ、本件にかぎっては、結果的に、日本の裁判例における賠償水準と大差のない結果に至る可能性がある。

第４ その他、当該国の名誉毀損訴訟の特徴等

１．イングランド法における損害論の要点

名誉侵害であれ、私的情報の不正使用であれ、その一般損害賠償における損害額評価の核心は、侵害の重大性にある。これは、名誉侵害では、名誉侵害（社会的評価の低下）の重大さ（名誉の回復・保護〔vindication〕の必要性）、私的情報の不正使用では、情報の性質や人格的自律・尊厳への侵害の程度、

及び情報コントロール権の喪失そのものが評価対象となる。精神的損害（感情損害）も、当然に金銭評価の対象となるが、それは非財産的損害の一部にすぎない。

イングランド法では、侵害結果として生じた精神的苦痛にとどまらず、法益侵害の事実そのもの（侵害事実に内在する不利益）を独立して金銭評価の対象とし、また賠償額の増減額事由について豊富な司法判断が蓄積されている。損害算定は、損害填補を基本としつつも、権利保護や抑止の観点も含めて行われており、日本法と比較して高額な賠償が認められている。金銭評価にあたっては、侵害の重大性や感情損害の事例ごとの個別的評価が徹底され、過去の先例を参照する際は物価上昇率等による実質的な価値の調整も行われている。さらに損害額の評価にあたっては、侵害後の加害者の言動も考慮される。これらは、非財産的損害をもっぱら精神的損害（慰謝料）として把握し、既存の相場に依拠して定額的に評価するアプローチとは対照的である。

2. イングランド法における救済制度のあり方

損害賠償が現実の損害填補に加え、権利保護や将来の侵害抑止の役割をも果たしている一方、イングランド法では金銭賠償以外の救済手段も広く活用されている。

差止めでは、中間差止め（出版差止め等の事前差止めを含む）と終局的差止めが明確に区別されている。名誉侵害の場面では、表現の自由との衝突を回避するために中間差止めは極めて慎重に運用されている。これに対し、一度公表されると回復不能な被害が生じる私的情報の不正使用では、中間差止めが救済の中核的な役割を担っている。また、実際の訴訟実務では、被告が将来同種の行為を行わない旨の誓約を裁判所に提出することで迅速な解決を図る仕組みが広く活用されている。これにより、裁判所の命令に依拠することなく、将来の侵害防止の実効性を確保している。加えて、既に公表された情報については、原状回復を図る観点から、記事等の削除が命じられることもある。なお、名誉侵害訴訟では、判決は原則として実名で公表される（このことも名誉回復の一助になると考えられている）。

3. イングランド法が直面する課題——司法アクセス格差やスラップ訴訟対策

本稿冒頭で示したように、イングランドでは、名誉の保護に極端に偏重し、表現の自由が不当に阻害されているとの認識のもと、2013 年名誉侵害法が制定され、深刻な被害要件の導入や各種抗弁の制定法化等により、両者のバランスが図られてきた。ヒアリングにおいても、これ自体は一定の成功を収めているとの評価が示された。他方で、弁護士費用を含む訴訟費用の負担は依然として大きく、結果として、名誉侵害の被害者の訴訟提起をかえって困難にしたとの厳しい意見も示された（名誉侵害の出訴期間は、1 年と短い）。とくに高額な訴訟費用に起因する司法アクセス格差に加え、実際の勝訴よりも相手方への威嚇や萎縮を目的とする SLAPP 訴訟への懸念もなお残っている。このため近年では、こうした訴訟の早期排除や被告の費用回復を図る制度整備が進められており、公益的な言論活動をいかに保護するかが重要な課題となっている^{*221}。

4. その他の関連規制との関係と近時の動向

刑事法上の名誉毀損罪（*criminal libel*）は 2009 年に廃止された。これは、治安攪乱防止等の歴史的機能を失い、また表現の自由との緊張関係が強く意識されるようになったことによる。そのため、現在では、名誉や人格的利益を害する表現に対する規制は、主として民事上の名誉侵害法によって担われている。しかし、刑事法においても、①公共秩序の維持（1986 年公共秩序法〔*Public Order Act 1986*〕）や、②個人に対する精神的・心理的被害の防止を目的とする規制（1988 年悪意ある通信法〔*Malicious*

^{*221} イングランドでは、*Economic Crime and Corporate Transparency Act 2023* により、経済犯罪に関する公共的言論を対象とする SLAPP 対策が導入されている。同制度を適用した初の裁判例として *Kamal v Tax Policy Associates Ltd and Neidle* [2026] EWHC 551 (KB) がある。

Communications Act 1988〕、2003 年通信法〔*Communications Act 2003*〕）を通じて対応が図られているとされる^{*222}。また、2023 年にはオンライン安全法（*Online Safety Act 2023*）が成立し、SNS や検索サービス等のオンライン・プラットフォーム事業者には、違法コンテンツや子どもに有害な情報から利用者を守る義務が課されている。事業者には、リスク評価、違法コンテンツへの対応（削除等）、年齢確認などが求められ、その執行は監督機関（Ofcom）が担う。違反した場合には、巨額の制裁金やサービス遮断命令等が課され得る。誹謗中傷やハラスメント、同意のない性的画像の拡散等への実効的な被害防止が期待される一方、通信の秘密の形骸化等、懸念する声もある。

〔参考サイト〕

イングランドの法令は、英国政府による法令データベースにて公開されている。

<https://www.legislation.gov.uk/>

裁判例については、British and Irish Legal Information Institute (BAILII)において広く公開されている。

<https://www.bailii.org/>

【付記】

本報告書の執筆にあたり、資料提供及びヒアリング調査に応じていただいたのは、マシュー・ダイソン教授（オックスフォード大学、Prof. Matthew Dyson）、エイダン・アードリー勅任弁護士（ロンドンの法廷弁護士事務所 5RB、Aidan Eardley KC）、アンドリュー・スコット准教授（LSE；ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス、Dr. Andrew Scott）、マリエット・ジョーンズ上級講師（ミドルセックス大学、Dr. Mariette Jones）である。ここに記して、ご協力に対し改めて感謝の意を表します。

*222 詳細は、山田・脚注 4（3・完）122 頁以下を参照。

第2章 ドイツ

若林三奈

第1 前提となる法体系等

1. 概論

(1) 要件効果の概観

ドイツ民法典（BGB）の不法行為に基づく損害賠償請求権の根拠規定は、①故意・過失による違法な絶対権侵害を要件とする民法 823 条 1 項、②保護法規違反を要件とする民法 823 条 2 項、③故意の良俗違反を要件とする 826 条の 3 本柱からなる*1。

上記①の絶対権とは、「生命、身体、健康、自由、所有権又はその他の権利」をいう。起草段階において、名誉やプライバシー侵害について一般的な過失責任を導入すること、及び非財産的な人格権侵害に対して金銭賠償を与えることは、議論の末、否定された*2。ただし、「氏名権」（12 条）は、起草時より「その他の権利」に含まれる唯一の個別的な人格権である。「肖像権」も、1907 年芸術著作権法（KUG）により明文で保護されている（同法 22 条、23 条）。

起草当時の枠組みでは、それ以外の人格権の保護は、もっぱら上記の②保護法規違反と③故意の良俗違反に委ねられた*3。その結果、名誉法益の保護は、ドイツ刑法（StGB）185 条以下を②の保護法規として、その違反に対する救済にのみ、つまり、故意による名誉毀損のみが保護対象とされた（その効果は、財産的損害の賠償、差止めや妨害排除である）。もっとも、その後、マスメディアの発達とそれによる一連の被害の顕在化により、823 条 1 項のその他の権利に「一般的人格権」を含むとする判例法が確立し*4、現在は、この枠組みのなかで、過失による名誉侵害・プライバシー侵害も民事救済の対象となっている*5。一般的人格権の保護対象として、例えば、氏名権、肖像権、名誉、人格像の歪曲、私生活領域（プライバシー）、情報自己決定権、（同意のない）商業目的での利用等が挙げられている*6。本調

*1 ドイツ法不法行為を概観しうる邦語文献として、ハイン・ケッツ＝ゲルハルト・ヴァーグナー（吉村良一＝中田邦博監訳）『ドイツ不法行為法』（法律文化社、2011 年）、E.ドイチュ＝H.J.アーレンス（浦川道太郎訳）『ドイツ不法行為法』（日本評論社、2008 年）がある。また、基本的なテキストとして、G.Wagner, Deliktsrecht, 14.Aufl., 2021; Ahrens/Spickhoff, Deliktsrecht, 2022、さらにドイツ人格権法の近時の展開について齊藤博『人格権法の発展』（弘文堂、2021 年）がある。

*2 ケッツ＝ヴァーグナー『ドイツ不法行為法』Rn.268。

*3 例えば、②に関連する保護法規として、刑法 185 条（侮辱 Beleidigung）、同 186 条（名誉毀損 Üble Nachrede）、同 187 条（虚偽事実の流布 Verleumdung）は、いずれも故意が必要であり、過失による名誉侵害の保護は、一般的人格権（判例法）の展開を待たねばならなかった。

*4 BGH, Urt.v. 15.11.1994, BGHZ 128,1 - Caroline von Monaco I; BVerfG, Urt.v. 15.12.1999, BVerfGE 101, 361 - Caroline von Monaco II.

*5 このことは、メディアに慎重な取材姿勢を促す実効的なインセンティブとして機能している（Wagner, Deliktsrecht, Kap.7 Rn.20）。

*6 Wagner, Deliktsrecht, 2021, S.144 ff.; Andreas Slizyk, **Schmerzensgeld 2026: Immaterieller Schadensersatz einschließlich DS-GVO und AGG**. Handbuch und Tabellen, 22. überarbeitete und aktualisierte Auflage, C.H. Beck, München 2025, Rn.165.

査では、非財産的損害に対する損害賠償（額）のみを対象としていることから、一般的人格権の財産的構成部分への侵害^{*7}は対象外となる。

なお、ドイツでは、不法行為に基づいて賠償されるべき損害は、原則として財産的損害に限られ、非財産的損害の賠償は、2002年の損害賠償法改正を経た現在においても、法律に特別の規定がある場合に限定されている（BGB 253 条 1 項）。BGB 253 条 2 項によれば、身体、健康、自由又は性的自己決定の侵害の場合には^{*8}、「金銭による衡平な補償」が認められている（本条の前身である旧 847 条はこれを「慰謝料」としていた）^{*9}。ここに一般的人格権侵害は含まれていない。しかし、一般的人格権侵害による非財産的損害の金銭補償については、ドイツ基本法（GG）1 条 1 項及び 2 条 1 項を直接の根拠として認める判例法理が確立している（BGB 253 条 2 項を類推適用する必要はない）^{*10}。

ただし、以上の金銭補償は、後述するように（→（4））、人格権侵害が重大であって、かつ、他の手段では救済できない場合に限定されている（その意味で、副次的手段であり、最終手段である）^{*11}。したがって、いわゆる慰謝料と呼ばれる非財産的損害に対する金銭補償よりも（財産的損害賠償を除けば）、まずは、差止請求や妨害排除請求等の非金銭的な救済手段が優先される^{*12}。

（２）人格権侵害にかかる請求根拠

a) 刑罰規定——侮辱罪、名誉毀損罪、扇動罪等

侮辱及び名誉毀損に関する刑罰規定（StGB 185 条以下）は、保護法規に該当する。虚偽事実の摘示に限らず、真実性が証明されていない事実を摘示した者^{*13}、又は侮辱表現を行った者は、不法行為責任を負う（BGB 823 条 2 項）。これにより財産的損害の賠償請求や差止め・除去請求は可能となる。さらに、これらの行為が一般的人格権の侵害を構成し、その要件を満たす場合には、非財産的損害についても金

*7 この点については、「不法行為に基づく損害賠償制度に関する調査研究報告書」（商事法務研究会、2025 年）68 頁以下〔長野史寛〕を参照。

*8 その他の 1 項に定める特別の規定（慰謝料が認められる例外的場合）として、遺族慰謝料（BGB 844 条 3 項）、無駄になった休暇（BGB 651n 条 2 項）、著作者人格権（著作権法 UrhG 97 条 2 項第 4 文）、就業者の差別（一般平等待遇法 AGG 15 条 2 項）、データ保護法違反（一般データ保護規則 DS-GVO / GDPR 82 条）、裁判の遅延（裁判所構成法 GVG 198 条）、不当刑事訴追（刑事訴追措置賠償法 StrEG 7 条 1 項）がある。

*9 慰謝料は、ゲルマン法において私的制裁の性格を帯びていた贖罪金を起源とする。国家による刑罰権の独占に伴い、慰謝料は加害者に対する制裁（刑罰）的性格を失い、被害者に対する補償を目的とする制度へと純化した。BGB の起草時も、慰謝料は身体的苦痛に対する補償を目的とするものとされ、民事賠償に刑罰的観点を持ち込むこと（侮辱に対する評価的賠償請求 *actio iniuriarum aestimatoria* の復活）を排除するため、名誉毀損などは慰謝料の対象外とされた。1955 年 7 月 6 日大法廷判決により、慰謝料には補償機能に加えて満足機能が認められることとなったが、それ以前の判例・学説は、慰謝料は補償機能のみを有するとの立場を採っていた。その後、2002 年改正により、慰謝料請求は一般債務法（現 253 条）に組み込まれ、旧 847 条は廃止された。その後も算定方法の議論は続き、2014 年には日数基準による算定方式が検討されたが、2022 年に 2 度、BGH にて否定され議論は収束したとされる（BGH, Urt. v. 22.3.2022, NJW 2022, 1957）。脚注 165 も参照。

*10 BGH, Urt. v. 14.2.1958, BGHZ 26, 349 - Herrenreiter（広告への肖像の無断利用）；BGH, Urt. v. 19.9.1961, BGHZ 35, 363 - Ginsengwurzel（誇張広告・記事）；BVerfG, Beschl. v. 14.2.1973, BVerfGE 34, 269 - Soraya（インタビューの捏造）。

*11 BGH 19.9.1961 - Ginsengwurzel；BVerfG 14.2.1973 - Soraya；BGH 15.11.1994 - Caroline I.

*12 州ごとのプレス法、例として、Hamburger Pressgesetz, Bayerisches Pressegesetz 等。

*13 刑事告発については、告発者の権利を保護し、刑事司法の機能を確保する必要があることから、告発事実の真実性を完全に立証できなかったという理由のみで当然に違法となるものではない。とりわけ告発が正当な利益の擁護（StGB 193 条）に当たる場合である。例えば、ある女子生徒が担当医による性的虐待を刑事告発したものの、捜査によっても事実関係を解明できなかった事案で、裁判所は、虚偽告発ではない限り、医師が当該告発のために支出した弁護士費用につき、女子生徒に対する損害賠償請求を否定している。

金銭補償が認められる（→後述 b）。

侮辱（StGB 185 条）の成否は価値判断に依拠し、当該表現の違法性判断にあたっては、個人の名誉と表現の自由（基本法 5 条）との衡量が必要となる。その際、刑法上の判断枠組みを民事責任にもそのまま適用することについては、被害者保護の観点から批判もある^{*14}。

扇動罪（StGB 130 条）の規定も、発言（ヘイトスピーチ等）が個人の法益侵害又は具体的危険を生じさせる程度に至る場合には、823 条 2 項の保護法規となり得る^{*15}。この点、連邦憲法裁判所は、文脈に即した解釈が必要であるとする。

その他、インターネット上の人格権侵害との関係では、名誉侵害にとどまらず、例えば非公開の会話の録音・公開（StGB 201 条）、私生活領域に属する画像の作成・拡散（同 201a 条）、データの不正取得・傍受及びその流通（同 202a 条以下）、さらには継続的な付きまとい行為（同 238 条）や性的領域に関する画像の作成・拡散（同 184k 条）といった各種の刑罰規定も、保護法規に該当し得る。これらに違反する行為もまた、同様に不法行為責任を基礎づけ、かつその態様及び侵害の重大性に応じて、一般的人格権の侵害として金銭補償の対象となり得る^{*16}。

b) 一般的人格権

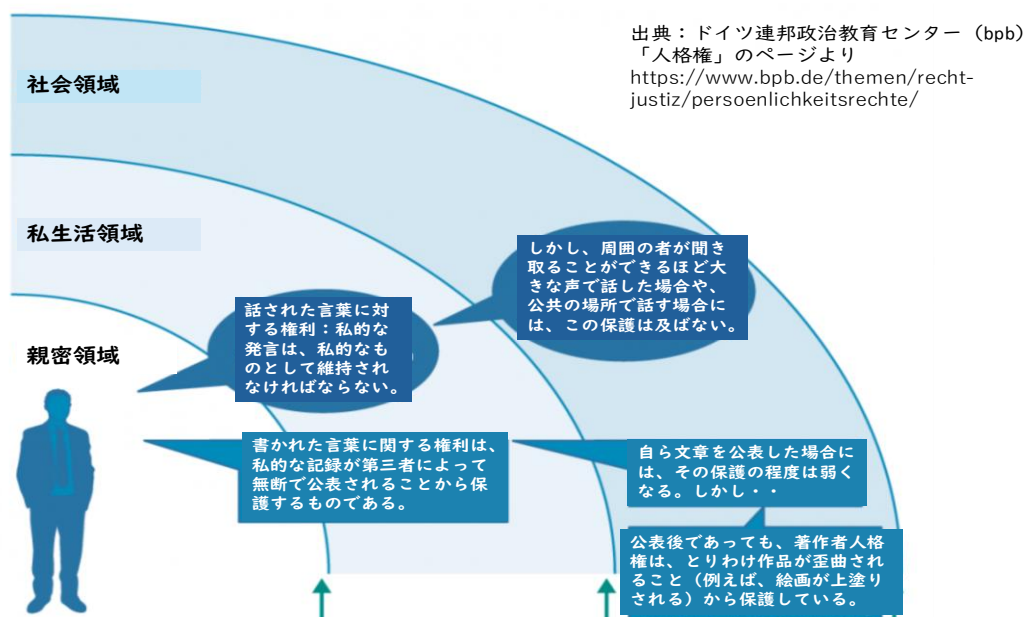
ア) 衡量の必要性

一般的人格権は、BGB 823 条 1 項における「その他の権利」として判例上承認されており、その内容は基本法 1 条 1 項「人間の尊厳」及び同 2 条 1 項「人格の自由な発展としての行動の自由」に基づいて形成されている。人格権侵害の違法性は、他の絶対権侵害とは異なり、個別事案において、人格的利益と対立する利益（とりわけ表現の自由）との比較衡量を通じて積極的に確定される。

なお、氏名及び肖像については、それぞれ BGB 12 条及び芸術著作権法 22 条・23 条に規定がある。

イ) 人格権の保護領域モデル——社会領域・私生活領域・親密領域

人格権侵害の違法性判断においては、当該侵害が、社会領域、私生活領域、あるいは親密領域のいずれに属するかを区別し、それに応じた衡量が行われる。



^{*14} Ahrens/Spickhoff, §20 Rn.32. 侮辱罪の適用にあたっては、特定の社会集団に固有の礼節や名誉観を社会全体に一律に押しつけるべきではないとされる。しかし、この考え方は、他方で、社会の一部に見られる粗野な言動や価値観をも容認する危険を含み、名誉保護の水準が引き下げられるおそれがあることが指摘される。

^{*15} Ahrens/Spickhoff, §20 Rn.33.

^{*16} MüKoBGB/Rixecker, 10. Aufl. 2025, BGB Anh. § 12 Rn. 5.

社会領域とは、個人が外部環境と関わる領域、特に職業的・政治的活動に関わる領域をいい、その保護の必要性は相対的に低くなる。これに対して、私生活領域とは、空間的・内容的に限定された領域であって、原則として本人の意思に反して他者が介入することが許されない領域・事柄をいう。さらに、私生活のうち、高度に個人的な核心領域は、親密領域として区別され、原則として絶対的な保護を受ける。ここには、性的事項等、人格の内面的な形成や性の表現形態にかかわる事項が含まれる。連邦憲法裁判所も、人間の尊厳と特に密接に関連する人格の核心領域は不可侵であり、この領域への介入は原則として正当化されないとする^{*17}。もっとも、この絶対的保護にも例外はある。すなわち、①本人が自ら当該事項を公にした場合、②当該行為が刑法上違法な行為に関わり、他者の権利侵害を伴う場合などである（→詳細は、4（3））。

したがって、ある事項が私生活領域に属するか否かは、空間や内容によって一律に固定された枠組みではない。本人の自己開示の度合いの他、特に公衆の情報利益（公共の関心事）との相関関係において、個別の文脈に応じた動的な衡量により相対的に画定される（例えば、病気に関する事項は私生活領域に属するが、公人の場合には職務遂行との関係でこれと異なる評価が認められる余地がある）。

なお、人格権侵害の態様は多様であり、その侵害の程度も一様ではないことから、個別具体的な事情に応じた評価を要するものの、一般に、人物の肖像の公表は、単なる言語報道と比較すると、人格への影響が大きいため、より強い正当化を要すると解されている。

ウ) データ保護との関係

個人が、どの個人データを、いつ、どこで、誰によって、どのように第三者に公開するのかを自ら決定する権利としての情報自己決定権（Recht auf informationelle Selbstbestimmung）は、人格権の重要な一部である^{*18}。インターネット上の人格権侵害は、多くの場合、個人データの処理を伴うため、まず EU 一般データ保護規則（DS-GVO。以下では、英語表記である GDPR を用いる。）の適用対象となり、削除（17 条）や損害賠償（82 条）といった救済が問題となる。

情報自己決定権は、私法関係の枠内においても、個人データが本人の意思に反して開示されたり、私人によって不透明な形で処理・利用されたりしないことを保障することを目的とする。これに対し、名誉侵害・侮辱などとの関係で問題となるのは、表現・伝達（コミュニケーション）過程を通じて行われる名誉・人格に関する報道や情報提供、及びそれらが公の場で可視的に流通・拡散されることに対する保護である。

もっとも、近時は、人格権保護を GDPR の適用領域へと取り込もうとする傾向も見られる。この場合、比較衡量は EU 基本権憲章（GRCh）に基づいて行われることになる。しかし、GDPR は、データ処理の適法性を中心とする規律にとどまるため、名誉侵害や文脈の歪曲といった人格的侵害を全面的に捉えるものではない。そのため、実務上は、データ保護の救済とともに、一般的人格権による救済が、これを補完する形で併存的に機能する^{*19}。

エ) 死後人格権

一般的人格権は、私法上の権利であるため、その保護範囲は基本法 2 条 1 項に由来する憲法上的人格権保障よりも広く展開されている。判例は、基本法 1 条 1 項による人間の尊厳の保障を根拠として、死亡後においても人格的利益の保護を認めている（死後人格権）。この保護には、貶めや屈辱からの保護にとど

^{*17} BVerfG, Beschl.v. 31.1.1973, BVerfGE 34, 238 (245) - Tonband; BVerfG, Beschl.v. 14.9.1989, BVerfGE 80, 367 (373) - Tagebuch; BVerfG, Beschl.v. 13.6.2007, BVerfGE 119, 1 (29 f.) - Esra.

^{*18} MüKoBGB/Rixecker, 10. Aufl. 2025, BGB Anh. § 12 Rn. 16, 17.

^{*19} BVerfG, Beschl.v. 6.11.2019, NJW 2020, 300 Rn. 90 f. - Recht auf Vergessen I; BGH, Urt.v. 14.12.2021, NJW-RR 2022, 419 Rn.12; BGH, Urt.v. 26.11.2019, NJW 2020, 770 Rn. 28 f. - Fragenkatalog an Profifußballer; BGH, Urt.v. 26.11.2019, NJW-RR 2020, 367 Rn. 20 f. - Fragenkatalog an Moderator; BGH, Urt.v. 29.6.2021, NJW 2021, 3130 Rn. 21 - Aktienversenker.

まらず、故人が生涯にわたり形成してきた道徳的・人格的・社会的評価の維持も含まれる。ただし、この保護は、死者に関する社会の記憶が薄れるにつれて、時間の経過と共に次第に減退する。これに伴い、当該人物に関する歴史的な検証・批判の自由は拡大する。他方で、死後人格権の保護は、死者の人格の核心領域に属する限りにおいて、原則として表現の自由等との利益衡量による制限を受けない^{*20}。

オ) 集団の一部としての人格権

原則として、権利侵害の主体となり得るのは、自然人または法人である。ある集団が蔑視・貶下の対象とされた場合に、その集団に属する個人が権利侵害を主張できるのは、当該表現において当該個人が、その集団の構成員として、特定され得る形で現れ、個別的に影響を受けると評価される場合に限られる^{*21}。これはとりわけ、表現が民族的、人種的、身体的又は精神的特徴に結びつけられ、そこから集団全体の劣等性、ひいては各構成員個人の劣等性が導かれる場合に妥当する^{*22}。

他方で、特定の社会的機能や役割（例えば警察や軍隊の活動）に着目した表現であって、その評価対象が人格そのものではなく、遂行される活動内容に向けられている場合には、個人に対する侵害性は比較的否定されやすい^{*23}。例えば、連邦憲法裁判所は、読者投稿で用いられた作家トゥホルスキーの引用「兵士は殺人者である」を侮辱とは認めていない^{*24}。また、雑誌で女性が単なる性的対象として描写された事案についても、個々の女性に対する間接的な人格的貶下は否定されている^{*25}。

集団が侮辱の対象となり得るためには、その集団が①同質的な集団であるとともに、②特別な保護の必要性を有することが求められる。この点については、ホロコースト(ショア)及びドイツにおける歴史的迫害という文脈に照らし、例外的に、ユダヤ人という集団は、侮辱の対象たり得るものとされている^{*26}。その結果、ユダヤ人の一般的人格権は、迫害された運命を矮小化し、又は日常化する表現によっても侵害され得る。例えば、動物保護団体が「あなたの皿の上のホロコースト」という標語で行ったキャンペーンでのポスター使用差止めは、このような侵害の例である^{*27}。

(3) 法的救済

a) 差止め（不作為請求）と妨害排除請求

人格権侵害事例において最も重視されるのは、表現行為による人格権侵害の継続又は反復を防止し、さらには差し迫った将来の侵害を防止することである。ここでの主要な手段は、第1に、差止め（不作為請求）、第2に、将来に向けて継続的に作用する侵害源の除去・排除である。これには訂正及び撤回が含まれる。インターネット上の違法な表現については、その削除や削除に向けた措置を求める請求も認められる^{*28}。差止め（不作為）請求と妨害排除請求は、いずれも過失は不要である。したがって、要件は、違法性判断のみである。

妨害排除義務は、当初は正当化されていた表現であっても、それを正当化する根拠となっていた事実がその後には消滅した場合にも成立し得る。たとえば、捜査の進行中に解消された嫌疑に対する報道の場合がそれに当たる。

^{*20} Ahrens/Spickhoff, §20 Rn.39.; BVerfG 22.8.2006. GRUR 2006, 1049 (1050) – Der blaue Engel; BGH 29.11.2021, NJW 2022, 847 Rn. 21 – Kohl-Protokolle I.

^{*21} BVerfG, Beschl.v. 10.10.1995, BVerfGE 93, 266 (301 f.) - Soldaten sind Mörder.

^{*22} BVerfG, Beschl.v. 10.10.1995, BVerfGE 93, 266 (304) - Soldaten sind Mörder.

^{*23} Ahrens/Spickhoff, §20 Rn.40.

^{*24} BVerfG, v. Beschl. 10.10.1995 - Soldaten sind Mörder.

^{*25} LG Hamburg, Urt.v. NJW 1980, 56 (57) - Die Frauen.

^{*26} BGH, Urt.v. 18.9.1979, BGHZ 75, 160 (162 ff.) - Verfolgungsschicksal.

^{*27} BVerfG, Beschl.v. 20.2.2009, NJW 2009, 3089 Rn. 25 f. - Holocaust auf Ihrem Teller; EGMR, Urt.v. 8.11.2012, NJW 2014, 137 Rn.49.

^{*28} BGH, Urt.v. 28.7.2015, NJW 2016, 56 Rn.13ff., 40. (違法な記事がインターネット上で拡散し、継続的な人格権侵害が問題となった事例)：公表者は、自ら作成した違法なインターネット上の表現が第三者によって転載・流通された場合にも、継続する人格権侵害状態を除去するため、可能かつ相当な範囲で当該表現が掲載されている第三者サイトの運営者に対して削除を働きかける義務を負う。

上記の請求権は古くから、様々な法形成によって承認されている。一般的には、BGB 1004 条が類推適用されるが、この法形成は同条の個別的な類推に基づくものではないことから、これを援用する必要はないとも言われる^{*29}（もはや慣習法であるとされる）。他方、判決公表という妨害排除手段は、ドイツでは定着していない。

請求の相手方となり得るのは、行為者（直接侵害者）である。問題となった表現を媒介した者は、当該表現が帰責可能である場合、とりわけそれを加工した場合には、間接侵害者として責任を負う。それに加え、インターネット上の媒介者は、権利侵害を認識した後は、その削除を確実に行う義務を負う。印刷媒体における出版物については、プレス法上の発行責任者として奥付（洋書の場合、扉裏の刊記）に記載された者を、当然に請求対象とすることはできないとされる^{*30}。

差止請求の要件は、将来の侵害のおそれである。侵害のおそれは、未だ侵害は生じていないものの、初めての侵害が差し迫っている場合にも認められる（公表前のゲラが入手できるような例外的な場合）。しかし、実務上より重要なのは反復のおそれであり、これは過去の侵害に基づいて推定される。その場合に差止請求を実現する主たる意義は、例えば侵害的報道が他の出版物に転載されることや、メディア・アーカイブに取り込まれることを防止する点にある^{*31}。

さらに、名誉侵害的な主張については、表現者側がその真実性を証明できない限り、将来の主張を差し止めることができる。多義的な表現についても、表現者にその趣旨を明確にするよう求めることができることから（後述→2（3）b））、差止請求を認めるハードルは、他の手段と比較して低い。

b) 訂正、撤回、限定的撤回

被害者は、侵害者に対して、その事実は虚偽であるとして、訂正を請求できる。訂正は、侵害者にとって最も負担が軽い手段とされる。行政機関もこの手段を利用できる。

訂正の対象となるのは、事実の主張に限られる。虚偽であることは確定していなければならない。その証明責任は原告にある。ドイツ刑法 186 条における証明責任の転換（他人の名誉を毀損する事実を摘示する者は、その事実が真実であることを自ら証明できなければ処罰される）は、訂正請求には適用されない^{*32}。当初は適法であった報道に関する正当化事由が後に消滅した場合（例えば、犯罪嫌疑報道）には、訂正を求めることはできないが、その後の結果（無罪等）の説明の追記を求めることができる^{*33}。

問題となる表現が、虚偽であると証明できる場合には、撤回を求めることができる。ただし、撤回は、虚偽であると確定していない限り、命じることはできない（差止めよりハードルが高い）^{*34}。そこで、真偽不明な場合には、せいぜい限定的な撤回（当該主張を今後は維持しない旨の宣言）を求めるにとどまる^{*35}。なお、当該紛争が当事者間だけの私人間で生じた言い争いのようなものにすぎない場合には、

^{*29} Ahrens/Spickhoff, §22 Rn.2.

^{*30} プレス法上の義務は民事責任とは無関係であるとされる（Ahrens/Spickhoff, §22 Rn.3）。

^{*31} Ahrens/Spickhoff, §22 Rn.5.

^{*32} 訂正を求める原告が虚偽であるとの証明を負うが、メディアは二次的な主張責任として、具体的な根拠や客観的な状況を説明する義務を負い、この義務を果たせない場合には、虚偽とみなされ、原告の訂正請求が認められる（BGH, Urt.v. 22.4.2008, NJW 2008, 2262 Rn.21 - Redaktionsschwanz：国家機関にメディアに対する訂正請求権を認めた事例）。

^{*33} BGH, Urt.v. 18.11.2014, NJW 2015, 778 Rn. 38 ff. - Chefjustitiar.

^{*34} 真実性を証明できない以上、同じ表現を繰り返すことは禁止（差止め）されるが、（原告も真実の証明ができず）真偽不明である場合には、撤回を命じることはできない（BGH, Urt.v. 30.1.1996, NJW 1996, 1131 - Lohnkiller）。

^{*35} 限定的撤回は、当該主張が虚偽であるとは確定できないものの、その真実性を支える有力な根拠が認められない場合のために発展した措置である（cf. BGH, Urt.v. 9.12.1975, BGHZ 65, 325, 337 - Warentest II/Skibindungen）。

撤回は、相手に屈辱を与えるだけの手段となるため認められない（差止めで十分とされる）^{*36}。

c) 反論の掲載

州プレス法及び放送法（RStV）又は視聴覚メディア法（MStV）に基づき、反論掲載請求権が認められる。反論掲載により、自己の見解を公表することができる。そのため、当初の表現の真実性または適法性は検討される必要はない。反論掲載の対象となり得るのは、もっぱらそれ以前に主張された事実に限られる。被害者は、予定されていた報道に先立って意見表明の機会が与えられていたにもかかわらずそれを行わなかった場合であっても、反論掲載請求を有する。原記事がオンラインアーカイブから削除された場合には、そこで掲載されていた自らの反論の削除も請求することができる。

d) 新聞広告（債権者による排除）

判例は、被害者自らが、その損害を軽減するために、反論的な新聞広告を出すことを、その内容が相当である限り許容している。加害者は、その広告費用を損害として賠償しなければならない^{*37}。

e) 金銭賠償

第1に、人格権侵害による財産的損害は、損害賠償の対象となる。これには権利行使のための費用や、被害者自身が行った除去（削除等）の費用も（必要性が認められる範囲で）含まれる。これは過失責任に基づく損害賠償請求権による。さらに、仮定的ライセンス料に基づいて算定される侵害利得の返還も考えられる。この請求内容として利益の吐き出しが議論されている^{*38}。仮定的ライセンス料の金額は、裁判官の裁量による（ドイツ民事訴訟法 287 条 2 項）。

第2に、非財産的損害に対する金銭補償がある。この点については、以下（4）で詳述する。

（4）人格権侵害による非財産的な損害に対する金銭補償（慰謝料）の概要

a) 法的根拠

ドイツ法では、判例法により、一般的人格権侵害による非財産的損害の金銭補償が認められている^{*39}。その要件は、概ね、①侵害が重大であること（重大性）と、②その侵害による不利益を他の方法（差止めや妨害排除、訂正・撤回、反論等）では満足のいく形で損害を回復することができないこと（補充性）の二点に整理される。

この請求権は、当初、BGB 旧 847 条（現 253 条）の類推適用によって処理されていた^{*40}。現在の判例は、この金銭補償を BGB 253 条に依拠するものとは理解していない。すなわち、本請求権は、BGB 253 条の意味における「慰謝料」とは区別される独自の金銭補償であると理解されている（もっとも、実務上は、特に区別せず慣用的に「慰謝料」と呼ばれることがある）^{*41}。

連邦憲法裁判所（BVerfG）^{*42}及び連邦通常裁判所（BGH）^{*43}は、この金銭補償請求権を、基本法 1 条及び同 2 条 1 項に基づく国家の保護義務に由来するものとして位置づけている。つまり、この請求権は BGB 823 条 1 項と憲法上の権利とを結びつけることによって導き出される。その根底にあるのは、金銭補償という手段が認められなければ、人間の尊厳や名誉の侵害が、しばしば制裁を受けないまま放置され、結果として人格

^{*36} BGH, Urt.v. 20.12.1983, BGHZ 89, 198, 202 - Aktionärsversammlung.

^{*37} 例えば、アルコール分を含む歯磨き粉の製造業者が、当該製品の使用により交通検査でアルコール反応が出て疑われる可能性が生じるとの主張に対抗して、その主張が掲載された新聞に広告を出した費用（BGH 15.11.1977, BGHZ 70, 39, 43 - Alkoholtest）。

^{*38} 詳細は、脚注 7・55 頁以下〔長野史寛〕。

^{*39} BGH, Urt.v. 22.2.2022, NJW 2022, 1751 Rn 44; BGH, Urt.v. 24.5.2016, VersR 2016, 1001 Rn 9 等。

^{*40} BGH, Urt.v. 14.2.1958, BGHZ 26, 349, 354 ff. - Herrenreiter.

^{*41} BGH, Urt. v. 12.3.2024, BGHZ 240, 45, 72 等。

^{*42} BVerfG 14.2.1973 - Soraya.

^{*43} BGH, Urt.v. 12.3.2024, BGHZ 240, 45 Rn 70, 72; BGH, Urt.v. 12.12.1995, VersR 1996, 341, 342 等。

の法的保護が衰退してしまうことにあるとされる。したがって、第三者による人格権侵害から個人を保護する国家の保護義務は、私人関係においても実効的な救済手段を要請し、その結果、重大な人格権侵害については金銭補償が憲法上要請されるに至る^{*44}。このように判例法によって形成されたこの請求権は、現在に至るまで法律として明文化されていない^{*45}。

b) 人格権侵害による非財産的損害に対する金銭補償の要件

ア) 侵害の重大性

第1に、被害者の一般的人格権（自己の肖像権も含む）に対する**重大な侵害**が必要である^{*46}。侵害が十分に重大であると言えるかは、個別事案のあらゆる事情に基づいて判断される。連邦通常裁判所によれば、特に侵害の影響範囲（到達範囲や拡散性、侵害領域の特性、反復性）^{*47}、行為者の動機や目的（営利性・部数増加目的・扇情性）^{*48}、行為者の有責性の程度（調査・配慮義務違反の有無や程度）^{*49}が考慮される。

これに加えて連邦憲法裁判所は、一般的人格権が基本法1条1項及び2条1項に根拠づけられていることから、当該表現が、人間の尊厳から導かれる尊重請求権に及ぶものか否かも、侵害の重大性を判断する上で重要であるとする^{*50*51}。

なお、近時、連邦憲法裁判所は、受刑者に対する違法な全裸身体検査のように、国家統制領域における人格の核心に及ぶ重大な人格権侵害に対しても、**欧州人権裁判所（EGMR）**の判例^{*52}を踏まえて、非財産的損害に対する金銭補償を否定した下級審を違憲として、国家責任法の枠組み（GG 34条、BGB 839条）においても実効的な金銭的救済が確保されるべきことを明確にしている^{*53}。

イ) 補充性（他の手段によって満足のいく損害回復ができないこと）

さらに、その侵害による不利益が、**他の手段によっては満足のいく形で回復されないことが必要である**^{*54}。この点は、総合的に評価される。例えば、すでに差止命令を得ていることが金銭補償請求権の要否に影響を及ぼし、場合によってはこれを否定する要素となり得る。もっとも、重大なプライバシー侵害の場合には、一度、情報が出た以上、その損害の回復を図るには、差止めでは十分と言えず、金銭補償による他ないことが多い。

c) BGHにより金銭補償が否定された事例

^{*44} BVerfG, Beschl. v. 2.4.2017, NJW-RR 2017, 879 Rn 10, 12.

^{*45} BT-Drucks 14/7752, 24 f., 55; さらに Ahrens/Spickhoff, § 45 Rn 47 を参照。

^{*46} BGH, Urt.v. 22.2.2022, NJW 2022, 1751 Rn 44 等。

^{*47} BGH, Urt. v. 24.5.2016 –, VersR 2016, 1001（当事者間での SNS での侮辱）、BGH, Urt. v. 5.10.2004, BGHZ 160, 298（未成年者の私生活領域の盗撮写真、反復的掲載、拡散性）。

^{*48} BGH, Urt. v. 15.11.1994 –, BGHZ 128, 1 – Caroline I, 「不当かつ卑劣な動機」【別表 I -9】。

^{*49} BGH, Urt.v. 22.2.2022, NJW 2022, 1751 Rn 44 f.[詐欺の疑惑報道における取材配慮・弁明機会の実効性を総合衡量]、BGH 12.3.2024, BGHZ 240, 45, Rn 70[違法なビデオ監視]を参照。

^{*50} BVerfG, Beschl. v. 4.3.2004, NJW 2004, 2371.

^{*51} このような BVerfG の決定を十分に吟味した上で、AG Bremen 29.3.2012 - 9 C 306/11【I -114】は、先に自ら相手方を激しく侮辱し、中指を立てる等、強く挑発した原告女性に対し、売女や娼婦といった罵倒がなされたことについて 100 ユーロとした。また同様の論理から金銭補償を否定したものとして、LG Heilbronn 22.3.2023 - Ko 8 O 85/22 がある。

^{*52} EGMR・Roth v. Germany (2020) は、受刑者に対する無差別・反復的な全裸身体検査は EMRK 3 条（品位を傷つける取扱いの禁止）に違反すると判断したうえで、国内裁判所が（有責性がないとして）非財産的損害に対する金銭賠償を否定したことにつき、EMRK 13 条（有効な救済）違反を認めた（EGMR 22.10.2020 Nr. 6780/18, 30776/18, NJW 2022, 35 Rn 70 ff.）。

^{*53} BVerfG, Beschl. v. 19.5.2023, NJW 2023, 2632.

^{*54} BGH, Urt.v.22.2.2022, NJW 2022, 1751 Rn 44[詐欺疑惑]; BGH, Urt.v.24.5.2016, VersR 2016, 1001 Rn 9.

○マジョルカ島(スペイン)のビーチで著名なサッカー選手の隣にたまたまビキニ姿で写り込んだ女性の写真を、特定可能な形で日刊紙に掲載した事例^{*55}。

○元教師の著書で、特定の児童を特定可能な形で「飛び級したがりの子」と呼んでエピソードを著述した事例で、差止めや懲戒手続が行われていた事例^{*56}。

○当事者間のショートメッセージにおいて激しい侮辱があった事例で、公衆への広がりがなく、すでに差し止めされていた事例^{*57}。

○相手が癌であることを喜ぶような手紙を送ってきた者に対して、「クソ野郎」と呼んだ事例^{*58}。

○メディアでの「疑惑報道」の適法性を、公共性・最低限の事実基盤・表現方法・実質的な弁明機会の付与等を総合考慮の上、否定した事例^{*59}。

d) 慰謝料と非財産的損害賠償の金銭補償との相違——機能と算定方針

ア) BGB 253 条の慰謝料の二重の機能——填補と満足

一般的人格権侵害に対する金銭補償と BGB 253 条のもとで認められる慰謝料とは、理論上、区別される。

確立した判例によれば、BGB 253 条の慰謝料は、被害者の被った非財産的損害を填補する機能と、侵害に対して一定の満足を与える機能という二重の機能を有する^{*60}。慰謝料は、被害者の非財産的損害に対して相当な填補を与えることを目的とし、この点で、財産的損害に対する完全賠償原則と同様の考え方に立つ。填補機能において、慰謝料は、他の方法では補うことのできない非財産的不利益を補償する役割を果たす。例えば、身体的・精神的苦痛、不安、外観の変化(醜状)、さらには職業上又は婚姻に関する機会の減少等である。

満足機能とは、侵害に対する応答として被害者に金銭を与えるものであり、その目的は単なる損害の填補にとどまらず、侵害の不当性を社会的に確認し、同様の侵害の抑止にも資する点にある。満足機能は私人による制裁や損害賠償法の再刑罰化を意味するものではない。しかし、権利の重大な侵害から生じる否定的な感情を鎮めることは意図されている。このように満足には、制裁に近い性格があることから、満足機能が認められるためには、加害者の行為が単に違法というだけではなく、特に非難可能であることが必要であるとされる。つまり、故意又は当該行為者に具体的に非難可能な過失である^{*61}。

したがって、その金額は画一的に定まるものではない。傷害の内容、程度やその継続期間といった被害状況を基礎としつつも、加害者の有責性の程度や当事者双方の経済関係その他一切の事情を総合考慮し、衡平に個別的に算定される^{*62}。填補機能と満足機能は、区別されることなく一つの慰謝料として算定される^{*63}。さらに、具体的な算定においては、例えば、当事者間の人的関係(家族関係や友誼関係)や事故発生の経緯(いわゆる好意同乗等)が減額要素として考慮される一方、医療過誤における重大な過失は増額要素となり得る^{*64}。ここでの慰謝料請求権は、無制限に譲渡可能であり、当然に相続される(生前に請求の意思を表明する必要はない)^{*65}。

本条で用いられている「衡平な(*billig*)」とは、法学上、独自の、固有の意味内容を有するとされる。BGHによれば、「衡平とは、一般法規が、その一般性ゆえに個別事案に直ちには妥当し得ないという問題を解決す

^{*55} BGH, Urt.v.21.4.2015, VersR 2014, 898 Rn 32 ff.

^{*56} BGH, Urt.v.15.9.2015, BGHZ 206, 347 Rn 37 ff.

^{*57} BGH, Urt.v.24.5.2016, VersR 2016, 1001 Rn 9 ff.

^{*58} BGH, Urt.v.14.11.2017 - VI ZR 534/15, NJOZ 2018, 194, juris Rn 18 ff. 差止請求も棄却(再発リスクなし)。

^{*59} BGH, Urt. v.22.2.2022, NJW 2022, 1751 Rn 45 ff.

^{*60} BGH, Urt. v. 6.7.1955 - GSZ 1/55, BGHZ 18, 149 -Soraya-Vorläufer.

^{*61} Ahrens/Spickhoff, §45 Rn.12 - 14.

^{*62} BGH, Beschl.v.16.9.2016, BGHZ 212, 48.

^{*63} BGH, Urt.v.29.11.1994, BGHZ 128, 117, 121.

^{*64} BGH, Urt.v. 8.2.2022, NJW 2022, 1443.

^{*65} Ahrens/Spickhoff, §45 Rn.51.

るための手段であり、抽象的・一般的な法規範と個別事案の特殊性との緊張関係を解消し、個別事案における正義を実現する機能を有する」と説明されている^{*66}。また、そのような観点から、慰謝料には財産的損害の賠償を代替する機能（補完機能）も認められている^{*67}。

イ）重大な人格権侵害による非財産的損害に対する金銭賠償——満足と抑止

上記の慰謝料とは異なり、原則として、ここでは、非金銭的な救済（差止めの誓約を含む）が優先される。これらの手段によってもなお回復することのできない損害（非財産的損害）に対して金銭補償が認められる。

確立した判例によれば、重大な人格権侵害に対する金銭賠償の算定にあたっては、上記の慰謝料とは異なり、むしろ「満足」という観点がより前面に立ち^{*68}、併せて、この救済は、将来の侵害抑止、つまり予防の役割も担う。とりわけ、加害者が部数増加や売上増加等の商業的利益を獲得する目的で人格権侵害を利用した場合には、その利益追求の側面を金額算定に反映すべきことが示されている^{*69}。したがって、利益獲得型の侵害では抑止効果が賠償額に具現化されるべきであり、その結果、賠償額は著しく増額されることになる^{*70}。

BGH は、その後も、ここでの金銭賠償は刑事的な制裁（懲罰）ではないと明言した上で、金銭評価の要素として、被害者の満足、抑止、侵害の強度を示し、加害者が商業的な利益追求のために人格権侵害を利用した事案で「真の抑止効果」を金額算定に織り込む実務を確認している^{*71}。

したがって、いわゆる慰謝料とここでの金銭補償との機能上の違い（例えば、人格を侵害する報道行為に対する予防目的）を無視したまま両者の認容額を相互に比較することは許されない^{*72}。また、ここでの金銭補償は、満足に主眼があることから、BGH は、死者自身の人格権侵害による金銭補償請求は否定している（死亡後に満足を与えることは不可能なため）^{*73}。たとえ生前に提起された人格権訴訟であっても、当該金銭補償請求権が確定する前に死亡した場合には、本人の人格権侵害による金銭補償請求権

^{*66} BGH, Beschl.v.16.9.2016, BGHZ 212, 48.

^{*67} Ahrens/Spickhoff, §45 Rn.16.

^{*68} 近時の判例として、BGH, Teilurt.v.29.11.2021, BGHZ 232, 68, Rn. 10 - Kohl-Protokolle II ; BGH, Urt.v. 29.4.2014, BGHZ 201, 45, Rn. 18 等を参照。Ahrens/Spickhoff, §45 Rn.15.

^{*69} 一般的人格権侵害による非財産的損害の金銭賠償を憲法上承認したソラヤ判決（BVerfG 14.2.1973, BVerfGE 34, 269）を踏まえ、1994 年に BGH は、当該賠償の機能として被害者の満足と将来の抑止を明示し、これを算定要素として組み入れるとともに、虚偽の扇情的な見出しに対しては表紙上での撤回を命じ得ることを示した（BGHZ 128, 1 - Caroline I）。

^{*70} 利益獲得目的の虚偽報道に対して抑止効果を確保するという観点から賠償額を相応に引き上げることを明確にした（BGH, Urt.v. 5.12.1995, NJW 1996, 984 – Caroline II）。

^{*71} BGH, Urt.v.5.10.2004, BGHZ 160, 298, NJW 2005, 215：本判決により、カロリーヌ公女の当時乳幼児であった娘の写真を無断掲載した週刊誌報道に対し、15 万 DM（≒約 77,000 ユーロ）を認容した下級審判決が確定した。なお、これらの私法上の救済は、Caroline II 判決が示した写真報道における私生活保護と報道の自由との衡量枠組み——公人でも日常・私生活の文脈では保護が及び、子ども同伴写真は基本法 6 条で保護を強化する——を前提に展開されている。

^{*72} そのように考えなければ、裁判実務が人身損害を軽視し、センセーショナルな報道の被害者を優遇している、といった誤った評価を導くおそれがあることが指摘される（Ahrens/Spickhoff, §45 Rn.48）。

^{*73} BGH, Urtl.v. 6.12.2005, BGHZ 165, 203, 207 - Spiegel TV:erschlagene Mutter。殺害された母親の遺体がテレビ番組で放映されたため遺族（息子）が金銭補償を求めたが、その主たる機能は被害者本人の満足にあるとして否定。

は相続されない^{*74}。ただし、遺族自身に固有の人格権侵害が認められる余地はある^{*75}。また、著名人の死後における商業的搾取は、財産的構成要素に対する侵害として相続可能であるのに対し^{*76}、ここで問題となる非財産的損害に対する金銭補償は、その満足機能と一身専属性に照らし、譲渡・相続は禁止される^{*77}。

他方で、インターネットの利用が拡大する中で、BGHは、インターネット上の発信による一般的人格権侵害に基づく金銭補償は、印刷媒体（プリントメディア）の記事による賠償よりも一般的に高くも、低くも算定されるべきではないことを明らかにしている^{*78}。

なお、人格権侵害に伴う経済的損失（顧客や発注の喪失など）は、財産的損害として賠償請求の対象となる^{*79}。また、人格権侵害行為によって被害者の健康被害（医学的診断基準を満たす精神障害を含む）が引き起こされた場合には、その事実は、人格権侵害にかかる金銭賠償を増額させる一要素としてではなく、別途、健康侵害による慰謝料請求（BGB 253 条）の対象としうる^{*80}。

2. 人格権の保護と表現（言論・報道・放送・芸術）の自由との衡量及びその限界

（1）比較衡量——人格権の保護と表現の自由

人格権は、その射程が絶対的に確定していない（枠組み的な権利と言われる）。すなわち、抽象的には広い保護領域を持つが、その具体的保護範囲は、他の法益や基本権との衡量によって初めて（相関的に）確定する。

近時、BGHは、報道との関係において「決定的なのは、とりわけ、メディアが当該の具体的な事案において、公の利益に属する事項を、真摯かつ事実関連的に論じ、これによって公衆の情報関心を満たし、世論形成に寄与しているのか、それとも——時事的出来事との関連を欠いたまま——単に読者の好奇心を満たしているにすぎないのか、である」という^{*81}。この基準は、私生活の保護（欧州人権条約 EMRK 8 条）と表現の自由（EMRK 10 条）との衡量につき、たとえその人物が著名であっても、人格の発展のための私生活の保護は原則的意義を有するのであって、家族という親密領域の保障に限られないことを指摘した 2004 年の欧州人権裁判所の判決^{*82}を取り込んだものであり、その後も、同様の判例が積み重ねられているとされる^{*83}。

^{*74} BGH, Teilurteil v. 29.11.2021, BGHZ 232, 68 - Kohl-Protokolle II.連邦憲法裁判所も、一般的人格権侵害による金銭補償請求は死亡とともに終了することを明確にした（BVerfG, Beschl. v. 24.10.2022, NJW 2023, 755 - Kohl-Protokolle I; NJW 2023, 757 - Kohlprotokolle II）。

^{*75} 私生活領域の保護には、近親者が平穏かつ尊厳をもって喪に服する権利を含む（BGH, Urteil v. 6.12.2005, BGHZ 165, 203, 207 - Spiegel TV: erschlagene Mutter）。

^{*76} BGH, Urteil v. 1.12.1999, BGHZ 143, 214 - Marlene Dietrich.

^{*77} BGH, Urteil v. 6.12.2005, BGHZ 165, 203, 207.

^{*78} BGH, Urteil v. 17.12.2013, NJW 2014, 6.

^{*79} BGH, Urteil v. 22.2.2022, NJW 2022, 664 Rn 49.

^{*80} BGH, Urteil v. 12.3.2024, BGHZ 240, 45 Rn 72.

^{*81} BGH, Urteil v. 22.11.2011, NJW 2012, 763 - INKA-Story.

^{*82} 私生活の保護と表現の自由との衡量において、「民主主義社会における議論に寄与する事項（議論の余地のあるものも含む）に関する報道」と「もっぱら個人の私生活の細部に関する報道」とは区別すべきである。政治家など公的役割を担う者についてはメディアの監視機能（watchdog 機能）が期待されるが、公的人物であっても、私生活上の事柄について公衆の知る利益が認められるのは例外的な場合に限られる。そのため、モナコ王女に関する本件報道のように、公的議論との関連を欠く場合には、表現の自由に基づく保護は限定される（EGMR, Urteil v. 24.6.2004, NJW 2004, 2647 – Caroline von Hannover (Caroline III)）。なお、公爵の病氣報道について、現代史上の出来事として、記事に十分な情報価値を認めた判断として、EGMR NJW 2012, 1053 がある。

^{*83} ヴルフ元大統領の買い物写真（BGH, Urteil v. 6.2.2018, BeckRS 2018, 1728. 差止不可）、シューマッハ氏の娘の大会サイド写真（OLG Frankfurt a.M., Urteil v. 22.2.2018, NJW-RR 2018, 1003. 差止可）、マデレーヌ王女の母子写真（BGH, Urteil v. 29.5.2018, NJW-RR 2018, 1063. 写真は差止可）等において、公衆の関心は大統領の退任によっては終了しないこと、スポーツ選手の写真はその報道と関連しない場合には違法であること、写真は文章より侵害性が高

（２）ドイツにおける多層的規範構造——基本法・EU 基本権憲章・欧州人権条約

個人の名誉やプライバシーが、言語・画像・報道などの表現行為によって侵害される場面では、被害者（表現の受け手側）に保障される、**ドイツ基本法** 1 条 1 項〔人間の尊厳〕と 2 条 1 項〔人格の自由な発展としての行動の自由〕とを基礎とする一般的人格権の具体的な保護範囲は、表現者側に保障される、基本法 5 条が規定する広義の「表現の自由」——すなわち 意見表明及び情報受領・伝達の自由（5 条 1 項 1 文）、報道・放送の自由（5 条 1 項 2 文）、学術・芸術の自由（5 条 3 項）——との比較衡量によって決定される。

特に個人の人格権とメディアによる報道の自由との衝突が問題となるところ、裁判所は、実質的な調和を図るべく、双方の基本権の実現可能性を最大限確保するように個別具体的な衡量を行ってきた。特に公共性の高い問題に関する報道では、ドイツの裁判所は伝統的に表現の自由の重みを強く評価する傾向があるとされる^{*84}。

これに対して、**欧州人権条約（EMRK）**では、8 条〔私生活及び家族生活の尊重〕と 10 条〔表現の自由〕とは対等な関係におかれている。後者に優先権が与えられているわけではない。ドイツでも、欧州人権条約（EMRK）は、国際法上は締約国として拘束力を有し、欧州人権裁判所（EGMR）の判決に従う履行義務を国家として負う（EMRK 46 条）。しかし、その国内法上の位置づけについては、連邦法としての地位を有するにとどまり（GG 59 条 2 項）、憲法たる基本法と同位の効力を持つものではない。その結果、ドイツ国内の憲法秩序においては、基本法が常に最終的な判断基準であって、最終的な憲法的判断権限は連邦憲法裁判所（BVerfG）に帰属する。EGMR の判決は、ドイツ国家に国際法上の義務を生じさせるものの、国内裁判所を直接法的に拘束する効力は有しない。もっとも、BVerfG は、Görgülü 決定（BVerfGE 111, 307）において、EGMR 判決が国内裁判所を形式的・直接的に拘束するものではないことを明確にしつつも、同時に、国内裁判所はこれを単に無視することは許されず、EGMR 判決及びそこに示された人権条約の解釈基準を「考慮する義務」を負うと判示した^{*85}。すなわち、国内裁判所は、EMRK 及び EGMR の判例を、基本法解釈における重要な指針として常に参照し、これを踏まえた上で判断を行い、その採用または不採用については十分な理由づけを示すことが要求される。他方で、この考慮義務は、基本法の規範的優位を否定するものではなく、基本法解釈の最終的な決定権限は、あくまで BVerfG に留保されている。

他方で、EU 法が直接に適用される法領域では、**EU 基本権憲章（GRCh）** 7 条〔私生活及び家族生活の尊重〕、8 条〔個人情報の保護〕と 11 条〔表現の自由〕等々が EU 法の解釈基準として参照され（GRCh 51 条 1 項）、最終判断権は欧州司法裁判所（EuGH）がもつ（EU 条約 19 条〔EU 司法裁判所〕、EU 機能条約 267 条〔先決裁定手続〕）。そこで、どの基本権体系が適用されるかは EU 法の「平準化のレベル」、すなわち完全平準化か達成されている法領域かどうかによる。

メディア報道（新聞やテレビ）については、GDPR 85 条 2 項（メディア特例）が、GDPR の適用除外・特例を加盟国が定めることを認め、加盟国の裁量を広く残している。したがって、報道による人格権侵害は EU 法の完全平準化の領域には該当せず、基本法に基づく国内憲法問題として処理されるため、その最終判断権はドイツ連邦憲法裁判所にある。欧州司法裁判所（EuGH）の判例は、この領域では直接の拘束力を持たない（EU 法の適用領域にないため）。

これに対して、検索エンジン（Google 等）における検索結果の表示・削除や個人データのインデックス化については GDPR により完全平準化が図られた。したがって、その解釈に際しては EU 基本権憲章が基本権審査基準として用いられ、欧州司法裁判所（EuGH）の判例が、ドイツを含む加盟国に対し拘束力をもつことになる（Google Spain 事件、Recht auf Vergessen II）。なお、検索エンジン事業者は、メディア企業とは異なり、表現の自由（GRCh 11 条）は主張できない。もっぱら同 16 条〔事業活動の自由〕によって保護される。もっとも、検索エンジン事業者自身の権利主張が 16 条に限定されるからといって、表現の自由の要素が衡量から完全に

いこと、さらには未成年及び家族の保護（基本法 6 条）という視点が示されている。なお、人気ロック歌手グレーネマイヤーの私生活写真を違法とした事例として、BGH, Urt.v.19.6.2007, NJW 2007, 3440 がある。

*84 例えば、BVerfG, Urt. v. 15.1.1958, BVerfGE 7, 198 - Lüth.

*85 BVerfG, Beschl. v. 14.10.2004, BVerfGE 111, 307 - Görgülü.

排除されるわけではない。すなわち、検索結果を受領する一般公衆の情報へのアクセスの利益（情報受領の自由）や、リンク元となるコンテンツ作成者の表現の自由は、当該事案における諸利益の比較衡量において、間接的に考慮される要素として一定の役割を果たしている。

（３）表現内容の確定と正当化

a) 事実の主張と価値判断との区別——両者の保護射程の相違

まず、行為者の表現内容が、事実の主張であるか、価値判断であるかの区別が重要である。価値判断は、原則として、表現の自由の下で許されるからである（ただし、後述するように、もっぱら人格攻撃を目的とした批判等、例外はある）。事実の主張は、それが表現の自由の前提となり、かつその限りで保護されるにすぎない。そのため、両者の区別は、連邦憲法裁判所の再審査の対象となる。

事実の主張は、客観的な検証が可能であり、証拠によってその真偽を証明できる。事実なのか、価値判断（意見・論評）なのか両者の区別は、全体の文脈から判断される。評価的要素と事実的要素が混在する場合には、価値判断とみなされる^{*86}。人格権等、衝突する権利法益との衡量に際しては、価値判断の基礎として主張される事実が正しいかが重要となる。それが虚偽の場合には、保護されない。また、意見でも、具体的事実を示唆すれば事実として扱われる^{*87}。

b) 意味内容の確定（解釈）と法的効果による相違

表現の内容は、解釈によって明らかにされる。判例によれば、確定されるべきは、偏見のない合理的な一般公衆の理解に基づく客観的な意味内容である。不自然な解釈は考慮されるべきではない。また、その文脈から切り離して孤立的に検討してはならない。全体の文脈から「行間に潜む」意味として導かれる場合もある。これは雑誌の表紙構成にも当てはまる。

複数の意味に解釈できる表現の場合、連邦憲法裁判所は法的効果に応じた区別を求めている。刑事責任か民事責任か、民事であっても、損害賠償・金銭補償や撤回を求めるのか、あるいは差止請求かで区別する。重大な制裁を課す場合には発信者に有利に解釈し、差止請求による防御の場合には発信者に明確にするよう求めることができる（その意味で、発信者に不利な解釈となる）。

なお、「Xはカロリーヌとベッドを共にしたのか？」といった、修辞疑問文（反語）や誘導的な疑問文であっても、一般の読者に特定の疑念や印象を与えるものであれば、事実の主張とみなされる^{*88}。したがって、その主張をする者が真実性の証明責任を負う。法的責任に関する疑惑報道の場合、当事者がすでに確定判決を受けている場合には、真実性の証明があったものとされる（ドイツ刑法 190 条のルールが民法に適用される）。

c) 真実性抗弁とその限界

正しい事実の主張は、たとえそれが当事者に不利益をもたらすものであったとしても、それが真実であるがゆえに、通常、許される。ただし、例外的に、個別事案において、私生活領域の侵害が問題となる。例えば、公共の関心事の対象となる人物の健康問題等である^{*89}。家族関係の事項は、原則として私生活領域に属するが、公益性や報道の必要性が認められれば、報道の違法性が否定される場合もある^{*90}。

事実の公表が、犯罪等、公共の関心事であっても、当事者の社会的排除や孤立を招く等、その情報を流布する利益と比較して余りに人格への損害が大きい場合にも違法となり得る^{*91}。ドキュメンタリーの

^{*86} BGH, Urt.v. 5.12.2006, NJW 2007, 686 - Terroristentochter.

^{*87} BGH, Urt.v. 28.7.2015, NJW 2016, 56.

^{*88} BGH, Urt.v. 9.12.2003, NJW 2004, 1034 - Fragestellung.

^{*89} BGH, Urt. v. 18.9.2012, BGHZ 194, 342: 周知の事実等として請求棄却。

^{*90} BGH, Urt.v.5.11.2013, NJW 2014, 768 Rn.20 - Adoptivtochter; BGH, Urt.v. 12.6.2018, NJW 2018, 3509 Rn.14 und 19 - Stiefbruder.

^{*91} BGH, Urt.v.18.12.2018, NJW 2019, 1881: 報道機関のアーカイブ公開の継続は適法として請求棄却。

放送が、釈放直前の原告の社会復帰を困難にするような場合には違法となる^{*92}。**犯罪被害者の身元**は、原則として匿名性が保護される。被害者が子どもである場合には、より一層の保護が求められる^{*93}。教育制度における誤りを論じる実用書の中で、容易に特定可能な子どもについて、その子の学業成績の不振を証拠事実として記録的に用いることも許されない^{*94}。**少年の軽微な非行報道**では、少年の匿名性利益が考慮されるが、常に情報提供の利益が否定されるわけではなく、個別具体的な衡量による。さらに、社会領域における言論(ブログでの意見表明)であっても、それが恐喝の手段として用いられる場合には違法となる^{*95}。

意図的な虚偽の主張はもちろん、虚偽であると証明された事実の主張は、意見形成に寄与しないことから保護されない。最終的に真偽不明となった場合、その事実を伝えることが「正当な利益」の認識によって正当化されるかどうかが問題となる。公共の重要な問題については、事前に十分かつ慎重な調査が尽くされている限り、虚偽の可能性がある主張についても公表・流布が許容される^{*96}。従前に異議なく報じられたプレスリリースであっても、真実性が疑問視されている場合には、それに依拠することは許されない。そのような事実を報道する場合には、争いのある事実又は真偽未確定の事実として提示しなければならない^{*97}。

d) 正当な利益の擁護（抗弁）

一般的人格権は絶対的な保護を受けず、相関的な利益であることから、現在の基本権との衡量に議論が移る以前にあっても、ドイツでは、刑法 193 条、民法 824 条 2 項(さらに営業権との関係では、不正競争防止法 4 条 2 項)の「正当な利益の擁護」要件のもとで、一定の否定的言動の違法性が阻却されてきた。ここから取材・調査義務が導かれ、根拠のない「憶測による」主張は認められないことになる。

取材・調査義務は、注意義務であり、擁護される利益の性質に応じて、その射程は異なる。メディアに課される注意義務は私人よりも厳格ではあるが、過度に要求されてはならない。通信社は、多数の情報を処理しているという事情があっても、特別に優遇されるわけではない。しかし、求められる取材・調査の程度は、その報道が速報性・緊急性のプレッシャーのもとに置かれているかどうかによって左右される。

以上のように、ここで問題となるのは、多くは、主にメディア(報道)によって担われる公共の利益である。しかし、ここで擁護される利益には、固有の利益も含まれる。例えば、訴訟における主張である。また、受け手側の利益が考慮されることもある。例えば、消費者取引等で、取引通念上一般的な方法で第三者について警告を発する場面がこれに該当する。

e) 犯罪嫌疑の報道

犯罪や行政違反について特定可能な報道が許されるかは、手続の進行状況に左右される。捜査段階から第一審判決までの報道を、嫌疑報道という。確定判決が出れば、事実の真実性が確定するが、嫌疑報道は、真実性がまだ確定していない事実の報道をいう。これ自体は適法である。ただし、推定無罪の原則を前提に、被疑者の一般的人格権と、公衆の情報を得る利益、さらには報道の自由との間で、特に慎重

*92 著名な事例として、レーバツハ兵士殺害事件がある。連邦憲法裁判所は、この事件を幫助した原告の釈放直前であったことから、原告の社会復帰を重視し、釈放直前の放送を差し止めた(BVerfG, Urt.v.5. 6.1973, NJW 1973, 1226 – Lebach I)。他方、事件から 25 年以上経過した後に新たに制作された番組の放送については、時間の経過や放送内容等を考慮して放送を許容した(BVerfG, Besch v. 25. 11 1999, NJW 2000, 1859 – Lebach II)。

*93 EGMR NJW 2013, 771 Rn. 51 und 53 - Kurier/Österreich.

*94 BGH NJW 2016, 789 Rn. 24 ff. - Leistungsfähigkeit eines Grundschulkindes.

*95 BGH NJW 2021, 3130 Rn. 24 - Aktienversenker. 原告法人を名指しして批判し、金を払えばブログ上での発信をやめる等と被告が提案していた事件。

*96 BVerfG, Beschl. v. 25.10.2005 - 1 BvR 1696/98 openJur Rn. 52. ->IM-Sekretär« Stolpe; BGHZ 132, 13.

*97 BVerfG, Beschl. v. 25.10.2005 - 1 BvR 1696/98 openJur Rn. 56.

な衡量が求められる^{*98}。BGH は、嫌疑報道の適法性について、①最低限の証拠事実による裏付け、②断定的表現の回避、③本人への事前照会（事前の弁明の機会の付与）、④公共の利益の存在を要件とする。違法性が肯定されても、金銭補償は重大かつ他の手段で償えない場合に限定される^{*99}。また、報道目的の場合には、GDPR 82 条は直接の請求根拠とならない（同 85 条 2 項）。

検察による捜査情報の提供についても、捜査に必要な限度に限られ、機微情報の露出や有罪断定的な発表は違法となり得る^{*100}。

（４）表現の自由のもとで保護されない表現

a) 人格攻撃的批判・形式侮辱・人間の尊厳侵害

たとえ価値判断（意見・論評）の形式をとっていたとしても、議論の実質を欠いた単なる人格攻撃とも言える人格攻撃的批判（*Schmähkritik*）、形式侮辱（*Formalbeleidigung*）、人間の尊厳の侵害に該当する場合には許容されない。これらの場合には、例外的に、人格権保護と表現の自由との衡量は不要とされる。

「人格攻撃的批判（中傷的批判とも訳される）」とは、問題の核心についての議論ではなく、過度に攻撃的または挑発的な批判を超えて、個人への中傷が前面に出る表現をいう。また、形式侮辱とは、単に事案と無関係であるだけではなく、「文脈を超えて社会的に絶対に許容されない、タブー視される言辞の使用」が決定的とされる。侮蔑的な汚言・罵詈雑言等がこれにあたる。

表現の自由との衡量が排除されるという重大な効果を伴うことから、誹謗中傷が「人格攻撃的批判」に該当する、との判断には慎重さが求められ、単なる過剰な批判や粗野な批判というだけでは不十分とされる。このような人格攻撃的批判の認定は、公共の関心事をめぐる言論では極めて慎重に行われる。実際、連邦憲法裁判所は、わずかも事柄への関連があれば人格攻撃的批判とはみない傾向にあるとされる。その最たる例として、刑事弁護人が担当検事に対して「成り上がり」「イカれた」「精神異常」等と呼んだ事件でも否定されている。単に、過剰・不相応・独特に粗野な批判は人格攻撃的批判とはされない。根拠のない人格攻撃が前面に立つ場合に限定される^{*101}。しかし、この点については、社会的な感覚からずれているとの批判もある。

【参考裁判例】人格攻撃的批判に該当しないと、差止めも含めて否定された裁判例^{*102}

●ニュースキャスターの私生活（OLG Hamburg, Urt. v.21.3.2017-7 U 48/16）

原告（有名なニュース・キャスター）について、被告（大手出版社）が雑誌記事で、「テレビ界の堅物」の「奇怪な二重生活」と報じた事件で、高裁は、この表現は、メディアの主観的評価（意見）であって、かつ原告が妻と愛人と共に一つ屋根の下で暮らしているという背景に照らせば、全くの事実無根ではないため、当該意見は人格攻撃的批判にあらず表現の自由のもと保護されると判断した。

●サッカー協会への侮辱発言（LG Düsseldorf, Urt. v.19.04.2016 - 6 O 226/15 / NJOZ 2016, 1735）

カタールへのサッカーW杯招致を巡り、元ドイツサッカー連盟の会長（被告）が、ラジオ番組でカター

^{*98} 先行判例として、BVerfG は、真実性・取材慎重性と利益衡量の基本線を示し（BVerfG 26.8.2003, NJW 2004, 589 - Haarfarbe）、2010 年にも軽微事案では報道利益が優先することを確認している（BVerfG 9.3.2010, NJW-RR 2010, 1195 - Insiderquelle）。EGMR は、犯罪報道の公共性、著名性や情報源の信頼性等の衡量要素を提示し（EGMR. Urt.v.7.2.2012, NJW 2012, 1058 - Axel Springer AG v. Germany）、国内基準の支柱となっている。

^{*99} 近年の適用例として、BGH, Urt.v. 22.2.2022, NJW 2022, 1751（金銭補償は否定）。

^{*100} BGH, Urt.v. 19.3.2013, NJW 2013, 1681 - Kachelmann.

^{*101} BVerfG, Beschl.v.19.5.2020, NJW 2020, 2622 -Beleidigung von Justizpersonen.

^{*102} 刑事事件ではあるが、連邦憲法裁判所は、右派系集会の主催者（申立人）が、カウンターデモで自分たちを「茶色の部隊（ナチス）」や「右翼過激派のバカ」等と罵倒・妨害してきた緑の党の議員に対し「SA（ナチス突撃部隊）の群れの最高ガウ指導者」と言い返し、下級審で侮辱罪の有罪判決を受けた事案において、申立人の言論には、当該議員の「積極的な集会妨害や罵倒行為」という具体的な行動に対するコメント（対抗言論）という客観的文脈が存在すると指摘し、人格攻撃的批判には該当しないと原判決を取り消し、審理を差し戻している（BVerfG, Beschl. v. 8.2.2017, NJW 2017, 1460 - Obergaulleiter der SA-Horden）。

ル・サッカー協会（原告）を「世界サッカー界の癌」と呼んだことに対し、同協会が表現の差止め等を求めて提訴した。判決は、本件のような事案の刑事的評価と民事的評価を区別し、対象を「癌」と呼ぶことはドイツ刑法 185 条の侮辱罪に該当し得るものの、民事上の差止めは認められないと判断した。被告の発言は、W杯招致や招致決定プロセスに関する公的な議論において、正当な利益を擁護する目的で行われたものであり、表現の自由のもとで保護されるところとした。判決では、公共の不正を批判する者は、自らの立場を明確にするために必ずしも最も穏当な手段に限定されるものではないとされた。公的な団体・組織に対する社会的・政治的批評においては、過激な比喻表現であっても表現の自由が広範に認められることを示した。

他方で、近時、連邦憲法裁判所は、表現の自由を考慮する余地のない人格攻撃的批判は狭く解するとの立場に変更はないものの、（女性）政治家に対する苛烈な誹謗中傷が問題となったキューナスト事件（後述）において、人格攻撃的批判に至らずとも、（表現の自由との衡量のもとにおかれる）刑法上の侮辱に該当することがありうるとの判断を示すに至っている。この結論は、概ね妥当なものと評価されている。

■近時の著名事件①：キューナスト事件——公的活動者に対するヘイトスピーチと人格権保護、デジタルプラットフォームの責任

1. 事件の発端

1986 年、ベルリン州議会にて、緑の党の議員が家庭内暴力について演説していたところ、CDU 議員が、緑の党による NRW 州での「児童への性的行為の処罰規定緩和決議」への見解を質した。その際、レナーテ・キューナスト（連邦議会議員・緑の党）が、すかさず「暴力が介在しないのであれば！」と（その決議を支持する趣旨で）の発言を行った。2016 年になり、後述の人格権侵害訴訟の被告となる右翼過激派組織の元関係者は、この発言を意図的に歪曲し、「暴力がなければ児童との性行為も容認する」との虚偽の発言内容を付加した上で、原告がそのような見解を有するかのように示す投稿をインターネット上で流布した。

2. キューナストによる人格権侵害訴訟

（1）フランクフルト地裁（メディア部門）は、これを意図的な誤引用であるとみなし、発信者の（詳細な調査を要求しない）素人特権を否定し、重大な人格権侵害として 10,000 ユーロの金銭補償を認めた（LG Frankfurt a.M. GRUR-RS 2020,1785）。判決では、増額要因として、警告を受けた後、本訴提起後も Facebook で繰り返し、相応の広告によって拡散し、さらに 28,500 人がその投稿に反応したといった被告の事後対応を挙げている。この判決は、高裁で確定した（OLG Frankfurt a.M. GRUR-RS 2020,9831）。

（2）その後、被告が Facebook に投稿したことから、原告に対して凄まじい炎上が発生した。その中で、原告には、性的な蔑称、汚物や不潔な動物等になぞらえる等、様々な人格を否定する表現を用いた強い侮辱や苛烈なヘイトスピーチが浴びせられることとなった。

3. 発信者開示請求と憲法判断

（1）そこで、キューナストはベルリン地裁に発信者情報開示を求めて提訴した。地裁は、問題となった表現について、受忍限度の限界線上にあるものとして、刑法上の侮辱には当たらないとした。高裁も、一部の表現について極めて強い侮辱性を認めるにとどまった^{*103}。

（2）以上に対し、連邦憲法裁判所は、政治家を含む国家や社会に積極的に関与する者に対して、そ

^{*103} Slizyk, Schmerzensgeld, Rn. 189 は、この判断を、ドイツ女性法律家協会会長のマリア・ヴェルシッヒが的確にコメントした通り、ここで挙げられた言語的暴行の例は「暴力以外の何物でもない」として批判する。

の参画意欲を維持するにはその者の人格権の実効的保護が不可欠であることを指摘した。その上で、「侮辱」を、例外的に比較衡量を要しない「人格攻撃的批判」と同列に扱うことは、公的関与者の人格権保護と相容れないとした。その結果、原決定は、個別具体的状況に応じた人格権と表現の自由との比較衡量を欠き、申立人の人格権を侵害するものとして取り消された(BVerfG, Beschl. v. 19.12.2021 – 1 BvR 1073/20, NJW 2022, 680)。さらに、比較衡量に際しては、公職者や政治家の人格権を実効的に保護することは公共の利益にも適うという点も考慮すべきこと、政治家は公的な意見闘争における攻撃は受忍すべきという単純な指摘は、必要な衡量を代替することはできない、と指摘した。

(3) この決定を受けて、ベルリン高裁は、22 件全ての Facebook ユーザーデータの開示を認めた(KG Berlin, Beschl. v. 31.10.2022 – 10 W 13/20)。開示の前提となる侮辱性は、人格攻撃的批判に限定されないことを確認し、権力批判や公的議論の文脈、さらには申立人自身の過去の発言がきっかけであったとしても、公職者や政治家に対する人格にまで踏み込むあらゆる罵倒が許されるわけではないことを強調した。

4. プラットフォーム事業者の責任

その後、キューナストは、Facebook 運営会社 Meta に対して、虚偽の引用を付した投稿や、いわゆるミームの削除を求め提訴した。2024 年、フランクフルト高裁は、ソーシャルメディア・プラットフォームが意味内容及び核心において同一の違法な投稿全体について責任を負うことを認め、被告に対し、元の投稿及びそれに関連する全ての投稿の削除を命じた(OLG Frankfurt a.M., Urt.v.25.1.2024, GRUR-RS 2024, 588)。

【参考判例】近時の SNS 上での人格攻撃的批判とその効果

①対女性環境活動家

Facebook 上での原告女性の写真に、被告が性的欲望を示すコメントを付けた事案につき、裁判所は、当該表現により、原告は公然と単なる性的欲望の対象として描写されており、もはや実質的な議論との関連を欠く原告個人への人格攻撃的批判であるとして、衡量を要せず違法と判断した。仮に人格攻撃的批判に該当せずとも、被告の表現の自由は原告の一般的人格権に優越しない、表現の契機が何であれ正当化できない等として、6,000 ユーロを認めた(LG Frankfurt/Main, Urt.v.2.12.2021【別表 I -61】)。

②対裁判官

弁護士(被告)が、裁判官(原告)に対して、準備書面及び SNS において、原告の職務怠慢、職場での性的行動、汚職等を指摘した。地裁は、問題となった被告の表現は、人格攻撃的批判にあたるとして、5,000 ユーロの金銭補償を認めた(LG Cottbus, Urt. v. 23.1.2019【別表 I -69】)。しかし、高裁は、被告の表現は過剰な批判ではあるが、原告の職務執行に対する批判の域を出ず、意見表明として保護されるとして、金銭補償を取り消した(OLG Brandenburg, Urt.v. 20.10.2019 -1 U 15/19)。もっとも、この判断には、本判決後の 2021 年連邦憲法裁判所決定(BVerfG NJW 2022, 680 [キューナスト事件])との整合性をめぐり批判がある^{*104}。

^{*104} Slizyk, Schmerzensgeld, Rn. 189 は、この高裁判断を批判する。第 1 に、被告の発言が「もっぱら原告の職業的活動に関するものである」という高等裁判所の想定自体が、原告の性的生活に触れている以上、誤りであるという。被告が Facebook 及び準備書面を通じて公表したこの主張は、明白に、またいかなる異なる解釈の余地もなく、原告の性的生活、ひいては私生活に関するものであった、と指摘する。第 2 に、本件訴訟において争いのない被告の発言は、もはや実質的な議論ではなく、明らかに原告個人の貶めと誹謗が前面に出ており、——論争的で先鋭化された批判を超えて——原告を貶め、いわば「さらし者」にすることを主たる目的としていた点を挙げる。したがって、そのような表現は人格攻撃といえ、もはや表現の自由によってカバーされる意見表明とは評価されないこと、また連邦憲法裁判所の 2021 年 12 月 19 日決定において、権力批判という観点や、公的な討論の枠組みにおける自らの発言という誘因があったとしても、「公職者や政

③対政治家

政治家（原告）が、SNS上で、あるコメディアンを無知、バカ等と侮辱的に揶揄したところ、そのコメント欄にて「脳みそ空っぽのバカ一丁」と侮辱され金銭補償を求めた。地裁は、「攻撃する者は反撃も受け入れなければならない」、被告は原告の言葉を言い換えただけに過ぎない等として請求を棄却した（LG Heilbronn, Urt. v.22.3.2023 – Ko 8 O 85/22）。これに対し、高裁は、被告の表現は、実質的な議論との関連を欠き、もっぱら原告個人を根拠なく貶める人格攻撃批判に当たるとし差止めを命じた。とりわけ「一丁」という表現によって人間を「物」呼ばわりすることは、その者の人間の尊厳を全面的に否定する表現にあたると評価した。金銭補償については、その補充性に照らし、差止命令とそれに付随する強制執行の可能性で足りるとして、これを否定した（OLG Stuttgart, Urt. v.29.11.2023 – 4 U 58/23）。

■近時の著名事件②：「korrupt」事件——公益的観点からの表現の自由の保護（権力批判の自由）

他方で、2024年に連邦憲法裁判所は、気候活動家Xの異議申立てに関連し、公共的議論の保護の観点からも議論を展開している^{*105}。この事件では、権力者に対する「腐敗/汚職（korrupt）」といった表現が、事実の主張か、[表現の自由のもとにある]意見表明なのか、あるいは[全く保護の余地のない]人格攻撃的批判なのか、問題となった。結論的に、憲法裁判所は、これを具体的な汚職事実を摘示するものではなく、公権力行使の正当性を厳しく批判する評価的意見である可能性が高いと見て、これを事実の主張であることを前提に行われた下級審判決を破棄した。

[事実] 2022年10月、気候活動家X（申立人）は、バイエルン州の保護林の一部伐採を伴う製鉄所拡張を巡る抗議行動に参加し、その中で、当時の政府長官と製鉄所オーナーとの長年のスポンサー関係を指摘し、**ウェブサイトのプレスリリースの中で**、これを「腐敗/汚職」等と批判した結果、アウクスブルク区裁判所及び地方裁判所において、公人に対する名誉毀損などの罪で少年鑑別所送致の判決を受けた。そこでXは、本判決は違憲として異議申立てをした。

連邦憲法裁判所は、当該有罪判決による申立人Xの表現の自由（基本法5条1項1文）の侵害を認め、判決を破棄差戻した。「腐敗/汚職」という表現を安易に事実の主張とみなして、十分にその文脈を踏まえることなく、その解釈過程における表現の多義性を排除しないまま有罪に結びつけたためである。「表現の自由の保護は、まさに権力批判の特別な保護の必要性から生じたものであり、その意義は現在も変わらない」と述べ、さらに次のように強調した。

「言論犯罪が問題となる場合、基本法5条1項1文は、一方では発言者の表現の自由、他方では保護されるべき法益が被る恐れのある侵害の重みを量ることを要求する。その基本権が私的な争いの目的で行使されるのではなく、発言者が第一に公的な意見形成に寄与しようとする場合、その発言が第三者の権利範囲に及ぼす影響は不可避免的な結果ではあるが、発言の本来の目的ではない。その発言が私生活領域において自己の利益を追求するために直接その法益に向けられたものではなく、公衆に本質的に関わる問いへの寄与である場合には、当該法益の保護はそれに応じて後退する。」

「言論犯罪において特定の憲法違反が認められるのは、発言の意味が正しく捉えられていない場合にもあり得る。発言の解釈に関する憲法上の要求には、文脈を含めて解釈すること、及び客観的に持ち得ない意味を付与しないことが含まれる。多義的な発言については、有罪判決に繋がる意味を基礎とする前に、他の可能な解釈を説得力のある理由で排除しなければならない。発言の解釈において決定的なのは、発言者の主観的な意図でも、対象者の主観的な理解でもなく、偏見のない合理的な平均的公衆の理解に従った意味である。」

b) 芸術の自由の限界

ア) 風刺

芸術に含まれる風刺は——基本法5条3項ないし5条1項を根拠に——、表現形式についてとりわけ政治家に対する、人格にまで踏み込むあらゆる罵倒^{*}が許されるわけではないことが明言された点を挙げる。

^{*105} BVerfG, Beschl.v.4.4.2024, NStZ 2024, 168.

い自由が認められる。なぜなら、誇張、歪曲、異化こそが風刺の本質だからである^{*106}。もっとも、単に風刺の形式をとっているというだけでは、基本法 5 条 3 項の保護が及ぶわけではない。すべての風刺が「芸術」とは言えないからである^{*107}。風刺もまた、意見表明の場合と同様に、それが人格攻撃的批判に至る場合や、人間の尊厳を害する場合には、違法となる^{*108}。

こうした風刺の保護範囲とその限界について、ハンブルク高裁は、後述のベーマーマン事件 (OLG Hamburg, Urt.v.15.5.2018 – 7 U 34/17) において、次のように述べている。

「風刺は、基本法 5 条 3 項の意味での芸術であり得るが、必ずしもそうであるとは限らない。風刺的な発言が同項の意味での芸術となるのは、憲法上決定的な芸術概念のさらなる要件を満たす場合、すなわち、直観、空想、芸術的知性が相互に作用することによって、特定の形式言語というメディアを通じ、芸術家の印象、経験及び体験が、直接に直観される、自由な創造的造形の産物である作品である場合に限られる。」

「基本法 5 条 1 項 1 文によって保障される表現の自由一般、及び特に風刺的な寄稿の自由は、鋭く、論争的かつ先鋭化された方法での批判の表明を保護する。しかし、この保護が認められる前提として、その発言によって実際に批判が提出されていること、すなわち、批判の対象に関連性を示す要素が含まれていることが必要である。発言の内容が批判の対象から離れ、それに関連することなく、批判される人物を単に貶めることに焦点を合わせれば合わせるほど、対象者の一般的人格権の重みに対して、発言者を擁護する表現の自由の重みは減少する。」「対象者を貶めるという明らかな目的をもって侮辱を口にするのは、たとえそれに先立って『今から述べるのは法的に許容されない種類の発言の単なる例である』という予告がなされていたとしても、違法である。」

なお、風刺についても、表現の自由と人格権との衡量に関する前掲・キューナスト事件決定の枠組みが妥当する^{*109}。したがって、風刺表現が人格攻撃的批判にまでは至らない場合であっても、その具体的な表現内容や文脈によっては、人格権侵害として違法と評価されるとともに、侮辱罪の成否も問題となり得る。

■近時の著名事件③ ベーマーマン事件

[事実] 2016 年、ドイツの風刺コメディアンであるヤン・ベーマーマンが TV 番組で、トルコのエルドアン大統領を対象に、あえて「人格攻撃的な詩」として、露骨な性的言及や排泄物表現を含む極めて粗野な風刺詩を朗読した。詩の中で、同大統領は「豚」「豚の尻(豚以下)」と表現された。豚との関連付けは、イスラム教徒にとって重大な侮辱となることは周知の上で、あえてそのような表現が用いられた^{*110}。

◆ベルリン行政裁判所

ベルリンのトルコ大使館前でのデモでのこの詩の使用につき、番組の文脈に埋め込まれた使用か、「詩」と切

^{*106} BverfG, Beschl.v.3.6.1987, NJW 1987, 2661; OLG Hamburg, Urt.v. 15.5.2018 – 7 U 34/17.

^{*107} LG Hamburg, Beschl. v. 11.5.2017, BeckRS 2017, 110240.

^{*108} ケルン地裁によれば、風刺は、現実存在する事柄を誇張・先鋭化する限りで保護され、現実的な根拠を欠く人格像を作出することまでは許されない。とりわけ、対象者の人格像が、その実際の人格や社会的現実と同一であるとの印象を強く与えるほど、対象者の人格権保護の利益が優先される (LG Köln, Urt.v. 30.9.2015 -28 O 423/12.)。

^{*109} この連邦憲法裁判所の決定に対しては、人間の尊厳を「酷使」し、「インフレ的」に扱うものであって、いわば人間の尊厳を盾に侮辱規制を広げすぎ、表現の自由を侵害しているとの批判と、人格権保護と表現の自由のバランスを取るために必要な判断であり過剰ではない、との反批判が見られる。なお、連邦憲法裁判所の 2021 年決定以前に、ハンブルク地裁において、2017 年 4 月 27 日放送の風刺番組"extra3"において、TV 司会者が、AfD の政治家アリス・ワイデルが「ポリティカル・コレクトネスは歴史のゴミ溜めに捨てるべきだ」と公に宣言した党大会の演説に直接言及し、彼女を「Nazi-Schlampe」と呼んだ表現 (英語の Nazi-bitch に相当する女性に対する極めて侮辱的な罵倒表現) について、風刺の限界を超えるものではないとした事例がある (LG Hamburg BeckRS 2017,110240.)。

^{*110} 本件を契機に、2017 年 6 月 2 日、ドイツ刑法 103 条 (外国元首への不敬罪) が全会一致で廃止された。

り離された引用かを区別し、後者のような使用は、侮辱的かつ侮辱的批判の要件を満たす、と判断した^{*111}。

◆ハンブルク地裁・高裁

エルドアン大統領が、詩全体の禁止を求めて提訴した。高裁にて、詩の大部分を禁止する形で確定し、番組内で当該部分を繰り返すことが禁じられた（OLG Hamburg, Urt.15.5.2018 -7 U 34/17）。

地裁は、詩の当該部分は原告の人格権を重大に侵害し、表現の自由と芸術の自由のいずれによっても正当化されないとした。特に、「豚」等の表現は、宗教上の文脈からも特に強い侮辱性があることが重視された。刑事手続で故意を欠くとして不起訴とされたことは、民事上の差止請求権には影響しないとした上で、権利侵害が認められる範囲で差止請求を認め、（ごく僅かな）適法部分については請求を棄却した（訴訟費用負担は、原告5分の1、被告5分の4）。なお、この詩は、差し止められた部分を除いても、原告に対する批判的論評として理解可能とされた。

◆連邦通常裁判所

詩は解体できず、不可分であるというベーマーマンの上告受理申立について、「番組全体もこの詩も、その許容性を全体としてしか判断できないような、単一かつ不可分な作品を構成してはいない」として棄却した。芸術の自由・表現の自由との関連性については判断が示されなかった（BGH 30.7.2019 - VI ZR 231/18）。

◆連邦憲法裁判所

ベーマーマンが憲法異議を申し立てた。同裁判所は国法学者ベルンハルト・シュリンクらから数件の意見書を聴取した。意見書では、この詩は国家元首という機能におけるエルドアンに向けられたものであり、個人に向けられたものではないとされたが、不受理となった（BVerfG, Beschl.v.26.1.2022 – 1 BvR 2026/19）。

イ) 小説

いわゆる鍵小説（作中の重要な要素から実在の人物が透けて見え得る小説）において、特定の人物が、単に自立した芸術上の虚構の人物にとどまらない形で描写されている場合、当該人物の一般的人格権が、基本法5条3項1文に定める芸術の自由と衝突することになる。この点の著名な事件として、連邦憲法裁判所が判断したメフィスト事件^{*112}、時代錯誤行列事件^{*113}、エスラ事件^{*114}がある。

エスラ事件決定において、連邦憲法裁判所は、芸術作品に固有の観点からの考察を要求し、文学作品のテキストについては、その虚構性が推定されるとした^{*115}。ただし、芸術の自由にも絶対的な限界があるとされる。具体的には、性的表現を含む親密領域への侵害^{*116}、及びエスラ事件において問題となった母子関係の描写である^{*117}。裁判官による小説内容の改変（部分修正）を回避するため、テキスト全体の禁止（全面差止め）が認められた。このことは、作品の再構成を著者自身の判断に委ねるものである。

ウ) その他の芸術作品

同様の考慮は、演劇、映画、美術作品にも妥当する。禁止措置の範囲は、衝突する基本権との衡量の結果によって正当化される限度にとどまらなければならない。芸術の自由を根拠づけるための不可欠な前提は、独立した美的現実が創出されていることであり、単なる事実報道にはこれは当てはまらない^{*118}。また、このような

*111 OVG Berlin-Brandenburg, MMR-Aktuell 2017, 394423：この衡量に際し、同裁判所は、クリストファー・ストリート・デイ（プライド・パレード）においてローマ教皇を同性愛的属性と共に描写したことを侮辱的批判とみなさなかったミュンヘン高等行政裁判所の例を引いている。

*112 BVerfG, Beschl.v. 24.2.1971, BverfGE 30, 173 - Mephisto (Schauspieler Gustaf Gründgens)。

*113 BVerfG, Beschl.v. 17.7.1984, BVerfGE 67, 213 - Anachronistischer Zug。

*114 BVerfG, Beschl. v. 13.6.2007, NJW 2008, 39 - Esra（出版差止めを認めた BGH NJW 2005, 2844 を一部破棄。差戻審 BGH NJW 2008, 2587）。金銭補償は否定された（BGH NJW 2010, 763- Esra II）。

*115 BVerfG NJW 2008, 39 Rn. 82 und 84 - Esra。

*116 BVerfG NJW 2008, 39 Rn. 88 und 102 - Esra。

*117 BVerfG NJW 2008, 39 Rn. 103 - Esra。

*118 BGH NJW 2016, 789 Rn.23 - Leistungsfähigkeit eines Grundschulkindes. 芸術的・文学的形成意思を否定した事例として OLG Karlsruhe NJW 2012, 820, 822。

憲法上の枠組みにおいても、現職の連邦首相の殺害を、その政治的不満の表現として小説的に描写することは、なお違法である。死後の人格権の保護は、この領域においては制限される^{*119}。

3. 侮辱表現が特に保護される場面

(1) 職務中の警察官に対する侮辱

何が侮辱に該当するのかは、表現の内容・影響範囲・攻撃性や当該言動に至る文脈などの個別事情を総合的に考慮して判断される^{*120}。

職務中の警察官に対する侮辱の多くは、対面で行われるものである。「FCK CPS (Fuck Cop の略)」や「ACAB (all cops are bastards の略)」等の標語の付いた T シャツ等の着用は、連邦憲法裁判所が繰り返し、原則として侮辱罪の構成要件を充足しないと判断している^{*121}。当該表現が抽象的に集団全体を対象とする場合には、人格権侵害としての性格が弱いことによる^{*122}。したがって、特定の個人に対する帰属が認められる場合には、この限りではない^{*123}。「お前は馬鹿なクソ警官だ」といった侮辱表現や唾を吐くといった行為が、特定の警察官に直接に向けられた場合には、金銭補償が認められている(別表 I を参照。比較的近時のもので 800 ユーロ)。

(2) 親密な家族関係又は親密な信頼関係における侮辱表現

侮辱的と受け取られる表現、伝達又は主張が、最も親密な家族関係の内部でなされた場合には、原則として差止請求も金銭補償請求も認められない。判例によれば、基本法 1 条 1 項及び 2 条 1 項に基づき、特別に形成された信頼関係における秘密的コミュニケーションの領域、すなわち「侮辱なき領域」が認められ、最も親密な家族関係はこれに含まれる^{*124}。

この領域においては、各人は社会的行動規範に拘束されることなく、最も近い者に対して自由に意見を述べ、感情を表現し、秘密の願望や恐れ、事物や人物に対する自己の判断を率直に示すことができる(個人的自由空間の保障)。この保護は、表現内容のみならず表現形式にも及ぶ。そのため、家族内の会話については、発言者は、その秘密性が守られると原則として信頼してよい。したがって、対外的には名誉侵害となり得る表現であっても、このような私的信頼関係の中では、憲法上の保護を受け、これは、通常、名誉保護に優先する。その根拠は、一般的人格権による信頼関係における表現の特別な保護にあり、家族内の表現については、基本法 6 条 1 項がこの保護をさらに強化する。この論理は、口頭表現だけでなく、例えば WhatsApp 等の SNS による相互の通信にも及ぶ。

また、書簡検閲の対象となる受刑者の通信についても、このような信頼関係における表現の保護が問題となり得る。このような保護は、家族関係に限られず、他の親密な信頼関係にも及ぶ(交際相手等)。

*119 ハーゲン少女殺害事件を演劇的・劇作的に処理した表現をめぐって、BGH NJW 2009, 751, Rn.16 f. – Theaterstück „Ehrensache“; これと並行して争われた訴訟として、BVerfG NJW 2008, 1657 (LS) – Theaterstück „Ehrensache“; 同一の事案に関する裁判例として、さらに LG Hagen NJW-RR 2007, 1057; OLG Köln GRUR-RR 2008, 324. 女優ロミー・シュナイダーの死後に刊行された伝記的小説であって、その母マグダ及び彼女と国家社会主義[ナチズム]との関係を扱ったものについて、OLG Frankfurt a.M. AfP 2009, 612.

*120 Slizyk, Schmerzensgeld, Rn.250 ff.

*121 BVerfG NJW 2015, 2022 – FCK CPS; BVerfG BeckRS 2016, 47561 – ACAB.

*122 BVerfG, Beschl. v. 13.06.2017, BVerfGE 146, 26.

*123 これに対し、AG Bremen, Urt. v. 11.09.2018 – 9 C 145/18 は、被告が、制服に番号 14 を付した警察官に向けて発した具体的な脅迫(「ああ、14 番だな、お前を最初に殴ってやる」)について、「この発言は、原告を警察官として特別に標的とするものではない。原告が制服の 14 番として個別に呼びかけられていたとしても、被告の予告はすべての警察官に等しく向けられたものであり、ただ最初の対象が原告であったにすぎない」と評価したことから、批判がある。

*124 OLG Frankfurt a.M., Beschl. v. 17.01.2019 – 16 W 54/18; OLG Naumburg, Urt. v. 20.09.2012 – 9 U 59/12; BVerfG, Beschl. v. 23.11.2006, NJW 2007, 1194.

その成否は、信頼関係の性質に加え、表現の態様及び文脈を考慮して個別に判断される^{*125}。

（３）権利のための闘争、権利行使

a) 裁判紛争における侮辱表現

裁判の場や法的紛争の場面では、通常であれば侮辱と評価され得るような強烈な表現であっても、許容される場合がある。例えば、家庭裁判所の手続に関与した女性弁護士が、非公開審理後に、自己のウェブサイト上で、相手方弁護士を「太った弁護士」や「ルンペルシュティルツヒェン（童話に登場する強欲で醜い小男）」と侮辱した事案で、下級審が差止めを命じた。これに対し、**連邦憲法裁判所**は、本案訴訟による救済可能性が残されていたため女性弁護士からの憲法異議を不受理としたものの、下級審が当該表現の文脈を十分に考慮せず、直ちに侮辱と評価した点に問題があることを指摘した^{*126}。同裁判所によれば、法的紛争の文脈では、当事者が自己の法的立場や主張を強調するために強い表現を用いることは原則として許容される。そのような表現は、「権利のための闘争」という観点から正当化され得る。

b) 裁判手続及び捜査機関に対する表現

裁判手続又は捜査機関に対してなされる表現については、たとえ名誉を害する内容を含む場合であっても、権利の追求又は防御のために行われる限り、原則として人格権侵害に基づく金銭補償は認められない（例えば、生命保険会社が、保険金の受領を目的として妻を殺害したと、妻の配偶者に主張したが、証明されなかった事例）。

BGHによれば、このような表現が権利追求又は防御のため、あるいは市民としての権利又は義務の行使としてなされた場合には、原則として権利保護の必要性は認められない。さらに、民事訴訟における誠実な主張や、刑事手続における市民的権利義務の誠実な行使については、後にその内容が誤り、又は解明できないことが判明したとしても、そのみを理由として名誉保護の観点から法的不利益を課すことは、法治国家原則及び法的聴聞権に反するとされる^{*127}。

４．肖像・画像

（１）肖像権の保護——本人の同意と比例原則

肖像（写真・画像）の公表の適法性は、芸術著作権法（KUG）22条・23条の枠組みにある「段階的保護概念」に従って判断するのが確立した判例である^{*128}。BGHによれば、写真報道は文字報道に比して、より強い侵害効果があることから、画像報道に関するこの枠組みを文字報道にそのまま適用することはできないとされる^{*129}。

まず、個人の肖像は原則として本人の同意がある場合にのみ、頒布または展示することができる（KUG 22条1文）。本人の同意を欠く場合であっても、その画像が「現代史の領域」又は「時事的関心」に該当する場合には、公表が許される（KUG 23条1項1号）^{*130}。ただし、その場合であっても、公表が被写体の正当な

^{*125} BVerfG, Beschl. v. 23.11.2006, NJW 2007, 1194.

^{*126} BVerfG, Beschl. v. 24.11.2023, NJW 2024, 745.

^{*127} BGH, Urt.v. 28.2.2012, NJW 2012, 1659. 保険金目当ての妻殺害疑惑を裁判上で主張された契約者が名誉侵害を訴えたが、訴訟手続における表現の自由（訴訟特権）が認められ、その請求が棄却された。

^{*128} この「段階的保護概念」は、EGMR 判決を踏まえた BGH の一連の判断（BGH GRUR 2007, 527 - Winterurlaub; BGH BeckRS 2007, 06030 - Urlaubsfotos Prominenter 等）において明確に提示され、その後の判例・学説において確立した枠組みとされている。

^{*129} BGH, Urt.v. 26.10.2010 - VI ZR 230/08 - Rosenball. また、BGH は近年においても、人格権の保護範囲は「写真」と「文章」とで異なり、前者の方が侵害の強度が高いことを確認している（BGH, Urt. v. 29.5.2018 - VI ZR 56/17 - Madeleine）。

^{*130} 例えば、BGH, Urt.v. 8.11.2022, ZUM 2023, 146. 右翼的な思想を連想させるワッペンを制服につけて、ネオナチ集会の警備にあたった警察官の顔写真報道。

利益を侵害する場合には許されない(KUG 23 条 2 項)。

判例によれば、「頒布」とは、複製物(有体物・デジタル画像を問わない)を第三者に提供する行為をいう。不特定多数への提供は要件ではなく、特定の第三者に対する提供で足りる。当該画像が他者の支配領域に移行し、被写体のコントロール権及び自己決定権が損なわれるからである。また「肖像」に該当するためには、対象人物が識別可能であることが前提となる。顔が十分に判別できない場合であっても、その人物に特有の外見的特徴等から識別可能であれば足りる。被写体が「特定され得る可能性」が合理的に認められることで足り、一見して識別できることまでは要求されない。知人であれば識別可能であるならば十分とされる。このような広い保護範囲は、KUG 22 条が、本人の意思に反して肖像が他者によって利用されることから人格を保護することを目的としていること、並びに私生活領域及び匿名性の保護の重要性に基づく^{*131}。

以上を前提に、裁判では、被写体の人格権(GG 2 条 1 項、1 条 1 項、EMRK 8 条 1 項)と、報道の自由(GG 5 条 1 項、EMRK 10 条 1 項)との間で、個別具体的に衡量が行われる。その際、報道機関には、何が公共の利益に関わるかについて、自らの編集基準に基づき判断する一定の裁量が認められる。むしろ、情報提供の利益は無制限ではない。一般に、情報の公益性・情報価値が高いほど、情報利益が保護され、逆に、情報価値が低いほど、人格の保護の要請が優先される。

例えば、公務従事者である警察官であっても、当該画像が具体的な出来事との関連性を欠き、かつ商業的な目的で無断利用される場合には、表現の自由の許容範囲は大きく制限され、人格権保護が優先される^{*132}。

(2) 親密領域に関わる肖像侵害

同意なく公表・流布された裸体写真について、裁判例は、絶対的に保護される親密領域に属することを理由に、多くの場合、人格権への重大な侵害を肯定している^{*133}。このような場合、対象者の識別可能性は、人格権侵害の成否との関係では、原則として重要ではない^{*134}。しかし、識別可能性の有無は、金銭補償額の算定において考慮され得る。被害者が識別可能であることにより、報復行為や社会的非難にさらされるなど、その精神的苦痛も増大する場合があるからである。

判例は、肖像に性的な意味合いを付与する表現について、風刺等であっても、人格の歪曲や尊厳侵害を伴う場合には人格権が優越し、違法となり得るとする^{*135}。

(3) 親密領域の絶対的保護の例外

a) 本人による公開

親密領域、すなわち最も内面的かつ私的な生活領域は一般的人格権の核心領域として絶対的に保護される。この領域に関する情報の公表は、原則として、人格権侵害となる。連邦憲法裁判所の確立した判例によれば、基本法は、人間の尊厳と密接に結びつく人格形成の核心領域として、極めて個人的な生活領域を不可

^{*131} BGH, Urt. v. 29.09.2020, GRUR 2021, 106.

^{*132} OLG Frankfurt a.M. NJW-RR 2021, 1053. 商業目的で、勤務中の女性警官の画像が、出来事との関連性なく、無断で撮影され、広告(動画)に利用された事例。

^{*133} OLG Hamm, Urt.v. 03.3.1997, NJW-RR 1997, 1044 (アダルト雑誌の表紙に記事の見出しとともに掲載された。DM20,000); LG Berlin, Urt.v. 19.9.2002, AfP 2004, 455 (有名雑誌へのヌード写真無断掲載に対するライセンス料の賠償); LG München I, Urt.v. 11.09.2003 - 7 O 20974/02 (有名人のヌード写真の無断掲載に対する仮定的ライセンス料の賠償); LG München I, Urt. v. 30.7.2003 (7 秒間のテレビ放送につき、別表 II -40, €3,000)。

^{*134} 裸体写真の公表は、それが識別可能か否かにかかわらず、人格権(とりわけ自己決定権・親密領域)に対する侵害となり得る(LG Duisburg, Urt.v.27.3.2017 - 2 O 438/14)。

^{*135} BGH, Urt. v. 30.9.2003 - VI ZR 89/02 (著名人の風刺的フォトモンタージュにおける人格の歪曲); BVerfG, Beschl. v. 14.2.2005 - 1 BvR 240/04. (合成ポルノ写真の雑誌掲載の差止事例。原審: LG Berlin v.28.8.2001 - 27 O 375/01)。

侵のものとして保障しており、この領域は 比例原則に基づく衡量に服しない^{*136}。性的な表現や行為は、原則としてこの核心領域に属する^{*137}。また、ある事項がこの核心領域に属するか否かは、本人がそれを秘匿しようとしているか否か、その内容がどの程度個人的な性質を有するか、さらにそれが他者や社会に与える影響の程度を総合的に考慮して判断される。

この点について BGH は、性的領域が一般に絶対的保護の対象となることを前提としつつも、基本権の主体(本人)が、自ら私生活の核心領域を開示し、本来不可侵であるべき事項を公にして、他者や共同体の関心対象とした場合には、その限りで保護は後退し得るとする^{*138}。例えば、自発的に、かつ識別可能な形で、商業的に利用されるポルノ作品に出演する場合である。

b) 犯罪行為

他方で、たとえ本人が秘匿していたとしても、刑罰法規に反する行為(典型的には性犯罪)は、この核心領域には含まれない^{*139}。未成年者との性的関係が刑法上問題となる場合も含め、犯罪行為は、一般に他者の性的自己決定権を侵害するものであることから、基本法上保護される自由な人格形成の表れと評価することはできない。犯罪行為は一般に社会領域に属するものと評価されることから、仮に、その疑惑が虚偽である場合には、個人の社会的評価(名誉)ないし人格権侵害の問題となる。

(4) その他

a) SNS 上のプロフィール写真

SNS 上のプロフィール写真は、一般に閲覧可能な場合がある。Bild 紙(*bild.de*)が「BILD が扇動者をさらし台に送る」というタイトルで原告の Facebook プロフィール写真を公開した事案で、ミュンヘン高裁は、時事的文脈に位置づけられる報道であっても、人格を「さらしもの」にする形での肖像公開は KUG 23 条 2 項により許容されないと判示している(侵害は重大ではないとして金銭補償は否定)^{*140}。

b) ドライブレコーダーによる録画

ドライブレコーダーによる録画が、通常、人格権への重大な侵害となることはない^{*141}。例えば、道路空間と原告建物の出入り口のみが録画され、私有地の内部には及んでおらず、かつ録画が私的利用にとどまり公開の意図も認められない場合であって、特に原告を標的に監視するものでなければ^{*142}、違法性はない。この種の録画は通常、いたずらや交通事故の際の証拠確保という一般的な目的に向けられたものと理解されるからである。

他方で、ドライブレコーダーの映像が、当初より、インターネット上での公開(YouTube や SNS への投稿)を目的に録画された場合、このような「正当な理由のない常時録画」は、原則、違法となり得る。ただし、その映像に映り込んでいたというだけで、その者にただちに金銭補償が認められることはない。無断撮影によって、その者の人格権が損害賠償の付与に値するほど重大に侵害されるのか、個別具体的な衡量が必要となる。

c) 隠し撮り・監視

人物の隠し撮りや無断のビデオ録画は、原則として一般的人格権への重大な侵害を構成する^{*143}。とり

^{*136} BVerfGE 34, 238, 245; 80, 367(373); 109, 279, 313 f. 参照。

^{*137} Vgl. BVerfGE 119, 1, 29 f.; BVerfG, AfP 2009, 365 Rn. 25 f.

^{*138} BGH, Urt. v. 25.10.2011, VersR 2012, 66.

^{*139} BGH, Urt. v. 17.12.2013, VersR 2014, 381.

^{*140} OLG München BeckRS 2018, 8539 und OLG München BeckRS 2016, 7378.

^{*141} ドライブレコーダーにつき、BGH は、ビデオ録画自体が旧連邦データ保護法(BDSG)4 条に違反していても、証拠能力を認め、適法としている(BGH BeckRS 2018, 8602.)。

^{*142} LG Memmingen, Urt. v. 14. 1. 2016 - 22 O 1983/13. (差止認容)

^{*143} LAG Rheinland-Pfalz, Urt. v. 27.4.2017 【II-22】等。

わけ、対象者の認識や同意を欠いた監視的撮影は、その態様自体が侵害の強度を高める^{*144}。ただし、交通事故における証拠確保のみを目的とした、いわゆるドライブレコーダーによる録画は、前述のとおり例外的に許容され得る。

他方、継続的な監視が行われる場合には、重大な人格権侵害が認められ得る。職場で勤務時間中に従業員を常時ビデオ監視することが、従業員を「モノ」扱いし、人間の尊厳を害し、また個人の情報自己決定権を侵害するとして、25,000 ユーロを認めた事例がある^{*145}。

5. インターネットにおける人格権侵害の増幅リスク——いじめ・嫌がらせ

(1) サイバー空間におけるいじめやハラスメント

いじめは、原則として、常に人格権を侵害し、しばしば健康侵害も伴うことから、重大な人格権侵害となりやすく、それに応じた金額が算定される。侵害行為の強度に加え^{*146}、被害者に及んだ精神的・身体的影響、いじめや嫌がらせの継続期間及びその影響の持続期間が、算定にあたって重要な要素となる。加えて、慰謝料の満足機能に鑑みれば、いじめを首謀した者の故意は増額要因となる^{*147}。いじめや嫌がらせに加えて、名誉侵害（尊厳や社会的評価）や健康被害等も累積している場合には、損害額はさらに増額される。

近年では、インターネットやスマートフォンの普及に伴い、このような侵害行為がサイバー空間において深刻化している。ウェブサイト、チャット（インスタントメッセージやチャットルーム）、SMS、MMS、Eメール等の電子的通信手段を用いて、他人や企業に対する侮辱、嫌がらせ、圧迫、強要等の行為が継続的又は反復的に行われる。複数人による集団的な攻撃や排除として行われる場合も多い。サイバー空間では、匿名性や仮名性により、送信者や加害者の心理的ハードルが低くなり、このような行為が助長されやすい特徴がある。

6年生の子どもが、同級生によって Facebook 上で組織的に展開された誹謗中傷キャンペーンにより、様々な侮蔑的表現による誹謗中傷を受け、その結果、被害者に精神療法上の入院治療が必要となった事例では、裁判所は、故意を認定する一方、子どもゆえの未熟さや、まだ児童であり支払能力に欠けることも考慮し、1,500 ユーロにとどめた事例がある。同様に、偶然得た同級生の親密画像を複数の第三者に転送し、いじめにもつながった事例につき、被告が若年者であり、継続的な収入がないこと等を考慮し、1,000 ユーロとした事例がある^{*148}。

(2) インターネット上でのさらし行為

インターネット上での情報公開は、人格権侵害の影響を増幅させる。とりわけ、情報の持続性及び拡散力により、否定的評価が長期間かつ広範に伝播する点において、プリントメディアに比して、強いさらし台効果（*Prangerwirkung*）をもつことが、しばしば指摘される^{*149}。

自ら SNS 上で、自己のプロフィール写真とともに政治的意見を公表した者について、メディアがこれを引用して報じたとしても、その氏名や画像の掲載のみをもって直ちに違法とは言えないとされる。しかし、前述のように、「BILD が扇動者たちをさらし台に載せる」といった刺激的な見出しを付して対抗的に報道する場合には、イ

*144 近時、監視不安につき 2,000 ユーロ認めた事例として、OLG Dresden, Urt.v. 16.5.2025 【II-56】。

*145 ArbG Iserlohn, Urt.v. 4.6.2008 【II-10】の他、ArbG Frankfurt a.M., Urt.v. 8.11.2013 - 22 Ca 9428/12（職場での常時録画・監視につき、€3,500）等。

*146 Vgl. BAG, Urt. v. 16.05.2007 - 8 AZR 709/06.（職場での集団いじめ）

*147 BGH は、NJW 2002, 3172, 3174 において、過失によるいじめはほとんど考えられないと指摘している。

*148 前者につき、LG Memmingen, Urt.v.3.2.2015 【I-78】、後者につき、LG Frankfurt.a.M. Urt.v. 20.5.2014 【II-64】。

*149 債務者リストの公表（BVerfGE 104, 65）や匿名による教師への評価（BGHZ 181, 328）といった事案においても、当該情報の公開が対象者に不利益をもたらし、一定の「さらし」効果を伴うことは否定できないが、判例は、主として情報提供または意見表明としての機能に着目し、違法性を否定していた。

インターネット上の「さらし台効果」が特に問題となる。また、訴訟当事者が、匿名化されていない判決文を、自己の判断でインターネットに掲載する行為は違法である^{*150}。このような行為は、公益的な情報利益を欠くからである。このような、ネット上に、特定の個人を識別可能な形で公衆の非難に「さらす」という表現形態の違法性については、識別可能性、情報の持続性及び拡散の規模等を考慮して判断される。

もっとも、インフルエンサーによって店舗従業員が標的とされた事例では、インターネットでのさらし台（公開処刑）効果や投稿の拡散性及び攻撃性（暴力の示唆や脅迫的要素）を重視しつつも、SNSにおける情報サイクルの速さや、原告の実名が用いられていなかったことも考慮し、10,000 ユーロにとどめた判決がある（別途、弁護士費用 887. 03 ユーロ）^{*151}。

6. アルゴリズム型表示による人格権侵害——検索エンジンのオートコンプリート機能

検索エンジンのオートコンプリート機能による問題は、アルゴリズムにより生成・表示される語句が、特定個人の社会的評価を低下させ得る点にある。このような表示も一般的人格権侵害を構成しうる。

BGH は、Google のオートコンプリート機能（自動補完機能）により、原告（実業家）の氏名に「サイエントロジ」や「詐欺」といった語句とが結びつけて表示された事案について、自動生成される検索補完候補であっても、個別具体的な状況によっては人格権侵害となり得ること、とりわけ、当該表示が対象者と否定的な語句との事実的関連性を示唆する場合には侵害性が肯定されるとし、検索エンジン事業者は、人格権侵害の可能性を認識した場合、当該補完候補の表示を抑制する義務を負うと判断している^{*152}。

7. データ保護基本規則違反に基づく非財産的損害の賠償

（1）前提

2018 年 5 月 25 日より、データ保護基本規則（DS-GVO / GDPR）が適用されている。この規則は、個人データ保護の権利を具体化するものである。GDPR 82 条 1 項によれば、責任者は、本規則の違反によって生じた損害について責任を負う。前提となる義務違反について、その規定の保護規範性は要件とされない。GDPR の実体規定・形式規定のいずれでもよい。義務違反の概念は広く理解されており、いずれか一つの規定に違反すれば足りる。

近年、GDPR 82 条に基づく非財産的損害賠償請求の件数は、企業の情報漏洩、スクレイピング等を背景に、6,000 件を超えるまでに増加し、ほぼ毎日のように新たな裁判例が公表されているという^{*153}。もっとも、BGH のリーディングケース及びそれに続く多数の高裁判決を踏まえると、これらの判決以前に言い渡された地区裁判所や地裁の判決の多く、特に非財産的損害賠償として最大 5,000 ユーロを認めていたものは、もはや時代遅れであり、今後の参考にはならないとされる^{*154}。

（2）要件

*150 Vgl. OLG Harnburg AfP 2008, 303.

*151 LG Düsseldorf, Urt.v. 17.04.2019 –12 O 168/18【I-46】。なお、本判決は、満足機能の実現のため、被告が一連の投稿によってメディアの注目を集め、職業的利益を得た点にも言及し、不法行為によって得た利益を手許に残すことなく吐き出させる必要性があることも指摘している。

*152 BGH, Urt.v. 14.5.2013, BGHZ 197, 213 – Autocomplete-Funktion. なお、本件差戻審では、「サイエントロジ」という検索補完候補の表示の差止めは認めたが、既に差止措置が講じられていたこと、また過失が重大ではないことを理由に金銭補償は否定した（OLG Köln, Urt. v. 8.4.2014 - 15 U 199/11）。

*153 特に労働現場における従業員からの請求が増加しているという。ドイツ法の詳細は、データ保護法専門誌のオンライン速報版で定期更新されている（Leibold, ZD-Aktuell 2025, 01150, 001146, 001142, 001141）。また、注釈書として以下がある。Kühling / Buchner, Datenschutz-Grundverordnung, Bundesdatenschutzgesetz: DS-GVO / BDSG, 4. Auflage, 2024.

*154 Slizyk, Schmerzensgeld, Rn.244.

GDPR 82 条に基づく非財産的損害賠償請求が認められるための要件は、欧州司法裁判所（EuGH）の判例^{*155}によれば、①GDPR 違反、②非財産的損害の発生、③違反と損害との因果関係の3つである。単なる GDPR 違反だけでは損害賠償請求権は成立しない。軽微な損害で足りるが、原告は、具体的な損害の発生を主張しなければならない^{*156}。GDPR 違反による悪影響が原告に非財産的損害をもたらしたことの立証責任は、請求者である原告にある。他方で、有責性（故意・過失）は推定される。責任者が、損害の発生について一切責任がないことを立証しない限り、この推定は覆らない。したがって、被害者は責任者の有責性を立証する必要はない^{*157}。

損害額の算定は、欧州司法裁判所によれば、国内裁判所が国内法に従って行うが、その際には EU 法上の同等性及び実効性の原則を遵守しなければならない。すなわち、GDPR は「被った損害に対する完全かつ有効な損害賠償」を保証しなければならない。

さらに、損害賠償請求にあたって、損害要件に重大性を求めることはできない。GDPR の前文（立法理由）にて示されているとおり、「損害の概念は、本規則の目的を完全に反映するように、欧州司法裁判所の判例に照らして広く解釈されるべきである」^{*158}。また、GDPR 82 条に基づく損害賠償請求は、抑止機能や懲罰機能を有していないため、規則違反の重大性はここでの損害賠償額には影響しない。つまり、GDPR 82 条は、もっぱら補償機能のみを果たすものである^{*159}。したがって、GDPR 違反の重大性や、同一人に対する複数違反の有無、故意の有無は、損害の算定にあたり考慮されない。非財産的金銭補償の額は、一方で損害の完全な補填を下回ってはならず、他方で完全な損害額を超えることもない。

第2 賠償額の算定に当たって考慮される（されない）要素等について

1. 賠償額の算定に当たって参照する指標等について

（1）名誉権・プライバシー侵害に関する指標等

人身侵害に際しての慰謝料と同様、人格権侵害による金銭補償の算定も、第一義的には事実審裁判所の任務である^{*160}。金額の算定にあたって決定的な意味をもつのは、常に、個別事案の具体的な事情である。人格権侵害は個性性が大きく、大量に処理する交通事故のような「慰謝料表」はない。深刻なケースが実は少ない反面、重大なケースでは憲法上の衡量も不可欠となり、単純ではない。裁判例をまとめたデータベースや判例集はある^{*161}。これらは、名誉侵害、肖像権侵害、いじめ等のカテゴリーに分かれている。

ヒアリングによれば、これらの判例データベースは、実務家らが請求時に参照はするが、あくまで参考資料にとどまる。最終判断は個別事情に大きく左右され、裁判官の裁量に委ねられる。過去の類似例

*155 EuGH NJW 2025, Rn. 140 - 154.等。

*156 EuGH 4.5.2023, C-300/21; EuGH 25.1.2024, C-687/201.

*157 BGH NJW 2025, 298 Rn.21; EuGH NJW 2025, 40 Rn. 154.

*158 Regulation (EU) 2016/679 (GDPR) Recital 146, S.3; vgl. dazu auch EuGH NJW 2025, 141.

*159 EuGH NJW 2024, 2599 m Anm Bär; EuGH NZA 2024, 320.). これにより、特にドイツの労働裁判所でしばしば主張されてきた「DS-GVO 82 条に基づく損害賠償請求には抑止効果や懲罰的機能がある」という見解は明確に否定されたとされる。

*160 BGH 5.10.2004 - VI ZR 255/03, BGHZ 160, 298 (307) 等。

*161 代表的なものとして、Andreas Slizyk, **Schmerzensgeld 2026**: Immaterieller Schadensersatz einschließlich DS-GVO und AGG. Handbuch und Tabellen, 22. überarbeitete und aktualisierte Auflage, C.H. Beck, München 2025. 本書は、Slizyk 弁護士によるドイツにおける慰謝料（非財産的損害）の代表的体系書・判例データ集で、4,900件を超える判決について、類型別に整理した慰謝料額の総合データベースである（書籍版の他、Beck-onlineでの利用も可能）。これに人格権侵害、個人データ保護（DS-GVO/GDPR）や一般平等待遇法（AGG）に関する非財産的損害についても掲載している。

を参照する際には、物価上昇率も考慮して請求額を検討する。

高裁のメディア専門部で判例集を参照することはないが、裁判長はこれらの事例と金額が「頭に入っている」とのことである。また、金銭補償は「重大な侵害」に限られる以上、現在、その金額が5000ユーロを下回ることはないとのことである。

（２）生命・身体に対する侵害に関する指標等

（a）人格権侵害とは異なり、身体侵害については、大量かつ定型的な事故処理の観点から一定の慰謝料表がある。このような背景として、例えば交通事故では、強制加入の自動車損害賠償責任保険（第三者責任保険）、社会保険（健康保険・労災保険）、権利保護保険から填補される等、各制度が相互に連携し社会保障ネットワークとして機能しており、専門弁護士も多く、事故処理は高度に標準化されていることが指摘される。事案の個別性が極めて高い人格権侵害とは大きく事情が異なる。

もっとも、その場合であっても、慰謝料は、単純に定額が定められているのではなく、一定の幅が示されるに過ぎない。また、人身損害にあっても、個別事情を踏まえ、最終的な判断は裁判所の裁量によることから、慰謝料表があるからといって、裁判所の判断を機械的に客観化できるものではなく、ここでも、慰謝料は、あくまでも最終的には裁判官の裁量によることが強調される。

（b）近時の判例によれば、ここでの慰謝料の算定にあたっては、主として、負傷の程度、それによる苦痛、その持続期間、被害者による不利益の認識の程度、及び加害者の過失の程度が基準となる。その際、事案における個々の事情を個別に切り離すことなく、当該事案における諸般の事情を包摂的に評価することが求められる。事実審の裁判官は、まず当該事案におけるあらゆる事情を視野に入れ、その上で当該事案を特徴づける事情を抽出し、それらを相互の関係において重み付けしなければならない。その際、第一義的に考慮すべきことは、当該損害によって生じた生活上の不利益の深刻さと広がりであり^{*162}、ここに評価の重点がある。このような総合評価に基づき、全体として提示される損害像に対して一体的な補償額を定めるべきであるが、これは厳密な計算によって機械的に確定されるものではない^{*163}。

慰謝料額の決定は、最終的には事実審裁判官の裁量に委ねられている（ドイツ民事訴訟法（ZPO）287条）。その際、慰謝料額を恣意的に定めることなく、事案の全事情を考慮して、損害との間に適切な対応関係を形成するよう裁量を行使しなければならない。その裁量は法規範、論理法則及び経験則に拘束される。さらに、平等原則の観点から、類似事案の裁判例を指標とするのが原則であるが、これに拘束されるものではない。事案の特性や社会経済状況の変化に照らして相当と認められる限り、これと異なる額を定めることも許される。ただし、この場合には理由付けを要する。

（c）一般的に参照される表として、ドイツ弁護士協会から出版されている **Hacks/Wellner/Klein/Kohake, Schmerzensgeldbeträge 2026, 44. Aufl.** があり、有料のオンラインデータベースも備えている^{*164}。

^{*162} 実務で用いられるチェックリストには、損傷内容、治療（期間・範囲・労働不能期間）、被害者の人物像（年齢）、後遺症と並んで、個別事情での考慮要素として、医学的な痛み・症状、職業・社会・家庭それぞれへの影響、余暇・スポーツ・趣味への影響、精神的影響、身体的・精神的損害素因（既往症）の有無、加害者の故意又は重過失、被害者の過失相殺、不当な損害填補の遅延、当事者の経済状況及び責任保険者の有無が並ぶ。

^{*163} BGH, Urt. v. 15.2.2022 - VI ZR 937/20, NJW 2022, 1953. 本判決により、入院1日あたりの単価をICU・一般病棟・リハビリ施設ごとに決めて積算する等の、いわゆる日額計算方式（Schwintowski/C. Schah Sedi/M. Schah Sedi, Handbuch Schmerzensgeld, 2.Auf., 2020）によって算定した高裁判決は棄却された。

^{*164} Susanne Hacks, Wolfgang Wellner, Oliver Klein, Klaus Kohake, **Schmerzensgeld Beträge 2026**, 44. Auflage, Deutscher Anwaltverlag, Bonn 2025.は、日本の赤い本、青本に相当する。傷害類型別に整理された伝統的なドイツの慰謝料判例集で、書籍版で3,000件超、オンライン版で6,000件超を収録する実務家向けの標準的資料である。なお、一般的に、慰謝料は高額化する傾向にあるとされる。近時の事例で、幼児の重篤な感染症の治療が遅れ、両下肢の切断手術を受けざるを得なくなった事故で、800,000ユーロを認めた事例がある（OLG Oldenburg, Urt. v. 18.3.2020 - 5 U 196/18, VersR 2020, 1468）。

●腕の骨折事例では、負傷の程度に応じて、①軽度（永続的な損傷を伴わない骨折）約 1,600～5,000 ユーロ、②中程度（複雑骨折）約 5,000～15,000 ユーロ、③重度（複雑な治療、後遺症損害）約 15,000～65,000 ユーロとなる。

●むち打ち症の事例では、①軽度（頸椎損傷）約 200～1,500 ユーロ、②中度（数週間、長期にわたる治療）約 1,500～5,000 ユーロ、③重度（治療経過が困難であり、後遺症が残る可能性あり）約 50,000～70,000 ユーロとなる。

(d) 慰謝料表を使うに際しては、物価上昇率を考慮する必要がある。消費者物価指数は、連邦統計局のウェブサイトで見ることができる。例えば、2002 年に 15,000 ユーロとされた慰謝料は、2024 年の時点で約 22,414 ユーロとなる。慰謝料請求権は損害発生時（事故時）に発生することから、原則として訴訟係属時（訴状送達時）より利息が発生する（BGB 291 条第 1 文）。

2. 賠償額の算定に当たって考慮される（されない）要素について

（1）侵害の意味と影響範囲

人格権侵害の強度が高いほど、損害填補及び被害者に対する満足、さらには抑止という観点から、支払われるべき補償額は高額となる^{*165}。ここでの判断は、人格権侵害の違法性判断の基準と重なる。

a) 侵害の重大性

ア) 私生活領域の核心領域

まず人格権侵害では、**どの人格領域にまで侵害が及んだのか**が、侵害強度を判断するうえで特に重要とされる。人格領域は、社会的領域、私生活領域、及び親密領域に区別される。

①社会的領域（例えば職業生活）への侵害は、相対的に弱い保護しか与えられず、通常は金銭補償額も低額にとどまる^{*166}。これに対して、②私生活領域への侵害（例えば、交際関係や私的な旅行、外見からわかる妊娠・出産の事実など）については、その侵害が自宅等の私的空間にまで及んだのか、あるいは街頭等の公共空間で行われたのかによって、重大性や金銭評価が区別される^{*167}。また、被害者が公人や著名人である場合、この領域の保護は、公共の関心事（公衆の情報利益）との衡量から後退することがある^{*168}。

③人格の核心部分を構成する親密な領域への侵害は、それが人間の尊厳に直結する領域であることから、空間のいかんや公共の関心事にかかわらず、原則として、絶対的に保護され、その侵害は、特に高額の賠償となる^{*169}。ここには、とりわけ性的領域に属する生活事象が含まれる。被害者が衣服を身に着けた状態で夫とベッドに横たわっている様子が写った画像についても、親密領域への侵害が肯定されている^{*170}。また、性的指向や健康・疾病の情報、あるいは不妊治療や中絶といった内面的な事実も親密領域である^{*171}。

^{*165} BGHZ 128, 1, 16 = NJW 1995, 861, 865; Wanckel in Paschke/Berlit/Meyer, Hamburger Kommentar Gesamtes Medienrecht, 4. Aufl., 2020, 45. Abschn. Rn. 57; Vieweg/Lorz in: jurisPK-BGB, 6. Aufl., 2012, § 253 BGB Rn. 97.

^{*166} ウエイターの写真の無断公開につき 2,000 ユーロ（OLG Karlsruhe, Urt. v. 8.4.2009 【II-52】）。

^{*167} 女優の散歩中の写真報道について 20,000 ユーロ（LG München I, Urt. v. 29.5.2013 – 9 O 659/13 【控訴審・II-14】）、有名人の不倫報道について、地裁は、親密領域の侵害として 10,000 ユーロの金銭補償を認定していたが、高裁は、不倫の事実そのものは一般的な私生活領域への侵害にとどまるとして 8,000 ユーロに減額した（OLG München, Urt. v. 31.7.2014 【I-54】）。

^{*168} BVerfGE 101, 361 (382 ff.) – Caroline I; BGH, Urt. v. 22.11.2011 – VI ZR 26/11.

^{*169} 例外は、本人の同意がある場合である【II-33、II-50】。

^{*170} 非公開（友達限定）の SNS 上の親密な写真が、原告の元夫の性犯罪報道に無断利用されたことも含め、1,200 ユーロ（AG München, Urt. v. 15.6.2012 【II-60】）。

^{*171} 詳細は【別表】参照。例えば、II-11（著名人につき€25,000）、I-30（性被害のアウティング€20,000）、II-25（女優につき€7,500）、II-34（性的指向のアウティングにつき€5,000）、II-38（透析中の写真€3,500）、

また、親密領域侵害の典型例として、裸体の無断撮影や無断公表がある。その侵害の重大性に照らし、比較的高額の金銭補償が認められる。BGH は、裸体写真が、人格の中でも最も強く保護される親密領域に属することを前提に、特定目的（10 万部発行の学校教育用の生物の教科書への掲載）に限定して与えられた同意は、これとは異なる目的（テレビ放映や新聞掲載）には及ばないと判断している^{*172}。その上で、たとえ放映時間が数秒と極めて短時間であったとしても、テレビという媒体の影響力を考慮し、金銭補償を認めている^{*173}。インターネットについても、迅速に削除されてもその特有の危険性が考慮される^{*174}。著名人であれば、人格権の財産的構成部分に係る損害も併せて問題となり得る。

交際関係のもとで作成・共有された性的画像^{*175}が、無断で第三者に転送されたり、あるいは当事者間の関係破綻後に同意なく、SNS やポルノ系サイト等を通じて第三者に頒布、拡散される場合がある。いずれの場合も、当初の同意は当該行為を正当化するものとはならず、人格権侵害が肯定される。無断転送の事案では比較的少額の補償にとどまる事例もあるが^{*176}、いわゆるリベンジポルノ等、嫌がらせ目的で利用される場合には、その侵害態様と動機に照らして、金額補償額は増額される^{*177}。

なお、性犯罪にかかわる場合には、親密領域への侵害とはならず、常に報道の自由との衡量のもとにおかれる。虚偽の場合には名誉に対する重大な侵害となる^{*178}。

イ) 名誉（社会的評価、人格的価値や尊厳の尊重）侵害を含む場合

① 尊厳の侵害

私生活の保護において、人間の尊厳に関わる人格の核心領域が、原則として絶対的な保護を受けるのと同様、名誉侵害が問題となる場合にあって、特に重大と評価されるのは、人間の尊厳そのものを直接的に攻撃する表現である^{*179}。すなわち、ある者に対して公然と死を願う、あるいはその者の障害や疾病等の身体的な不自由を揶揄する、嘲弄する表現である。たとえ政治家に対する風刺の体裁をとっていたとしても、表現の自由による保護は受けない^{*180}。虚偽の死亡報道も、これに該当する^{*181}。

人種差別的な表現も、例えば、黒人アフリカ人女性に対する「黒んぼ集団」や「黒い猿」といった侮辱は、人間の尊厳を侵害する重大な人格権侵害とされる^{*182}。近年では、外国人に対する差別的かつ暴力的な言動に対し 750 ユーロ^{*183}、タクシー運転手への外国人嫌悪的な暴言に対し 1,500 ユーロ^{*184}、さらに人種差別的な動機に基づき、路面電車内でシリア人の少年に脳振盪等の傷害を負わせた事件では、

II-69（胸の手術痕につき€500）。

*172 BGH NJW 1985, 1617; vgl. OLG Karlsruhe NJW-RR 1994, 95.

*173 例えば、【II-40】（€3,000）。

*174 【II-39】（ウェブサイトから 2 日間で削除された事件で、€3,500）。

*175 いわゆるセクスティング（性的内容——特に児童ポルノ的内容を含む——画像を送信・転送する行為）と呼ばれる行為で、当初は被写体の同意のもと作成される（とりわけ若年者の自撮り）。

*176 LG Karlsruhe, Urt. v. 6.4.2018 【II-70, €500】。

*177 原告の裸体写真がインターネット上に無断公開された事案で、リベンジポルノとしての悪質性や原告の個人情報（本名、自宅住所、電話番号）も掲載し二次被害の危険性もあったとして 25,000 ユーロを認めた事例（LG Kiel, Urt. v. 27.4.2006【II-9】）の他、【II-12】（€22,000）等。また、ウェブ上ではないが、知人等に流布された事例として、【II-42】。

*178 BGHZ 199, 237–247 f. – Sächsische Korruptionsaffäre.

*179 L. Petersen, Die Bemessung immaterieller Schäden bei Persönlichkeitsverletzungen in Deutschland, England und den USA, 2022, S.136.

*180 LG Berlin, Urt. v. 5.8.2013 【I-29, €20,000】。

*181 LG Hamburg, Urt. v. 2.6.2017 【I-8, €100,000】。

*182 AG Schwäbisch Hall, Urt. v. 1.6.1995, NJW-RR 1996, 21 【I-104】。

*183 AG Goslar, Urt. v. 17.8.2017 【I-89】。

*184 AG Berlin-Charlottenburg, Urt. v. 17.1.2007 【I-77】。

5,000 ユーロが認められている^{*185}。さらに、右派の国会議員が有名人夫婦の子に対し、複数のツイートで「小さなハーフ・ニガー」などと呼んだ事案では、15,000 ユーロの金銭補償が認められた。算定に際しては、ツイートの極めて大きな影響力、被告の収入状況、ならびに（本件では欠けていた）連邦議会議員に期待される模範機能も考慮された^{*186}。

②人格の歪曲の程度

社会的評価や人格評価に関わって、不当な嫌疑報道の場合には、そこで問題となった**嫌疑の内容**、その道徳的又は法的非難の重さが考慮される^{*187}。虚偽の事実が流布された場合には、その事実の公表によって被害者の人格がどの程度歪められたか、**歪曲の程度（侵害内容の悪質さ）**は重要な要素となる^{*188}。とりわけ、人間の尊厳の核心に近い親密領域に含まれる事項に関わって人格が歪曲される場合、その重大性は大きくなる。例えば、著名人への性犯罪疑惑^{*189}、企業の法務部長について虚偽の小児性愛疑惑が流布された事件では、高額な補償が認められている^{*190}。

同様に、性的な、あるいはわいせつな文脈で肖像が無断で使用される場合も、個人を性的な客体（道具）へと貶める重大な人格権侵害となる^{*191}。原告の実名とともに原告の顔と合成したポルノ写真がインターネットに公開された事例では、本人の肖像が本人の意図しない文脈で（ポルノ画像として）公表されること自体が、尊厳を著しく傷つけるとして、15,000 ユーロが認められた^{*192}。タブロイド紙に「色情狂の性体験」との見出しを付けた記事の中で、わいせつな文脈で女子学生のトップレス写真が無断使用された事案でも、（健康侵害含め）12,000 ユーロが認められた^{*193}。さらに、裸体ではなくとも、警察大学内部での非公開行事で撮影された写真を、事実からは客観的に導けない性的かつ侮辱的な意味付けをして報道されたような事案でも、対象者を公衆の前で道徳的に貶める重大な人格権侵害に当たるとして、2,500 ユーロの金銭補償が認められている^{*194}。これらに対して、番組内で被害者の容姿のみに向けられた侮辱的な表現については、賠償が認められるとしても、その金額は比較的少額にとどまる^{*195}。

③原告の社会的地位・知名度

すでに初期の判例において、名誉侵害の補償額の算定に際して、被害者の**社会的地位**が重要な考慮要素として位置づけられている^{*196}。今日でも、被害者の高い知名度や社会における特別な地位は、侵害の持続性を基礎づける事情として考慮される^{*197}。社会的評価の低下がキャリアに不利益を及ぼしうる職種では（医師、弁護士、会計士、研究者等）、被害者の社会的地位は、損害を増大させる要素として考

*185 LG Erfurt, Urt. v. 26.10.2021 【I -68】。

*186 LG Berlin Urt. v. 15.1.2019 【I -40】。

*187 【I-4,5,6 (€395,000)】、【I-17 (€50,000)】、【I-20 (€50,000)】の他、【I-13 (€50,000)】等。

*188 実父との近親相姦を明確に暗示する楽曲に対して、抑止的效果も重視し、当時の最高水準である DM 60,000 (OLG Karlsruhe, Urt. v. 27.4.1994 【I-23】)、未成年者とポルノ業界との関連付け【I-12】、ゴシップ誌の表紙見出しで著名人の人格をミスリードしたことにつき 80,000 ユーロ【I-54】。

*189 いわゆるカッヘルマン（性犯罪疑惑）事件【I-4,5,6（高裁にて総額€395,000で確定）】。

*190 【I -16 (€50,000)】の他、【I-20】等。

*191 例えば、【I-27 (€25,000)】。

*192 OLG Oldenburg, Urt. v. 8.11.2015 【I-36, €15,000】。原審 22,000 ユーロから減額したことに批判あり。

*193 LG Kaiserslautern, Urt. v. 22.6.2007 【II-17】。

*194 OLG Dresden, Urt. v. 13.04.2021 【II-49】、またナイトクラブの写真につき【II-46】。

*195 番組内での一般女性に対する侮辱 (LG Hannover, Urt. v. 11.1.2006 【I-60, €6,000】)。

*196 BGHZ 26, 349, 359 - Herrenreiter; BGH, Urt. v. 10.11.1961, GRUR 1962, 211, 214 - Hochzeitsbild.

*197 Vgl. LG Frankfurt am Main, Urt. v. 7.9.2007 【I -13】; Staudinger-Schiemann, § 253 Rn. 60; これに反対するものとして、von Bar, NJW 1980, 1724, 1729.

慮される^{*198}。例えば、開業医については、その職業上の発展が良好な評判に強く依存することから、この事情は、非財産的損害に対する金銭補償の算定においても考慮されるべきであるとされた^{*199}。研究者について、連邦議会の機密情報を州憲法擁護局に提供したかのような印象を与える記事が公表された事案では、本人を特定し得る名誉侵害的な報道が被害者のキャリアに否定的な影響を及ぼし得ることを根拠に、人格権侵害の特段の重大性が肯定された^{*200}。

被害者の高い人気は、通常、侵害者の広範な拡散意図と結びついている。そのため、一部の裁判例では、被害者の知名度の低さが、賠償額の減額要素として考慮される^{*201}。これに対し、被害者が著名人であるかは賠償額に影響しないと強調する見解もある^{*202}。この立場は、金銭賠償の一般予防（抑止）機能を重視し、被害者の知名度にかかわらず高額賠償を肯定し得る点に根拠を有する^{*203}。

④表現主体と文脈

侵害行為が誰によって、どのような状況で行われたのかも、重大性判断に影響を及ぼす場合がある。著名なドイツのラッパーが、SNS上で、原告女性の名誉を害する発言を流布した事案で、裁判所は、ラッパーの表現には一部に非論理的で誇張された傾向があるため、合理的な平均的市民はそれを額面どおりには受け取らないといった点を強調し^{*204}、このことが、人格権侵害の強度、ひいては金銭的賠償額の高さに影響を及ぼすとした例がある（批判はある）。また、当該権利侵害に対する批判的なメディア報道も、被害者に一定の満足を与えうる要素とするものがある^{*205}。

⑤侵害の継続期間

侵害の継続期間も、人格権侵害の重大性や金銭補償額に大きな影響を与える^{*206}。迅速に削除されれば、減額評価につながる可能性がある^{*207}。他方で、同一媒体による違法な公表が繰り返されてはじめて、金銭補償を正当化するに足りる重大性が生じる事例もある^{*208}。商業利用の場合には、抑止効果を考慮して、金銭補償額は相当に高額となる。さらに、侵害行為の結果や、それが被害者に及ぼす影響の持続性も考慮の対象となる^{*209}。

b) 表現の到達範囲（社会的認知度）

*198 BGHZ 36, 77, 80 = NJW 1962, 32, 33; BGH, Urt. v. 15.1.1965, NJW 1965, 1374, 1367.

*199 LG Kiel, Urt. v. 3.7.2012 - 17 O 77/11, juris Rn. 31. 同様の事例として、原告である医師の医療過誤疑惑を報じたテレビ番組に関する事案（OLG Köln, Urt. v. 6.7.1999, ZUM 1999, 948, 951）。報道により「原告の職業上の名誉及び医師としての信望を根幹から傷つけた」とされた。弁護士に関する同様の論理について、LG Augsburg, Urt. v. 21.12.2010 - 31 O 2804/10, juris Rn. 35.

*200 LG Berlin, Urt. v. 27.1.2011 【I -38】.

*201 LG Kaiserslautern, Urt. v. 22.6.2007, juris Rn. 74 【II-17, €12,000】.

*202 OLG Karlsruhe, Urt. v. 25.11.1994, NJW-RR 1995, 477, 479. なお、被害者の人気を、財産的損害を認めるか、非財産的損害の請求にとどめるのかを画する限定基準として用いるべきだとする学説もある（Ladeur, ZUM 2007, 111, 114）。

*203 OLG Hamm, Urt. v. 4.2.2004, NJW-RR 2004, 919, 922 【I -12, €70,000】.

*204 LG Berlin, Urt. v. 13.8.2012 【I -51, €8,000】.

*205 OLG Hamm, Urt. v. 4.2.2004, NJW-RR 2004, 929, 923 【I -12, €70,000】.

*206 大衆紙のウェブサイト上で、原告をキャラクターとする性的要素を含むオンラインゲームが2週間無料公開された（LG München I, Urt. v. 14.11.2001 - 9 O 11617/01, NJW-RR 2002, 689, 690 -Ermakova. DM90,000）.

*207 患者の個人情報ウェブに公開されたが極めて短時間に削除されたとして 5,000 ユーロ（OLG Bamberg, Urt. v. 10.4.2013 - 3U 282/12, NJW-RR 2014, 158, 159）。

*208 著名人の子の写真を合計3回にわたり繰り返し掲載したことから重大性を満たしたとして、抑止効果を含め DM30,000（BGH, Urt. v. 12.12.1995, GRUR 1996, 227, 229）。

*209 報道の結果、所属会派の離脱を余儀なくされた【I -32, €20,000】。

ア) 流布・拡散の範囲

流布・拡散の規模は、重要な考慮要素であり、これが決定的な意味を持つ場合もある^{*210}。伝統的なメディアの場合、その規模は、発行部数・視聴者数・聴取者数による^{*211}。このとき、人格権侵害の程度は、侵害が被害者にどの程度深刻な影響を与えたか、また、より客観的には、どれだけ多くの人がある事実を知るに至ったかによって大きく左右される。正確な人数の立証までは必要なく、概算で足りる。金額算定の際の目安として機能する。

インターネット上での発信の場合には、違法な記事の閲覧回数が、算定における重要な要素となる^{*212}。クリック数は、発信内容を認識した人の規模を推認する手掛かりとなるからである。したがって、発信先が外国のウェブサイトにとどまる場合には、ドイツ国内における流布の程度は比較的強く評価される。判例上、理論上のアクセス可能性と、実際にドイツ国内で拡散し実害を生じさせたこととを区別している^{*213}。

現在の確立した判例によれば、インターネット上の人格権侵害における金銭補償額は、紙媒体の場合と比べて、低くも高くも算定されるべきではない^{*214}。電子媒体の情報は、常に永続性に欠けると一概に想定することはできない。むしろ、インターネット上の情報は、削除することはできても、その前にコピーされ、リンクされ、あるいは印刷される可能性があり、永続性・拡散性がある。このような第三者による原記事の再流通は、当初の掲載によって生み出された「**インターネット特有の特別な危険**」である。したがって、このように拡大した流布の程度は侵害者に帰責され、金銭補償の算定においても考慮される。もっとも、判例によれば、インターネット上での公表につき金銭補償額を一律に引き上げることは認められていない。また、広く流通する日刊紙の一面に掲載される場合や人気のある時間帯に放送される場合の方が、知名度の低いインターネット上のポータルサイトで公表される場合よりも、原告の社会的評価に対して重大かつ持続的な影響を及ぼし得ると指摘される。さらに、検索エンジンによるリンク付けも賠償額を引き上げる理由とならないとされる。なぜなら、このような方法による情報取得は、常に当該人物に既に関心をもつ者による**能動的な検索行為**を前提とするからである。

イ) 公表の態様（表現方法）

出版物の場合、拡散規模を推定するにあたって、記事の具体的な見せ方、例えば、写真の大きさや配置、記事の見出し等も考慮される^{*215}。雑誌の表紙面で大きく報じられた場合、いわゆる「表紙だけ見る人」や「売店で立ち読みする人」^{*216}のような、購入しない人にも違法な掲載内容が認識されることになり、その分、流布の程度が拡大するからである^{*217}。表紙で記事の掲載を予告する場合も同様とされる。また、人格権侵害が特に人を貶めるような見出しによって行われる場合、その見出し自体が独立した意

^{*210} ウェブ公開による世界規模のアクセス可能性を考慮した（LG München I, Urt. v. 14.11.2001-9 O 11617/01, DM90,000）。

^{*211} 1450 万人の視聴者がいる番組内の侮辱発言につき€6,000（LG Hannover, Urt. v. 11.1.2006【I-60】）。

^{*212} BGH, Urt. v. 17.12.2013, BGHZ 199, 237, 269 f. - Sächsische Korruptionsaffäre.

^{*213} オンライン記事がドイツ国内では広く流通していない外国の出版物を参照したにすぎなかったことから、30,000 ユーロの請求に対し、わずか 3,000 ユーロのみを認めた。もっとも本件では、全面的な訂正が行われた点が大きいとされる（OLG Hamburg, Urt. v. 24.3.2009 - 7 U 94/08, ZUM-RD 2009, 654, 657）。

^{*214} BGH, Urt. v. 17.12.2013, BGHZ 199, 237, 264 f. 一部の下級審判決では、紙媒体とオンラインとで補償額を区別する判断がなされていた。その背景には、新聞はより広範な層の人々に到達し、オンライン記事を一瞥する場合よりも読者の記憶に内容が定着しやすいとの考え方があり、紙媒体につき 125,000 ユーロ、オンライン記事につき 7,500 ユーロとされた（LG München I, Urt. v. 29.5.2013 - 9 O 659/13; OLG München, Urt. v. 25.2.2014, ZUM-RD 2014, 696 により確定）。

^{*215} OLG München, Urt. v. 25.2.2014, ZUM-RD 2014, 696, 701; Prinz, NJW 1996, 953, 955.

^{*216} Vgl. BVerfGE 97, 125, 152 - Caroline I.

^{*217} OLG München, Urt. v. 31.7.2014【I-54】; LG Hamburg, Urt. v. 29.5.2009, ZUM-RD 2009, 610, 612（タブロイド紙の見開きのメインビジュアルとして、有名歌手兼音楽プロデューサーの休暇中のビーチでの裸体写真が無断掲載された。ただし、原告もこれまで私生活を公開してきたとして請求の半額の€40,000のみ認容）等。

味内容を持ち、記事本文を読まない読者にも強い印象を与え得ることから、その侵害の重大性が重視される^{*218}。その後の記事内容によって、その印象を修正する機会を読者に与えられているか否かも、補償額の算定に影響する。

他方で、重大な人格権侵害があっても、その侵害内容が広く公表又は流布されていない場合、賠償額は一般に低い水準にとどまる。例えば、侮辱されたとしても、それが広く公衆に認識されていないのであれば、金銭補償の額も高額には達しない^{*219}。その理由として、一つには、広く公衆に届いていない人格権侵害の場合には、被害者の満足利益が相対的に小さいこと、もう一つには、判例法が特に商業利用の場合に重視する抑止という観点も働きにくいことが挙げられる^{*220}。なお、外国の出版物の場合であっても、その掲載内容の流布の程度は損害額にあたり考慮される。ただし、人格権侵害がドイツ国内の裁判所で主張される場合、裁判所はドイツ法が適用される地域内での流布の程度しか判断の基礎とすることができない^{*221}。

ウ) 公表の反復・継続性

同一の加害者による違法な公表の回数も、補償額の算定上、重要な意義をもつ。同一の加害者によって**複数の権利侵害行為**が行われた場合には、被害者の満足利益及びさらなる権利侵害の予防という双方の目的を果たすため、高額な補償額が必要とされる^{*222}。そのため、これら高額な賠償額が認められてきたのは、いずれも多数の権利侵害行為を一括して算定する事例である^{*223}。

裁判所は、相互に関連する**複数の侵害行為が存在する場合**、個別の金額に分けることなく、それらをまとめて金銭補償を認める傾向にある。このことは、加害者が、第二の侵害行為に際して、別の媒体を利用した場合にも当てはまる^{*224}。また、多くの裁判実務では、公表数が多数に及ぶ場合には、包括的な金額を認める傾向にある^{*225}。その金額は、個別の侵害ごとに損害額を算定する場合よりも低額になるとして、原告側からは、いわば「セット割引」であるとの批判がなされた。そのため、裁判例には、補償対象となる多数の侵害行為がある場合、侵害ごとに個別の金額を認める判決もある^{*226}。

エ) 特定可能性・識別可能性の程度

被害者の**特定可能性(識別可能性)の程度**は、どれだけ多くの人がある事実を知るに至ったかに影響す

*218 LG Berlin, Urt. v. 27.8.2006 【I - 32】 ; KG Berlin, Urt.v.27.7.2007, AfP 2008,407 (タブロイド紙の記事で、連日、原告を「売春宿政治家」とする印象的かつ侮辱的な見出し(造語)が繰り返し用いられた事案で、キオスク読者等にも強い印象を与えた等として、20,000 ユーロの金銭補償が認められた)。

*219 €1,000 までの低額の事案が多い(【別表I】を参照)。その他、近隣トラブルに伴う一連の侮辱行為に対して 700 ユーロを認めた事例がある(OLG Frankfurt a. M., Urt. v. 7.7.2009, NJW-RR 2010, 403)。

*220 Vgl. OLG Zweibrücken, Urt. v. 21.2.2013, VersR 2013, 915.

*221 OLG Hamburg, Urt. v. 24.3.2009, ZUM-RD 2009, 654, 657. これは、欧州司法裁判所が展開した「モザイク理論」原則に由来する(EuGH, Urt. v. 7.3.1995 - Rs. C-68/93 = NJW 1995, 1881, 1882.)。

*222 例えば、【I - 3,4,5,6,7】、【II - 2, 3, 5,6】等。以上は、いずれも著名人に関するもの(€60,000~€400,000)。【II - 21】も参照。

*223 単発の掲載であることが減額要素となる場合もある(LG Berlin, Urt. v. 03.11.2009 - 27 O 343/09, juris Rn. 61)。

*224 一般市民である未成年者の名前に対する侮辱が、数回のテレビ放送の後、ネット上でもオンデマンド公開された【I - 12, €70,000】。

*225 利益獲得目的のため 86 本ものでっ上げ記事につき、当時の最高額 400,000 ユーロを認めた【I - 2】。

*226 例えば、著名人に対する犯罪疑惑記事につき、20 本の紙媒体と 18 本のオンライン記事を個別評価し、総額調整して 395,000 ユーロとした例【I - 4】の他、著名人の私生活や恋愛関係につき 11 本の写真付きの不適切な憶測報道につき、1 本あたり€5,000~30,000 として総額 220,000 ユーロとした事例がある(LG Köln, Urt. v. 5.7.2017 - 28 O 9/17)。

る。画像の公表^{*227}及びフルネームの明示^{*228}はいずれも、補償額の増額要素となる。侵害の重大性という観点からは、氏名の明示の方がより深刻とされる^{*229}。画像については、識別可能性の程度が重要となる。例えば、後ろ姿だけでも本人と特定可能であれば肖像権侵害となる^{*230}。モザイク処理が施されて公表された場合、被害者の識別可能性は低下するため、それに応じて賠償額も減少し得る^{*231}。もっとも、これは顔認識ソフト等による特定可能性を織り込んでいないことが指摘されている。識別不能となるよう処理が施されていたとしても実際には識別できる場合には、公表は違法と評価され、増額要素となり得る。また理論的には特定可能であっても、その識別が被害者の生活をよく知る少数の者に限定される場合には、流布の程度が限定的であるため、賠償額の算定では減額方向に作用し得る^{*232}。

原告の特定可能性の程度は、とりわけ嫌疑報道において重要な意味をもつ。連邦憲法裁判所の判例によれば、被疑者・犯人の人格権が、時事的で完全な報道（犯人像も含む）に関する公衆の情報利益に劣後するのは、重大犯罪の場合に限られる^{*233}。したがって、犯人を特定可能な形で行われる報道は、原則として人格権の重大な侵害に当たる。たとえ犯罪行為が数年前のものであっても、特定可能な形での報道は、金銭補償の対象となる。ただし、金額の算定にあたっては、当該人物は犯罪報道そのものについては原則として受忍すべき立場にあった一方で、特定可能な形での報道についてまで受忍義務を負うものではなかったことが、減額要素となり得る

^{*234}。

オ) 先行公表の評価

他の加害者による別媒体での類似公表が、補償請求権の成立及び算定に与える影響が問題となる。判例は、先行する、又は同時期の違法な公表について、それぞれが独立した人格権侵害を構成し、それに対応して補償請求権も併存するとする^{*235}。したがって、既に支払われた補償や和解金の存在を理由として、後行公表に対する補償を減額することは、原則として認められていない。

侵害の評価は、媒体の種類ではなく、実際の到達範囲及び流布の程度に基づいて個別に行われることから、先行掲載や第三者による拡散があることのみをもって、後続行為の違法性又は侵害の重大性を低下させたり、損害額を一般的に減額したりすることは認められていない。さらに、後続の出版物（転載等）についても、それぞれ独立の侵害として個別に評価される。

加えて、先行報道により被害者について一定の否定的評価が形成されている場合であっても、これと時間的に近接する後続の名誉侵害報道については、当該先行行為の存在のみを理由として賠償額を減額することは否定されている^{*236}。実際、先行報道等により、すでに著しく名誉が傷つけられていた事案において、その点を考慮することなく、5,000 ユーロの金銭補償を認めた事例がある^{*237}。

もっとも、例外的に、先行公表によって読者の情報利益が低下している場合には、その限度で減額が許され得る。BGH によれば、証明されていない事実の流布による名誉侵害については、他の媒体で同様の内容がすでに公表されている場合であっても侵害の重大性は原則として減少しないとする一方、私生活領域への侵害については、同一内容の反復公表では、最初の侵害が相対的に重みをもち、その後は、

^{*227} OLG Frankfurt, Urt. v. 13.11.2007 【II-28, €6,000】。

^{*228} LG Berlin, Urt. v. 27.1.2011 【I-38】（氏名が明示されていないことが限定要素となった）。

^{*229} OLG Frankfurt, Urt. v. 13.11.2007 【II-28, €6,000】。

^{*230} OLG Düsseldorf, Urt.v.23.5.1984 【II-43】。

^{*231} AG München, Urt. v. 15.6.2012 【II-61, €1,200】。

^{*232} OLG Bamberg, Urt. v. 10.4.2013 【II-53, €2,000】。

^{*233} BVerfGE 35, 202, 230 f. - Lebach.

^{*234} そのため 15,000 ユーロの請求に対し 5,000 ユーロとされた（LG Berlin, Urt. v. 30.10.2003 - 27 O 453/03）。

^{*235} BGH, Urt. v. 22.1.1985, NJW 1985, 1617, 1620 - Nacktfoto（ただし、学説上の批判がある）。

^{*236} BGH, Urt. v. 17.12.2013, BGHZ 199, 237, 259 f. - Sächsische Korruptionsaffäre.

^{*237} OLG Dresden, Urt.v. 3.5.2012 - 4 U 1883/11 【I-17, €5,000】。

情報利益（読者の関心）が低下することから、侵害評価も変わり得るとする^{*238}。

c) 健康侵害

侵害性の強い公表や著しく名誉を毀損する表現が、被害者の健康や心身の平穩に大きな影響を与えることは、一般に明らかであって、このような心理面への影響は、人格権侵害の強度及び補償額を評価する際に考慮されている^{*239}。例えば、税関検査のテレビ報道で、薬物の使用等が疑われた事案では、友人・知人・取引先の離反可能性に照らし、精神的・身体的な影響が補償額の算定に際して強調され 1,500 ユーロが認められた^{*240}。また、タブロイド紙に「色情狂の性体験」との見出しを付けた記事の中で、わいせつな文脈で女子学生のトップレス写真が無断公表された事案で、裁判所は、12,000 ユーロの金銭補償を認める理由の一つとして、記事により被害者が医学的な精神障害（適応障害）を発症し、1 年以上の精神科治療を必要とした点を考慮している^{*241}。

他方で、このような重大な侵害行為が、単なる不快感や不安の喚起にとどまらず、被害者の精神障害、さらには身体症状へと発展する場合には、ドイツ法では、（身体侵害等に対する）慰謝料請求と（人格権侵害に対する）金銭補償とが明確に区別されていることから、疾病相当のレベルに達した精神的障害や身体的障害については、別途、BGB 253 条 2 項に基づく慰謝料請求として主張立証し、補償を求めることができる（近時の BGH はそのようにすべきと言う^{*242}）。

（２）加害者側の事情

a) 有責性の程度・誘因と動機・侵害態様

完全賠償原則のもと、賠償範囲は、本来、加害者の故意・過失の程度に左右されることはない^{*243}。しかし、人格権侵害による金銭補償では、満足及び予防の観点が前面に出ることから、**加害者の有責性の程度**は、算定の一要素となる^{*244}。侵害が重大であるかぎり単純過失の場合にも補償は肯定され得るが、加害者に故意や重過失が認められる場合には、補償額を顕著に増額することが求められる^{*245}。

有責性の程度は、加害者に課される注意義務の基準に依拠して判断される。報道事案では、ジャーナリズム上の注意義務違反の程度が中心となる^{*246}。医師が患者の写真を無断でウェブに公開した事案では、刑法上の守秘義務違反（StGB 203 条 1 項）が増額事情として考慮されている^{*247}。これに対して、加害者に責任能力の減退

*238 BGH, Urt. v. 17.12.2013, BGHZ 199, 237, 259 - Sächsische Korruptionsaffäre.

*239 例えば、LG München I, Urt. v. 11.6.2008 【I -15, €50,000】；LG Flensburg, Urt. v. 14.6.202 【I -49, €10,00】；LG Berlin, Urt. v. 13.8.2012 【I -52, €8,000】；OLG Wien, Urt. v. 26.8.2015 【II -23, €8,000】；LG Kiel, Urt. v. 3.7.2012 -17/O 77/11（一連のハラスメントが、原告である男性医師に強い不安や持続的な精神的苦痛を与えたとして、€2,000 認容）。このような場合に、独立した健康上の損害を認める学説もある（Lorenz, Immaterieller Schaden und “billige Entschädigung in Geld”, 2021, S. 71）。

*240 LG Kleve, Urt. v. 21.1.2009 【I -37】。

*241 原告は睡眠障害、不安感、神経過敏等に悩まされていたという担当医師の証言も踏まえて判断された（LG Kaiserslautern, Urt. v. 22.6.2007 【II -17】）。

*242 BGHZ 240, 45, Rn.72（脚注 82）；BGH, Urt. v. 17.12.2013, BGHZ 199, 237, 263 - Sächsische Korruptionsaffäre.

*243 Wagner, Gutachten 66. DJT, A 14.

*244 LG Berlin, Urt. v. 15.11.2011 - 27 O 393/11（悪質な故意【I -45】€10,000）；OLG München, Urt. v. 25.2.2014（営利目的の故意、20,000 ユーロ【II -14】）。

*245 Staudinger-Schiemann, § 253 Rn. 60；これに対して、加害者の有責性は法益侵害の態様を悪化させ、填補すべき損害そのものを増大させることから、満足機能を援用する必要はないとする見解もある（Schubert, Die Wiedergutmachung immaterieller Schäden im Privatrecht, 2013, S. 263）。

*246 LG Offenburg, Urt. v. 9.1.2013 - 3 O 215/12, AfP 2013, 429, 432（ジャーナリズムの著しい注意義務違反）。

*247 OLG Bamberg, Urt. v. 10.4.2013 - 3 U 282/12, NJW-RR 2014, 158（€2,000）。

が認められる場合には、減額要素となることがある^{*248}。

(ア) 利益獲得目的——抑止の必要性

加害行為に至る経緯や動機は、損害算定において、予防の観点をとどの程度取り込むかに左右される。裁判例では、編集部が意図的に虚偽報道による利益獲得を図った場合、これを重要な増額要素と位置づけている^{*249}。特に扇情主義と営利追求とが結びつく場合には、通常、補償額は極めて高額となる(別表の高額事例参照)。もっとも、下級審では、より一般的な予防・抑止の観点から賠償額を引き上げる判決もある^{*250}。

近時のBGH第6民事部は、いわゆる「人格の強制的商品化」とされる事案において、非財産的損害に対する金銭補償を増額するには、商業的利益追求に関する相応の故意の認定が必要であるとし、一定の歯止めをかけているようにも見受けられる^{*251}。しかし、予防機能が援用される場面を一般的人格権への故意侵害の場合に限定すべきかについては、なお明確な結論は出ていないことが指摘されている^{*252}。例えば、ミュンヘン高裁は、重過失の場合にも予防機能は考慮し得るとし、その場合には満足機能が前面に立ち、予防機能は背後に退くという。その上で、算定に際して、予防機能が主導的に作用するのは、利益獲得を目的として故意に人格権を侵害する場合に限られるとする^{*253}。

もっとも、著名なカッヘルマン事件(性犯罪疑惑報道)は、ドイツでも特に高額の金銭補償が認容された例であると言えるが(ケルン地裁にて総額635,000ユーロ、ケルン高裁にて395,000ユーロ)、故意や加害意思を伴う事情は認定されていない^{*254}。さらに過去最高額(1,000,000ユーロ)が認容された**コール・プロトコル事件**では、ケルン地裁は、被告らに帰責される有責性(主観的に配慮を欠いたこと)の評価に際し、被告らが原告からの将来の賠償請求に備えて事前に手当てを講じていたという事情を考慮している^{*255}。

以上のような「強制的商品化」の対象となる被害者は、メディアがその人気を販売促進等の手段として利用するため、著名人のことが多い^{*256}。このため、この類型での賠償額の高額化に対しては、「**著名人加算**」といった批判もある^{*257}。

しかし、予防機能は、被害者が著名人の場合に限られるものではない。テレビ番組内において無名の未成年者(16歳)が、風刺的に描写された事案において70,000ユーロ^{*258}、インターネット上で犯罪者等として事実無根の糾弾を受けた事例で50,000ユーロの高額賠償が認められている^{*259}。もっとも、予防機能が考慮される場合であっても、一般私人に対する補償額は、著名人の場合と比べると低額となる傾向がある。例えば、同意なく男

^{*248} LG Bielefeld, Urt. v. 7.12.2010 - 7 O 121/09 (加害者の精神状況を考慮し€6,000)。その他、未成年者の事案について、脚注150(【I-78】、【II-64】)を参照。

^{*249} OLG Hamburg, Urt. v. 25.7.1996 【I-11】他。

^{*250} OLG Hamm, Urt. v. 4.2.2004 【I-12】、OLG Dresden, Urt. v. 3.5.2012 【I-17】等。

^{*251} BGHZ 199, 237, 262 f. - Sächsischen Korruptionsaffäre (原審 OGH Dresden Urt. v. 3.5.2012 【I-17】)。

^{*252} Petersen, 2022, S.157.

^{*253} OLG München, Urt. v. 25.2.2014 【II-14, €20,000】。

^{*254} 一審のケルン地裁は、被告について、対立する基本権の調整という極めて困難な領域で、法的限界線の画定を過失により見誤った、といった非難を向けるにとどめている。その上で、一審も、またケルン高裁も、金銭補償の算定に際し、予防的観点を取り込むが、BGHが言うところの「故意による強制的商品化」や「利益獲得意思」といった用語は用いなかった【I-6, 4・5】。

^{*255} LG Köln, Urt. v. 27.4.2017 - 14 O 323/15, BeckRS 2017, 125934 Rn. 391. 【I-2】具体的には、加害者がインタビューにて「ご存じでしょう、この500万ユーロというのは、第一に非現実的ですし、第二に、Qと私はもちろん出版契約を結んでいます。ですから、慰謝料などといった恐ろしいことから、当然守られているのです。」と述べていたことが指摘されている(BeckRS 2017, 125934 Rn. 392.)。

^{*256} Vgl. von Bar, NJW 1980, 1724, 1727.

^{*257} Vgl. Brüggemeier, Haftungsrecht, S. 583 m. w. N.; von Bar, NJW 1980, 1724, 1727 („Berühmtheitszuschlag“).

^{*258} OLG Hamm, Urt. v. 4.2.2004 【I-12】。

^{*259} OLG Koblenz, Urt. v. 19.1.2017 【I-18】(いわゆるドクシング)。

性の裸体映像が科学番組で放送された事案では、通常の報酬水準を上回る補償額は 3,000 ユーロにとどまった^{*260}。また、一般私人の写真の無断掲載や性的指向のアウティングに対しても、5,000 ユーロにとどまっており^{*261}、抑止効果としては十分とは言えないとの評価がある。

イ) 加害者の動機・内心的態度

商業的動機の有無にかかわらず、人格権侵害の強度それ自体に加えて、加害者の動機及び内心的態度も金銭補償額に重大な影響を与える。とりわけ、復讐や嫌がらせといった悪質な動機に基づく侵害は、増額要素となる^{*262}。

また、客観的に見て特に重大な人格権侵害が認められる場合には、相応の侵害意思の存在が推認され得る^{*263}。なかでも被害者が、私生活に関する報道を拒否したにもかかわらず、これを無視して公表した場合には、**特段の配慮の欠如ないし厚顔さを示す事情として評価される**^{*264}。加えて、侵害が執拗に反復された場合にも、高額賠償を正当化しうる事情となる^{*265}。

b) 加害者の資産状況

損害填補の観点からは、加害者の経済事情を賠償額に反映させることは要請されない。しかし、BGH 第 6 民事部の判例は、人格の無配慮な強制的商品化と評価される事案においては、「真の抑止効果」を生み得る水準の金銭補償を設定すべきであるとする。したがって、**予防の観点から加害者**に対する実効性に着目する場合には、その経済力は金額算定の重要な要素となる^{*266}。

とりわけ財力のある企業に対しては、侵害の重大性が同程度であっても、個々のジャーナリストや小規模媒体に比して高額な賠償が要請される^{*267}。また、このような理由から BGH は、報道機関の背後にある企業グループ全体の経済力も斟酌すべきであるとし、名目的な被告にとどまらず、相手方の実質的な経済状況を看過すべきでないとする^{*268}。すなわち、違法な記事を掲載した出版社だけではなく、企業集団全体の資産状況を視野に入れることが求められる。実際、コール・プロトコル事件においては、被告背後の企業グループの年商が約 160 億ユーロに及ぶことを踏まえ、ケルン地裁は、抑止機能を確保するためには 7 桁規模の補償額が必要であると判断した^{*269}。

もっとも、加害者の資力を考慮し得るのが、このような配慮を欠く強制的商品化の事案に限られるのかは明らかでない^{*270}。この点は、結局、金銭補償における予防機能の射程をどのように理解するのか、という問題に帰着する。なお、賠償額の上限が支払能力によって当然に制約されるわけではない点については、概ね見解の一致があるとされる^{*271}。他方で、営利目的を伴わない一般私人による侵害については、その限られた経済状況が一

^{*260} LG München I, Urt. v. 30.7.2003 【II-40】。

^{*261} ポルノ的なウェブサイトでの公開につき、LG Köln, Urt. v. 15.11.2017 【I-26, €25,000】、アウティングにつき LG München I, Urt. v. 21.7.2005 【II-34, €5,000】。なお、性被害のアウティングにつき 【I-30, €20,000】がある。

^{*262} いわゆるリベンジポルノ等につき、脚注 179 参照。

^{*263} OLG Hamm, Urt. v. 4.2.2004 【I-12】。

^{*264} LG München I, Urt. v. 29.5.2013 【控訴審につき、II-14】。

^{*265} Vgl. BGHZ 160, 298, 307 – Caronine I 【II-3】。

^{*266} LG Berlin, Urt. v. 13.8.2012 - 33 O 434/11, juris Rn. 25. 【I-52】。加害者が有名なラッパーであったことから高額な補償が請求されたが、侵害行為の程度に鑑みて 8,000 ユーロにとどまった。

^{*267} Staudinger-Schiemann, § 253 Rn. 60; Prinz, NJW 1996, 953, 957., Petersen, 2022, S.161.

^{*268} Vgl. BGHZ 160, 298, 307 – Caronine I 【II-3】。

^{*269} LG Köln, Urt. v. 27.4.2017 - Kohl Protokolle 【I-2】。

^{*270} LG Hannover, Urt. v. 11.1.2006 【I-60】；cf. Staudinger-Schiemann, § 253 Rn. 60.

^{*271} OLG Hamburg, Urt. v. 30.7.2009 【I-3】；Prinz, NJW 1996, 953, 955.

定程度考慮され得ることを示す裁判例もある^{*272}。

いかなる金額であれば実効的な抑止を確保できるのかについて、明確な算定基準が確立しているわけではない。実務上、加害者に対して詳細な資産調査が行われることは通常ない。例えば、ハンブルク高裁は、カロリーヌ I 事件に関する BGH の基準を具体化し、加害者が有力な報道出版社であるという事情を一般的に斟酌すれば足り、具体的な損益計算ではなく、雑誌市場における地位との関係で抑止効果を判断されるべきであるとする。賠償額は、故意の権利侵害によって獲得された市場機会の経済的重要性に見合うものでなければならぬと判示する^{*273}。

実際、裁判例では、違法な公表によって加害者が得た利益の多寡は決定的な要素とはされていない^{*274}。金銭補償は、あくまで利益獲得を目的とする人格権侵害に応答する補償として与えられるものであって、厳密な意味での利得剥奪を目的とするものではない^{*275}。

c) 加害者の侵害後の態度・対応

人格権侵害について責任を負う者の侵害後の態度も、金額に影響を与えうる。加害者には、被害者の非財産的損害を軽減し、満足利益に応答するための多様な対応可能性が開かれている。侵害態様に応じて、謝罪の申出、撤回表明や被害者からの反論の掲載等がある。ただし、これらの措置が減額要素として評価されるためには、その内容及び態様が一定の要件を満たす必要がある。

ア) 謝罪

客観的に見て加害者の自由意思に基づくものとは認められず、単なる形式に過ぎない謝罪は、賠償額の実効的な減額には結びつかない^{*276}。これに対し、被害者に対して何らの遺憾の意も表明しない場合や、侵害行為の重大性を矮小化しようとする態度は、加害者に不利に作用し、増額要素となり得る^{*277}。他方、加害者が自己の行為を真摯に悔いていることを説得的に示し、その結果として、再発の危険が否定され得る場合には、予防的観点からは後退し、減額方向に働く余地がある^{*278}。

イ) 訂正・撤回、反論の掲載

撤回や訂正、反論掲載は、賠償額を大幅に減額し得る事情となる。また被害者の精神的損害の軽減又は消失が認められる限度で、請求自体が排除されることもあり得る^{*279}。訂正措置は、その任意性に加え、公表時期及び内容の完全性が決定的に重要である^{*280}。侵害公表と同程度の範囲及び体裁で訂正が行われた場合には、顕著な減額効果があり得る^{*281}。他方で、訂正が遅れた場合には、それが侵害的公表と同一の範囲に到達する保証がなく、その損害緩和効果は限定的なものとされる。

なお、被害者が訂正請求権を行使しなかったことのみをもって賠償額が減額されるわけではない。しかし、反論掲載を容易に実現し得たにもかかわらず、長期間行動に移さなかった場合には、被害者の満足利益が限定

^{*272} Vgl. LG Kiel, Urt. v. 27.4.2006 【II-9】。

^{*273} OLG Hamburg, Urt. v. 25.7.1996, NJW 1996, 2870, 2873 【I -11】。

^{*274} OLG Hamm, Urt. v. 2.4.2004 【I -12】。その金額が、加害者に対して十分な制裁的抑止効果を与えるのに、抽象的に見て適当であるかどうかが問われるに過ぎない（【II-11 の控訴審】）。

^{*275} BGHZ 128, 1, 16 - Caroline I.

^{*276} LG Berlin, Urt. v. 15.8.2013 【I -29】、謝罪の方法等について【I -60, II -53】等。

^{*277} OLG Karlsruhe, Urt. v. 27.4.1994 【I -23】。

^{*278} LG Kiel, Urt. v. 3.7.2012 - 17 O 77/11, juris Rn. 33.

^{*279} BGH, Urt. v. 5.3.1963, NJW 1963, 904, 905.

^{*280} OLG Frankfurt, Urt. v. 13.11.2007 【II-28】。

^{*281} Vgl. BGH, Urt. v. 5.3.1963, NJW 1963, 904, 905 - Hauptdrahtzieher; OLG Hamburg, Urt. v. 24.3.2009, ZUM-RD 2009, 654, 657 f.

的であるとの推認が許されたとした判例がある^{*282}。

ウ) 警告・差止命令への応答

警告後も侵害を継続した場合には、特に配慮を欠く態度であるとして、補償額の重要な増額要素となる^{*283}。他方で、仮処分において初めて侵害を停止した場合であっても、その後に差止命令を受け入れた事情は、減額方向において一定の考慮対象となり得る^{*284}。

エ) 侵害後の拡散

加害者の行動により侵害内容がさらに拡散し、より広範な公衆に伝播した場合には、増額要素となる。例えば、被害者による法的措置開始後も、メディア出演等を通じて当該内容への注目を集めた場合等である^{*285}。

(3) 被害者側の事情

a) 減額事由——侵害行為前における被害者の行動

ア) 自己開示

私生活領域又は親密領域への侵害に対する補償額の算定においては、被害者が侵害以前に私生活の詳細をどの程度、自ら公にしていたかが、しばしば決定的な意味を持つ。その背景には、人格権の内容は、その担い手自身の自己理解によって形成されるという憲法上の考え方がある^{*286}。この理解に立てば、私生活をどの範囲で公にし、いかなる部分を私的領域として保持するのかは、原則として、本人の自己決定に委ねられる。

私生活の公開を自ら受け入れる極端な事例として、リアリティーショー番組への出演（コンテナ生活と称されるもの等）が挙げられる^{*287}。他方、被害者が、侵害行為以前には比較的内向的な生活を送り、私生活を公にしていなかった場合には、侵害の重大性が肯定され、高額の金銭補償が正当化され得る。実際、カッヘルマン事件やシューマッハ事件において、裁判所は、著名人であっても、性的事項や婚姻生活といった親密な事項については、本人による自己開示がない限り、第三者による公表は許されない旨を指摘している^{*288}。

これに対し、私的な情報を積極的に公開し、広い公衆に自己を開示してきた者については、「私生活領域に自発的に踏み込んだこと」によって、ただちに人格権侵害やその金銭補償が否定されるわけではないが^{*289}、補償額が減額されることになる。著名な女性作家ヘラ・リントの事案では、公の場で自ら私生活や性生活について相当程度語ってきた事情が重視され、海辺での裸体写真（雑誌の表紙写真を含む）の公表に対する金銭補償額が減額された。被害者がそれまで裸体の撮影を許可してこなかった点に争いはなかったが、地裁は、請求額 25 万 DM に対し、「相対化された満足利益」を理由に、15 万 DM にとどめた^{*290}。その後も、ハンブルク地裁は、有名男性タレントの休暇中の裸体写真が無断で公表された事件で、原告が過去に私生活の親密な事項を自ら詳細に公表し、内縁の女性とともに軽装で写した休暇写真を出版目的で提供していた点を考慮して、原告の請求額最低額 80,000 ユーロに対して 40,000 ユーロとしている^{*291}。

イ) 利用・商品化の意思

^{*282} BGH, Urt. v. 30.1.1979, NJW 1979, 1041, 1041 f. – Exdirektor（学説には否定的な見解も示されている）。

^{*283} BGHZ 35, 363, 370 – Ginsenwurzel.

^{*284} LG München I, Urt. v. 14.11.2001, NJW-RR 2002, 689, 690 – Ermakova（侮辱的なオンラインゲーム。配信後 2 週間で仮処分により停止したが、すでに 1800 万回再生されていた。DM90,000）。

^{*285} Vgl. OLG Karlsruhe, Urt. v. 27.4.1994 【I -23】。

^{*286} BVerfGE 54, 148, 155 f. = NJW 1980, 2070, 2071 – Eppler.

^{*287} Vgl. LG Berlin, Urt. v. 13.8.2012 【I -52】。

^{*288} LG Köln, Urt. v. 30.9.2015 【I -5, 6】; OLG Hamburg, Urt. v. 17.1.2017 【I -24】。

^{*289} LG Berlin, 27.6.2006 – 27 O 250/06（自己開示を理由に金銭補償が否定された事例）。

^{*290} LG Hamburg, Urt. v. 20.7.2001, ZUM 2002, 68, 70.

^{*291} LG Hamburg, Urt. v. 29.5.2009（脚注 219 参照）。その他、【II -36, 50】も参照。

肖像の無断広告利用が問題となった素人騎手事件判決において BGH は、自己の人格を商品化する意思を欠く場合には、仮定的ライセンス料の認定（財産的損害賠償の付与）は否定されるとした。その代わりに、自己の肖像を広告目的で提供する意思がなかったという事情は、非財産的損害賠償額の算定において決定的な考慮要素となるとした^{*292}。これに対し、政治家の氏名・肖像を用いた風刺広告が問題となった BGH 第 1 民事部の財務大臣退任事件判決によれば、人格権の商業的要素が侵害された場合、不当利得法上の侵害利得返還請求においては、被害者の利用意思は要件とされない。というのも、この請求は、被害者の同意を擬制するものではなく、もっぱら被害者に帰属する処分権限への違法な侵害に対する補償を目的とするからである^{*293}。その結果、人格的特徴が広告目的で無断使用された場合には、被害者が利用意思を欠いていても、原則として仮定的ライセンス料の方法が用いられる。さらに、当該利用形態が、被害者の人格の精神的側面にも侵害を及ぼす場合には、これとは別に金銭補償請求が成立し得る。近時の裁判例では、著名なテレビ司会者の写真がテレビ番組雑誌の Facebook プロフィールに無断使用された事例（いわゆるクリックベイト）において、広告という商業的利用に対する対価としての仮定的ライセンス料を類推しつつ、原告の疾病、とりわけ癌の可能性を広告的に利用した点を重視し、20,000 ユーロの金銭補償を認めたものがある^{*294}。

これに対し、報道その他のメディア利用の文脈では、被害者の利用意思の有無が、非財産的損害賠償の成否及びその額にどのように影響するかが問題となる。ここでは、利用意思がある場合と、これを欠く場合とが区別される。そもそも商品化に応じる意思がない場合には、利用意思はあるものの特定の利用や公表のみを拒否するにとどまる場合に比べて、人格権侵害は重く評価される。もっとも、原則として利用に応じる姿勢を示している場合であっても、第三者による違法な侵害によって意思決定権そのものが侵害されるときは、なお非財産的損害としての金銭補償が認められ得る。というのも、ドイツ法では、誰に対し、どのような方法で、親密領域や私生活を開示するかという決定それ自体が、憲法上保障された人格権の内容をなすからである^{*295}。ただし、このような場合、原告において、自己の人格に対する侵害を具体的かつ説得的に主張・立証することが求められる^{*296}。

なお、被害者が事前に、たとえば私生活報道について独占契約の締結に応じていた場合には、私生活の保護水準が一定程度低下し、金銭賠償は減額される。

ウ) 被害者の挑発的態度

判例は一貫して、被害者自身が、人格権侵害的な表現を招く危険にどの程度身をさらしていたかを、金銭補償額の算定において考慮すべき要素として位置づけている^{*297}。また、侮辱や名誉侵害事案でも、**侵害に先立つ被害者の行動**が賠償額に影響することがある。もっとも、被害者の振る舞いが、一定の報復感情を惹起したような場合であっても、それ自体が人格権侵害を正当化することはないとされる^{*298}。とはいえ、このような事情は、金銭補償額の算定において減額要素として斟酌され得る^{*299}。

b) 被害者の経済状況

BGH は、素人騎手事件において、人格権侵害に対する金銭補償額の算定に際し、被害者の社会的・経済的

^{*292} BGH, 14.2.1958 - I ZR 151/56, BGHZ 26, 349, 358 f. - Herrenreiter.

^{*293} BGH, 26.10.2006 - I ZR 182/04, BGHZ 169, 340, 344 - Rücktritt des Finanzministers. ただし、本件広告は政治的・風刺的意見表明として人格権侵害自体が否定され、請求は棄却された。

^{*294} OLG Köln, Urt. v. 28.5.2019【II-13】.

^{*295} LG Düsseldorf, Urt. v. 16.11.2011.（絵画ヌードモデルの写真の無断掲載【II-35】）。

^{*296} 写真の公表自体については同意があったものの、それが本来の文脈から切り離されて別の利用態様に供された事例で、同意の存在が賠償額の減額要素として考慮された（LG München I, Urt. v. 18.12.2003, 【II-33】）。これに対して、以前掲載されたものと同種の雑誌においてヌード写真が再掲載された事案では、重大な人格権侵害が否定された（AG Hamburg, Urt. v. 6.6.1990, AfP 1991,658 - Rudi Rammner）。

^{*297} LG Köln, Urt. v. 10.6.1977, AfP 1978, 149.（被害者にそのような落ち度は認められないとして DM20,000）。

^{*298} Petersen, 2022, S.183.

^{*299} AG Köln, Urt. v. 16.11.2011 - 123 C 260/11（侵害前の原告の行動を考慮し、10 分の 1 の 400 ユーロに減額）。

状況を考慮し得るとした^{*300}。もっとも、被害者の経済状況を賠償額の増額要素と解すべきか、それとも減額要素と解すべきかについては、なお議論がある。被害者の経済状況を考慮する理由は、しばしば金銭補償の満足機能に求められる。すなわち、経済的に恵まれた被害者にとっては、相応に高額でなければ満足が達成されにくいとする理解である^{*301}。

ただし、BGH の判例から直ちに、被害者の裕福さが補償額の増額事由となることが導かれるわけではない。BGH は、その後、被害者が非常に裕福であることは、（むしろ、経済的不利益の填補の必要性に欠けることから減額要素と言えるものの）、そのこと自体が金銭補償額の算定上の障害とはならず、そのような場合には、満足機能を前面に据えて（裕福でない場合と同様の金額を）評価し得ると判示している^{*302}。この判決は、被害者の富裕さを積極的な増額要素として評価したものというよりも、それを減額要素とみることを否定したものと理解しうる。

他方で、当事者双方の経済状況に包括的に目配りすべきだとする判決もある^{*303}。そのため、被害者の経済状況が、非財産的損害の算定に際し決定的な意味があると言うには、その根拠となる判例はなお乏しいとされる

^{*304}。

3. 賠償請求に要した費用

（1）弁護士費用の負担に関する規律

ドイツ民事訴訟（ZPO）の基本は、敗訴者負担主義である。ZPO 91 条 1 項は、敗訴当事者が訴訟費用を負担し、相手方に対して必要な限度で費用を償還すべき義務を負う旨を定める。また同条 2 項は、償還の対象に、勝訴者側弁護士の法定報酬（RVG）及び必要経費が含まれることを明示する^{*305}。

訴訟費用には、弁護士費用のほか、裁判所手数料（GKG）、証人費用、鑑定費用等が含まれる。一部勝訴の場合の費用分担は、ZPO 92 条により按分される。

弁護士報酬及び裁判所手数料は法定料金表に基づいて算定される。人格権侵害訴訟は、原則として、地裁管轄となる。地裁では弁護士強制があるため、当事者に弁護士費用の発生は不可避となる。しかも、勝訴したとしても、相手方から回収できる弁護士費用は法定報酬額に限られることから、依頼者と弁護士との個別合意（時間制報酬等）に基づく超過分は自己負担となる。

ヒアリングしたところによると、実務上は、訴額が比較的低額（概ね 10,000 ユーロ未満）の場合、被害者にとっては費用対効果の観点から訴訟提起をためらうことが少なくない、との実感が示された。このような訴訟遂行の経済的合理性を考える上では、弁護士報酬及び訴訟費用の基礎となる訴額の設定も重要となる。訴額は、裁判所がその裁量により個別に決定する（ZPO 3 条）。民事訴訟においては、行政裁判における訴額カタログのような全国的な統一的基準^{*306}は存在せず、その具体化は主として判例及び実務慣行に委ねられる。差止請求における訴額は、侵害の重大性及び将来の予防必要性を基礎とし

^{*300} BGHZ 26, 349, 359 - Herrenreiter; LG Köln, Urt. v. 30.7.2008 【II-16】 juris Rn. 41.

^{*301} von Bar, NJW 1980, 1724, 1725, 1727. 被害者の資産状況を考慮することに反対する見解として、Staudinger-Schiemann, § 253 Rn. 60.

^{*302} BGH, Urt. v. 3.5.1977, BGHZ 68, 331.

^{*303} LG Köln, Urt. v. 7.10.2009 【II-20】（双方の資力を考慮）。

^{*304} Schubert, Wiedergutmachung, S. 602; Petersen, 2022, S. 167.

^{*305} 弁護士費用・裁判費用の算定には、実務上、「Schwarzwälder Gebührentabelle 2025」（第 36 版、Deutscher Anwaltverlag. 2025 年 6 月の報酬法改正に対応）等の早見表が広く用いられている。実務で多用される係数計算済みの数値を網羅し、弁護士や裁判所、保険会社が正確な費用算出を行うための標準的なツールとなっている（Deutscher Anwaltverlag の Web サイトも参照）。また、裁判費用計算サイトとして、<https://www.juris.de/jportal/nav/services/prozesskostenrechner/index.jsp>。

^{*306} 行政訴訟の訴額については、<https://www.bverwg.de/en/rechtsprechung/streitwertkatalog>。同カタログによれば、規範統制（Normenkontrolle）では通常、10,000 ユーロ以上、団体訴訟では 15,000～60,000 ユーロ程度が目安とされている。

て評価され、金銭補償額とは独立に、通常はこれを上回る金額に設定される。この点に、ドイツの人格権侵害訴訟においては、損害の回復のみならず、侵害排除及び将来の侵害予防に高い価値が認められていることが表れている。

（２）匿名の投稿の発信者を特定するための費用

匿名発信者の特定は、デジタルサービス提供者に対する情報開示手続を通じて行われる点で、日本法と同様、IP アドレス等を手がかりとして契約者情報へと遡及する構造になっている。ただし、ドイツ法においては通信データの保護が強く、特に IP アドレスを民事手続で取得することには高いハードルが設けられている。

a) 電気通信デジタルサービスデータ保護法（TDDDG）21 条

この点を担うのが、電気通信デジタルサービスデータ保護法（TDDDG）21 条である。同条は、人格権その他の絶対権侵害がある場合に、裁判所の事前許可を前提として、サービス提供者に対し利用者の登録情報（氏名、住所、メールアドレス等）の開示を認めている。ただし、通信内容や接続履歴などの通信データは原則として開示対象外であり、IP アドレスについても理論上は対象となり得るものの、実務上、民事手続における取得は困難とされる。また、同条の適用に当たっては、一定程度の違法性が要求される。すなわち、条文に列挙された刑罰規定（名誉毀損〔StGB 185 条以下〕、民衆扇動罪〔同 130 条〕等）に該当し得る類型の侵害であることが前提とされる。そのため、単なる不快感にとどまる軽度の侮辱的投稿については、開示が認められにくい。

この手続は、被害者（申立人）とプラットフォームとの間で行われ、発信者本人は当事者とはならない。また、地裁が訴額にかかわらず専属管轄を有し、弁護士強制が適用される。任意開示は原則として行われず、裁判所命令による開示が前提となる。

b) 費用の構成

匿名発信者の特定に要する費用としては、主に以下が挙げられる。①弁護士費用（開示申立て・不服対応等）、②裁判所費用（GKG に基づく）、③技術的調査費用（必要な場合）。

弁護士費用及び裁判所費用は、いずれも訴額に応じて RVG 及び GKG により算定されるが、開示手続に関する統一的な費用相場は存在しない。

ヒアリングによれば、実務上の目安としては、約 1,500 ユーロ程度から開始し、事案の複雑性や時間制報酬契約により 5,000 ユーロ程度に達することもあり得るとされる。また、例えば訴額 5,000 ユーロ前後の場合、裁判所費用は数百ユーロ規模となる。なお、弁護士との個別契約により法定報酬を超える費用が発生した場合であっても、相手方から回収可能であるのは RVG に基づく法定額に限られる。

c) 費用負担と回収可能性

開示手続に要した費用は、まず申立人が負担する。これは、開示手続があくまで申立人とプラットフォームとの関係で行われるためである。もっとも、その後、発信者を特定して本案訴訟に至った場合には、訴訟費用については、ZPO 91 条により敗訴者負担となり、開示費用については、不法行為に基づく損害（BGB 823 条等）として賠償対象となる。ただし、開示費用や事前調査費用が損害として認められるのは、必要かつ相当な費用に限られる。そのため、個別具体的な判断に委ねられる。

d) 刑事手続の利用

対象となる投稿内容が犯罪に該当する場合には、刑事告発により、捜査機関が通信事業者等から情報を取得することが可能である。この場合、被害者に直接の費用負担は生じない。もっとも、実務上は、公益性や証拠の十分性が乏しい場合には、不起訴または捜査打ち切りとなる例も少なくない。

e) 関連制度と近時の立法動向

現在、ドイツでは、インターネット犯罪対策の一環として、IP アドレスの短期保存義務の導入が検討されているが、これは主として刑事捜査を目的とするものであり、民事上の開示制度の基本構造を直ちに変更するものではない。また、いわゆる「デジタル暴力対策」をめぐる立法動向として、被害者による情報開示手段の実効性を高める方向での制度整備が議論されているが、現時点では法案段階にとどまり、現行の TDDDG 21 条に基づく裁判所許可型の枠組み自体は維持されている。

さらに、発信者の特定とは別に、違法情報の削除については、GDPR 上のいわゆる「忘れられる権利」に基づき、検索事業者等に対して直接請求することが可能であり、通常は無償で行われる。なお、EU デジタルサービス法（DSA）の削除手続（*notice and action*）は、民事上の発信者情報開示の直接の根拠とはならない。

（３）保険制度

a) 権利保護保険

ドイツでは権利保護保険が広く普及しており、一般に、弁護士費用、裁判所費用、場合によっては敗訴時に負担する相手方費用までカバーされる。もっとも、ヒアリングでは、人格権侵害との関係では、補償範囲は限定的であって、実務上の利用可能性には制約があることが指摘された。保険適用の可否は約款及び特約の内容に大きく依存するところ、例えば、差止め・削除請求のみの事案や、非財産的損害に対する請求は対象外とされることがある。さらに、仮処分は緊急性を要するが、保険会社による事前承認が困難であり、補償外となりやすい。そのため、弁護士が保険会社に対して行う費用負担照会においても、不承認となる例が少なくないとされる。

また保険によるカバーが認められる場合でも、その範囲は通常、裁判所費用及び RVG に基づく法定弁護士費用に限定されるため、時間制報酬等による超過部分は自己負担となる。ヒアリングによれば、保険商品自体は広く存在するものの、人格権侵害事案における実務上の利用頻度は必ずしも高くなく、実際には保険を使わないまま、自己負担によって手続が進められるケースも多いとのことである。

b) 民間の被害者支援

保険によるカバーが限定的であることを背景として、近時は、民間団体による費用支援が実務上重要な機能を果たしている。例えば、オンライン上の誹謗中傷やデジタル暴力の被害者支援を行う非営利団体である「HateAid」は、提携弁護士を通じた手続支援を行っている。同団体は、RVG に基づく法定報酬で受任する協力弁護士のネットワークを形成するとともに、必要に応じて手続費用の補助も行っている。これにより、差止請求に加えて、500～600 ユーロ程度の金銭補償しか見込まれないような（通常は訴訟追行の採算が合いにくい）比較的軽微な侮辱事案についても、訴訟提起が可能となっている。深刻な人格権侵害に至らないような侮辱表現であっても、その是正を図る民事手続には、一般予防上の意義が認められることから、このような支援は実務上重要な機能を担っている。

c) 公的扶助制度

以上に加え、資力要件を満たす場合には、公的扶助として、訴訟費用援助（ZPO 114 条以下）や相談援助制度が利用可能であり、弁護士費用・裁判費用の全部または一部が公費で賄われる。もっとも、勝訴見込みの審査などの要件があることから、実務上は補完的手段として位置づけられる。

第３ モデルケースにおける賠償額等の考え方

Ⅰ. ケースⅠ

本件は、交通事故により歩行者が大腿骨骨折を負い、約 1 か月の入院及び 2 か月の通院を経た事案で

ある。

（１）後遺障害がない場合

骨折が治癒し後遺障害が残存しない場合、慰謝料額は主として骨折の部位・程度、入院及び治療期間、日常生活への支障、労働不能期間等から評価される。

ヒアリング及び実務資料によれば、軽度の骨折（大腿骨骨折を含む）の場合には、約 2,000 ユーロ程度から、合併症なく治癒する単純骨折の場合には、約 3,000～8,000 ユーロ（軽度：3,000～5,000 ユーロ、やや重度：5,000～8,000 ユーロ）とされる。

本件は、1 か月の入院と 2 か月の通院を要している点から、単純な軽傷事案を上回り、概ね 3,000 ユーロ以上（具体的事情により中程度に達する可能性あり）と評価するのが相当である、とされた。なお、医学的裏付け（他覚所見）を欠く主観的疼痛の場合は、独立の加算項目ではなく、全体評価の一要素として考慮されるにとどまるようである。

（２）後遺障害がある場合

後遺障害が残存する場合には、慰謝料額は大きく増額される。その際、機能障害の程度（例：歩行能力の低下）、日常生活・職業生活への長期的影響、障害の永続性が評価の中心となる。

ヒアリングによれば、例えば歩行能力が約 30%低下する程度の後遺障害が残る場合、約 10,000 ユーロ前後の水準に達する例があり得るとされた。

２．ケース 2

本件は、市長に関する入札談合関与の疑惑について、新聞社が取材不十分なまま詳細に報道したものであり、当該事実の真実性が証明されない場合の人格権侵害と金銭補償の可否・水準が問題となる。

（１）基本的な枠組み

報道機関は、民主主義社会における「見張り役（watchdog）」として、公共の関心事について報道する高度の自由を有する。他方で、人格権保護との調整においては、報道内容の真実性、取材の相当性（調査義務・反論機会の付与）、公共の関心の程度が重要な判断要素となる。本件のように、真実性が証明されていない、本人への事前照会が行われていない、といった事情がある場合には、報道機関としての注意義務違反が認められる可能性が高い。しかし、ドイツ法では、人格権侵害に対する金銭補償は、最後の救済手段（ultima ratio）と位置づけられている。したがって、まず差止請求・訂正報道等による回復が優先され、金銭補償は、人格侵害が特に重大である場合に限り認められる。このため、金銭補償のみを単独で請求することは実務上一般的ではなく、差止め・訂正請求と併せて主張するのが通常である。

（２）本件における金銭補償の可能性と水準

ヒアリングした結果を総合すると、本件のような「政治家に対する疑惑報道」における水準は、次のように整理される。まず、背任・汚職等の疑惑報道は、約 10,000～20,000 ユーロ程度が相場であり、より重大な非難（例：性的暴力）の場合には最大で 50,000 ユーロ程度に達する可能性があることが示された。本件では、市長という公的地位、大手新聞による大規模報道（50 万部）、社会面トップ記事としての強い影響力、取材不足（反論機会なし）、真実性の証明なしといった事情が認められることから、約 10,000～15,000 ユーロ前後が認められる可能性はあることが示唆された。

しかし、本件の金額評価については、実際の選挙結果への影響、他メディアやインターネットでの拡散状況、読者への長期的影響（人格像の歪曲の程度）などの事情によって、現実にはその評価はかなり変動する可能性があり、特に拡散範囲や持続性（オンラインでの残存性）等、その影響が大きい場合には、約 20,000 ユーロ程度まで上昇し得る反面、影響が限定的な場合には、金銭補償そのものが否定される可能性もあるというのが実務家の一致した見解である。

とくに裁判官からは、本件において直ちに金銭補償が認められること自体に慎重な見解が示された。

3. ケース 3

本件は、著名な企業経営者に対し、別の実業家が SNS 上で「カルトビジネスを行っている」との虚偽の事実を摘示した投稿を行い、一定程度の拡散が生じた場合の人格権侵害及び金銭補償の可否・水準が問題となる。

(1) 基本的な枠組み

まず問題となるのは、当該表現が、事実の主張か意見表明（価値判断）のいずれに当たるかである。ヒアリングによれば、「カルトビジネス」や「反社会的勢力」との関係といった表現は、内容が抽象的で、具体的な事実の特定が困難であるため、意見表明と評価される可能性がある」と指摘された。意見表明に対しては、人格攻撃的批判に至らないかぎり、表現の自由により広く保護される。この点から、提示された内容からだけでは、違法性の成立自体が問題となる境界事案とされる。

特に被害者が著名な企業経営者であるところ、公的人物は公共的議論の対象となるため、受忍限度（批判耐性）が広い。その結果、違法性の成立段階では表現の自由が優先されやすい。ただし、一旦違法性が認められた場合には、その社会的影響の大きさから損害が拡大しやすいという、二面性がある。

拡散規模（到達範囲）の評価について、SNS 事案においては、拡散規模が重要な判断要素となる。リポスト数、いいね！の数、コメント数等は具体的に把握され、評価に反映される。ただし、「フォロワー数〇人で〇ユーロ加算」といった機械的基準は存在しない。また、実務上は、「インターネット上で広範に拡散した」かどうかの一つの評価軸とされる。本件では、フォロワー約 5 万人、リポスト約 500、いいね！約 1000 という事情から、一定の拡散は認められるが、極めて大規模とはいえない水準と評価される。

(2) 金銭補償の可否・評価

本件では、表現が抽象的で具体性に欠けるため、意見表明として保護され得ること、拡散規模も限定的であることに鑑みれば、差止めはあり得ても、金銭補償が認められることは困難とする見解が弁護士等からは示された。仮に、当該表現が「犯罪的・反社会的行為を行っている」という具体的な事実の主張と評価される場合には、虚偽の主張として人格権侵害が成立し、金銭補償が認められ得るとされる。ただし、本件のように表現が曖昧な場合には、訂正内容の特定自体が困難であること、社会的議論に属する側面（公共性）も考慮され、金銭補償の認容可能性は高くない、との評価が示された。

以上に対して、裁判官のヒアリングでは、根拠のないまま「犯罪的・反社会的行為を行っている」と評価することは重大な人格侵害であるとして、本件でも金銭補償は認められるべきとの見解が示された。この場合の水準としては、著名人に対する信用毀損、将来の経済的影響、インターネット上の拡散可能性を考慮し、約 20,000～30,000 ユーロ程度が想定されるという。もっとも、それ以上に高額とならない理由として、現時点で確認される拡散規模が限定的である点が挙げられた。

(3) 補足

この設例につき金銭補償がないと回答した実務家に対して、仮に本件において SNS 上での「カルトビジネス」との評価を付した投稿に加えて、性的俗語表現を用いて当該人物の人格や性的行動を嘲笑する投稿が行われていた場合についても、補足的にヒアリングした。その場合、親密領域への侵害を伴うことから（真実かどうかにかかわらず）、原則として違法であり金銭補償は高額化することが確認された（15,000～20,000 ユーロ）。

4. ケース 4

本件は、未成年者の自殺という社会的関心の高い事件に関連し、被害者の母親に対する養育態度等に

ついて、一般市民が SNS 上で虚偽の事実を投稿した事案である。

（１）違法性の評価

本件投稿は、被害者の母親による養育放棄・不適切行為（不倫、放置等）を示唆するものであり、いずれも具体的な事実につき虚偽の内容である。さらに、子の自殺という重大事案との関連での非難であって、被害者の私生活・家庭環境に関する言及を含む点から、人格権侵害の重大性は相当に高いと評価される。本件の特徴は、拡散規模が限定的である一方、ハッシュタグにより潜在的到達範囲が拡張され得る点にある。フォロワー数は約 10 人、リポストはなし、という点のみを見れば拡散は小規模である。しかし、社会的関心の高い事件であること、ハッシュタグ検索により不特定多数が閲覧可能であることから、潜在的には相当程度の到達範囲が認められ得る。この点は訴訟上、原告側において主張・立証を要する要素である。

（２）金銭補償の可否・水準

ヒアリング結果を総合すると、本件については、金銭補償自体は認められる方向で概ね一致した。

投稿主体が私人であること、拡散の実績が限定的であること（リポストなし）は、金額を抑制する方向に働く。また実務上、経済力の低い私人による単発投稿は、一般に低額にとどまる傾向も指摘されている。

一般的なオンライン上の侮辱事案では、約 2,000～6,000 ユーロが想定されるが、本件については、非難内容の重大性（子の自殺との関連付け）、原告の置かれた精神的状況、ハッシュタグによる潜在的拡散を考慮すれば、約 5,000～7,500 ユーロ程度が見込まれるとの見解（裁判官）が示された。

なお、本件で原告が発信者特定のために支出した費用は、必要かつ相当な範囲で損害として加害者に請求可能とされる。

（３）補足——小規模 SNS 事案における訴訟戦略

ヒアリングによれば、金銭補償請求単独では費用倒れとなる可能性が高く、推奨しない。差止請求と併せて主張するのが実務的には合理的である。差止請求では、被告が真実性を立証する構造となり、比較的認容されやすい。金銭補償請求では、原告側の立証負担が重く、手続負担が大きいという違いがある。

他方で、少額であっても金銭補償請求を行うこと自体に予防的・抑止的効果があるとの指摘もあった。特に、加害者を特定し直接通知することで、謝罪・削除が迅速に実現する場合は少なくない。また、判決・支払事例が報道されることが、違法投稿の抑止効果となっているとされる。

5. ケース 5

本件は、感染症専門医に対し、匿名の一般市民が SNS 上で「犯罪者」と断定的に表現した場合の人格権侵害の成否及び金銭補償の可否が問題となる事案である。

本件のように、「〇〇は犯罪者である」といった抽象的・断定的表現であっても、具体的な犯罪事実の摘示を伴わない場合には、ドイツ法上は一般に意見表明として扱われる可能性が高い。とりわけ、コロナワクチンをめぐるように公共性の高い議論の文脈では、表現の自由が強く保障されるため、違法性は否定されやすい。

このため、当該投稿については、解釈によっては差止めが認められる余地はあるかもしれないが、金銭補償が認められる可能性は、ほぼないとされた。

6. ケース 6

本件は、在日外国人である X の発言を引用した上で、一般市民である Y が、「日本は日本人のものだ」「敵国人め、祖国へ帰れ」等の差別的表現を含む記事をブログ上に 1 回掲載し、約 500 回閲覧されたと

推測される事案である。

差別的発言が個人に向けた侮辱となるような場合、差別的な要素は金額を引き上げる要素となりうる。特に特定の個人に対して、繰り返し執拗に行われる場合には、執拗性を理由に増額される。裁判官によれば、仮に、発言内容が人間の尊厳を害するものと評価できれば、問答無用で重大な侵害となり、金銭補償を認める。重大な侵害である以上、通常、その金額が 5,000 ユーロを下回ることはないとのことであった。

しかしながら、この設例を見る限りでは、本件の表現は、少なくとも一般論としては意見表明として理解される。意見表明が差し止められるのは例外的な場合に限られる。Y の当該意見表明を禁止することはできない。とりわけ、Y が対象を「敵対的な外国人」に絞っているからである。加えて、Y は X の公開の投稿に反応し、それに対して論評している。この表現が違法と評価されない以上、金銭補償も生じない。

刑事上の民衆煽動罪 (StGB §130) の構成要件を充足する場合には、少なくとも差止請求が成立する余地はある。しかし、本件では、そのような観点からみても、金銭補償を認めるには至らない。というのも、①本件発信の到達度(呼びかけの規模)が小さいこと、②Y は X の投稿(日本に対する明確な批判を含む)への応答として発言していること、があるためである。また「祖国に帰れ」では、「扇動」(StGB §130) の要件は満たされない。というのも、本罪では特定の「集団」が対象である必要があるが、「日本在住のすべての外国人」では規模が大きすぎ、明確に画定された集団として把握できないからである(そもそも本件は「敵対的な外国人」に限定されている)。加えて、構成要件上、暴力の扇動や公共の平穏の攪乱が必要で、これは相応の拡散規模を要する。いずれも本件には該当しない。この設例の説明全体からして、なにがしかの暴力行為を導くことはできないからである。

しかし、この発言が例えば韓国系にのみ向けられ、日本人にとって暴力の扇動が自明だと理解されるのであれば、そこで差止めが肯定される余地がある。もっとも、そのように理解したとしても、なお金銭補償は認められない可能性が高い。なぜなら、これは社会的に継続して行われている討論の一環であり、X 自身も公開で発言しており、知名度もあるからである。あらゆるヘイトスピーチが直ちに金銭補償を基礎づけるわけではない。

加えて、回答者は、日本国内での実務経験はないことから、日本での当該テーマの議論状況や現実社会状況(実務経験)を踏まえれば、この評価が変わり得る可能性はあることも付言された。また別の回答者からも、ドイツでも、ユダヤ人やラビに向けた場合には歴史的特殊性があるため、扱いが異なる可能性があることが指摘された。

7. ケース 7

本件は、第三者の公開ウェブサイトに掲載されていた室内写真を用い、当該写真があたかも特定人の自宅であるかのように受け取られ得る形でブログ記事に掲載した事案である。記事は性犯罪等をテーマとする文脈で投稿されており、約 500 回閲覧されたと推測される。

本件の違法性は、主として、当該写真の提示方法及び文脈が、閲覧者に対して当該住居が特定人の私的空間であるとの誤認を生じさせるかにより判断される。ヒアリングによれば、写真が性的犯罪等と結び付けられる構成となり、特定人に対する疑念や不名誉な連想を不可避に生じさせる場合には、重大な人格権侵害として違法性が強く肯定され、高額な金銭補償(数万ユーロ規模)に至る可能性もあるとされた。

しかし、本設問のように、写真自体は不動産広告由来のものであり、文言も「これは X の家ではない」といった曖昧な表現にとどまり、特定人の私的空間であることが明確に断定されていない場合には、評価は分かれる。

この点について、ドイツの実務では、解釈が分かれ得る表現については、金銭補償の判断においては加害者に最も有利な解釈を採用する。その結果、本件では、当該写真を「私生活空間の写真であるとは

断定していない」と解する余地があるため、金銭補償は否定される方向が有力とされる。他方で、差止請求については、将来の侵害防止を目的とするため、被害者に有利な解釈を前提とし、当該表示が私的空間であるとの誤認を招く危険がある以上、差止めは認められる可能性が高いとされる。

裁判官の見解もこれと概ね一致し、写真の公開自体は違法となる可能性はあっても、写真は公に流通していたものであり、住所等の特定もできず、侵害の程度は限定的であることから、金銭補償を要するほどの重大性は欠くとの評価である。

第4 その他当該国の名誉毀損訴訟の特徴等（本報告の要旨を含む）

1. 人格権侵害による金銭補償の法的性質

以上のように、ドイツにおける（重大な）人格権侵害に基づく非財産的損害の賠償は、憲法（人間の尊厳の尊重と人格の自由な発展としての行動の自由）を直接の根拠として、判例法上確立されている。この憲法上要請される金銭補償では、身体侵害等における非財産的損害の賠償（いわゆる慰謝料）とは異なり、まず差止め等の非金銭的な救済が優先される。つまり、その人格権侵害が重大であって、かつ、非金銭的な手段（差止め、訂正・撤回、反論の掲載等）によってもなお満足いく形で損害を回復することができない場合に限り認められる（重大性要件と補充生要件による制限がある）。

この金銭補償の算定にあたっては、いわゆる慰謝料に認められる填補機能と満足機能のうち、満足機能（侵害の不法性の承認による被害者への法的満足の付与）がより前面に出され、さらには将来の侵害の抑止（予防）の観点も重視される。その結果、ここでの金銭補償額を人身損害等に対する通常の慰謝料の金額水準と単純に比較することは許されない。

なお、ドイツ法では、差止請求の場面では、公表者に意味内容を明確にすることが求められ、受け手に人格権侵害的な意味内容として理解され得るかぎり、その表現の差止めが認められ得る。

2. 人格権侵害における領域モデルと利益衡量

人格権の保護では、問題となる領域・事柄を、親密領域、私生活領域及び社会領域に区分する領域モデルが用いられる。とりわけ親密領域は、人間の尊厳と密接に結びつく人格の核心部分として、極めて強い保護を受ける。

もっとも、ある事項が私生活領域に属するかは、一律に固定された枠組みではなく、また人格権の保護範囲はこの領域区分によって機械的に決定されるものでもない。裁判実務では、当該人格的利益と対立する基本権や利益との比較衡量を通じて、その保護範囲と侵害の有無が判断される。

3. 人格権侵害による金銭補償の水準

非財産的損害の算定は、常に個別事案における具体的な事情の総合評価による。判例データベースを通じて過去の認容額を参照することは可能であるが、先例拘束的な運用はされていない。また過去の裁判例を参照する際には、物価上昇率等も考慮される。ヒアリングでは、裁判官より、現在、重大な侵害による金銭補償額が5,000ユーロの水準を下回ることはないとの見解が示された。

なお、判例は、インターネット上の人格権侵害について、紙媒体の場合より金銭補償額を一律に高額又は低額に算定すべきとは考えていない。他方で、インターネット上の情報は、複製・転載・リンクを通じて持続的かつ広範に流通し得るため、このようなインターネット特有の拡散によって実際に流布範囲が拡大した場合には、その事情は侵害の重大性及び金銭補償額の算定に反映される。

4. 人格権侵害による金銭補償額の算定要素

金銭補償額の算定要素は、金銭補償請求の成立を基礎づける侵害の重大性に関する判断要素と大きく重なる。第一義的には、人格権侵害の重大性であり、その判断にあたっては、侵害された人格的利益の

性質が重視される。とりわけ親密領域、人間の尊厳又は人格的自律に関わる侵害は重大な侵害と評価される。名誉法益についても、その保護対象は、単なる社会的評価にとどまらず、人格的自律や尊厳に及ぶ（別表を参照）。

もっとも、侵害の重大性は侵害対象となった人格的利益の性質のみから判断されるのではなく、その結果として被害者に生じた個別具体的な影響も考慮される。したがって、到達範囲（流布・拡散の範囲や公表の態様等）や被害者の社会的又は心理的な影響等も重視される。さらに、満足機能及び抑止機能の観点から、加害者側の故意・動機、営利目的の有無、侵害後の態度、謝罪や撤回の有無、経済的状況等も斟酌される。

5. 人格権侵害をめぐる近時の動向

GDPR 82 条に基づく非財産的損害賠償請求の増加を背景として、人格権保護法とデータ保護法との交錯領域が拡大している。他方で、リベンジポルノ、ディープフェイク、サイバーストーキング等の「デジタル暴力」への社会的関心の高まりを背景として、被害者保護及び権利実現を強化する立法的対応が進められている^{*307}。とくにプラットフォーム事業者を通じた迅速な削除、加害者情報の開示、証拠保全等を含む実効的な救済手段の整備が試みられている。

【参考サイト】

ドイツの法令は、連邦司法省の法令データベースにおいて公開されている。

<https://www.gesetze-im-internet.de/>

連邦憲法裁判所の判決は公式サイトで閲覧できるほか、連邦通常裁判所（BGH）等の裁判例は「Rechtsprechung im Internet」において公開されている。

<https://www.bundesverfassungsgericht.de/>

<https://www.rechtsprechung-im-internet.de/>

【付記】

本報告書の執筆にあたり、資料提供及びヒアリング調査に応じていただいたのは、ハネス・レスラー教授（ジーゲン大学、Prof. Dr. Hannes Rösler）、ベッティナー・ハイダー・ホフ教授（ミュンスター大学、Prof. Dr. Bettina Heiderhoff）、ジモーネ・ケーファー裁判官（ハンブルク高等裁判所プレス法廷、Richterin Simone Käfer）の他、ハンブルクのクローネマイヤー＝ハイシュ法律事務所のヴェレーナ・ハイシュ弁護士（Rechtsanwältin Verena Haisch）、ハンブルクのネッセルハウフ法律事務所のアンネ・クリスティン・ポルスター弁護士（Rechtsanwältin Dr. Anne-Kristin Polster）、トーマス・ケルナー弁護士（Rechtsanwalt Thomas Körner）及びシュテファニー・ヴェント弁護士（Rechtsanwältin Dr. Stephanie Vendt）である。また、ハンブルクにて実務家の方々へのヒアリングの機会を得るにあたっては、ヴルムネスト・ヴォルフガング教授（ハンブルク大学、Prof. Dr. Wolfgang Wurmnest）に多大なご尽力をいただいた。ここに記して、ご協力に対し、改めて感謝の意を表します。

^{*307} 2026 年 4 月に、ドイツ連邦司法・消費者保護省により「デジタル暴力対策法案（Gesetz gegen digitale Gewalt; GgdG）」が公表されている。

【別表Ⅰ】ドイツにおける名誉関連の裁判例

- * 本別表は、各種判例データベースおよび関連文献に基づき作成したものである。
- * 本別表中の「No.」は「2」より開始しており、本文中の番号に対応している。
- * 背景色の仕様) ■濃いグレー：ドイツマルク時代の裁判例
■薄いグレー：対面等のインターネットとの関連性が低い裁判例

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	概要
2	LG Köln	2017/4/27	14 O 323/15	1,000,000	書籍	コール元首相	著者、出版社	ヘルムート・コール元首相の回顧録作成のために録音された非公開テープ（いわゆる「コール・プロトコル」）をもとに、ゴーストライター（Heribert Schwan）が、本人の承諾を得ず2014年に『遺産－コール・プロトコル』を出版した。原告は、同書の116か所が人格侵害（主に親密領域、私生活領域）に該当し違法であるとして、差止めと500万ユーロの金銭補償を求めた。ケルン地裁は、人格権侵害の重大性及び予防的機能を考慮し、人格権侵害に関する過去最高額となる100万ユーロの金銭補償を認めた。しかし、控訴後の2017年6月16日にコール元首相が死亡。相続人である妻が訴訟を継続したところ、この金銭補償請求権が相続され得るかが問題となった（差止請求については、地裁・高裁とも認容）。 BGHは、第1に、重大な一般的人格権の侵害に基づく金銭補償請求権は相続できないとして、従来の判例（BGH NJW 2017, 3004, BGH NJW 2014, 2871）を維持した。人格権侵害に基づく金銭補償請求権は、原則として、被害者が存命中に金銭補償を認める判決が確定して初めて相続可能になるとし、仮執行宣言付判決のみでは不十分であるとした（BGH ZUM 2022, 221）。第2に、死後の人格権の客観的な保護範囲について、原則として、故人が生前に公表しないことを明言するだけでは自動的に保護されるものではないこと、また、故人の（とされる）発言が多少不正確に引用された場合であっても、それが死後の人格権を侵害するほどの重みを持つのは、それが故人の人格的イメージを質的・量的に著しく歪曲する場合に限られる、とした（BGH, Teilur.v.29.11.2021 - VI ZR 258/18, NJW 2022, 868）。 その後、連邦憲法裁判所が、一般的人格権侵害による金銭補償請求権は、その性質上、被害者の死亡により当然に相続されるものではないことを明確にした（BVerfG NJW 2023, 755 -Kohl-Protokolle I; NJW 2023, 757 -Kohl-Protokolle II）。少なくとも潜在的または将来的に自己の意思で行動し得る主体の存在を不可欠な前提条件としたことによる。これにより、連邦憲法裁判所は、ヘルムート・コール事件に関する長年の法廷闘争に終止符を打ち、本件の金銭補償は全て否定された。
3	OLG Hamburg	2009/7/30	7 U 4/08	400,000	雑誌	公室・王室	メディア	原告（スウェーデン王室王女・王位継承者）について、売上増加と利益獲得の目的で、86本もの全くの虚偽の事実を含む捏造記事（一部、合成写真を含む）を掲載。判決では、被告（雑誌編集者）らが原告の人格権を「重大かつ広範に、かつ故意に」侵害したため金銭補償の付与が不可欠であって、被告に対する抑止効果をもたらすに足る金額を認容した（NJW-RR 2010, 624; BGH v.20.Jan.2011 – VI ZR 253/09により確定）。
4	OLG Köln	2016/7/12	15 U 175/15, 15 U 176/15	395,000	雑誌&オンライン	有名人（気象キャスター）	メディア	5番、6番の控訴審。刑事裁判（カッヘルマン事件。無罪で終了）に関する情報提供ではなく、公衆の好奇心のみを満たす目的の20本の紙媒体記事と18本のオンライン記事による人格権侵害（確定）。

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	概要
5	LG Köln	2015/9/30	28 O 2/14	335,000	雑誌	有名人（気象キャスター）	メディア	原告カッヘルマンは有名な気象キャスターであり、被告は大手出版社（Springer等）である。3年前に起きた性的暴行の疑いに関する刑事裁判（カッヘルマンの当時の交際相手が、意図的に真実に反して彼を告発したもの）についての各社の報道に対して提訴した（この刑事裁判でカッヘルマンは無罪となった）。原告は計325万ユーロを請求し、被告の一方であるブルダ社とは和解した（金額未公表）。しかし、シュプリングァー社に対する2つの訴訟は継続した。ケルン地裁は、2011年に無罪判決で幕を閉じた性的暴行容疑の刑事手続に関する「Bild」、「Bild am Sonntag」、「bild.de」での原告を破滅させるような報道について、加害の意図までは認めなかったものの、対立する基本権の比較衡量に関する限界付けについて過誤があったとみなした。記事の一部は、極めて私的な事項に関する内容で「もっぱら大衆の好奇心を満たすため」のものであり、正当な情報利益に基づくものではないとして、重大な人格権侵害を認めた。計20の紙面記事と18のオンライン記事につき、それぞれ335,000ユーロ（紙媒体20件）と300,000ユーロ（オンライン18件）計635,000ユーロを認めた。シュプリングァー系の両社とカッヘルマン（225万ユーロ請求）双方が控訴。
6	LG Köln	2015/9/30	28 O 7/14	300,000	オンライン	有名人（気象キャスター）	メディア	上記と同じ事件（カッヘルマン事件）。20本の紙記事と18本のオンライン記事のうち、オンライン分に関する判決。
7	LG Hamburg	2013/5/3	324 O 1193/07	107,500	雑誌	公室・王室	メディア	原告（スウェーデン王室王女・王位継承者）。被告（複数の女性誌の発行元）は、数か月にかけて合計24本の記事を掲載。そのうち18本は合成写真を表紙（タイトルページ）に掲載され、王女の恋愛生活を扱う内容であった。地裁は「実際には存在しなかった恋愛関係を原告に押し付け、それについて憶測している」として重大な侵害を認めた。こうした報道は「単に原告の私的領域の核心領域を侵害するだけでなく、報道の核心的主張がまったくの虚偽であるため、原告について根本的に誤ったイメージを描き出している」。さらに、でっちあげの引用（架空の発言）や合成写真が、これらの侵害を一層深刻化させているとした。算定に際し「金銭補償の請求においては、被害者の名誉回復（満足・償い）の観点から前面に立つ。また、この請求は予防（抑止）にも資する。一方で、利益の剥奪を図るものではない」とした。
8	LG Hamburg	2017/6/2	324 O 381/16	100,000	雑誌	有名人	メディア	原告は元F1世界王者ミハエル・シューマッハ、被告は大手メディア（Funke Medien Gruppe）。被告発行の週刊誌「die aktuelle」の2016年第7号の表紙に、原告の大きな写真を「彼はもう私たちのものにはいない！ — 家族はいつ沈黙を破るのか？」という見出しとともに掲載した（虚偽の死亡報道）。判決は、この報道は「極めて甚大な形で原告の人格権を侵害している。（虚偽の）死亡報道によって、原告の私的領域が単に触れられただけでなく、その核心部分が侵害された。原告は被告によって死亡したものと宣告されたのである。……さらに、表紙は原告が既に亡くなっており、家族がそれを隠蔽しているかのような示唆を与えている。そのため、読者が『原告はいつからもう「私たちの間」にいないのか』『家族はいつまで世間を欺いているのか』という疑問を抱くことになり、原告はより広範な損害を被ることになった」として、100,000ユーロを認めた（LG Hamburg BeckRS 2017, 116727.）。

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	概要
9	ArbG Berlin	2022/6/15	55 Ca 456/21	100,000	職場	元被用者	元使用者	原告男性はエンジニアであり、被告は元使用者である。原告が退職意向を表明した後、使用者側による報復的・組織的人格攻撃が行われた。被告は、第三者に対し、「遺憾ながら、K氏（原告）は雇用契約上、極めて重大な義務に違反したため、当社は即時解雇を余儀なくされた。当該事案は、法的手続による必要があるため、今後、同氏は、貴社のプロジェクトには従事いたしません」と通知した。その後、原告が新たな雇用主を見つけ、その雇用主が原告の検査ライセンスの意義変更を申請したところ、被告はこれを「諸般の事情により」拒否した。その後も、原告がライセンスを取得していたにもかかわらず、被告は繰り返し疑問を表明した。さらに、被告は、原告が書類を横領したとして虚偽の刑事告発まで行った。裁判所は、被告の目的は「原告が将来にわたって検査業務を遂行すること、ひいてはその職業に従事すること自体を妨げ、その生計基盤を奪うこと」にあったとし、「被告は、原告の解雇に関連する一連の行為を通じて、原告の一般的人格権を特に重大な態様で侵害し、そこには 不当かつ卑劣な動機 が認められる」とした。
10	LG Hamburg	2013/5/3	324 O 1192/07	92,500	雑誌	公室・王室	メディア	原告（カロリーヌ公女）について、被告発行の女性誌での15本の報道。無断使用の写真（内14件は合成）や虚偽引用、存在しない妊娠報道により人格権侵害。 強制的商品化 に対する抑止効果の例。
11	OLG Hamburg	1996/7/25	3 U 60/93	92,033	雑誌	公室・王室	メディア	Caroline Iの差戻審：独占インタビューとでっち上げた捏造記事と偽造写真。当初のハンブルク地裁・高裁判決（€15,339）の判決について、BGHは、営利目的の報道について、営利目的による人格の無配慮な商品化の強制に対して「 真の抑止効果 」が必要であるとして破棄した（BGH, Urt. v. 15. Nov. 1994 – VI ZR 56/94, BGHZ 128, 1 [Caroline I]）。このBGHの差戻審が本判決である。高裁は、人格の商業化を強制された場合には、十分な抑止効果を担保するために、金銭補償額を「極めて大幅に」引き上げなければならないとした（NJW 1996,2870(2874)）。
12	OLG Hamm	2004/2/4	3 U 168/03	70,000	TV番組	一般女性（未成年）	メディア	原告（16歳一般人の未成年女性）が、人気番組「TV-Total」の中で、司会者が彼女の実名に繰り返し言及し、「ポルノ業界に入りたいなら最高の名前だ」と付け加え、ポルノ業界に適していると形容された。ハム高裁は、風刺に一定の誇張等が許されるとしても、風刺的な装いを剥ぎ取った後に残る言明の核心が、とりわけ対象者の 人間の尊厳の核心領域 に触れる場合、風刺に許される「相当の余地」の限界を超えると判断し、侵害の重大性（対象が未成年、性的産業への結びつけ、全国放送という規模、 再発防止・抑止の必要性 ）から、70,000ユーロと判断した（OLG Hamm NJW-RR 2004, 919. – Lisa Loch Fall）。
13	LG Frankfurt	2007/9/7	2-03 O 880/06	50,000	書籍	著名人	著者、出版社	政治家の死に関する調査研究書の中での 殺人嫌疑 。インターネット等での拡散による誹謗中傷（ZUM-RD 2007, 531, 537）。
14	LG München I	2008/2/13	9 O 7835/06	50,000	書籍	元パートナー	著者	小説『Esra』で作家が元交際相手の私生活の詳細を描写したことによる人格権侵害。基本法で保障された人格権が芸術の自由よりも優先するとされた例。

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	概要
15	LG München I	2008/6/11	9 O 15086/06	50,000	タブロイド紙	女性	メディア	蔑視的な記事による名誉毀損で心理的悪影響を生じさせた人格権侵害。原告女性は、2005年、ミュンヘンのあるタブロイド紙に「ミュンヘン女性、冷酷な殺人者と結婚」という見出しの記事を掲載された。この「新聞」は、原告の年齢、職業、ほぼ完全な名前を掲載誌、原告宅の表札についても描写した上で、「40歳で再び10歳年下の男をつかまえる——ミュンヘンの彼女にとっては、まるで宝くじの大当たりのようなものだった」とした。地裁は、この記事原告を貶め、嘲笑するものと認定した。
16	LG Hamburg	2017/5/5	324 O 189/16 NJW2017, 698	50,000	雑誌	有名人	メディア	原告は元F1世界王者ミハエル・シューマッハ、被告は大手メディア（フーベルト・ブルダ・メディア）。被告発行の週刊誌「Bunte」に、原告が2013年に負った重傷について虚偽の回復報道が掲載。地裁のプレス専門部は、賠償額の算定にあたって、被告には（結果的には完全な誤りであったとはいえ）調査を行った形跡があったことを考慮する一方（調査がなければ賠償額はより高額になっていたと指摘）、賠償額の増額事由として、「Bunte」がこの記事や当該号を「Bild」紙において、全面に近い広告を打ったことによって虚偽の記事を大量に拡散させたという事実を評価し、原告に対し50,000ユーロを認めた。
17	OLG Dresden	2012/5/3	4 U 1883/11	50,000	Web記事	男性 (法務部長)	ジャーナリスト／メディア／情報提供者	原告（法務部長の男性）への小児性愛疑惑。被告ら自らのインターネット・プラットフォームwww.stern.deに「ライプツィヒの泥沼からの犯罪劇」という見出しを掲げ、原告が未成年の少女と性的関係を持ち、怠惰で、汚職しており、ライプツィヒの犯罪的ネットワークの一員であって、さらに秘書（被告3）を脅迫し、威圧したと記述した。これらの内容の一部は暗示的な形で述べられていたものの、記事全体の文脈から読者は原告が小児性愛的傾向を有すると受け取るほかない状況であった。しかし、これら原告に関する記述はすべて虚偽であった。 高裁は、原審と同様に、これは重大な人格権侵害に当たると正当に判断した：「インターネット・プラットフォーム上に掲載された記事に対して金銭補償請求を行う場合、インターネット上での拡散を事実上阻止することが不可能であるため、この請求が補充性（他の手段が優先される原則）を理由に排除されることはない。金銭補償が実効性のある抑止効果を持つためには、その額を、問題の記事が掲載されたページビュー数ではなく、侵害行為時の当該ポータルの利用者数を基準として決定すべきである。」（本判決の原告審：BGH, 17.12.2013 - VI ZR 211/12）
18	OLG Koblenz	2017/1/19	6 U 135/16	50,000	Web投稿	男性実業家	発信者兼サイト運営者	被告は、原告男性（会社の代表取締役）を犯罪者として糾弾することを目的として、原告をネット上で「経済犯罪者、嘘つき、詐欺師、一味の頭目」と呼び、「透明性と公開性」を盾に、匿名の海外サーバーで原告の自宅住所や家族写真等を曝露した。高裁は「インターネット上でのさらし台効果」が原告の人格権を深刻に侵害するものと判断し、「これらのウェブページは、原告（第3被害者）を犯罪者として公然と貶め、糾弾し、烙印を押すことを目的としている。その背後には、原告を傷つけ、名誉を損ない、さらには将来の事業活動に損害を与えようとする明確な意図が認められ」、また、インターネット上の名誉毀損は、拡散が容易であることから強い予防的効果が必要であるとして、5万ユーロの金銭補償が妥当であるとした。

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	概要
19	OLG Karlsruhe	2021/5/19	6 U 81/20	50,000	歌詞	有名人 (未成年者)	ラッパー	ラッパー-Kollegah (Felix Blume) が、セレブ家庭としてテレビ番組に出演し有名なガイス家の未成年の娘2名について、性暴力及び殺害を具体的に想起させる極めて過激な歌詞（「ガイスの娘の18歳の誕生日に、俺は玄関の前に立ち、あの子を連れ出し……」、「ガイスの娘たちの弾丸と死体」を残す、「身体が地面で切り刻まれたら、鑑識がチョークで線を引く……」等）を含む楽曲を公表した。マンハイム地方裁判所は、未成年者に対する 具体的な性的・暴力的脅迫 を内容とする表現は表現の自由によって正当化されないとして、原告各人に対し50,000ユーロ（計10,000ユーロ）を認容した（LG Mannheim, Urteil v. 13.11.2019 – 14 O 173/19）。被告等らは控訴したが、その後、全額支払われた（OLG Karlsruhe 19.5.2021 - 6 U 81/20）。
20	KG	2022/12/20	9 U 21/21	50,000	検察会見	売春宿経営者	州	検察会見での「アル・カポネ」との不適切な比較や根拠なき暴力事犯の示唆等、 糾弾的な疑惑報道 による名誉・信用侵害。
21	LG Hamburg	2017/11/24	324 O 802/16	47,000	雑誌	有名歌手	メディア	有名歌手について、事実ではない妊娠を前提に憶測報道（3本の本文と写真キャプション）を行った深刻な人格権侵害。各記事につき12,000ユーロ・15,000ユーロ・20,000ユーロ。警告と差止め誓約後も、被告が虚偽の妊娠記事を 繰り返し掲載し 続けた点を加重的に評価。
22	AG Marburg	2006/1/9	51 Ls 2 Js 6842/04	35,000	Web投稿	一般女性	一般私人 (知人男性)	被告（原告の知人男性）が、原告女性の性的行為を秘密裏に撮影し、その映像の一部をWebで公開したため、原告が公衆及び近隣において、著しく貶められた事例。被告は、侮辱罪で有罪判決を受け、付随的民事手続により金銭補償を命じられた。
23	OLG Karlsruhe	1994/4/27	6 U 227/93	30,678	歌詞	有名人	ロックバンド	被告が原告の名前を付けた「シュテフィ・グラフと愛し合いたい」というタイトルのパロディソングを公表。その歌詞が家族内の近親相姦を暗示していた。被告側の態度も不利に評価し、DM60,000の金銭補償を認めた。本判決後、連邦憲法裁判所は、芸術の自由は一般的人格権により制限されることがあること、特に 人間の尊厳 や私生活領域の核心領域である 親密領域 は絶対的な保護を受けるべきであると決定した（BVerfG, 23.06.1994 - 1 BvR 1042/94, NJW 1994, S. 1963）。
24	OLG Hamburg	2017/1/17	7 U 32/15	30,000	雑誌	有名人 (夫妻)	メディア	原告シューマツハ夫妻、被告大手メディア (Funke Media Group)。本件では、被告が発行する週刊誌「Die Aktuelle」にて、夫婦写真とともに「離婚目前」を示唆する虚偽報道を行った。被告紙はこの情報について匿名のFacebook投稿を根拠としており、記事内部ではこれを「インターネット上の荒唐無稽な推測」と呼んでいた。高裁は、被告が自身の記事について何ら検証することなく匿名のFacebookユーザーの出所に依拠したこと、および、既に仮定処分や差止めを誓約していた後にもかかわらず出版された事実を、加重すべき点として評価した。原告ミハエル・シューマツハは、昏睡状態にあり報道を認識できず、原告の請求には満足（感謝）の性質を欠いているとの被告側の主張に対して、高裁は、人格権を重大に侵害する報道の対象となった人物が、事故による負傷のために報道を認識できる状態にないとしても、それによって金銭補償請求権の存在が変わるものではないこと、ここでの金銭補償の認定においては、通常、満足の観点が前面に立つが、その際、重視すべきは、被害者の主観的な満足に重点を置くのではなく、非財産的な領域においても、法律上包括的に設計された 権利保護は客観的にその効力を発揮 しなければならないこと、そうしなければ被害者が意識がない場合や麻痺等で感覚が失われた場合等、重大な人格権侵害の場合に十分な保護が受けられず、人間の尊厳に反する結果となること等を述べて、原告両名に各30,000ユーロ認容。

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	概要
25	LG Frankfurt a. M.	2019/5/16	2-03 O 184/17	30,000	タブロイド紙&オンライン	市役所人事部長（元ブンデスリーグ審判）	メディア	多数の非難・中傷の付与や写真掲載により、読者に重大な不道徳行為の印象を与えたとして人格権侵害を認定：「問題とされた報道は、原告の人格権に対する重大な侵害である。報道によって原告に、平均的読者の視点から重大な不正行為および著しい非倫理性と評価され得る行動、とりわけ発言があったとされ、原告に著しく否定的な印象を与えるのに十分な行為が帰属されている。また、非難の数やその多様性も、原告に対して相当程度不利に作用している。この侵害は、原告が様々な状況で写された写真の掲載によってさらに強められている。なぜなら、これにより読者において、原告の不正行為の印象がその肖像と結び付けられるからである。」 原告は、市役所の人事部長であり、元ブンデスリーグ審判。被告は新聞社。X市の市庁舎でのスキャンダルじみた状況について、紙媒体及びオンライン媒体で、原告の行動について次のように報道した。「10時30分頃、彼は廊下全体に向かって、私たちは皆使いものにならず、ひどく愚かで、"blöde Fotzen" や "Schlampen" だと怒鳴った。12時に、Herr ... は私を自身のオフィスに呼び、H2 女史の前で、私が『saudumm』であると言った。」。本判決によると、平均的読者はこの記述から「原告が証人Eを自分のところに呼び出し、実際に'saudumm'という言葉で彼女を指して罵倒した」と受け取るのであり、被告は「真実に即した報道に努める義務について、対象者への特別な配慮を要求し、ずさんな取材や軽率な義務履行を排除するジャーナリストとしての注意義務を果たしていない」。
26	OLG Hamm	1995/6/1	3 U 148/94	25,565	TV/ラジオ	実業家	メディア	テレビ番組「RTL aktuell」において、原告が自身のイギリスのレーシングチームを薬物資金で賄っているとする虚偽のニュースが報道されたことによる「著しい名声への侵害」による名誉侵害。原告男性は実業家。被告は「いかなる調査も行っていない」。被告には「重大な過失という形で著しい有責性」が認められる（参照：連邦裁判所 BGH, NJW 1995, 861 — Caroline）。
27	LG Köln	2017/11/15	28 O 216/17	25,000	Web投稿	一般女性	一般私人（隣人）	原告を「性的対象」として著しく貶め、名指して同一性を特定して侮辱した極めて悪質な人格権侵害：本件では、原告を純粋な欲望の対象として、卑しめ、公開的に晒すという、極めて重大な名誉侵害が問題となっている。地裁：「被告が原告の外見のみを用いて卑俗な形で原告を晒し者にしただけでも極めて重大な侵害であるが、さらに原告の氏名を明示することで特定の人物との結びつきを生じさせたことにより、人格権侵害はいっそう深刻なものとなっている。」 原告は女性であり、被告の隣人。原告の請求によると「被告は原告の多数の肖像および原告の肖像を含む動画を、ポルノ的なウェブサイトにおいて公然と公開した。被告は素材の一部を編集し、性的で侮辱的なコメントを付した」。さらに被告は同サイトのユーザーに対し原告を辱めるような呼びかけを行っていた。そのため、判決では、「予防の観点から、将来において人格権を侵害する写真を同様の態様で使用するのを抑止するため、金銭的賠償からは実効的な抑止効果が発生する必要がある。被告が一定の償いを試みた点も考慮すべきではある。しかし、既に生じた損害を回復し、その結果を除去しようとする努力には、被告が侵害行為を行ったときと同等の熱意が認められない。」
28	BGH	2003/12/9	VI ZR 38/03	20,000	タブロイド紙	公室・王室	メディア	日刊紙の一面での見出し表現（ウド・ユルゲンスはキャロラインとベッドをともにしたのか？）について、このような修辞疑問文の解釈は、その問いの文脈および背景事情を踏まえると、事実と反する事実主張を含み得るとし、本件では著しい人格権侵害を構成するとした。

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	概要
29	LG Berlin	2013/8/5	27 O 183/13	20,000	全国紙	著名人（政治家・経済学者）	メディア	原告（政治家・経済学者）が著書で人種差別的・優生思想的とも捉えられる主張を展開したことに対し、左派メディアの過激な風刺として行われた表現につき、たとえ公の議論や痛烈な風刺であっても、個人の人間の尊厳を根本から踏みにじる表現は認められないとされた。とくに病气や障害の揶揄は、 人間をモノに貶める行為であって、人間の尊厳の核心を傷つけるもの とされた。また死を願う言葉も、人間の生命と尊厳に対する重大な侵害とされた。
30	ArbG Trier	2023/9/6	1 Ca 129/23	20,000	オンラインイベント	性被害者（教会職員）	教区Bistum	性被害者の同一性暴露による重大な一般的人格権の侵害：原告は教会の女性職員であり、被告である教区に属する司祭から受けた性的虐待、及びその結果として妊娠し、司祭の圧力により中絶した経緯について、これまで複数のメディアや自らが執筆した書籍において仮名（Pseudonym）で発信してきた。2022年3月18日、教区主催のオンライン・イベント（「Hearing」：性的虐待事案の検証を目的としたイベントで、司祭や教会の従事者に加え、原告も招待されていたところ、その場で、招待者に原告の本名が伝えられた。判決では、「 情報自己決定権 は、一般的人格権の一部領域として、いつ・どの範囲で本人が私的な生活上の事柄を開示するかを決定を保護する。保護範囲には、本人の同意なく私人の情報を第三者に伝達することが含まれる。ここには、社会的領域や私的領域に属する個人的事柄の開示に関する自己決定権が含まれる」。金額の算定については「定められた金額は、原告と個人的に結びつけられ得る情報が、非常に高い程度で原告の私的領域に触れていることによって説明される。これらは性暴力の被害と、過去の妊娠中絶に関わる事柄である。加えて、これらの出来事の向き合い方（Aufarbeitung）、そして現在も続く心理的負担に関わるものであり、原告自身が継続的な病理的状态と述べ、現在の社会生活に影響を及ぼしていると公開されているものでもある。これらは特にセンシティブな内容であり、慎重に扱う必要がある。したがって、原告がこれらの自身の過去や健康状態に関する洞察を、日常生活で出会う人々と本人の同意なく共有したくないと考えるのは理解可能である。これは被告1にも認識されていたはずである。この原告とその仮名との結びつきは、もはや元に戻すことはできない」。
31	OLG Hamburg	2006/2/21	7 U 64/05	20,000	雑誌	ゴルフクラブの会長兼実業家兼弁護士	メディア	名指し・繰り返しの「不正の嫌疑報道」により広範な公衆の面前で事実上さらし者にした名誉侵害：本件報道は「原告に対して重大な影響を及ぼし、原告は自らの氏名を完全に示されたうえで、3回にわたり同じ嫌疑が提示され、広範な公衆の面前で糾弾される形となった。これはさらに、3本のうち2本の記事が、各号の表紙の見出しで大きく予告され、さらにそれらの見出しや本文記事と関連して、原告の写真が誌面に掲載されたことによって、特に強調される形で悪化した」。公に知られる弁護士に対する家宅搜索について、複数回にわたって糾弾の態度で報じられ、その際に写真も使用されたにもかかわらず、刑事上の嫌疑の重大性や、通報者の信頼性に疑念が存在する可能性などが十分に考慮されていなかった場合には、金銭的賠償を正当化する重大な人格権侵害が成立する。高裁は、複数の記事を「重大」と評価し、さらにこれらが「重大な有責性」の下で掲載されたことを強調した。
32	LG Berlin	2006/8/24	27 O 461/06	20,000	タブロイド紙&オンライン	政治家	メディア	「売春宿政治家」とする連載報道の結果、所属会派の離脱を余儀なされた（Af P 2007, 63, 65 – Puff-Politiker）。控訴審：KG Berlin, Urt. v.27.7 2007, 9 U 211/06, Af P 2008, 407。
33	LG Stuttgart	2000/8/31	17 O 86/98	17,895	書籍	サラリーマンの男性	出版社	写真と説明文で、原告を1985年の航空機ハイジャック・殺人の犯人と誤って特定した書籍を出版。問題となった書籍は、原告が居住するレバノンでは発行されなかったが、2,500部出版された。原告は、この出版によって主観的に脅威を感じるようになった

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	概要
34	KG	1994/3/15	6 U 519/93	15,339		弁護士	メディア	前訴の撤回義務の不履行：前訴で、原告について「Schalck-Genosse... Ost-Casinos を支配し、巨額の利益をむさぼり、さらに数百万単位で脱税した」などの名誉毀損の記事により撤回義務を課されていた被告が、これを履行しなかった。「この撤回義務の不履行は、原告に対する継続的かつ重大な人格権侵害を構成する」。
35	BGH	1996/1/30	VI ZR 386/94	15,339	書籍	警察官	著者	原告は警察官。被告は書籍の著者。書籍にて捜査記録から引用し、原告が売春宿で働いていたという証人供述を掲載。被告はこの主張を距離を置かず、そのままの形で広めた。BGHは、引用の形式であっても、次の一つまたは両方に該当する場合には人格権保護を強化：（１）距離を置かない流布、（２）真実と証明されていない事実の主張。
36	OLG Bremen	1995/11/1	1 U 51/95	15,339	書籍	著名人 (政治家)	著者	回顧録の中で原告を旧ソ連情報機関の協力者（KGBの将来のエージェント）とする虚偽の事実を記述した。DM30,000を認容。
37	LG Kleve	2009/1/21	2 O 229/07	15,000	TV放送	一般男性	メディア	原告（配管工）につき、税関検査時の映像がテレビ番組で無断放送され、顔や氏名が識別可能な形で薬物関与の疑いを持たれる内容として報じられた。後に無罪となったが、番組により社会的評価が低下した。広範な視聴者や地域社会での流布による心理的影響も考慮し、15,000€の慰謝料が認められた（ZUM-RD 2009, 555）。
38	LG Berlin	2011/1/27	27 O 673/10	15,000	タブロイド紙&オンライン	政治学者	メディア	被告（新聞社等）が、政治学者である原告につき、国会議員のもとで働きながら国会の内部情報を流していた等の疑惑報道を行った。見出し等により強い誤解を与え、原告の社会的評価及び職業上のキャリアに重大な悪影響を与えた。また裏付け等も不十分であった。実名ではない等、限定的要素も踏まえ、15,000ユーロとした（弁護士費用約899ユーロ）。
39	OLG Oldenburg	2015/8/11	13 U 25/15	15,000	Web投稿	一般女性	元交際相手	計11件のネット投稿で、顔写真をわいせつ画像と合成した改ざん画像を拡散した人格権侵害（偽造ポルノ）。原告の氏名を完全に記載したものも含む。加工画像は、原告の頭部や顔面部分を加工と判別できないようにポルノ写真と結合。「これらの合成写真は非常に専門的に作成されており、客観的に見れば、あたかも原告本人の写真であるとの印象を与えるものである。原告は、写真に示されるような、彼女を貶める態様で撮影され、それにより単なる第三者の欲望の対象となることを自ら望んでいるかのような印象——これは原告の人格権を侵害する印象である——を受忍する必要はない。」
40	LG Berlin	2019/1/15	27 O 265/18	15,000	Web/ twitter	有名人の子	政治家	人種差別的な侮辱発言：原告はボリス・ベッカーの息子。2019年1月初旬、ザクセン州のAfD政治家イェンス・マイヤーのTwitterアカウント上で「小さなハーフ・ニガー」と呼ばれた。地裁は、これを 人種差別的侮辱 であり、重大な人格権侵害あるとした。算定に際しては、①ツイートが持つ極めて大きな外部への影響力、②被告の収入状況、③本件で欠けていた連邦議会議員に期待される模範性を考慮した。
41	OLG Hamm	1997/3/3	3 U 132/96	10,226	雑誌	一般女性	メディア	原告女性のヌード写真が、本来の目的とは異なる用途で、原告の同意なしにアダルト雑誌の表紙に掲載され、その横に「7 Tips für den Mega Orgasmus」という見出しが配置され、原告の名誉に持続的な被害が生じたことが重大な人格権侵害とされた。本件では、満足と予防という観点が前面に出された。

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	概要
42	LG Düsseldorf	2003/4/30	2b O 182/02	10,000	当局の報道発表、会見、ウェブ掲載	実業家の男性	州	原告男性は、当局の報道発表、会見、ウェブ掲載等により、約2年間にわたり繰り返し一般的人格権を侵害。まず、2000年3月6日の Spiegel 記者による事前情報提供、次に、家宅搜索の予定についての通知と内部 LKA 文書の関連付け、さらに、財産保全措置に関する発言、その後、州司法省のインターネット・ポータルにおける「スーツ姿のギャング」の記事の掲載、さらには、2003年2月25日の起訴発表記者会見において、買収されうるかのような人物であると印象づける単語の使用、さらにはこの報道が同司法省のポータルサイトに転載されたことによって、原告の人格権が繰り返し侵害された。 「重大な人格権侵害が肯定されるのは、一連の人格権侵害が時間的に連続して生じていること、各人格権侵害の重要性、そして何より、本件では被告たる州の司法職員が、極めて公的関心の高い刑事捜査手続に関連して、これらの人格権侵害を行ったことに基づく。」
43	OLG Düsseldorf	2005/4/27	15 U 98/03	10,000	42番の控訴審	実業家の男性	州	検察庁が、原告への嫌疑を時期尚早に雑誌 SPIEGEL の記者に対して事前にリークしたことが問題となった。OLGは、問題なのは「報道機関への情報提供そのもの」ではなく、この個別の内容を、原告・弁護士より先に漏らした点であるとし、これを原告の人格権への重大な侵害と認定した。原告の 100,000 ユーロの賠償請求は棄却。判決：「検事総長は、原告またはその弁護士よりも先に報道陣へ情報を提供し、原告に対して「買収による心変わり」の嫌疑でも捜査しているとの発言を行い、さらに、この捜査段階ではまだ公開すべきでなかった詳細を報道陣に伝えた。これらの行為によって、原告の一般的人格権が侵害された。」
44	LG Köln	2007/2/28	28 O 96/06	10,000	TV	前科・悪評のある個人（海外在住）	メディア	テレビ番組「Akte 05」による不適切な嫌疑報道。同番組は、原告を“Kinderschänder”（未成年を対象とする性犯罪者とする趣旨の表現）として数百万人規模の視聴者に晒した。しかし放送局側は、当時すでに検察庁が捜査手続を不起訴処分として終えていたことを把握していた。テレビ番組が、既に不起訴（不起訴相当）であったのに“重大犯罪者”として扱った放送により人格権侵害。
45	LG Berlin	2011/11/15	27 O 393/11	10,000	公演&オンライン	有名人（気象キャスター）	ラッパー	公の場やネットで繰り返し用いられた激しい侮辱語による名誉毀損：原告は気象キャスターのカッヘルマン、被告は著名なラッパーの Kool Savas。彼はラップの中で、極めて下劣な侮辱語を用いて原告を攻撃した。被告はこの「曲」を合計24回の「コンサート」で公に披露し、原告を „Arschloch“、„verfickter Bastard“、„Idiot“ などと呼び、さらに „ich fickte Dich“、„das blöde Arschloch“ といった表現で罵倒した。地裁は、被告がこれらの侮辱によって観客の好意を自らのために得ようとした点を金銭補償増額要素として評価した。こうした「音楽的侮辱」が芸術の自由（Art. 5 Abs. 3 GG）によって保護されるかどうかを丁寧に検討し、本件では保護されないと適切に判断した。 〔注：侮辱の重大性、公開性、被告がこれを商業的に利用した点を踏まえ、より高額の見金補償を認めるべき、との評価もありうる〕。ZUM-RD 2012, 94, 96.

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	概要
46	LG Düsseldorf	2019/4/17	12 O 168/18	10,000	SNS	店員	インフルエンサー	被告が自身の62万8000人のフォロワーに対して、特定個人（販売員）の特徴を詳細に上げて、その者に対する違法行為を扇動、人格攻撃投稿による人格権侵害。原告男性Xは、服飾店で働く販売員であり、被告Y（芸名あり）はインフルエンサーで、Snapchat と Instagram に 60万以上のフォロワーを持つ“it-girl”として知られる。YがXの勤務する店舗を訪れた際、両者の間で口論が生じ、その場でXは店舗の施設管理権を行使してYを退店させた。同日、Yは Snapchat に動画を投稿し、Xとの口論の経緯を一方的に描写するとともに、侮辱的かつ危険な内容の投稿を行った。判決では、算定にあたり、Yの投稿が持つインターネットのさらし台効果を重視した。：「被告が数千人のフォロワーに向けて行った一方的な紛争の描写は、晒しあげ効果を否定できない。さらに、選択された媒体がインターネットである以上、被告のフォロワーが当該投稿を保存・共有し続けることで権利侵害が恒久化する危険が存在する。被告はインターネット上で一定の“有名人としての地位”を有しており、その発言は特に広い範囲の公衆に到達する。」
47	LG Köln	2013/3/13	28 O 483/11	10,000	オンライン	実業家	ノルウェーの新聞社	ノルウェーのメディアによる真偽の検証を経ていない文書の公開。原告はPAGの取締役／CEOである。この文書の公開によって、原告は、自己の雇用主に対して極めて忠誠心を欠いているように描かれた。被告はこれが誤った引用であることを立証できなかった。判決は、これらの公表が報道上の注意義務を怠ったものであり、原告の社会的評価を重大に毀損する重大な人格権侵害に当たると認定した。
48	LG Frankfurt a. M.	2022/4/8	2-03 O 188/21	10,000	SNS	女性政治家（キューナスト）	Meta	本件は、被告が虚偽の引用を含むミームを削除せず、繰り返し放置したこと、それに伴って生じた憎悪反応やヘイトコメントを許容した点が問題となった。 被告はこれを「原告の政治的に著名な役割ゆえに、彼女とその発言・立場についてできる限り開かれた公共的議論が可能でなければならない」と主張した。原告女性は、レナーテ・キューナスト（連邦議会議員）であり、訴訟の核心は、ホストプロバイダである被告が、原告から権利侵害の通知を受けた際に、通知に記載された特定の URL のみを削除すれば足りるのか、それともプラットフォーム内に存在する同一内容の権利侵害コンテンツをすべて削除すべきかという点にあった。問題となった人格権侵害的内容は、原告が実際には述べたことのない虚偽の引用であり、「Integration fängt damit an, dass Sie als Deutscher mal türkisch lernen!」という文言が、ミームとして投稿・共有されネット上で拡散した。この偽引用の拡散を契機として、原告に対して以下のようなヘイト反応が生じた。判決は、被告が削除を頑なに拒否したことが、有責な行為に当たると認定し、違法な投稿とそれに伴う重大な人格権侵害について、被告にも共同責任があるとした。：「信頼性はあらゆる人間の資本であり、とりわけ政治家にとって重要である。偽引用を付されることでこの信頼性は損なわれる。これは名誉を傷つけ、偽引用された者の人格を侵害する。偽引用は公共的議論を歪める。」〔注：ただし、金銭補償については、高裁で取消し（OLG Frankfurt a.M., Urteil vom 25.1.2024, Az. 16 U 65/22）〕
49	LG Flensburg	2023/6/14	7 O 140/20	10,000	ブログ	一般男性	ブロガー	原告男性につき、シュタージ（旧東独秘密警察）の構成員、「1989年まで将校」であり、「多くの造船所労働者を、自らの密告により破滅させた」と虚偽の事実を流布されたことにより、原告には「重大な精神的打撃」が生じた。公表後約2年間にわたり専門医の認める深刻な心理的危機が継続し、既往の精神的不調が再発・増悪して入院治療を要した状況も考慮。金額の算定に際し、過去の類似例も比較。

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	概要
50	LG Köln	2023/10/24	5 O 195/22	10,000	その他	著名人 (経済界)	州	捜査で得た機微情報が当局側の管理領域からメディアへ流出し、名誉・プライバシーを侵害。
51	LG Frankfurt a.M.	2021/2/16	2-03 O 188/11	10,000	会見/Web	プロ選手	サッカークラブ(法人)	サッカークラブが記者会見とクラブの公式サイトで、所属選手が監督に対して暴力行為に及んだとする虚偽の発表を行った。原告の社会的地位を傷つけるさらし効果を生み出した。
52	LG Berlin	2012/8/13	33 O 434/11	8,000	Web/SNS	女性モデル	ラッパー	被告は有名なラッパー（芸名Bushido）であり、原告である女性モデル（TVリアリティショー「Big Brother」の参加者）に対し、Facebook、Twitter、MySpaceなど、複数のソーシャルメディアにおいて、意図的に悪意をもって誇張された極めて侮辱的な人格攻撃の批判を繰り返した。原告が100,000ユーロの金銭補償を請求したのに対し、地裁は、これらの発言が一般的人格権を侵害すること自体は明確に肯定したものの、原告が番組に出演し「コンテナ生活」を通して、自らの私生活を一定程度公衆に開示していた点や、「ラッパーの発言は、その部分的に不合理かつ過度に誇張された傾向のため、理解ある一般市民は額面どおりには受け取らない」という点を考慮し、8,000ユーロに止めた（減額については批判がある）。ZUM 2012, 997, 998.
53	OLG Koblenz	2013/5/17	10 U 860/12	8,000	Web/SNS	男性実業家	一般私人 (元交際相手のストーカー)	ネットチャットで、原告が近親者に対して重大な犯罪を行ったとする虚偽の告発・通報予告等による名誉毀損：原告男性は、子ども向け商品の会社の共同経営者であり、被告（原告の元交際相手のストーカー）が、インターネット・チャットで、原告が児童虐待を行った等、その名誉を著しく損なう虚偽の主張を行った上で「刑事告発をする」「報道機関に知らせる」「職を失わせる」などと発言。原告が子ども向け用品の企業を営んでいることから、この種の誹謗中傷は社会的信用を壊滅的に損ねるものと判断されたが、一審（LG Trier）は金銭補償否定。これに対し、高裁は、児童への重大犯罪の誹謗中傷は、社会的評価を破壊し、人格そのものを重大に侵害すること、原告の事業と結びつくことにより「特別に重大な侵害」となるとし、BGH 判例（BeckRS 2012, 8607 など）を引用し、金銭補償の必要性を明確に肯定した。
54	OLG München	2014/7/31	18 U 308/14 Pre	8,000	雑誌	有名人 (TV司会者)	メディア	「不倫と事故の惨劇—彼はこれにどう関係しているのか?」という表紙の見出し。記事を読めば無関係であることがわかるものであったが「見出しだけを見る読者」もいることから人格の歪曲を肯定。ただし不倫事実のみの報道は、親密領域ではなく私生活領域の侵害。

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	概要
55	LG Koblenz	2021/1/14	9 O 80/20	8,000	Wikipedia	作曲家・平和活動家	Wikipediaの匿名編集者	オンライン百科事典Wikipedia上の虚偽記載により、原告の職業的・芸術的・個人的評価への深刻な損害：原告男性は作曲家であり、政治批評家であり、国際法に関する著作があり、Wikipediaにも記事があった。被告は、長年にわたり Wikipedia に定期的に投稿し、原告の Wikipedia 記事の主要な編集者である（被告は過去 15 年にわたり、特に中東紛争について偏向した編集を行い、これについてすでにハンブルク地裁に訴えられたこともあった）。本件において、被告は原告について、原告が「アイスランドにおける反シオニズムの主要な代表者」「反イスラエル／反米理論の主要提唱者」と「みなされている」と書いた。しかし実際には、原告が「主要な代表者／主要な提唱者」と扱われたことはなく、アイスランドでは主に 作曲家や 平和活動家として知られている。併せて、被告は、原告の特定の音楽劇作品が「上演されたことがない」との虚偽の主張や、さらには原告が「陰謀論」を流布し、原告が偽旗陰謀論を唱えているとの虚偽の主張もあった。地裁は、これらを重大な人格権侵害と判断した：「Wikipedia における記事は、原告のように自ら公的議論に積極的に関わる人物については、原則として受忍されるべきである。否定的な事実が言及されることもしばしば避けられない。とりわけ当該人物が強い論争的立場をとる場合はなおさらである。しかし、不正確な事実主張は到底受忍できない。本件では少なくとも以下の部分が該当する：原告がコンサート音楽の作曲をやめたとする説明、特定の作品が一度も初演されていないとする説明、原告がベルリンのクリスマス市テロを「フェイク」と述べたとする説明、また、被告による 意図的に一面的で否定的に歪める記述 で、内部的整合性や説得力がまったく認められないものも受忍し得ない。」
56	OLG Hamburg	1994/2/3	3 U 111/93	7,669	週刊誌	刑事弁護士	メディア	弁護士が過去の テロ組織関連情報システム に関与していたとの疑いを、既に消滅しているのに名指しで述べた：「問題となっているのは、4か月前に述べられた嫌疑を、あたかも現在も有効であるかのように再び提示したことである。これは 重い有責性がある。」
57	LG Oldenburg	1994/10/27	5 O 932/94	7,669	広告紙	市行政局長	メディア	広告紙の見出しで原告を著しく侮辱する表現を用い、特にキャリア終盤での打撃が重いと判断：広告紙の見出しで、原告が「allergrößte Pfeife」と呼称されたことによる名誉侵害。原告が職務キャリアの終盤にあったことから「特に重大な重みを持つ名誉侵害」が、原告にとって格別に深刻な影響を与えるされた。原告男性は市の行政局長。被告側の行為は、ジャーナリストの注意義務に対する重大な違反とされ、賠償額の算定にあたっては、名誉侵害の重さ、記事の見出しや紙面構成といった「見せ方」、被告の訴訟における態度が考慮された。
58	LAG Rheinland-Pfalz	2005/10/4	5 Sa 140/05	6,900	職場(病院)	女性医師	一般私人(上司)	被告は同病院に勤務する上司にあたる男性医師。数年間にわたる意図的・組織的・継続的な嫌がらせ。満足機能の重視。
59	LG Köln	1978/4/13	78 O 19/78	6,136	ラジオ	男性タレント	一般私人?	原告男性は「ヒットパレード」の司会者であるところ、被告のラジオ番組内での発言が、「原告を極度に傷つける、重大な人格攻撃的批判に当たる」とされた。

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	概要
60	LG Hannover	2006/1/11	6 O 73/05	6,000	TV	一般女性 (番組参加者)	コメディアン	TV番組「Wetten, dass...?」の司会者であったコメディアンが原告女性に向かって「君は年齢のわりにずいぶん老けて見えるね」、「私たちは Pro7 でいい整形手術番組をやっているんですよ。あなたを候補にできますよ」と発言した。地裁は、次のように指摘した。いわゆるコメディアンである被告は、数百万規模の視聴者の前で、自らが司会者として優位な立場にあることを利用し、原告を根拠なく、意図的に侮辱したのであり、これは彼自身が他人を犠牲にして注目を得るための行為であったと認定した。また、こうした「コメディアン」による行為が今日では残念ながら日常化しているが、誰もがこれを黙って受け入れる必要はない (ZUM 2006, 574)。
61	LG Frankfurt a. M.	2021/12/2	2-03 O 329/20	6,000	Web/SNS	女性活動家	ブロガー	原告女性 (28歳) は気候活動家であり、気候運動の主要なオーガナイザーの一人である。被告 (右派ポピュリスト系ブロガー、作家) の原告に対する Facebook 投稿が問題となった。地裁は、この意見表明は人格攻撃的批判の限界を超えており、そのため衡量を要するまでもなく違法である。仮に人格攻撃的批判の成立を否定するとしても、被告の意見表明の自由は、原告の一般的人格権に劣後すべきである、とした。また、原告は公然と性的欲望の単なる対象として描かれている。その結果、原告個人への誹謗中傷のみが前面に出て、いかなる事柄に関する実質的な議論も視界から外れてしまうような態様で名誉を害する態様で貶めを受けている。この種の行為は、発言の契機いかなを問わず、許される意見表明の広い限界を超えるものであり、正当化し得ない人格攻撃的批判 (BVerfG NJW 2022, 680) に当たるとした。
62	OLG Hamm	1992/6/1	3 U 25/92	5,113	報道		メディア	虚偽の報道により、原告が「Stasi-Scherge (スタージの手先・作業員)」として「殺人を犯した」と流布された事件。記事に実名はなかったが、少なくとも217名の知人・親族・同僚が、記事が原告のことを指すと認識したことから、極めて重大な人格権侵害と認定された。
63	OLG Karlsruhe	1994/11/25	14 U 67/94	5,113	雑誌		メディア	原告に対し「まやかしの治療師で顧客を欺いた」する不名誉な雑誌記事。
64	LG Krefeld	1995/7/26	2 S 74/95	5,113	報道		メディア	原告である「上司が女性を触った」といった虚偽の見出し記事。
65	LG Berlin	1997/10/9	27 O 349/97	5,113	TV報道		メディア	テレビ報道で原告を「極右的背景を持つ者」と表象した名誉毀損。
66	OLG München	1997/12/5	21 U 3698/97	5,113	雑誌		メディア	原告 (バイエルンの商店主) は、発行部数の多い週刊誌「Stern」の風刺コラム「Bonnbons」において、当時のCSU党首テオ・ワイゲルと共に写った自身の写真3点が、1ページ全面を用いて掲載されているのを見た。写真はいずれも、民族衣装祭において原告が偶然テオ・ワイゲルと会話していた場面を報道写真家が撮影したものであった。雑誌では、複数の風刺的キャプションによって、原告はワイゲルと結びつけられて、「理解不能で恥ずかしい発言をする人物」「レーザーパンツを履いた愚かなバイエルン人」として描写されていた。高裁は、この風刺は、政治的風刺の対象であるワイゲルではなく、無関係な第三者である原告の犠牲の上に成立するものであって、原告を嘲笑し貶めるものであって、風刺に許される範囲を逸脱し、人格権の核心領域に対する重大な侵害にあたると判断した (NJW-RR 1998, 1036)。なお、本判決の判断は、その後、風刺・芸術の表現の自由に関する衡量が不十分であるとして連邦憲法裁判所により取り消されている (BVerfG, Beschl. v. 10.7.2002 – 1 BvR 354/98)。
67	OLG Bremen	1992/5/20	1 U 20/92	5,113	雑誌/新聞		メディア	有名家系の私生活や窮状を詳細に報じた記事。原告の人格的利益を侵害。

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	概要
68	LG Erfurt	2021/10/26	1 Ks 16738/21	5,000	対面	一般男性 (未成年)	ドイツ人 男性	人種差別的動機による暴言及び暴行。路面電車内で17才のシリア人少年に脳震盪等の傷害を負わせた刑事事件の付帯訴訟。犯行態様及び犯行動機（人種差別・外国人嫌悪）の悪質性から補償・満足機能から算定（動画がSNSで拡散され地域外でも大きなニュースとなった事件）。
69	LG Cottbus	2019/1/23	3 O 238/17	5,000	準備書面 & SNS	裁判官	弁護士	原告は社会裁判所の裁判官である。被告（弁護士）は社会裁判所に提出した準備書面において、原告について「この上なく最も間抜けで、ひどく怠惰な裁判官」であり、「仕事をするには怠慢すぎ」、「そうやって節約した労働時間で、むしろ女子実習生と寝ている」、またジョブセンターからも金を受け取っている、と書き、自身のFacebookでも同様の発言をする等、裁判官を罵倒し、フォロワーらに「これに歯止めをかけよ」と呼びかけた。判決では、原告が裁判所内で職員と性的関係を持ち、就労支援機関から金銭を受け取っている等の主張は、人格攻撃的批判にあたるとして金銭補償を認めた。※ただし、高裁では差止めで十分とし金銭補償は取消・弁護士費用729.23ユーロは認容（OLG Brandenburg, Urteil vom 28.10.2019 - 1 U 15/19）。批判あり。
70	OLG Frankfurt a. M.	2025/7/17	16 U 7/24	3,000	雑誌	女性モデル	メディア	原告は22歳女性。被告は大手メディア。高裁は、原告が当該写真の公表に同意していなかったことを強調。ファッションショーについて、写真の撮影・公表に一般的に同意していたとしても、そこでの「不本意に胸が露出したこと」の記録・掲載までを含むものではないと判示した。被告は、このハプニングを捉えた写真をタブロイド紙で販売した。同紙は紙面およびオンラインで、その写真を「Busenblitzer」という文言とともに商品化（掲載・拡散）した。原告の10,000ユーロの請求に対し、地裁は5,000ユーロを認定し、高裁はさらに3,000ユーロへと減額した。地裁・高裁ともに、その掲載について、原告が「道徳的・倫理的感情」において屈辱を受けただけでなく、被告が原告の明示的な意思に反したとして、一般的人格権の重大な侵害と認定。金額算定にあたり、高裁は、新聞の発行部数の多さ（約110万部）、オンライン版の到達範囲（全国からアクセス可能）、さらに当該事故が原告の初めてのランウェイ出演で起きた事実を考慮した。併せて高裁は、原告がInstagram上でかなり露出度の高い自己表現をしていた点にもふれつつ、しかし、これが本件の人格権侵害を正当化するものではないと強調した。どのような文脈・状況で露出に同意するかは、専ら原告自身の自己決定に属するからである。他方で、原告が具体的に持続的な不利益、たとえば職業上の不利益を特定して主張していないことから、3,000ユーロで相当かつ十分とした。
70-2	LG Hamburg	2020/4/17	324 S 3/19	3,000	Web/SNS	弁護士	Facebook ユーザー	ネット上で繰り返された侮辱的・人格攻撃的投稿による人格権侵害。原告は、狩猟者でもある男性弁護士であり、オオカミ射殺事件に関する刑事手続の弁護人を務めていた。原告は狩猟専門誌「Deutsche Jagdzeitung」およびFOCUS Onlineにおいて、オオカミ保護やその支持者を強く批判する記事を公表していた。これに対し、被告はFacebook上で原告を「豚」、「余計な人間」等と呼び、さらに原告の法律事務所の住所を公開した。地裁は、原告が公的な論争に積極的に参加し、挑発的な表現を用いていたことは考慮すべきであるとしつつも、被告の投稿は原告の人格そのものを攻撃する重大な人格権侵害であるとした。また、投稿が3,000回以上共有されたこと、原告が差止請求を繰り返し訴訟上進行せざるを得なかったこと、事務所住所の公開によって第三者による危害の危険を高めたことなどを重視し、一審判決を変更して3,000ユーロの金銭補償を認容した。
71	OLG Köln	1978/9/18	7 U 35/78	2,556	写真誌	一般男性	メディア	原告男性の写真が、根拠なくテロ関係者と結び付けられ雑誌に掲載されたことによる名誉侵害。氏名が明示されていないことは関係がない（特定可能性あり）。

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	概要
72	OLG Koblenz	1988/9/29	5 U 419/88	2,556	(地域誌等への)虚偽広告	外国人女性	近隣の男性	原告女性の住所と電話番号付きで「M.、情熱的なチェコ人女性、あなたを喜ばせます」という内容の広告が、故意にかつ不適切に掲載された事例。原告は人口約2,000人の小さな町に住んでおり、この広告は、原告への影響が特に重大であった。DM5,000。
73	LAG Mecklenburg-Vorpommern	2020/6/10	5 Sa 215/19	2,500	社内掲示物(黒板)	従業員	雇用主	(不特定多数の従業員が見る)社内掲示板(黒板)に遅延連絡に関する注意喚起として原告の実名を記載し、名誉・データ保護侵害。
74	BAG	1999/2/18	8 AZR 735/97	2,045	地域のフリーペーパー	一般女性	メディア(フリーペーパー)	女性が妊娠を契機に欠勤が多くなり解雇されたことに対し、訴訟を提起したところ、「ドイツで最も怠惰な従業員」等として、女性の妊娠やその父親についても触れる侮辱的記事を掲載した事例。「イナ・M」表記のため範囲は限定的。DM4,000。
75	OLG Frankfurt a. M.	2010/5/19	1 U 49/09	2,000	口頭	指導男性	心理療法士	心理療法士である被告女性が、原告男性が未成年者(担当児童)に対して性的行為を行ったという虚偽の疑いを当局以外の複数の人に述べたことが重大な人格権侵害となった(男性は不起訴)。高裁は、被告の職業(心理療法士)の専門性からも、自らの表現行為が許される範囲を理解しているべきであり、また原告に生じる否定的影響を認識できたはずであるとした。
76	OLG Hamburg	1991/3/28		1,534	報道		メディア	原告が警察に連行される写真を容易に特定可能な形で掲載し、住所まで記載した報道。
77	AG Berlin-Charlottenburg	2007/1/17	215 C 99/06	1,500	対面	タクシー運転手	一般私人(乗客)	原告男性はタクシー運転手であり、被告は、職務中の原告を第三者の前で侮辱した(外国人嫌悪的な暴言を含む)。原告は、1週間にわたり労働能力100%の減退を呈し、さらに悪夢及び不安状態のため2か月間の精神治療を必要とした。
78	LG Memmingen	2015/2/3	21 O 1761/13	1,500	Web/SNS	未成年者	未成年者(同級生)	12歳の同級生が、原告の氏名と写真を用いてFacebookのアカウントを開設し(なりすまし)、極めて悪質な誹謗中傷を継続し、サイバー上でいじめを行った。原告の少年は、心理療法による治療が必要となった。算定にあたり、地裁は、満足、名誉回復の利益に基づいて検討し、「原告の著しい健康上の悪化」を考慮すべきであるとする一方、「当事者(原告・被告)の学校を分けた後、原告は健康状態が再び安定しており、長期的な後遺症は、生じないと判断される」と判断した。さらに地裁は、金銭補償の算定において「被告の発言内容と、その流布態様(インターネット)による人格権侵害の重大性」を考慮した。加害者には故意がある反面、その「顕著な子どもとしての未熟さ」も考慮すべきであるとした。併せて、被告が依然として生徒であるという事情に照らし、金銭補償の支払能力に関する困難を考慮して、その金額を減額することも正当化される、とした。
79	BGH	1979/1/30	VI ZR 163/77	1,278	地方紙	専門家	メディア	国際的に認められた専門家である原告の評判・名声を傷つける地方紙での虚偽報道(Exdirektor判決)。報道の注意義務。DM2,500。
80	OLG Frankfurt a. M.	1988/10/27	1 U 171/87	1,023	対面	男性客	店舗警備員	根拠なく万引きの疑いをかけられ、被告に暴行され、複数のデパート従業員によって身柄拘束。DM2,500(人格権・名誉侵害として分類)。
81	LG Frankfurt (Oder)	2004/7/29	17 O 540/03	1,000	選挙活動	地方の政治家	対立候補者	選挙運動中の候補者であった原告(地方の政治家)に対し、侮辱的呼称や虚偽の経歴(旧東ドイツ独裁政党SEDとの関わり)を捏造した人格権侵害。

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	概要
82	LG Essen	2007/12/17	3 O 442/07	1,000	対面	一般男性	元妻	原告男性（元夫）は、子どもを予定時刻1時間前に迎えに行き、被告（元妻）によって自宅前で騒いだと虚偽通報され、警察から退去命令及び実力による排除措置を受けた。裁判所は、これらの侵害を踏まえ、§253 II BGB に基づき慰謝料を認めた。被告の行為は名誉毀損及び虚偽告発に該当し、警察による対応や原告がデータベースに登録される等の不利益も考慮する一方、原告の対応にも一定の過失を認めて算定した。
83	OLG Koblenz	2005/6/1	1 U 1161/04	1,000	対面	学校長・女性	学校関係者(私人)	侮辱的な手ぶり（いわゆるワイパー・ジェスチャー）による人格権侵害。
84	AG Speyer	2012/1/9	31 C 75/11	1,000	画像	患者	医師	被告である婦人科医が、患者らをひそかに撮影し、合計 35,000 件の画像ファイルを作成した。原告女性については、女性器も含め8～10件の画像ファイルに動画も撮影していた。判決では、被告が婦人科医としての特別な、高度な信頼関係を、長年の患者である原告に対して故意に悪用した点を金銭補償の増額事由とした。
85	LAG Köln	2008/10/27	5 Sa 827/08	800	対面	労働者	上司	上司による平手打ち（傷害なし）：「平手打ちによって追加の負傷結果が生じなかった場合、最低でも 800ユーロの金銭補償が相当である。一方、殴られた者が医師の治療を受けねばならないような場合には、それよりも数倍に及ぶ額の金銭補償が相当である。」
86	VG Augsburg	2020/1/23	Au 2 K 19.872	(800)	対面	警察官	州	原告は警察官であり、職務中に第三者から唾を吐かれ侮辱された件につき、民事判決により800ユーロの慰謝料請求権を取得した。しかし、加害者に資力がなく回収不能となったため、雇用主である州に対し当該額の履行引受を求めたのが本事案である。裁判所は、当該侵害は侮辱にとどまり身体侵害に向けられた攻撃ではないとして請求を棄却した。
87	AG Schwäbisch Hall	2006/1/24	5 C 954/05	750	対面	警察官		警察官に対する唾吐きと侮辱表現（性的な罵倒語を含む）。賠償額の算定に際し、被告の年齢（若さ）と被告が酩酊状態にあったこと、経済状況が悪いことを考慮した。
88	LG Konstanz	2012/5/21	23 Js 18049/11	750	対面	警察官		警官に対する平手打ちと、複数の過激な侮辱語、中指を立てる侮辱的ジェスチャーによる名誉毀損。
89	AG Goslar	2017/8/17	14 C 54/15	750	対面	起業家	一般私人	原告男性は起業家。外国人に対する差別的で暴力的な言動を含む侮辱。判決では、 外国人に対する差別的で暴力的な言動 につき「原告個人の名誉を傷つけるだけでなく、より広い範囲に対する差別的侮辱性を帯びている」とした。
90	OLG Bamberg	2023/1/20	6 U 45/22	750	政党内チャット	政治家	政治家	原告は男性・政治家（CSU）であり、CSUの政治家同士のチャットで、同じCSUの同僚である下フランケン地区議会議長から、原告が「右派のシラミ」と呼ばれたことによる名誉毀損。原告は12,750ユーロの金銭補償を請求したが、750ユーロのみが相当かつ十分であるとされた。
91	AG Montabaur	2003/9/11	10 C 277/03	600	対面	警察官		警察官に対し、侮辱語を用いて侮辱し、さらに顔面に唾を吐いた事例。
92	LG Essen	2010/2/1	13 S 164/09	600	対面	一般女性		原告女性が、交通事故の際、性的な侮辱語で呼ばれた事例。

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	概要
93	AG Dieburg	2019/9/27	20 C 420/17	600	対面	一般男性		原告の交通違反をきっかけとして、被告が原告に侮辱語および侮蔑的ジェスチャーをした事例。
94	LG Koblenz	1987/1/27	6 S 212/86	511	対面	一般女性	店舗	根拠のない万引き容疑。心理療法を必要とする程度の健康悪化。DM1,000。
95	AG Stuttgart	1992/1/22	14 C 10497/91	511	対面	一般男性		原告の交通違反をきっかけとする極めて下劣な侮辱語による名誉毀損。
96	AG Düsseldorf	1997/5/27	44 C 1715/98	511	ダイレクトメール	女性	コンサルタント(広告主)	被告(自己啓発系コンサルタント)がダイレクトメール広告で、原告の名前を印象づける形で、原告の台詞をねつぞうして封筒ののぞき窓に表示し、その上で「あなたのジレンマは終わる」と自著を売り込む行為が、原告の人格権(名誉)を侵害し、侮辱にあたるとされた事例。
97	AG Meppen	2004/2/25	18 C 35/04	500	対面	女性		女性の顔に唾を吐いたことによる人格権侵害。
98	LG Berlin	2009/10/6	65 S 121/09	500	書面	借主	不動産管理会社	不動産管理会社が、賃貸トラブルの「警告書」を借主らとやりとりする中で、感情的になり、借主とその家族を「反社会的」と呼んだ侮辱事件。管理者と所有者に各250ユーロの支払を命じた。
99	AG Singen	2012/5/22	10 C 19/12	500	対面	警察官		警察官に対する度重なる侮辱と、性的な脅迫的発言。
100	AG München	2015/4/30	213 C 26734/14	500	対面	タクシー運転手	乗客	被告(タクシーの乗客)が、運賃として100ユーロ紙幣を原告(タクシー運転手)の口内に力づくで押し込む暴力的行為を行い、軽傷を負わせた事例で、これを「実力行使による侮辱tätliche Beleidigung」と評価した。
101 欠番	(70-2へ変更)							
102	AG Hamburg-Wandsbek	2019/8/13	716b C 86/19	500	Web/SNS	弁護士	Facebookユーザー	No.70-2の原審。原告は、ネット上で、侮辱的・人格攻撃的な投稿や暴力的脅迫を含む投稿により、攻撃対象となったが、原告自身も狩猟関連誌等への寄稿記事において、オオカミ保護やその支持者に対する挑発的かつ攻撃的な批判を公表し、自らが弁護士であることによって言論の自由を奪われるものではなく、PETAや狼に対して友好的な立場の人々からいかなる反発を受けようとも意に介さない旨を発言していた。そのため、区裁判所は、原告の1,500ユーロの請求に対して、原告の挑発的な表現を金銭補償の減額事由として考慮し、500ユーロとした。
103	LG Hamburg	1992/6/23	308 S 28/92	383	対面	弁護士	公務員	原告である弁護士は、役所内の外国人局にて、容姿を貶めるあだ名で呼んだ侮辱。
104	AG Schwäbisch Hall	1995/6/1	1 C 824/94	358	対面	黒人女性	一般私人	来訪者(アフリカ系黒人女性)に対する人種差別的侮辱発言。「単なる粗暴な侮辱にとどまらず、人間の尊厳を侵害する」のであって、今日においては「特に重大な重み」を持つ。被告には罰金刑が科された。
105	AG Zwickau	2012/6/22	2 C 1961/11	350	対面	警察官		公務員たる原告を「ファシスト」「ナチ」と呼ぶ行為は、まだ歴史的に時間の経っていないドイツの過去を踏まえると、著しい侮辱に当たるとした。

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	概要
106	AG Schwedt/Oder	2002/10/23	3 C 215/01	307	対面	女性	一般私人	女性に対する低俗な侮辱語（性的蔑称）を用いた対面での名誉侵害（DM600相当）。
107	AG Aachen	2011/1/20	25 C 278/10	300	対面	男性	ディスコ運営者	肌の色を理由にクラブ入場を拒否した差別的取扱い。
108	AG Böblingen	2006/11/16	3 C 1899/06	300	対面	警察官		警察官に対する侮辱表現。
109	LG Münster	2002/8/29	8 S 210/02	250	対面	警察官		警察官に対して「お前は馬鹿なクソ警官だ」等、複数の侮辱表現と脅し、唾を吐く行為。
110	AG Düsseldorf	2008/6/3	43 C 2072/07	250	対面	女性	タクシー運転手	同性愛者への差別的侮辱発言（別途、鼻への打撃については身体被害として500ユーロ）
111	AG Wolfach	2012/1/17	1 CS 300 Js 15383/11	150	対面	警察官	一般私人	警察官に対し、拳に「ACAB」のタトゥーを示す挑発的なジェスチャーにより名誉を侵害。
112	AG Osnabrück	1988/11/21	40 C 269/88	128	対面			根拠のない万引き疑いをかけたことによる名誉侵害。
113	AG Siegen	2002/9/26	13 C 347/02	100	対面	自動車事故鑑定人	一般私人	専門職（鑑定人）を職業的に無能と断じる発言。
114	AG Bremen	2012/3/29	9 C 306/11	100	対面	女性	一般私人	先に原告女性が中指を立てる等、強く挑発し、応酬する中で被告が女性を侮辱。
115	LG Zweibrücken	2012/3/29	9 C 306/11	100	対面	女性		交通事故の場面で女性に対する侮辱語を用いた事件。地裁は、算定に際し、減額事由として、これらの侮辱は「興奮状態」で行われ、かつ「公衆の面前」ではなかったことを挙げる。他方、増額事由として、原告はこれらの「名誉毀損的な表現」によって女性として貶められ、人間の尊厳を侵害されたと評価しうることを挙げる。ここで BVerfG, NJW 2004, 2371 を引用し、留守番電話に残された侮辱発言が人格権の核心を侵害するとした判断を参照した。
116	AG Maulbronn	2015/1/14	3 C 160/14	100	対面	警察官		警察官に対する公衆の面前での侮辱。

【別表Ⅱ】ドイツにおける肖像権関連の裁判例

- * 本別表は、各種判例データベースおよび関連文献に基づき作成したものである。
- * 本別表中の「No.」は「2」より開始しており、本文中の番号に対応している。
- * 背景色の仕様) ■濃いグレー：ドイツマルク時代の裁判例

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	事案の概要
2	LG Hamburg	2019/10/22	324 O 72/14	100,000	雑誌	公室・王室	メディア	原告はスウェーデン王女 の夫であり、被告は女性誌を発行する出版社。原告と王女の結婚式および、夫妻が小島で過ごした新婚旅行の様子について詳細な報道を行った。地裁は、「重大な人格権侵害」の認定において重要となるのは、原告が撮影された時点で「隔絶された状態」にあったかどうかであるとした。この「隔絶性」について、連邦憲法裁判所は次のように述べている：「この要件は、完全な孤独を必要とするものではない。決定的なのは、本人が、そして第三者から見ても、合理的に“公衆の視線にさらされない”と期待できる状況にあるかどうかである。」（BVerfG, Urt.v.15.12. 1999, 1 BvR 653/96, Rn. 79）。本件につき裁判所は、完全に私的な退避空間 が存在していたと認定。さらに、掲載された写真が、ビーチでの姿やビキニ姿といった極めて私的な場面を書いたものであり、その見せ方が「覗き見趣味に近い」と評価される点も重視した。加えて、当該画像は、遠距離から撮影された写真にもかかわらず非常に高精細で、原告の水着のストラップ柄やタトゥーといった細部まで識別可能であったことが、侵害の深刻さを強めるものとされた。金銭補償額の算定について：「諸事情を改めて総合的に検討した結果、10万ユーロの金銭補償が必要かつ十分であると判断する。原告の権利侵害は極めて重大であり、とりわけ表紙の全面写真および誌面の見開き写真により、侵害の程度は決して軽微ではなく、被告の有責性も相当程度であった。」
3	BGH	2004/10/5	VI ZR 255/03	76,694	雑誌	公室・王室	メディア	原告は、カロリーヌ公女の出生直後の乳児である。両親の同意なく遠距離から隠し撮りした写真で計9本の記事を掲載。表紙と誌面に「秘密のベビーとの幸せな日々」等の見出しと写真を使用。BGHによれば、本件は、原告（乳児）が母親と一緒に写っている写真であるところ、原告が時代の人物となるのは、親族として公の場に登場した場合、または親の職務領域に関連する公的行為に参加する場合に限られるが、本件ではいずれも明らかに該当しない。幼い原告の人格形成に対する特別の保護の必要性が、報道の自由に優先する。本件写真は、原告とその両親の日常生活の様子、つまり純粋に私的な行動である。民主社会において重要な公共的議論に資するものではない。単に「特定の読者の私生活への好奇心を満たすため」のものである。原告に対する関心も、両親が著名人として扱われていることだけに由来する。さらにBGHは、「経済的利益を目的として、繰り返し、執拗に肖像権を侵害する行為は、たとえ個々の写真掲載だけを見れば重大とまでは評価し難いとしても、一般的人格権の重大な侵害として、金銭補償請求を正当化し得る。」（BGHZ 160, 298 (303 ff.).)

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	事案の概要
4	LG Mannheim	2022/3/30	14 O 193/21	(和解) 62500	Web 動画	女性	ラッパー Bushido	原告（提訴時33歳女性）は、16歳当時、ラッパー Bushido のミュージスター公演後、酒に酔った状態で、Bushido および複数の男性がいたホテルの宿泊場所に同行し、その後の出来事については動画が撮影され、後に Bushido の Twitch チャンネルでも公開された。動画には、Bushido のベッドの上、またはその隣で、下着姿で横たわる若い女性（原告）が映っており、複数の男性が原告に対して性交を迫るような言動を繰り返している様子が確認できた。また Bushido 自身も、原告に精神的圧力をかけ、原告に対し部屋を出ることが不安や危険を伴うかのような示唆をしていた。この動画には不十分なモザイク処理しかされていなかった。地裁は、2022年3月30日の口頭弁論において原告の主張を認め、重大な人格権侵害があるとして、適切な金銭補償額の範囲を 50,000～75,000 ユーロと提示した。当事者が協議の上、62,500ユーロの支払いで和解に達した。
5	OLG Hamburg	2017/1/31	7 U 94/15	60,000	雑誌	有名人家族	メディア	原告はミヒャエル・シューマッハの妻。被告が発行する雑誌で、原告が病院に出入りする様子の写真を計9回掲載：被告が繰り返し肖像権を侵害し、しかもそれは、過去に原告が病院で撮影された写真の掲載に対して法的措置を執り、「原告がそのような写真の公開を望んでいないこと」、また「そのような公開が実際に違法であること」を被告が明確に認識した後も継続していた。OLG は、原告の明確な不同意の意思と法的権利を、被告が意図的かつ持続的に無視し続けたことこそが、本件の権利侵害を特に重大なものとし、そのため、相当の金額の金銭補償を認めることが必要である、とした。
6	LG Hamburg	2015/9/25	324 O 161/15	60,000	雑誌	有名人家族	メディア	原告はミヒャエル・シューマッハの妻。被告（多数の女性誌を発行する出版社）は、3か月にわたり、合計9冊の雑誌において、時には表紙に、時には誌面の大幅写真として、2014年1月3日に病院前で撮影された原告の写真を、繰り返し掲載した。しかも被告は、2014年1月17日の初回警告書（証拠 K 4）によって、原告がこの写真の公開に同意していないことを明確に認識していた。地裁の金銭補償額判断：原告の不同意が明確になった後の4回の掲載、さらに最初の仮処分送達後の2回の掲載、およびこれらの記事の相当な流通規模（証拠 K 24：メディアデータ）を踏まえると、60,000ユーロの金銭補償が必要かつ十分であり、発生した重大な人格権侵害に見合うものである。また、地裁は、「公衆の高い情報関心（夫ミハエル・シューマッハの事故に関する社会的注目）」と「原告にとってのきわめて例外的かつ困難な状況（家族の危機に関する私人としての保護）」とを衡量し、60,000ユーロとした。
7	LG Köln	2017/3/1	28 O 41/16	35,000	雑誌 & Web	有名女優	メディア	見出し「F- アルコール再発」で不実の事実を重大な過失で掲載。表紙で煽り、ウェブでも「アルコール再発 - Fはまた飲む！」とほぼ同文を掲載。疾患や依存症の問題は、人間の尊厳に触れ、情報自己決定権を侵害するような、他人に知られたくない私生活形成の核心領域に属する。
8	OLG Celle	2016/10/5	13 U 78/16	30,000	雑誌	著名人	メディア	原告が父とともに空港でタクシーに乗る場面のパパラッチ写真。空港のタクシー乗り場という公共の場所であっても、私的な旅行の移動は私生活領域。公共の関心事のない単なる私生活の覗き見的な写真の公開は違法。
9	LG Kiel	2006/4/27	4 O 251/05	25,000	オンライン	一般女性	元交際相手	元交際相手が原告のヌード写真（上半身裸で微笑む等、1枚は全裸で就寝）を撮影し、嫌がらせ・復讐目的で、本名、住所等の個人情報とともにインターネット上のファイル交換サイトに公開。被告には刑事罰金刑も科された。NJW 2007, 1002.

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	事案の概要
10	ArbG Iserlohn	2008/6/4	3 Ca 2636/07	25,000	監視	従業員	雇用主	職場での勤務時間中の恒常的ビデオ監視は労働者の一般的人格権への重大な侵害。人格権の一部として保障される情報自己決定権は、自動データ処理の条件下では特に保護される必要がある（1983年12月15日の国勢調査に関する連邦憲法裁判所の判決 - 1 BvR 209/83）。常時ビデオ監視は従業員を「モノ」扱いすること。本件は、 人間の尊厳と自己決定権の侵害 。
11	LG Hamburg	2010/1/15	324 O 391/09	25,000	タブロイド紙	著名人	写真・記事掲載	病気療養中の原告（著名なスポーツ番組司会者）の重篤な健康状態に関する写真及び記事。裁判所は、健康状態に関する情報は、親密領域との境界領域に属する高度に私的な事項であると判断した。原告の著名性から健康情報自体は一定の公共的関心が認められることは認める一方、被告に重大な有責性を認め、報道内容及び報道方法を総合考慮して重大な人格権侵害を認定した（OLG Hamburg, Urt.v. 6.7.2010 - 7 U 6/10, ZUM 2010, 976）。控訴審も金額は同じ。
12	LG Oldenburg	2015/3/2	5 O 3400/13	22,000	オンライン	一般女性	一般男性	原告は、自己の顔と他人の裸体とを合成したポルノ風の合成画像が実名・出身地域と共にインターネットに投稿された。人格の核心領域への重大な侵害。
13	OLG Köln	2019/5/28	15 U 160/18	20,000	オンライン	著名人	TV番組雑誌	著名TV司会者の写真をTV番組雑誌のFacebookプロフィールに無断使用（クリックベイト）。原告の知名度を利用した純粋な集客目的の利用。被告は、原告の疾病、とりわけ癌の可能性に言及してこれを広告的文脈に組み込んだことを重視し、無断広告利用としてライセンス料を類推して金銭評価。
14	OLG München	2014/2/25	18 U 2770/13 Pre	20,000	タブロイド紙	有名女優	メディア	有名女優が妊娠中に公の場で散歩しているところを撮影された写真の公開。 営利目的の故意 （ZUM-RD 2014, 696, 701）。
15	LG Berlin	1999/1/28	27 O 605/98	15,339	タブロイド紙	男性	報道機関	犯罪者に関する報道で、原告の弁護士肖像写真やシルエットを本人の明確な不同意にもかかわらず繰り返し掲載。仮処分で禁止後も継続。
16	LG Köln	2008/7/30	28 O 148/08	15,000	雑誌	TV司会者の配偶者	メディア	原告の結婚式の無断撮影・公開。私生活領域の侵害。
17	LG Kaiserslautern	2007/6/22	2 O 970/05	12,000	タブロイド紙	女性	メディア	原告のヌード写真を被告が「色情狂の性体験」との見出しで掲載。
18	OLG Hamm	1997/12/3	12 U 125/97 NJW-RR 1997, 1044.	10,226	アダルト雑誌	女性	メディア	原告は、過去に裸体写真の制作自体には同意していたところ、同意の範囲を超えて、アダルト雑誌の表紙に「メガ・オーガズムのための7つのヒント」という見出しとともに、原告の写真が掲載された事例。ハム高裁は、一審を覆し、たとえ裸体写真の制作への同意があったとしても、それが性的興味を煽る広告・雑誌表紙への利用まで及ぶとは限らず、親密領域への「重大かつ深刻な侵害」があったと評価し、金銭補償を認めた。
19	OLG Koblenz	1996/12/20	10 U 1667/95	10,226	全国紙	男性	メディア	人格権侵害。重大な過失による写真取り違えて、無関係の神父の顔写真を未成年者への性的加害記事に全国150万部超で掲載。

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	事案の概要
20	LG Köln	2009/10/7	28 O 263/09	10,000	タブロイド紙	有名女優	メディア	大手メディア「BILD」（発行部数77万部）と影響力（200万人）による原告（有名女優）の息子の自殺という極めてデリケートな私生活領域の侵害と写真の無断掲載。金銭補償の算定にあたり、被害者が富裕層であり精神的満足に高額を要する点（被害者側の資力・地位）と、加害者が巨大企業であり抑止力として痛みを伴うペナルティが必要な点（加害者側の資力・影響力）という、双方の資力を考慮した。しかし、同種の写真に対する被害者による自己開示、被告による早期の掲載停止及び再掲載の不存在等で侵害の持続性・拡張性が限定されたため1万ユーロ。ZUM-RD 2010, 565.
21	OLG Saarbrücken	2006/9/13	1 U 624/05	10,000	選挙ポスター	一般男性	政治団体	被写本人の許諾なく選挙ポスターに肖像を使用。
22	LAG Rheinland-Pfalz	2017/4/27	5 Sa 449/16	10,000	監視	一般男性	雇用主	係争中の訴訟に関連して、原告に契約違反行為（副業による勤務時間詐欺の疑い）があるかを調査するため、探偵に依頼し、20日間、勤務中の原告を観察。写真・動画・位置情報・盗聴はなし。しかし監視が勤務時間中のみであったとしても侵害は重大であり、また係争中であっても、秘密監視に正当性はないとした。監視が刑事罰の対象行為に該当しなかったとしても民事上は違法。抑止目的も含めて算定。
23	OLG Wien	2015/8/26	11 R 119/15	8,000	オンライン動画（成人向けDPF）	一般女性	元交際相手	交際中に当事者の合意の下で撮影された性的行為の動画が、交際終了後に元交際相手によって大手ポルノサイトへ無断公開された。動画は数万回閲覧され、多数のサイトへ転載・拡散された。原告は社会恐怖症に相当する疾病に値する精神障害を発症した。裁判所は、撮影への同意は公開への同意を意味しないとしたうえで、原告の人格権、私生活領域の中核をなす親密領域に対する重大な侵害を認定した。差止請求、削除請求及び金銭賠償請求を認定（疾病相当の精神的損害に加え、人格権侵害による屈辱を考慮し、総額8,000ユーロ）。併せて、動画削除費用600ユーロの賠償を認め、さらに、継続的なオンライン拡散によって将来新たな削除費用が発生し得ることを前提に、将来の削除費用に関する被告の賠償責任を確認する判決を言い渡した。オーストリアの裁判例であるが、いわゆるリベンジポルノに係るドイツ語圏の重要な先例としてデータベースに登録されている。
24	OLG Karlsruhe	1993/4/23	15 U 237/92	7,669	新聞	女性	メディア	透析中の腎疾患患者である原告の半裸写真（胸が露出）を無断で新聞に掲載。親密領域を侵害。
25	OLG Köln	2015/11/10	15 U 97/15	7,500	地方紙	有名女優	メディア	被告は、原告が私生活を公にしない方針であることを事前に知りつつ「お腹がふっくらしている」写真を撮影、掲載した（単発だが、故意によると認定）。撮影現場に設置される楽屋用移動車両の駐車エリアは、職業空間ではなく、「私的な休息・退避場所」とであるとして、空間的にも事柄（認識）としても私生活領域の核心部分に対する重大な侵害とされた。
26	OLG Hamm	2017/2/20	3 U 138/15	7,000	オンライン	一般女性	元交際相手	元交際相手が、当初は合意で撮影された性行為の写真を関係解消後に無断でネット公開。金銭補償の算定にあたって、18歳の原告が数年に及ぶ重い精神疾患を発症したことに加え、原告の若さやそれゆえの特別な脆弱性、および写真が身近な人々を含む不特定多数にアクセス可能になった事実が重視されたが、20,000ユーロの請求に対し、7,000ユーロにとどまった。
27	LG Berlin	2004/3/30	27 O 826/03	6,000	オンライン	一般女性	元交際相手	元交際相手の男性（被告）が、原告の私的な写真を嫌がらせ目的でインターネット上に無断公開した（ストーキング行為を伴う）。

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	事案の概要
28	OLG Frankfurt a. M.	2007/11/13	11 U 16/07	6,000	タブロイド紙	男性（ミュージシャン）	メディア	恐喝疑惑が報じられたバイカー集団に関する記事に関連して原告と明確に特定できる写真が掲載され、原告もその活動に関与しているような印象を与えた。ZUM-RD 2008, 230, 232.
29	LG Düsseldorf	2006/12/13	12 O 194/05	5,000	地域の広告新聞	一般女性	メディア	地元のサウナで全裸写真を無断撮影、無料の地域広告新聞に掲載・配布。身元特定リスク。
30	LG Münster	2004/3/24	10 O 626/03	5,000	タブロイド紙	一般女性	メディア	家庭内殺人事件で夫に殺害された子の母親（28才）の写真を、読者への情報提供目的ではなく、その感情に訴えることのみを目的に掲載。
31	OLG Köln	2020/8/27	15 U 185/19	5,000	タブロイド紙&オンライン	一般男性	メディア	サッカー・フーリガン記事に、偶然近くにいただけの原告の識別可能な写真を併載し、あたかもフーリガン（暴徒）の仲間という誤った印象を与えた。
32	LG Offenburg	2020/10/29	2 O 177/20	5,000	オンライン	一般女性	元交際相手	交際中に合意の上で撮影、共有された原告女性の未公開の裸体写真やランジェリー姿、ポルノ的なポーズの写真を交際終了後に原告に無断でオンライン上に公開。 インターネットの拡散性と不可逆性を考慮。
33	LG München I	2003/12/18	7 O 15358/03	5,000	雑誌	一般男性（17才の少年）	メディア	原告（当時17歳の少年）が、写真コミックのために、ベッド上で性行為を想起させる体勢を演出して撮影された写真が、後に原告の許諾なく、Bild紙およびそのオンライン版において性教育記事の挿絵として使用された。原告は、本来は未成年向け雑誌の文脈における恋愛場面にすぎなかったものが、その文脈を離れて受け取られるに至ったと主張し、15,000ユーロの金銭賠償を請求した。裁判所は、写真の別文脈での使用および広範な読者層への拡散を考慮する一方で、当該写真の公表自体については 原告が同意 していたとして5,000ユーロにとどめた。ZUM 2004, 320.
34	LG München I	2005/7/21	7 O 4642/05	5,000	タブロイド紙	一般男性	メディア	原告は、同性愛を公表していない一般私人の男性。大衆紙での本人の意思に反した性的指向の公表（ アウトティング ）は親密領域への重大な侵害として、満足・威嚇機能を考慮し金銭補償を認めた（顔が特定可能、強制的な背景加工による編集、文脈の他、家族・取引先への影響等を考慮）。併せて、写真の無断使用に対する相当対価として200ユーロ。
35	LG Düsseldorf	2011/11/16	12 O 438/10	5,000	プログラム冊子	一般女性	イベント主催者	原告女性が、芸術イベント（絵画パフォーマンス）のヌードボランティアとして参加したところ、原告の同意なしに、そのヌード写真をプログラム冊子に掲載した。ZUM-RD 2012, 407.
36	OLG München	1995/3/9	29 U 3903/94	4,090	雑誌	元写真モデル	メディア	OLG München (NJW-RR 1996, 539) は、テレフォンセックスに関する雑誌記事において、原告の写真を「ドイツの新しい不倫」という見出しのもと性的サービスと結びつけて無断使用した行為を人格権（名誉・肖像）侵害と認めた。写真は、毛皮をまとい一部、衣服を身につけていないものであったが、元は原告の同意のもとに撮影され写真集に掲載されていたものであったため、親密領域への直接侵害には至らないとされた。ライセンス料相当額DM4,000、金銭補償をDM12,000認めた。
37	LG Köln	1991/6/5	28 O 451/90	4,090	雑誌	男性	メディア	人格権侵害。殺害事件の被害者の両親である原告らの葬儀写真を大きく掲載し、半頁の写真と実名記載で私生活領域を侵害。

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	事案の概要
38	AG Mannheim	2008/7/11	3 C 154/08	3,500	雑誌	一般女性	メディア	透析中の原告の写真を無断で3回掲載。健康情報は親密領域である。6年前の同意は再掲載を正当化しない（目的、文脈、媒体ごとに限定）。文脈の違いは重要。親密領域に関わる以上、被告には高度の確認義務あり。継続性があり、予防機能も重視。
39	AG Brilon	2010/3/17	8 C 358/09	3,500	新聞	一般女性	元交際相手	原告の上半身裸の写真を無断でインターネット上で公開。2日間で迅速に削除されたが、インターネット特有の危険性を重視。
40	LG München I	2003/7/30	21 O 4369/03	3,000	テレビ番組	一般男性	メディア	科学番組「Galileo」で放送されたFKK施設内を裸体で歩く原告を7秒間、同意なく放映した。顔と性器が判別可能。判決は、「裸体はあらゆる人間の人格の最も親密な領域に属する……テレビでの放映は被写体の親密領域を特に激しく侵害する」として金銭補償を認めた。算定にあたり、「被告側に重大な有責性」がある類似のケースを参照し、結論として「出演者やモデルの出演料を遥かに上回る額」でなければならないという予防的理由を挙げた。NJW 2004, 617.
41	OLG Frankfurt a. M.	2025/7/17	16 U 7/24	3,000	タブロイド紙&オンライン	女性モデル	メディア	ファッションショー中の衣装トラブルで胸部が露出した場面が撮影され、タブロイド紙に「バスト露出」との文言を付して、紙媒体およびオンラインで掲載された。原告は1万ユーロを請求したが、フランクフルト地裁は5,000ユーロ、OLGはこれを3,000ユーロに減額した。原告は「倫理的・道徳的感情を傷つけられた」だけでなく、原告の明確な意思に反して掲載された点（偶発的な事故にまで撮影の同意は及ばない）、発行部数110万部を超える新聞及び全国的にアクセス可能なオンラインに掲載された点、原告の初めてのランウェイ出演時の事故である点も考慮された。原告はInstagram上で比較的露出の多い写真を公開していたが、どのような文脈で露出するかを決定するのは本人の権利であってこれが侵害を正当化することはないとした。他方で、原告が具体的な継続的な損害（職業上の不利益等）を主張していなかったことも踏まえ、3,000ユーロとした。
42	LG Frankfurt a. M.	2015/7/30	2-03 O 455/14 BeckRS 2017, 141348	2,700	手紙	一般女性	知人	原告は、将来的にエスコートサービスに従事するため、その準備として、自身の親密な写真（部分的ヌード写真）を撮影させていた。このことについて、原告は信頼する知人（被告）にのみ打ち明けていた。ところが、被告は、原告の意思に反し、原告の母親を含む計9名の第三者に対し、原告の将来計画を暴露する手紙を送付した。これにエスコートサービスのウェブサイトから取得した計9枚の写真を同封するとともに、原告につき「売春婦」「尻軽女」「あばずれ」等と表現した。地裁は、親密な信頼関係のもとで共有された将来計画および親密写真を、第三者に対して道徳的非難を伴う形で流布した行為につき、一般人格権の重大な侵害を肯定した（LG Frankfurt a.M., BeckRS 2016, 01532）。さらに、写真の枚数・大きさ・親密性を区分して損害を算定し、着衣姿の全身の小型写真6枚につき1,200ユーロ、親密性の高い（ランジェリー姿3枚、内1枚は胸が露出）大判写真3枚につき1,500ユーロ、合計2,700ユーロの金銭補償を認めた（LG Frankfurt a.M., LSK/BeckRS 2017, 141348）。
43	OLG Düsseldorf	1984/5/29	15 U 174/83	2,556	雑誌	未成年	メディア	未成年（原告）のヌード写真を雑誌の表紙に無断掲載。顔が写っていない後ろ姿でも、特定可能性があれば肖像権侵害となる。未成年者の場合、親権者の同意が必要。ヌード写真の掲載には、メディアに極めて慎重な調査確認がある。
44	OLG Hamburg	1994/9/22	3 U 106/94	2,556	雑誌	一般女性	メディア	見出し「春！空気はホットなクイックに満ちている」との自由創作記事とともに無断写真を掲載。

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	事案の概要
45	AG Berlin-Charlottenburg	1998/6/16	8 C 82/98	2,556	同性愛者向け旅行ガイド	一般男性	メディア	主に同性愛者向け旅行ガイド「Gay Guide」で、性的文脈の強い軽装写真とともに原告を掲載。
46	LG Essen	2003/2/17	4 O 409/02	2,500	タブロイド紙	一般女性	メディア	原告は20歳女性の職業訓練生（ナイトクラブの客）。ビルト紙の記者が原告の同意を得ようとして、またその存在について原告に知らせることもしなかった点を「ジャーナリストとしての注意義務に対する重大な違反」と評価した。写真に添えられた文章は、原告（誤った名前で表示されていた）が容易に誘惑される人物であるかのような印象を与える内容であった。この報道の結果、原告が職業学校でからかわれるようになった点も考慮された。
47	OLG Karlsruhe	2006/5/26	14 U 27/05	2,500	TVの情報番組	一般私人 (5才の子を含む)	メディア	キャンプ場で休暇中の母子が、無断で撮影され、その映像とインタビューが「日常のちょっとした奇妙さ」と題したテレビ番組で放送された事案。裁判所は、無断での撮影・放送が重大な人格権侵害に当たるとし、母と子それぞれに金銭補償（各2,500ユーロ）を認めた。
48	OLG Dresden	2018/1/30	4 U 1110/17	2,500	新聞	バイカー集団の関係者	メディア	原告はバイカー集団の一員。メンバーの葬儀に参列した際、グループHのリーダーらとともに撮影された。被告はこの写真を、「E通りでの銃撃事件—L、Hのリーダーが拘留から釈放」との見出しを付けて掲載。原告の顔はモザイク処理されていなかった。高裁は、被告に重大な過失がないこと、原告がHに近い立場にあったことから、当時のドレスデン高裁の定める最低額である2,500ユーロとした。
49	OLG Dresden	2021/6/8	4 U 2259/20	2,500	オンライン記事	警察専門大学の女子学生	メディア	警察専門大学に在籍する女子学生らが、大学敷地内で卒業を祝う非公開の内部パーティーを開催し、その様子がビデオ撮影された（外部への公表は予定されていなかった）。ビデオには、歌手ファギーの楽曲「London Bridge」が用いられており、学生らが踊る姿が収められていた。被告（メディア）は、この映像の一場面から原告の姿を切り取り、「生意気な警察学生たちと売春婦の歌」との見出しの記事を掲載し、さらに原告の写真に「未来の警部補が……挑発的にバナナに噛みつく」とのキャプションを付した。 ドレスデン高等裁判所は、本件写真が現代史的出来事を伝えるものとはいえ、§23 KUGによる正当化は成立しないとした上で、問題は写真自体ではなく、事実から導けない性的意味を見出しやキャプションによって付加した点にあると指摘した。このような表現は、平均的読者に対し原告が卑猥な行為を行ったかのような印象を与え、原告を恥知らずで逸脱した人物として公衆の前に貶めるものであり、重大な人格権侵害に該当するとして、2,500ユーロの金銭補償を認めた（GRUR 2021, 17351）。
50	OLG Dresden	2018/10/11	4 U 1197/18	2,500	新聞	ストリップダンサー	メディア	原告女性（ストリップダンサー）は、被告の依頼により、イベントでトップレスのパフォーマンスを行い、撮影された。しかし、原告の写真は、扇情的な（特に性的関心を引く）見出しや文章とともに新聞に掲載された。原告はこのような掲載には同意していなかった。高裁は、原告は当該イベントにおいて、 自発的に多数の観客の前で、自ら公衆にさらしていた以上、親密領域の絶対保護は主張できないとして、社会領域の問題にとどまるとした 。もっとも、その場合でも、人格権侵害自体は否定されず、金銭補償を認めた。

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	事案の概要
51	OLG Karlsruhe	1991/7/12	25 U 87/90	2,000	書籍	未成年	書籍	未成年者を同意なく（反権威主義教育に関する）育児・教育本の表紙に掲載したため金銭補償請求が認められる。
52	OLG Karlsruhe	2009/4 8	6 U 209/07	2,000	雑誌	一般男性	メディア	ポップカルチャー等を扱う専門誌で路上で騒ぐ歌手に退去を求めているところを写真付きの特集記事で報道。
53	OLG Bamberg	2013/4/10	3 U 282/12	2,000	ウェブサイト	一般男性	医師	患者の個人情報（前立腺癌に関する詳細等）を無断で診療所のウェブページに掲載。NJW-RR 2014, 158, 159.
54	LAG Mecklenburg-Vorpommern	2019/5/24	2 Sa 214/18	2,000	監視	従業員	雇用主	ガソリンスタンドの業務エリアで、従業員に知らせず隠しカメラが設置され、勤務中の様子が継続的に監視されていた事案。監視自体は一部周知されていたが、問題のカメラは無断かつ非公開で設置されていた。判決は、この監視が防犯目的ではなく、理由なく従業員を常時監視するものであるとして、重大な人格権侵害にあたると判断した。また、こうした 常時監視は人間を「物」扱い することになり、 強い監視圧力 を生じさせるものと指摘した。
55	OLG Frankfurt a. M.	2021/5/19	13 U 318/19	2,000	YouTube	女性警察官	無断の商業的写真撮影	女性警察官がデモ対応のため出勤中、本人の知らない間に、同意なく撮影された。その映像の一部が、原告を約2秒間スローモーションで映した形で、YouTube上に公開されたミュージックビデオに組み込まれ、同動画は15万回以上再生されていた。裁判所は、こうした利用を純粋な 広告目的 によるものと評価し、原告に対して2,000ユーロの金銭補償を認めた。また、経済的・広告上の利益は、原則として被写体である警察官の人格的利益に優先するものではないと判示した。さらに、出勤中の警察官の肖像についても、原則として私人と同様の基準が適用され、当該警察官の行動自体が撮影の正当な契機を与える場合に限って撮影が許されるとした。本件では、そのような契機は認められなかった。
56	OLG Dresden	2025/9/16	4 U 634/25	2,000	監視不安	一般私人	隣人	近隣トラブルの末、相手方敷地を撮影しない旨の合意があったにもかかわらず、被告が複数のカメラを設置し、内1台の可動式カメラが約1か月にわたり原告宅の庭やプール方向を向き、私生活が常時監視され得るとの印象を与えた事案。当該カメラでの実際の撮影は証明されなかったため、データ保護法違反にはならないとされた（GDPR82条）。他方で、カメラの向きや設置状況等からみて、いわゆる監視に対する不安が合理的に生じていたことから人格権侵害を肯定。期間が1ヶ月であること、実際の撮影は証明されていないこと等から、通常の2,500ユーロより低い各原告2,000ユーロとした。
57	OLG Frankfurt a. M.	1987/1/21	21 U 164/86	1,534	撮影・公開	男性	同僚	意識のないほど泥酔した原告を撮影・第三者に公開し名誉を侵害。
58	OLG Stuttgart	1982/11/3	4 U 85/82	1,534	風刺雑誌	女性	メディア	風刺雑誌でのヌード写真掲載による名誉侵害。
59	OLG Karlsruhe	1989/8/18	14 U 105/88	1,534	新聞	男性	メディア	死亡者と救助者の間にいる原告が写る交通事故現場の写真を新聞に掲載（判決は未確定）。

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	事案の概要
60	AG Brakel	2003/10/8	7 C 297/03	1,500	地方紙	男性	メディア	地元紙が、原告の写真とともに大きく記事を掲載し、原告が娘に性的嫌がらせをしたとする内容を報じた事案。原告は地域内で特定可能な形で (Hans A) 示されており、この点が重く評価された。
61	AG München	2012/6/15	158 C 28716/11	1,200	タブロイド紙	一般女性	メディア	非公開 (友達限定) のSNS上の親密な写真が、原告の元夫の性犯罪報道に無断利用された。
62	OLG Zweibrücken	2013/2/21	4 U 123/12	1,000	撮影	女性	医師	婦人科診療中に医師が患者である原告のヌード写真を無断撮影。
63	LAG Hamm	2013/7/11	11 Sa 312/13	1,000	撮影	女性	雇用主	雇用主が原告の病気休暇中の監視のため、探偵に依頼して、自宅前やコインランドリーにいる原告を秘密裏に撮影させていた事案。
64	LG Frankfurt a. M.	2014/5/20	2-03 O 189/13	1,000	SNS	女性 (未成年)	同級生	被告 (同級生) 宅で、原告 (大学入学資格試験準備中の女子生徒) がiphoneを充電したところ、原告が当時の彼氏のために自撮りし、スマホに保存していた高度に親密な写真 (性的画像) が被告のPCに取り込まれ、被告がWhatsAppやFacebookを通じて複数の第三者に送信した。原告の主張によれば「同級生の約80%が画像を見た」という事態になった。いじめにも使用された。地裁は、「本件では、転送された画像のうち少なくとも1枚が児童ポルノ的撮影物であり、原則として重大な人格権侵害であることを考慮すべきである。他方で、画像には原告の顔や上半身は写っており、当時の彼氏の顔のみが写っていること、また彼女自身が撮影したものであることも考慮される。さらに、被告が画像の転送を後悔しており、少なくとも口頭弁論において差止請求を認諾したこと、また算定にあたっては、 被告が若年であり、継続的な収入のない若者としての経済的資力も考慮されるべきである。 」 (LG Frankfurt GRUR-RS 2014, 19319.)
65	BAG	2015/2/19	8 AZR 1007/13	1,000	撮影	男性	雇用主	使用者が、根拠なく従業員の就労不能を疑い、探偵に監視を依頼して密かに撮影された。
66	LG Frankenthal	2012/6/11	4 O 89/12	1,000	撮影	女性	医師	医療従事者が、婦人科検査中に患者や他の多数の患者の陰部を密かに撮影した事案。一部の写真では原告の特定も可能であった。親密領域への重大な侵入に加え、医療関係における著しい信頼違反が問題となった。本件の認容額については、侵害の重大性に比して低額にとどまる点が指摘されている。
67	LAG Rheinland-Pfalz	2013/5/23	2 Sa 12/13	850	監視	従業員	雇用主	職場 (織物工場) での不相应なビデオ監視。生産エリア全体 (ホール入口、機械の前および作業場所) でのビデオ監視の導入について、単に一般的に、かつ具体的な事情もなく窃盗に対する懸念があるというだけでは正当化できないとした。原告は、反応性うつ病などの重大な身体的後遺症を理由に1万ユーロを請求したが、因果関係を立証できず、非財産的損害の補償のみを認めた。
68	AG Wiesbaden	1999/9/8		767	TV番組	男性	メディア	娯楽番組 (ドッキリ風の演出) で、出演者が背後から男性の臀部をつねる場面を撮影・放送。本人の事前同意・事後承諾なし。

No.	裁判所名	判決年月日	事件番号	金額(EUR) ※旧ドイツマルク表記の金額はすべてユーロ換算済み	媒体	原告	被告	事案の概要
69	LG Aschaffenburg	2011/10/31	14 O 21/11	500	撮影	女性	看護師	原告の手術部位（胸の手術痕）を本人が制御できない状況で撮影。親密領域への侵入。
70	LG Karlsruhe	2018/4/6	13 U 70/17	500	SNS	女性	知人	WhatsApp等での受領したヌード画像（セクスティング）の無断転送。
71	ArbG Aachen	2019/11/26	5 Ca 1237/19	350	監視	職業訓練生	雇用主	合理的根拠に欠けるビデオ監視を実施。
72	AG Bremen	2008/7/9	23 C 0189/07	150	TV/オンライン	女性	メディア	私的な短い動画の無断放送（インターネット動画を含む）。ネットでの再公開差止めも認められた。
73	AG Bremen	2008/7/9	23 C 0189/07	150	TV報道	女性	メディア	人格権侵害。記者が原告を自宅玄関で不意打ち取材し、その映像を短編として放送。

第3章 フランス

村田健介

第1 前提となる法体系等

1 民事責任の一般規定

フランス民法典には、日本の民法 709 条に相当する規定として、1240 条（旧 1382 条）がある。これによると、「他人に対して侵害（dommage）を生じさせる人の所為は何であれ、フォート（faute）によってそれを生じさせた者に、その侵害の賠償をするよう義務を負わせる」。同条から、損害賠償責任の要件は、侵害（≡損害（préjudice））、フォート、因果関係であるとされる。

この規定による賠償の対象となるのは財産的損害（préjudice patrimonial）に限られず、精神的損害（préjudice moral）も賠償対象となる。

2 私生活の尊重を求める権利の侵害

(1) 民法典 9 条

民法典 9 条 1 項は、「各人は、自らの私生活の尊重を求める権利を有する。」と定める。フランス民法典は人格権についての規定を持たないが、同条が「人格権の法文上の母型¹⁾」と評され、人格権に関する議論の中心を占めている。

この私生活の尊重を求める権利の侵害が、民法典 1240 条にいう「侵害」にあたることに異論はなく、被害者が民法典 1240 条に基づいて損害賠償請求をすることは妨げられない。しかし、破毀院は、民法典 9 条に基づいて損害賠償を請求することをも認めている。民法典 1240 条に基づいて請求する場合との違いは、フォートの立証を要しないことに加え、損害（préjudice）の立証も要しないとされる²⁾点にある。したがって、私生活侵害の場合の損害賠償請求は、民法典 9 条に基づいてなされるのが一般的であるとされる。

なお、民法典 9 条 2 項は、「裁判官は、被った損害の賠償とは別に、私生活の奥底（intimité）に対する侵害を妨げ又は停止させるのに適切な、係争物寄託、差押えその他のあらゆる措置を講じることができる。これらの措置は、緊急の場合には、レフェレによって命じることができる。」と定めしており、差止めも同項に基づいて行うことが認められる。

(2) 「私生活」概念

「私生活」概念³⁾については、日本のプライバシー概念と同様、明確な限定が付されているわけで

¹⁾ Jean-Christophe SAINT-PAU (sous-dir.), *Droit de la personnalité*, LexisNexis, 2013, n° 1169, p. 722 [SAINT-PAU].

²⁾ Cass. 1re civ., 5 novembre 1996, 94 -14.798, Bull. civ. I. n° 378.

³⁾ 私生活の尊重を求める権利については、我が国でも多数の紹介・分析がなされている。柴崎暁「フランス法における私的生活・名誉・情報保護（その1）」法政論叢 8 号（1997 年）1 頁、大石泰彦『フランスのマス・メディア法』（現代人文社、1999 年）特に 210 頁以下、北村一郎「私生活の尊重を求める権利」同ほか編『現代ヨーロッパ法の展望』（東京大学出版会、1998 年）、上井長久「フランス法における私的生活の保護について」明治大学社会科学研究所紀要 44 巻 1 号（2005 年）171 頁、石井智弥「フランス民法における人格権保護の発展——尊重義務の生成(5)」茨城大学人文学部紀要社会科学論集 54 号（2012 年）1 頁、高鉄雄「人格権概

はなく、広く理解される傾向にあるといえる。具体的には、愛情生活、性生活、家族生活、健康状態、住居、通信の秘密、思想、民事身分といったものが該当する⁴。なお、民法典9条2項は、「私生活の奥底」に対する侵害に限って侵害停止措置を講じることができると定めているが、実務上は、「奥底」とそうでないものとはほとんど区別されていないようである⁵。

いずれにしても、表現の自由との調整は避けられず⁶、利益衡量によって保護が限定されている。

3 名誉毀損および侮辱

(1) 1881年法および刑法典上の「名誉毀損」および「侮辱」

名誉毀損や侮辱に関しては、民法典には規定が存在せず、もっぱらプレス(presse)の自由⁷に関する1881年7月29日の法律(以下「1881年法」という。)および刑法典の規定するところとなっている⁸。

1881年法は、名誉毀損や侮辱等のプレスに関する犯罪について規定を置いている。同法29条によると、「その事実によって非難される(imputé)ところの人若しくは団体の名誉(honneur)若しくは評判(considération)を侵害する事実の主張又は非難は、全て名誉毀損(diffamation)である。この主張又は非難を直接発行し、又は複製によって発行することは、嫌疑を示すものやある人や団体を明示的に名指ししないものであっても、非難する演説、訴え、脅迫、文書若しくは印刷物、プラカード又はポスターで用いられた言葉(terme)から同定が可能である場合には、処罰の対象となる」。「何らの事実による非難も含まない、侮辱する表現、侮蔑し又は罵倒する言葉は、全て侮辱(injure)である」。

1881年法によって名誉毀損や侮辱が処罰の対象となるのは、「公共の場所若しくは公の集会において発せられた演説、訴え若しくは脅迫、公共の場所若しくは公の集会において販売、配布、陳列若しくは展示された、文書、印刷物、図画、版画、絵画、紋章、画像その他の文字、言葉若しくは画像を記録したあらゆる媒体、公に展示されたプラカード若しくはポスター、又は電子的方法による公衆へのあらゆる伝達手段」によるものであった場合である。言い換えれば、公然の名誉毀損および侮辱を処罰しているのが1881年法となる。これに対して、「非公然の名誉毀損」は、刑法典R621-1条によって第1級違警罪として規定されている(なお、挑発に対するものではない非公然の侮辱も、刑法典R621-2条によって第1級違警罪として規定されている。)

1881年法から、具体的事実を摘示するものが名誉毀損であり、そうでないものが侮辱である⁹。

念に関する一考察——日仏韓の比較法的研究から」博士論文・東京大学(2014年)等を参照。

⁴ Jean-Michel BRUGUIÈRE=Bérenère GLEIZE, *Droit des personnes*, 2e ed., Lefebvre Dalloz, 2025, n°s 575 et s, pp. 344 et s. V. aussi, SAINT-PAU, *op. cit.*, n°s 1129 et s, pp. 702 et s.

⁵ BRUGUIÈRE=GLEIZE, *op. cit.*, n° 571, p. 342.

⁶ 欧州人権条約は、その8条で私生活および家族生活の尊重を受ける権利を保障しつつ、10条で表現の自由も保障している。後述する通り、今回インタビューに応じてくれた論者らによれば、欧州人権裁判所およびその影響を受けた今日の破毀院は、表現の自由の保護に傾いている。

⁷ 「プレスの自由に関する」法律ではあるが、1881年法によって処罰される名誉毀損および侮辱は、プレスによるものであるか否かを問わない。

⁸ フランスにおける名誉毀損や侮辱に関する犯罪を詳細に紹介・検討する近時の日本語文献として、東條明德「フランスにおける名誉に対する罪(1)～(5)」法時98巻4号110頁、98巻5号106頁、98巻6号82頁、98巻7号144頁、98巻8号131頁(2026年)がある。本稿も、とりわけ刑法上の議論に関してはこれらを参照した部分が少なくない。

⁹ なお、製品やサービスの悪口を言う(dénigrer)は、当然には名誉毀損にも侮辱にもあたらないが、それが生産者・サービス提供者の名誉または評判を間接的に侵害しているといえるときには、名誉毀損として構成し得るとされる(Cass. 1re civ., 30 mars 2006, 05-16.437, Bull. 2006. I. n° 274.)。なお、この悪口に対する責任追

とはいえ、必ずしも社会的評価を低下させるものだけが名誉毀損であるとされるわけではない。このことは、「非公然の名誉毀損」が刑法典 R621-1 条によって第 1 級違警罪として規定されていることや、名誉毀損によって侵害されるのが「評判」または「名誉」とされている（必ずしも「評判」の侵害を前提としていない）ことから窺える。反面として、侮辱が必ずしも名誉のみを侵害するものであるとも捉えられていないようである。

なお、ここにいう「評判」・「名誉」の意義については、学説上、評判を「他者が我々に向ける評価」、名誉を「自負・自信」に対応するものと定義する立場が有力である¹⁰ことからすると、それぞれ、日本法における名誉と名誉感情とに近いとはいえる。とはいえ、「評判」と区別される「名誉」が日本法にいう名誉感情と同一のものと直ちに判断することに対しては慎重である必要がある¹¹。インタビューにおいても、名誉を誇りとして理解する見解があった一方で、戦争が起こっていた頃の勲章のようなものと理解する見解もあった。いずれにせよ、フランス法では、条文上並列で規定されているからか、両者を明確に区別して議論するという傾向には乏しいようである。

(2) 名誉毀損・侮辱に関する罰則

名誉毀損については、裁判所や陸海空軍その他の国家機関および行政機関に対する名誉毀損には 45000 ユーロの罰金刑が科される（30 条）。また、共和国大統領や閣僚、国会議員、公務員等に対する名誉毀損には、45000 ユーロの罰金刑および社会奉仕刑が科される（31 条）。私人に対する名誉毀損については 12000 ユーロの罰金刑（32 条 1 項）が科されるが、その者の出自や、特定の民族、国、人種または宗教への帰属又は不帰属を理由とする名誉毀損については、1 年の拘禁刑または 45000 ユーロの罰金刑が科される（32 条 2 項、両者は併科され得る）。さらに、性別や性的嗜好、性自認または障害を理由とする名誉毀損についても、同一の刑が科される（32 条 3 項）。

侮辱については、裁判所や陸海空軍その他の国家機関および行政機関、共和国大統領や閣僚、国会議員、公務員等に対する侮辱に対しては 12000 ユーロの罰金刑および社会奉仕刑が科される（33 条 1 項）。私人に対する、挑発に対するものではない侮辱に対しては 12000 ユーロの罰金刑が科される（33 条 2 項）。その者の出自や、特定の民族、国、人種または宗教への帰属または不帰属を理由とする名誉毀損については、1 年の拘禁刑及び 45000 ユーロの罰金刑が科される（33 条 3 項・4 項）。

非公然の名誉毀損又は侮辱について科される第 1 級違警罪は、38 ユーロ以下の罰金刑である（刑法典 131-13 条 1 号）。ただし、その者の出自や、特定の民族、国、人種または宗教への帰属または不帰属を理由とする名誉毀損、性別や性的嗜好、性自認または障害を理由とする名誉毀損については、第 5 級違警罪（初犯は 1500 ユーロ以下、再犯は 3000 ユーロ以下（刑法典 131-13 条 5 号））が成立する（R625-8 条）。侮辱についても同様である（R625-9 条）。これらの場合には、社会奉仕や市民意識啓発研修（stage de citoyenneté）の受講等が併せて義務付けられることもある（R625-10 条）。

(3) 1881 年法上の名誉毀損罪・侮辱罪の成立が阻却される場合

第 1 に、死者に対する名誉毀損および侮辱は、それが相続人、生存配偶者もしくは包括受遺者の名誉または評判を侵害する意図をもってなされた場合でなければ、犯罪にならない（34 条）。

第 2 に、真実性の証明による犯罪成立の阻却が認められる（35 条 1 項）。国家機関および行政機関、共和国大統領や閣僚、国会議員、公務員等に対する名誉毀損を定める 30 条・31 条の場合には、「名誉を毀損する事実」の真実性の立証による阻却が認められる。私人に対する名誉毀損を定める

及は、後述する 2000 年以降の破毀院の姿勢にもかかわらず、民法典 1240 条に基づいてなし得る（Cass. 1re civ., 27 novembre 2013, 12-24.651, Bull. 2013, civ. I, n° 232.）。

¹⁰ SAINT-PAU, *op. cit.*, n° 1664, pp. 954 et s. [François ROUSSEAU], BRUGUIÈRE=GLEIZE, *op. cit.*, n° 553, p.331.

¹¹ この点については、日本の研究者によっても既に指摘されている。橋本真「名誉毀損の法的構成と社会的評価の低下——フランス法との比較検討」私法 63 号（2001 年）159 頁、特に 162 頁を参照。

32 条の場合には、その有価証券が規制市場での取引に承認されているか、または多角的取引システムもしくは信用取引において一般に提供されているあらゆる工業、商業、または金融企業の取締役または管理者に対する「名誉を毀損する非難」及び「侮辱する非難」についても、その事実の真実性の立証による阻却が認められる（35 条 2 項）。ただし、「名誉を毀損する事実」の真実性の立証による阻却は、その非難が当該者の私生活に関するものである場合には認められない（35 条 3 項）。

第 3 に、善意（bonne foi）の場合の阻却が判例上認められている（35 条の 2 参照）。善意であるといえるための要件は、①発言が節度を持って、慎重になされたものであること、②発言が個人的敵意を伴うものではないこと、③発言が正統な目的をもってなされたものであること、④発言が真摯な調査または十分な事実に基づきなされたものであることである¹²。ただし、問題の発言が一般利益にかかる議論であり、十分な事実に基づきなされたものである場合には、①と②の要件は厳格には要求されない¹³。

(4) 責任追及の方法

名誉毀損罪・侮辱罪が成立する場合には、被害者には、私訴（刑事訴訟法典 2 条）という形式で損害賠償の可能性が認められる。この点は、刑事責任と民事責任とを完全に切り離す日本法とは異なる。

なお、この制度は、日本語で付帯私訴と訳されることもあるが、フランス法では、必ずしも刑事訴訟の提起は必要ない。フランスでは、第一審において、刑事訴訟を管轄する裁判所（重罪院・軽罪裁判所・違警罪裁判所）と（商事・労働以外の）民事訴訟を管轄する裁判所（司法裁判所）とが異なるが、名誉毀損訴訟についても、軽罪裁判所に係属した訴訟の中で損害賠償請求をする（刑事訴訟法典 3 条）ほか、被害者が直接司法裁判所に損害賠償請求訴訟を提起すること（刑事訴訟法典 4 条）も可能である。ただし、30 条・31 条の名誉毀損の場合には、原則として私訴だけを分離して行使することはできない（46 条）。

1881 年法による私訴権の行使は、行為の日（または予審もしくは起訴の日）から 3 ヶ月の消滅時効にかかる（同法 65 条）。通常の損害賠償請求権が、権利を行使することができることを知ったまたは知るべきであった日から 5 年間の消滅時効にかかる（民法典 2224 条）のとは比べると、相当に短期の消滅時効となっている。さらに、1881 年法に定められた名誉毀損・侮辱についての責任追及については、呼出状に記載すべき事実が法定されており、それを欠けば手続が無効になるという規律も置かれている（53 条）。

(5) 1881 年法と民法典 9 条・1240 条との関係¹⁴

上述のように、1881 年法に基づく民事責任の追及は、民法典 1240 条に基づく責任追及に比べるとハードルが高い。そこで、1881 年法に基づく損害賠償請求が困難となった場合に、民法典 1240 条に基づく責任追及がなお可能かが問題となったことがある。破毀院はかつてこれを認めていたが、破毀院のこのような姿勢に対しては、1881 年法を迂回することによって、プレス自由が脅かされるとの批判が向けられていた。そうした中、破毀院は、2000 年 7 月 12 日の 2 つの全部会判決¹⁵において、態度を変えるに至った。すなわち、「1881 年 7 月 29 日の法律によって規定され、処罰される表現の自由の濫用は、民法典 1382 条という根拠に基づいては賠償され得ない。」と判示して、同条の適用を認めなかった。破毀院は、これらの全部会判決以来、1881 年法が定める名誉毀損・侮辱等の場合には、（仮に訴追・処罰されなかったとしても）もっぱら同法の規律を適用し、民法典 1240

¹² Cass. 1re civ., 28 septembre 2016, 15-21.823, Bull. 2016, I, n° 182, Cass. crim., 21 avril 2020, 19-81.172.

¹³ CEDH, arrêt du 23 avril 2015, Morice c France [GC], n° 29369/10, point 125.

¹⁴ この点に関する報告者の論稿としては、村田健介「表現行為からの人格権・人格的利益の保護に対する裁判所の態度——フランスの判例の枠組みを題材に」法時 97 巻 4 号（2025 年）35 頁を参照。

¹⁵ Cass. ass. plén., 12 juillet 2000, 98 -10.160, Bull. civ. ass. plén., n° 8, Cass. ass. plén., 12 juillet 2000, 98 -11.155, Bull. civ. ass. plén., n° 8.

条は適用しないという態度を堅持している¹⁶。

くわえて、1881 年法と民法典 9 条に基づく責任追及とが同時になされる場合に、1881 年法に基づく責任追及は認められずとも、民法典 9 条に基づく責任追及が認められるかが争われた事案もある。一方で、民法典 9 条の適用を認めたものとして、2006 年の判例¹⁷がある。これは、フィクション小説において、その登場人物が実在の人物と同定され得ることから、私生活の尊重を求める権利の侵害を認めたものである。同判決において、破毀院は、「私生活を侵害する表現の自由の濫用は、民法典 9 条を根拠として賠償の対象になり得る」とした。他方で、民法典 9 条の適用を認めなかったものとして、2007 年および 2008 年の判例¹⁸がある。これらは、いずれも、私生活の暴露が同時に名誉毀損に該当するというものではなく、名誉毀損・侮辱的な表現に、被害者の写真が添えられたという事案ではあったが、写真の複製は、名誉毀損・侮辱的な表現に添えられたものに過ぎないとして、民法典 9 条の適用を排除している。

これらの判決を経た破毀院の姿勢をどのように理解すべきかについて、学説は分かれている。名誉毀損的表現や侮辱的表現が私生活尊重を求める権利も侵害する場合には、民法典 9 条の適用はなお排除されていないという理解もある¹⁹。しかし、多くの学説は、1881 年法の適用が問題になり得る場合には、1881 年法の定める消滅時効や手続の不遵守によって、1881 年法に基づく損害賠償が認められない場合であっても、民法典 9 条の適用を一般的に排除しようとしていると理解しているようである²⁰。

これらの学説の多くは、破毀院の立場を批判している²¹が、少なくとも、1881 年法が適用され得る名誉毀損・侮辱について、同法を迂回して、民法典 1240 条を根拠に損害賠償請求することはできないという立場は確立したものとなっている²²。なお、今回のインタビューでは、2000 年以降の破毀院の立場の転換を、表現の自由の保護を重視する欧州人権裁判所の影響にみる回答があった。

第2 賠償額の算定に当たって考慮される（されない）要素等について

1 賠償額の算定に当たって参照する指標等について

¹⁶ Cass. 1re civ., 29 novembre 2005, 04-16.508, Bull. civ. I, n° 453. このような状況もあってか、民法の体系書では、私生活侵害は詳細に扱っても、名誉毀損はほとんど扱わないというものが少なくない。「人格権」に絞った文献でも、その傾向は同様である。SAINT-PAU, *op. cit.* は、その書名通り人格権を専門的に扱う 1400 頁を超える文献であり、私生活の尊重については 300 頁弱を割きながら、名誉毀損・侮辱について扱うのは 50 頁程度である。

¹⁷ Cass. 1re civ., 7 février 2006, 04-10.941, Bull. civ. I, n° 59.

¹⁸ Cass. 1re civ., 31 mai 2007, 06-10.747, Bull. civ. I, n° 215, Cass. 1re civ., 19 juin 2008, 07-19.169, Inédit. ただし、プレスに関する軽罪を構成する事実とは区別される事実があれば、民法典 9 条の適用が妨げられないとしたものとして、Cass. 1re civ., 9 septembre 2020, 19-16.415 がある。

¹⁹ SAINT-PAU, *op. cit.*, n° 1743, pp. 996 et s. [François ROUSSEAU].

²⁰ なお、この立場にあっても、無罪推定を求める権利を定める 9-1 条は、1881 年法が適用され得る場面でも、なお排除されない（例として、Cass. 2e civ., 8 juillet 2004, 01-10.426, Bull. civ. II, n° 387, Cass. 1re civ., 20 mars 2007, 05-21.541, Bull. civ. I, n° 124.）というのが多数の分析である。ただし、JOURDAIN は、2023 年の論稿においては、プレスに関する軽罪が存在する場合には、民法典 9 条「および 9-1 条」は、民法典 1240 条と同様排除されると整理する。Patrice JOURDAIN, Liberté d'expression et responsabilité civile, *Revue juridique de la Sorbonne*, n° 8, 2023, pp. 283 et 285.

²¹ Philippe BRUN=Patrice JOURDAIN, Responsabilité civile, *D.* 2007. 2897, n° 3, par JOURDAIN, Emmanuel DERIEUX, Une exclusion non légalement justifiée: Très favorable aux médias et préjudiciable aux victimes d'abus de la liberté d'expression, *légitime*, n° 52, p. 17, BRUGUIÈRE=GLEIZE, *op. cit.*, n° 307, p. 302.

²² Cass. 1re civ., 29 novembre 2005, 04-16.508, Bull. civ. I, n° 453. 非公然の名誉毀損を定める刑法典 R.621-1 条を 1881 年法と並べて「表現の自由の濫用」の修飾句に用いたものとして、Cass. 2e civ., 29 novembre 2001, 99-20.108, Inédit.

(1) 名誉毀損・私生活侵害に関する指標等

フランスにおいては、名誉毀損・私生活侵害の場合の賠償額についての指標は、今のところ存在しない（インタビューにおいては、AI を使って分析すれば出てくるかもしれないというコメントはあったが、少なくとも今のところ詳細な分析はないということであろう。）。額の目安としては、おおよそ、1 ユーロから 15000 ユーロといった数字が示されることがある²³（99%は 10000 ユーロまでに収まるという²⁴。）。が、今回インタビューに応じてもらった研究者・実務家が示した目安は（私生活侵害の場合のケースをも含めたうえでの目安である可能性はあるが）バラバラである²⁵。

今日、私生活侵害や名誉毀損に関する損害賠償請求訴訟の多くは、パリ司法裁判所またはナンテール司法裁判所に提訴されるようである。今回のインタビューにおいては、両裁判所の内部では指標を持っているかもしれないという見解、さらには、かつてはパリとナンテールとで認容額に違いがあると言われたが、近時では差が少なくなっていることもあり、両裁判所で打合せをしている可能性はあるという見解も示された。ただし、これらの情報については外部に公表されているわけではないため、いずれについてもあくまでも推測である。

ただし、EU の一般データ保護規則（GDPR）82 条²⁶に基づく賠償請求については、賠償額の算定自体は国内法に委ねられているところ、ドイツでは判決が分析されて表になっており、フランスでも数年後にはそのような表が出てくる可能性はあるかもしれない、また、欧州司法裁判所が約 4 ヶ月に 1 回指針を出しており、その影響も出てくるだろうとのコメントを得た。

(2) （参考）生命・身体に対する侵害に関する指標等

フランスでは、生命・身体に対する侵害の場合の損害賠償額についての基準として、特に 2 つのものが知られている。第 1 がダンティヤック一覧表（Nomenclature Dintilhac）と呼ばれるものであり、もう 1 つがモルネ基準（Référentiel Mornet）と呼ばれるものである。

前者は、2004 年に、閣議で「人身損害の被害者の正当な損害賠償を求める権利」のための行動計画が取り上げられたことを契機として、破毀院に、一覧表を作成すべくワーキンググループの設置が求められ、当時の第 2 民事部裁判長であったジャン＝ピエール・ダンティヤック（Jean-Pierre DINTILHAC）氏が主宰して、報告書²⁷として作成したものである。これは、具体的な損害額の目安を示すものではないが、損害項目を詳細に分析したものである。具体的には、直接被害者について 20 項目、間接被害者について 9 項目の損害項目を取り上げている。本報告書との関係では、財産的損害のみならず、非財産的損害についてもかなり細かく類型化されて議論されている（10 項目）ことに留意すべきである。名誉毀損の場合には、上記の通り、そのような議論は管見のかぎり見られなかったことと対比すると、人身損害についての議論の詳細さは際立っている。

後者のモルネ基準は、破毀院第 1 民事部判事のブノワ・モルネ（Benoît Mornet）氏によるもので、

²³ Christophe BIGOT, *Pratique du droit de la presse*, Dalloz, 5^e éd. (2026-2027), 2025, n° 321.452, p. 389.

²⁴ BIGOT, *op. cit.*, n° 343.41, p. 660.

²⁵ パリの法律事務所である DESHOULIÈRES AVOCATS ASSOCIÉS の Web サイト上では、インターネット上の名誉毀損について、おおよそ 2500 ユーロの支払が命じられるのが一般的であると述べられている（<https://www.deshoulieres-avocats.com/diffamation-sur-internet-comment-reagir/>（2026 年 6 月 18 日閲覧））。ちなみに、刑事上の罰金はおおよそ 5000 ユーロとなるのが一般的だとしている。

²⁶ 「本規則に対する違反によって有形的または精神的損害を被った者は全て、処理責任者または処理者に対して、被った損害の賠償を求める権利を有する。」

²⁷ https://sante.gouv.fr/IMG/pdf/Rapport_groupe_de_travail_nomenclature_des_prejudices_corporels_de_Jean-Pierre_Dintilhac.pdf（2026 年 6 月 18 日閲覧）。ダンティヤック一覧表について日本語で解説した文献として、住田守道『人身損害賠償法の研究』（成文堂・2024 年）、オリヴィエ・グー（住田守道訳）「人身損害はどのように算定されるのか？——フランスで適用される主な準則の解説」ノモス 45 号（2019 年）191 頁、アンナ・ミレール「フランスにおける人身損害の賠償」立教法学 101 号（2020 年）473 頁等がある。

ダンティヤック一覧表において掲げられた損害項目をベースとして、実務家に「方法論的」な助けおよび賠償に当たっての基準を示すこと、各地の控訴院で用いられている基準を参照することを提案することを目的として作成されたものである。定期的に改訂されているようであり、本報告書執筆時点では、2025年9月版が公表されている²⁸。こちらでは、ダンティヤック一覧表には掲げられていなかった損害項目も追加され、また、具体的な賠償額の目安も示されている。モルネ基準で非財産的損害として取り上げられているものを列挙すると、症状固定前の一時的なものとして、一時的機能欠損（Le déficit fonctionnel temporaire）による損害（控訴院の実務によると、1日あたり25～33ユーロ、1ヶ月あたり750～1000ユーロが支払われるが、欠損のレベルに応じて10～75%まで減額される。一時的楽しみ喪失の損害（Le préjudice d'agrément temporaire）、一時的性的損害（Le préjudice sexuel temporaire）を考慮して加算されることがある。）、苦痛（Les souffrances endurées）損害（レベル1～7+例外の8等級で評価される。レベル1だと2000ユーロまで、レベル7だと50000～80000ユーロである。）、一時的美的損害（Le préjudice esthétique temporaire）がある。症状固定後の恒久的なものとしては、恒久的機能欠損による損害（年齢と機能欠損率とによって、欠損率1%あたりいくらかという形で目安が定められている。2020年の基準ではあるが、たとえば、35歳で欠損率10%だと、欠損率1%あたり2035ユーロとなり、 $2035 \times 10 = 20350$ ユーロということになる。）、恒久的美的損害（一時的苦痛損害と同様にレベル1～7+例外の8等級で評価され、金額も同様である。）、楽しみ喪失の損害、性的損害、家族構築喪失損害（Le préjudice d'établissement）等がある。

なお、裁判所は、損害項目についても額についても、これらの基準に拘束されるわけではない。その意味で、これらの基準は、あくまでも目安である。

2 賠償額の算定に当たって考慮される（されない）要素について

上述の通り、フランス法においては、真実性の証明が認められれば名誉毀損は成立せず、善意が認められる場合にも名誉毀損はやはり成立しない。また、フランスでは、象徴的な1ユーロ賠償が求められることも多いとされるところ、1ユーロ賠償の場合には、何が考慮されたのかは明らかになりにくい。また、損害賠償が認められる場合ではありながら、上述の通り、私生活侵害の場合と異なり民法典の条文の適用問題ではないために、民法（学）における損害賠償額に関する議論も私生活侵害の場合に比べて低調であるという面が否めない。以下の記述は、そのような状況を前提としたものであることには留意されたい。

(1) 媒体

今回のインタビューでは、主としてオンライン媒体とオフライン媒体とで違いが生じるかという形で見解を問うた。結果として、媒体自体が賠償額の算定に影響を与えるということは考えにくいとの回答を得た。もっとも、拡散のしやすさという(2)の問題には関わり得る。

(2) 拡散の程度

拡散の程度は、当然考慮されるとのことであった。

(3) 当事者の属性

インタビューにおいて、（名誉毀損においても私生活侵害においても）当事者の属性は考慮されるとの回答を得た。「公的人物」に対する名誉毀損については、賠償が認められるとしても、その額は抑えられるであろうというものである（ただし、「公的人物」だからこそ被害が大きくなるという事情がどのように考慮されているのかは不明である。）。ここにいう「公的人物」は、必ずしも政治家や公務員に限定されるわけではなく、スポーツ選手等も含まれる。

一方で、当事者が著名人であれば、そのことは損害を拡大する方向に働き得るとも考えられる（(2)

²⁸ <https://www.hello-victimes.fr/les-barèmes-d-indemnisation/le-référentiel-mornet-2025-pdf/>（2026年6月18日閲覧）。

にも関わる。)。インタビュー相手の1人にその点について合わせて問うたが、いずれの論拠も裁判例は考慮しているとみられるが、いずれの論拠がより大きく考慮されているのかというのは非常に難しい問題である、ということであった。

(4) 具体的事実の摘示の有無

1881年法は、上述の通り、具体的事実の摘示の有無によって概念を区別している。すなわち、具体的事実を摘示した場合が名誉毀損、そうでない場合は侮辱である。では、この区別は賠償額の大小に影響を与えるか（なお、刑事上の罰則は、上記の通り、両者で同一である。）。)

今回のインタビュー相手の1人からは、名誉毀損と侮辱との区別はそれほど容易ではなく（上述第1・3(1)参照）、裁判所も、両者で賠償額を明確に区別しているかは疑わしい、との返答を得た。

一方で、別のインタビュー相手からは、フランス法においては、日本法においてなされる名誉（社会的評価）と名誉感情との区別（社会的評価を低下させているか否かという観点からの区別）は明確にはなされていないが、社会的評価が侵害される場合と日本法でいう名誉感情のみが侵害される場合とをあえて比較するならば、前者の方が「人格を直接に侵害する」ので賠償額は高くなるのではないかと返答も得た。

(5) 差別的意図

1881年法は、上述の通り、出自や民族、人種、性別等に基づく名誉毀損・侮辱に対してはより厳しい罰則を定めている（通常の罰金は12000ユーロであるのに対し、45000ユーロである。）。インタビューでは、差別的意図は、民事の賠償額も引き上げるであろうとの返答を得た。

(6) 収益目的

この点については、原則論からいえば、制裁・抑止は契約外責任法の目的ではない（民事制裁（*sanction civile*）規定（民法典1254条）が導入されてはいる²⁹が、適用範囲は限定されている。）から、賠償額に影響はないというべきであろうとの返答を得た。と同時に、実際には、精神的損害として、多く見積もっている可能性はある（が、そのことは明らかにならない）との返答も得た。

なお、財産的損害として別に主張立証した場合には、その賠償は排除されない。

(7) 私生活侵害の場合

なお、私生活侵害の場合には、暴かれた情報の性質、特に *intimité*（特に私生活の核心に関わるようなもの）かそれ以外か、行為者の態度等が考慮されているのではないかと指摘もあった。そのうえで、名誉毀損、侮辱、私生活侵害の間で、賠償額に差をつけることが意識されているかという、そのようなことはないのではないかと回答を得た。

3 賠償請求に要する費用の扱い

(1) 弁護士費用の負担に関する規律

弁護士費用については、大きく2つに分けられる。1つは、弁護士の弁論費用を含む、規則で定められた弁護士報酬である。これは訴訟費用（*dépens*）に含まれ（民事訴訟法典695条7号）、同法典696条1項により、原則として敗訴者負担となる。もう1つは、訴訟費用に含まれないいわゆる成功報酬（*honoraire*）で、これは民事訴訟法典700条1項によって、敗訴者（または訴訟費用の負担を命じられた当事者）が負担するものである。ただし、同条2項は、裁判官は、衡平および敗訴者の経済的状況を考慮するものとされており、場合によっては負担を命じないこともできると定められている³⁰。

²⁹ 「損害を生じさせた者が、不当な利益又は節約を得るために意図的にフォートを犯した」ときまたは「認められた違反行為が、同様の状況に置かれた複数の自然人又は法人に対し、一又は複数の損害をもたらした」ときに限って認められる。

³⁰ 私生活侵害を理由とする損害賠償請求訴訟については、パリの弁護士が2009年9月の裁判例を集計したものではあるが、訴訟別の認容額と民事訴訟法典700条によって支払が命じられた額とを図表に整理したもの

なお、インタビューにおいて、そもそもフランスの弁護士は、訴訟で報酬額を明らかにすることを嫌うという指摘がなされた³¹。したがって、弁護士費用の支払が命じられたとしても、実際に弁護士に支払われている費用は、その数倍に上る可能性があるということであった。

(2) 匿名の投稿の発信者を特定するための費用

いわゆる発信者情報開示の前提として、フランスの現行法において、プロバイダ等が保持すべき情報はどのようなものか。2021年7月30日の法律 2021-998号により改正された（2025年7月13日の法律 2025-532号でさらに改正されている。）郵便・電気通信法典 L.34-1条によると、以下の通りである。第1に、刑事手続、公共の安全に対する重大な脅威の予防および国家安全保障の維持のために、利用者の氏名、生年月日、出生地、現住所、メールアドレスおよび電話番号が5年間保持されなければならない。第2に、同様の目的のために、ユーザーID、ユーザー名、パスワードの確認データ、支払手段、決済番号、支払額および日付は1年間保持されなければならない。第3に、「重大」犯罪に対抗するため、公共の安全に対する重大な脅威を予防するためおよび国家安全保障のために、技術データ（IPアドレス等）が1年間保持されなければならない。もっとも、2022年3月2日の法律 2022-299号によって新設された刑事訴訟法典 R.60-1-2条は、第3の類型について開示請求が認められる場合を、3年以上の拘禁刑が科される重罪または軽罪を対象とする手続、電気通信網を使用することによって犯される、1年以上の拘禁刑が科される軽罪を対象とする手続であって、もっぱら行為者の特定のみを目的とするもの等に限定している。公然の名誉毀損も侮辱も、（出自等を理由とするもの以外は）この要件を充たさないというのが現行法の規律である³²。したがって、インターネット上の匿名利用者による名誉毀損・侮辱に対して損害賠償請求をするのはかなりハードルが高くなっているといえる。

そのうえで、発信者情報開示の手段として認められるのは、以下の2つである。第1に、民事訴訟法典 145条の証拠保全制度を根拠として認められ得る。同条によると、訴え提起前において、紛争解決の基礎となり得る事実の証拠を保全し証明を行う正統な理由があるときは、申請（requête、非対審）又はレフェレ（対審）に基づき、あらゆる利害関係人の請求に対して、法律上認められる命令措置が命じられ得る。この措置の1つとして、発信者情報開示が認められる。第2に、デジタ

がある（Carine PICCIO=Julie de Lassus SAINT GENIÈS, *La réparation de l'atteinte aux droits de la personnalité*, *Légipresse*, 2010. 74.）。これによると、当時のパリ大審裁判所第17民事部（プレスに関する専門部）での認容額が500～15000ユーロであるのに対して、700条によって支払が命じられる額は0～3000ユーロ、ナンテール大審裁判所第1民事部での認容額が1000～12000ユーロであるのに対して、700条によって支払が命じられる額は全て2000ユーロであった。もっとも、このような数字が現在も維持されているのかは不明である（インタビューでは、欧州人権裁判所の影響を理由として、懐疑的な声が聞かれた。）。

³¹ 上で挙げた DESHOULIÈRES AVOCATS ASSOCIÉS の Web サイトによると、弁護士費用は1500～10000ユーロ、民事当事者としての参加を伴う告訴をした場合の供託金として500～1000ユーロがかかるという。

³² 破毀院も、このことは前提としている（Cass. 1re civ., 26 février 2025, 23-16.762）。もっとも、同判決は、LCEN 6-3条を根拠として、発信者と対審の手続を経ることなく、プロバイダ等（本件では Google 社）に対して削除請求をする可能性を認めている（本件では結論としては否定された。）。LCEN 6-3条は、司法裁判所裁判長は、本案に関する迅速手続に基づき、オンラインによる公衆への通信サービスの内容によって生じる損害を予防し、またはその損害を停止させるために適切なあらゆる措置を、その予防または停止に寄与し得るあらゆる者に対して命ずることができるとするものであるが、同判決は、表現の自由の濫用にあたる「明白な違法」があり、発信者の特定ができない場合（本件は、刑事訴訟法典 R.60-1-2条の制約がなかったとしても、VPN サービスが使われていたがゆえに発信者の特定ができないとされるケースであった。）には、対審の手続を経ることなく、比例原則に従うかぎり、削除を認めることができるとした。ただし、表現の自由の濫用といえるかどうか自体が1つの問題である（名誉毀損の場合には、真実性の立証ができず、善意も認められないことが必要になっている。）ため、実効性に疑問を呈する実務家もいるようである。

ル経済における信頼に関する 2004 年 6 月 21 日の法律 2004-575 条 (Loi n° 2004-575 du 21 juin 2004 pour la confiance dans l'économie numérique=LCEN) 6 条IIが、プロバイダ等に「自らが提供するサービスのコンテンツ、又はそのいずれかのコンテンツの作成に関与した者を特定できる情報を保有し、保存しなければならない」と定めていたところ、同項も発信者情報開示の根拠として指摘されてきた。もっとも、同項は、2021 年 5 月 21 日の法律によって、6 条 V-A に移されたうえ、「郵便・電気通信法典 L.34-1 条II bis、III及びIII bis に定められた要件の下で」という文言が追加されたため、(以下は私見であるが) 郵便・電気通信法典 L.34-1 条と同じことを述べているにすぎない。そこで、現行法における発信者情報開示請求の根拠規定は、端的に、民事訴訟法典 145 条に求めるのが素直であるように考えられる。

なお、発信者開示に先立つ作業として、インターネット上の名誉毀損の場合には、スクリーンショット等による証拠保全が求められる。この際に保全が必要な情報が欠落するだとか、真正性に疑いの余地が残るだとかといった事態が生じることがあるため、司法委員(執行吏)に対して厳格な規格を遵守したうえでスクリーンショットを保存することを依頼するのが実務のようである³³。

これらの費用がいくらかかるかというのはもちろん事案によるが、発信者情報開示と証拠保全の費用³⁴は、最終的に被害者による損害賠償請求なり削除請求なりが認められた場合には、上述の民事訴訟法典 696 条または 700 条 1 項に基づいて、あるいは損害賠償責任として、少なくとも一部は相手方負担になる³⁵。

(3) 保険制度

これらの費用をカバーするための保険として、法的保護保証 (la garantie protection juridique) が存在する。住宅保険に付帯する形で、訴訟費用の保険が設定されていることがあるとのことであった。そのほか、報告者が調査したかぎりでは、自動車保険や学生向け保険 (assurance scolaire)、クレジットカードの付帯保険として設定されることもあるようである。住宅保険に付帯する形での法的保護保証の相場について尋ねたところ、おおよそ 1 年あたり 75 ユーロから 200 ユーロまでに収まるということであった。

第3 モデルケースにおける賠償額等の考え方

上述の通り、フランスには賠償額の指標は存在しないため、額の目安を示すことは困難である(そのため、インタビュー調査においても、確たる回答を得られなかった。)。したがって、以下でも、ここまでの内容から、おおよそこのようなことが考慮されるのではないかという事柄を示すにとどまる。上述した通り、名誉毀損・侮辱の場合の損害賠償の額はおおよそ 1~10000 ユーロに収まるとされるところ、ケース 2~6 はその額の範囲内に収まる(その中でもケース 6 は賠償額が高額になる)と考えて差し支えないであろう。

³³ 司法委員事務所の Web サイトのみならず、法律事務所の Web サイトにも同様の記載があるので、ある程度実務慣行となっているものとみて差し支えないものと判断した。

³⁴ 上で挙げた DESHOULIÈRES AVOCATS ASSOCIÉS の Web サイトによると、司法委員(執行吏)費用(現況確認および書類送達費用)は 80~400 ユーロかかるという。一方、司法委員費用は、平日日中であれば 250 ユーロと述べる Web サイト(パリの司法委員事務所 A&V Commissaires de justice、https://www.av-commissaires-de-justice.fr/constat-diffamation-internet---guide-complet-pour-securer-vos-preuves-sur-les-reseaux-sociaux_ad100.html (2026 年 6 月 18 日閲覧))もある。

³⁵ レストランの料理・サービスの悪口が口コミサイトに書かれたという事案で、発信者情報開示のうえ損害賠償請求がされ、認められたという事案で、証拠保全および発信者情報開示に要した費用のうち、課税される費用は民事訴訟法典 699 条に基づいて、調書作成費用は民事訴訟法典 700 条に基づいて、その他の費用および非課税の報酬は損害賠償として、加害者に支払を命じたものがある(CA Dijon, 20 mars 2018, 15/02004)。

1 ケース1について

モルネ基準によると、まず一時的なものについて、一時的機能欠損による損害、苦痛損害、一時的美的損害が問題になり得る。

その後、神経症状が固定したという場合においては、恒久的機能欠損による損害が問題になり得る。神経症状如何によっては、恒久的美的損害、楽しみ喪失の損害、性的損害、家族構築喪失損害等も賠償の対象になり得るであろう。

2 ケース2について

本ケースは、フランス法上は、名誉毀損として扱われるものと考えられる。本ケースにおいては、真実性の証明は認められないであろうし、裏付け調査も十分であったとはいえないから、善意も認められないであろう。そのうえで、Xは「公的人物」である。この要素は、一方では、賠償額を抑える方向に働き得る要素ではあるが、他方では、著名であるがゆえに損害が大きいとして、賠償額を増額する方向に働き得る要素でもある。なお、オフラインでの名誉毀損であることそれ自体は、賠償額には影響しないであろう。

3 ケース3について

本ケースが、名誉毀損と判断されるのか、侮辱と判断されるのかは、フランス法においては微妙かもしれない。「カルト」というのは事実の摘示ではなく、評価であると判断される可能性があるからである³⁶。もっとも、そのことが賠償額の多寡に影響を与えるとは直ちには言い難い（仮に侮辱だとしても、社会的評価に影響し得る可能性は否定し難い。）。そのうえで、Xは「公的人物」であるが、この要素が賠償額との関係でどちらに働くかは、上述の通り、断定し難い。なお、オンラインでの名誉毀損であることそれ自体は、賠償額には影響しないであろう。

4 ケース4について

本ケースは、私生活侵害と名誉毀損の両方に関わり得るものではあるが、フランス法（の学説の一般的理解）によれば、1881年法が適用される結果、名誉毀損だけが問題になり得る。そのうえで、Xに対する名誉毀損であると構成するならば、真実性の証明も善意の抗弁も認められないであろう。したがって、損害賠償請求自体は認められ得るはずである。もっとも、実際に訴訟提起をするとなった場合に、現行法の下で、発信者情報開示請求ができるかどうかの問題になると考えられる。本件は通常の名誉毀損であることから、発信者情報開示請求は難しいのではないかと。

5 ケース5について

本ケースは、フランス法上は、侮辱として扱われるものと考えられる。そのうえで、社会的評価を低下させるといえるならば、賠償額は高額になる可能性があるが、感染症の専門家ではない一般市民の投稿ということで、社会的評価を直ちに低下させるものとは言い難いと判断されるならば、相対的には低額になるものと考えられる。もっとも、本件も通常の名誉毀損であることから、そもそも発信者情報開示請求が難しいのではないかと。

6 ケース6について

本ケースは、前後の文脈にもよるが、フランス法上は、侮辱として扱われるものと考えられる。そのうえで、社会的評価を低下させるものでもないと考えられる。このかぎりではケース5と共通するが、日本人や日本への不帰属を理由とする侮辱であると評価することができ得る。したがって、1881

³⁶ 特に詳述することなく「ナチス」呼ばわりしたり（CA Paris, 1er juin 1995, *Fr. Pén.* 1995, comm. 253）、「セクト」呼ばわりしたりする（CA Paris, 22 février 1994, *JCP G.* 1994 IV. 1147）のは侮辱に当たるとされる。

年法 33 条 3 項が適用される事案であり、民事上の賠償額も上げる方向に働くと考えられる。また、1881 年法 33 条 3 項が定める刑罰は 1 年の拘禁刑または 45000 ユーロの罰金刑であるから、発信者情報開示請求も認められるであろう。

7 ケース 7 について

本ケースは、フランス法上は、私生活の尊重を求める権利の侵害として扱われるものと考えられる。破毀院は、賃貸住宅の衛生管理業者が、住居内部の写真を撮影したうえ、その後、当該住宅の乱雑な様子を、自社の主張を裏付ける証拠として提出したという事案において、私生活の尊重を求める権利は、居住空間を構成する施設の内部の様子に及び、内部の写真の使用についてはなお本人の許可の下に置かれるとして、私生活の尊重を求める権利の侵害を認めている³⁷。本ケースでは、問題の写真が元々不動産会社の物件紹介として使われていたという事情はあるが、今回の行為によってその者の「私生活」と（新たに）結びつけている以上、私生活侵害による賠償を認めることには変わりはないものと考えられる。

第 4 その他フランスの名誉毀損訴訟の特徴等

今回のインタビュー調査においては、そもそも名誉毀損・私生活侵害による損害賠償自体が判決の形で出てくることが少なくなってきたとの指摘が、今回インタビューに応じてもらった研究者・実務家全員からなされた³⁸。

具体的には、第 1 に、欧州人権裁判所の影響がある。彼らによれば、欧州人権裁判所は、表現の自由を重視する傾向があり、私生活侵害や名誉毀損による損害賠償を表現の自由に対する大きな制約と位置付けている。上述の通り、破毀院は、2000 年頃からその影響を受けており（破毀院が名誉毀損についての損害賠償請求について、民法典旧 1382 条の規定を排除したのはその頃である。）、私生活侵害や名誉毀損による損害賠償を認める判決自体が減少傾向にある、損害賠償を認めるとしても、額は低めに抑えられがちであるということであった。

第 2 に、現状、損害賠償よりも差止め（削除）を求めることが多くなっている（たとえば、検索事業者相手である場合、私生活上の事実であれば、GDPR 17 条によることが考えられるほか、民法典 9 条によることが考えられる。さらに、要件を充たすかぎり、名誉毀損・侮辱・私生活侵害を問わず、LCEN 6-3 条 1 項によることも考えられる。）。その方が被害者の求めていることにフィットするからである、というのがインタビューにおける回答であった。検索事業者に直接削除を求めて応じるこ

³⁷ Cass. 1re civ. 7 novembre 2006, 05-12.788.

³⁸ 文献の形で指摘されているものとして、Emmanuel DREYER, Panorama / Droit de la presse / janvier 2025 - décembre 2025, *D.* 2026. n° 3, pp. 2 et s. 2025 年に、表現の自由との関係で、破毀院第 1 民事部が契約外責任のみについて判示した判決は 1 つもなかったと指摘する。その理由として取り上げられているのは、2000 年の破毀院全部会判決以降、民事責任が認められるケースが例外的になったこと、（より実務的に説得的な理由として）、例外的ルールさえ注意を払えば良い刑事訴訟に載せる方が、そのルールと異なる民事手続由来のルールと調和させる必要のある民事訴訟に載せるよりは複雑でないということである。そして、「公開討論に参加する者を根拠がないことの明白な訴えや濫訴から保護することに関する」EU 指令 2024/1069 号が、民事上の権利のみを想定していること、欧州人権裁判所が抑圧的措置の行使において最大限の自制を強く求めていること、2025 年 3 月に個人間における名誉毀損および侮辱の原則非犯罪化が司法省の報告書（Rapport - Mission d'urgence relative à la déjudiciarisation, https://www.justice.gouv.fr/sites/default/files/2025-05/rapport_mission_urgence_dejudiciarisation.pdf）で提案されているとの関係で、この傾向を逆説的だと評している。なお、最後の点については、上掲報告書は、民事責任での解決を示唆しているが、1881 年法 29 条が仮に廃止された場合に、どのような場合に民事責任がなお認められるのかは見通せない（破毀院の現在の傾向からすると、明文規定がなければ賠償は認められないであろう。）。

があり得るというのも理由たり得るかもしれない。

また、上述の通り、「象徴的 1 ユーロ」の賠償が求められることも多く、このような場合には、裁判所が何を考慮して賠償額を増減させているかということはより明らかになりにくい。

そのほか、(これはインタビューでは出てこなかったことではあるが)、1881 年法は、その 13 条で、名誉毀損の被害者の反論権を認めている。このこともまた、損害賠償が問題になりにくい素地をなしているかもしれない。

そのような次第であるので、フランス法については、(少なくとも今回のインタビューを踏まえると) そもそも賠償「額」に関する傾向性を見出しにくくなっているといえよう。

【補足】

本報告書の執筆にあたってインタビューに応じていただいたのは、エマニュエル・ドレイヤー (Emmanuel DREYER) 教授 (パリ第 1 = パンテオン・ソルボンヌ大学、刑事法・メディア法・知的財産法)、ヨナス・クネチュ (Jonas KNETSCH) 教授 (パリ第 1 = パンテオン・ソルボンヌ大学、民法 (特に民事責任法))、ジャン＝ミッシェル・ブリュギエール (Jean-Michel BRUGUIÈRE) 教授 (グルノーブル・アルプ大学、知的財産法、民法 (特に人の法)、弁護士兼務) である (インタビュー順)。お忙しい中インタビューに応じてくださった各氏に感謝申し上げます。